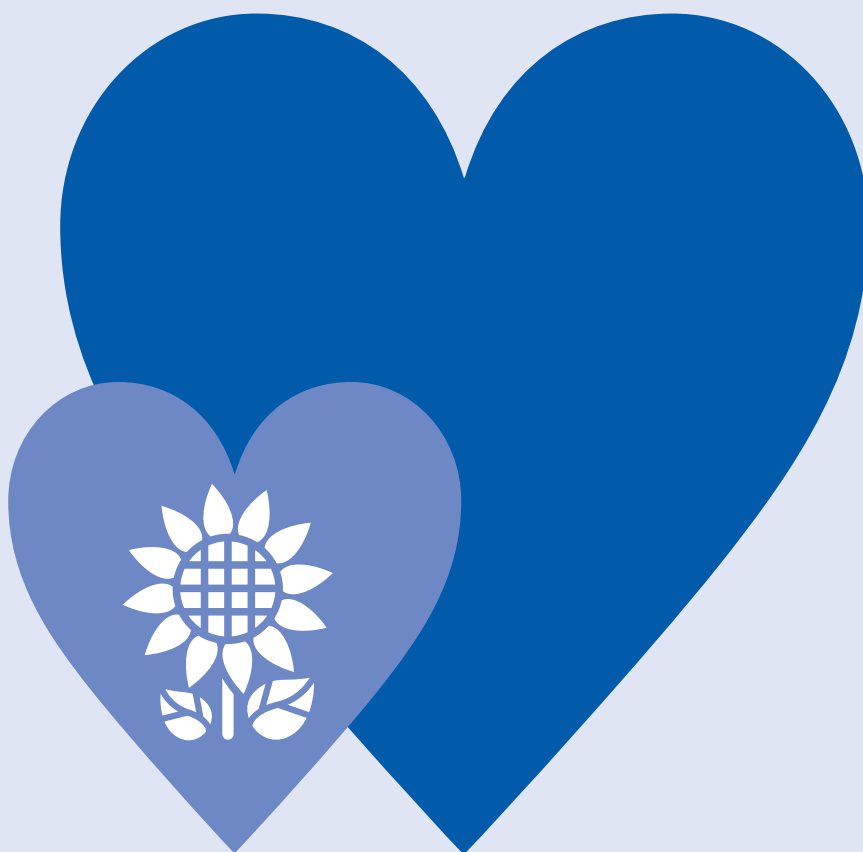


ご契約のしおり・約款

医 療 共 済



かならずお読みください

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、かならずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。
なお、後ほどお送りする共済証書とともに大切に保管し、ご活用ください。

JA共済の事業理念

JA共済は、「相互扶助(助け合い)」を事業理念としています。

～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」——。日本の農村では、古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。日常の農作業はもちろん、自然災害や火事などの災害時には、共同体全体で救済・援助を行いました。そうした歴史を背景に、農家組合員が協力して農業生産力の増進と経済的・社会的地位の向上をはかること、そして、協同による事業活動を通じて、農家組合員の幸福と利益を実現することを目的に「農業協同組合(JA)」は生まれました。

JAの共済事業は、こうした相互扶助(助け合い)を事業理念として、自主的・民主的に運営されており、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしています。

はじめに

.....

このたびはご契約のお申込みをいただき、
ありがとうございます。

この「ご契約のしおり・約款」は、
共済契約についての大切なことがらを
記載したものです。

ぜひご一読いただき、
「共済証書」、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」
および「意向確認書（控）」（または「意向確認内容（控）」）
とともに大切に保管してください。

お願いとお知らせ

お願いとお知らせ

共済契約にご加入の際には共済約款をご一読ください。

この冊子に掲載している「ご契約のしおり」および「共済約款」をご一読され、ご契約の内容や告知などについてよくご理解いただきますようお願いいたします。

共済契約申込書・告知書はかならず共済契約者および被共済者でご自身で正確にご記入ください。

1. 共済契約申込書の契約条項欄は共済契約にとって重要な内容ですので、共済契約者ご自身でご記入し、内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いいたします。
2. 告知書は、被共済者のお体の状態、ご職業などについてありのままを被共済者ご自身でご記入いただくことになっております。

告知につきましては、「告知義務について」 **P12** をご覧ください。

お申込み内容等の確認をさせていただくことがあります。

1. 組合職員が、共済契約者ご本人からのお申込みであることを運転免許証やパスポートなどにより、確認させていただくことがありますのでご了承ください。
2. ご契約のお申込み後、組合職員または組合から委託された者が、お申込み内容や告知内容について、電話または訪問により確認させていただくことがあります。
また、共済契約者ご本人がお申込みされたことや被共済者が同意されたことが確認できなかったときには、ご契約をお取り消しさせていただいたり、ご契約の締結をお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。

共済契約にかかる手続きは、組合所定の端末を使用する方法により行うこともできます。

共済契約にかかる手続きは、書面に代えて、組合所定の端末を使用する方法により行うこともできます。

わかりにくい点、お気づきの点がある際には、
ご遠慮なくご加入先のJAまでお問い合わせください。

お渡しする書類について

ご契約にあたって、お渡しする書類です。ご確認のうえ、大切に保管してください。

重要事項説明書・意向確認書

重要事項説明書（契約概要）



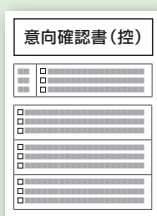
ご契約内容に関する重要な事項のうち、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項について記載しています。

重要事項説明書（注意喚起情報）



ご契約に際して共済契約者にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項について記載しています。

意向確認書（控）または意向確認内容（控）

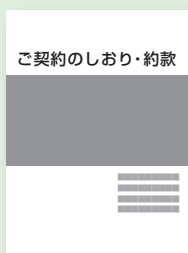


今回お申込みいただいたご契約が、共済契約者のご意向を反映した内容になっているかを確認いただくためのものです（組合所定の端末を使用する方法により共済契約を行った場合は、意向確認内容（控）をお渡しします）。

ご契約のしおり・約款（本冊子）

本冊子は次の2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり・約款



■ご契約のしおり

約款の内容を読みやすく整理し、ご契約上の重要事項や共済金等の請求、手続き等について、わかりやすく説明しています。

■約款

ご契約のご加入からお支払いまでのいろいろなことをとりきめたものです。

共済証書

共済証書



ご契約内容について具体的に記載したもので、組合がお申込みを承諾した場合に、共済契約者にお渡しいたします。お受取り後、かならず内容をご確認いただき、もし共済証書の記載内容がお申込みいただいた内容と異なるときは、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。また、共済証書は共済金等の請求時等に必要となりますので大切に保管していただき、万一紛失された場合には、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。

上記のほかにもJAから書類をお渡しすることがありますので、あわせてご確認ください。

目的別もくじ

お知りになりたい内容から掲載ページをお探しのときにご利用ください。

ご契約に関して

告知書の記入で気をつけなくてはいけないことは？



告知義務について

P12

保障がいつから始まるのか知りたい



責任（保障）の開始について

P15

申込みを撤回したい



クーリング・オフ制度について

P17

専門用語の意味がわからない



共済用語のご説明

P92

事故発生・共済金等のご請求

どんなときにどんな共済金が支払われるのか知りたい



医療共済の特徴としくみ
特約について

P22
P34

どんなときに共済金が支払われないのか知りたい



共済金等をお支払いできない場合

P50

共済金を請求したい



共済金等のご請求について

P82

共済金の受取人が共済金を請求できないときは？



代理人による共済金等のご請求

P86

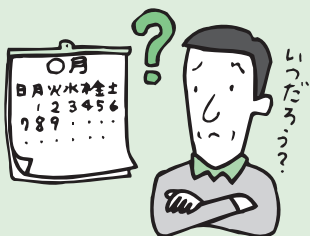
共済掛金の払込免除について知りたい



共済掛金の払込免除

P32

共済掛金はいつまでに
払えばいいの？



共済掛金のお払込み

P60

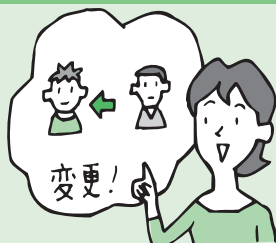
共済掛金の払込みの方法を変更したい
共済掛金をまとめて払いたい



共済掛金の払込方法

P63

契約者や受取人を変更したい



共済契約関係者の変更

P77

住所や氏名が変わったときは？



ご住所の変更、改姓・改名の届出

P75

保障内容を見直したい



特約の中途付加による

保障の見直し

P71

下取り（転換）制度による

保障の見直し

P72

被共済者が亡くなられた場合の
手続きについて知りたい



被共済者がお亡くなりになられた
場合

P76

契約を解約した際の
返れい金について知りたい



ご契約の解約について

P66

共済金などにかかる
税金について知りたい



税金のお取扱いについて

P78

JA 共済のご相談・苦情窓口のご案内



JA 共済のご相談・苦情窓口の
ご案内

P91

JA 共済について

P90

もくじ

ご契約のしおり

お願いとお知らせ	P02
お渡しする書類について	P03
目的別もくじ	P04
安心してご契約期間をお過ごしいただくために はじめにご確認いただきたいこと	P08

第1章 ご契約に際して

ご契約に際してかならずご確認いただきたい
ことがらについて説明しています。

告知義務について	P12
責任（保障）の開始について	P15
個人情報のお取扱いについて	P16
クーリング・オフ制度について	P17
高額契約掛金優遇制度	P19

第2章 しくみと共済金

医療共済および各種特約のしくみの概要を
説明しています。

医療共済の特徴としくみ	P22
特約について	P34

【万一のときを保障する特約】

定期特約・更新型定期特約	P35
生活保障特約	P37
家族収入保障特約	P38

【災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約】

災害給付特約	P40
災害死亡割増特約	P42

【所定の身体の損傷の状態を保障する特約】

特定損傷特約	P44
--------	-----

【その他の特約】

生前給付特約	P46
共済金年金支払特約	P48

共済金等をお支払いできない場合	P50
共済金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の事例	P55

第3章 ご契約中について

共済掛金のお払込みやご契約内容を変更される場合の手続き等について説明しています。

【共済掛金のお払込みとご契約の継続について】

共済掛金のお払込み	P60
失効したご契約の復活	P62
共済掛金の払込方法	P63
ご契約の解約について	P66
ご契約の無効・取消し・解除・消滅	P68
割りもどし金のお支払い	P70

【ご契約内容の変更と届出】

特約の中途付加による保障の見直し	P71
下取り（転換）制度による保障の見直し	P72
共済契約の型の変更	P73
手術・放射線治療保障のあるご契約から手術・放射線治療保障のないご契約への変更、 入院時諸費用保障のあるご契約から入院時諸費用保障のないご契約への変更、 先進医療保障のあるご契約から先進医療保障のないご契約への変更	P74
ご住所の変更、改姓・改名の届出	P75
被共済者がお亡くなりになられた場合	P76
共済契約関係者の変更	P77

【生命共済と税金】

税金のお取扱いについて	P78
-------------	-----

第4章 共済金等のご請求について

共済金等のご請求の手続き、必要書類について説明しています。

共済金等のご請求について	P82
ご請求に必要な書類	P85
代理人による共済金等のご請求	P86

第5章 JA共済のご案内

JA共済の概略、ご相談・苦情窓口について説明しています。

JA共済について	P90
JA共済のご相談・苦情窓口のご案内	P91
共済用語のご説明	P92
「契約内容照会制度」について	P98
「支払査定時照会制度」について	P100

約 款

目次	P102
普通約款	P104
特則	P123
特約	P139
別表	P208

はじめにご確認いただきたいこと

1 告知義務



2年前に入院したんだけど、やっぱり共済には入れないのかな？
言わなければわからないだろうから、黙っていよう。

共済金等をお支払いできない場合があります。
告知書には被共済者ご自身で、ありのままをご記入ください。

ご契約時には、重要な事項（現在の健康状態や過去の病歴など）を告知いただく義務（告知義務）があります。告知書には被共済者ご自身で、ありのままをご記入ください*。告知書の記載が事実と異なる場合は、ご契約が解除されたり共済金等をお支払いできないことがあります。告知義務については、**P12**

2 クーリング・オフ制度



契約の申込みをしたんだけど、やっぱりやめたいわ。
クーリング・オフがあるからあせらなくても平気ね。

クーリング・オフには所定の期間・条件があります。

お申込み（申込書のご提出*が完了した日）または「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付を受けた日のいずれか遅い日から8日を超えるとご契約のお申込みの撤回または解除を行うことができなくなります。クーリング・オフ制度については、**P17**

3 責任（保障）の開始



この間、申込書を書いて渡したから、
いつでも共済金を支払ってもらえるのよね！

共済金等をお支払いできるのは
お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時からです。

組合がお申込みを承諾した場合、組合はお申込みの時*または告知の時*のいずれか遅い時から、保障を開始します。責任（保障）の開始については、**P15**

4 共済金等をお支払いできない場合



万一のことがあっても、共済に入っているから安心だね。
かならず保障してもらえるんだから。

共済金等をお支払いできない場合があります。

例えば、

- 被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害・病気が原因の場合
- 告知いただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始時前に生じた病気や傷害が原因の場合 ほか

免責事由等、共済金等をお支払いできない場合については、**P50**

5 共済掛金の払込猶予期間



共済掛金を払いそびれてしまったよ！
何かあったらどうしよう…？

共済掛金のお払込みには払込猶予期間を設けています。

共済掛金は払込期月中にお払込みいただきますが、一時的にお払込みの都合がつかないときのために払込猶予期間を設けています。この期間中に共済掛金のお払込みがないと、ご契約は解除または失効し、共済金等のお支払いができなくなります。払込猶予期間については、**P60**



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

6 貸付制度



余裕がなくて共済掛金を払わないままにしているんだけど、貸付制度が利用できないかしら。

医療共済には貸付制度はありません。

医療共済には共済契約者に対する貸付制度（自動振替貸付・共済証書貸付）が設定されていません。したがって、払込猶予期間が過ぎるとご契約は解除または失効します。 [ご契約の解除または失効については、P60](#)

7 ご契約の解約と解約時の返れい金



契約を解約しようと思うんだが、今まで払い込んだ共済掛金はもどってくるのかな？

医療共済には、解約時や消滅時などにお支払いする返れい金はありません。

ご契約を解約される場合には、組合所定の申込書に共済契約者ご自身でご署名のうえでお申し出ください。その際は、解約前に未請求となっている共済金等がないかを十分にご確認ください。

なお、特約によっては、返れい金がある場合もありますが、返れい金は、多くの場合においてそれまでお払込みいただいた共済掛金の合計額よりも少なくなります。

[ご契約の解約と解約時の返れい金については、P66](#)

8 組合（JA）が破綻した場合



組合にもしものことがあったら、保障がなくなってしまうと思うとなんだかこわいよ。

**ご安心ください。
万一、組合（JA）が破綻しても保障は継続します。**

組合（JA）が破綻しても、他の組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同もしくは全国共済農業協同組合連合会単独で保障をお引受けいたします。 [組合（JA）が破綻した場合については、P90](#)

9 ご契約の見直し（ご契約の転換など）



家族も増えたし、保障を見直したいけど、何か条件はあるのかな？

ご契約の見直しの際には、不利益となる事項もありますので、ご留意のうえお申込みください。

現在のご契約を見直して新たにご契約をお申込みされる場合には、共済掛金が高くなったり、健康状態によってはお引受けできないなど、共済契約者にとって不利益となることもあります。また、ご契約を転換される場合には「保障見直し設計書」などをかならずお受取りになり、現在のご契約と比較のうえご検討ください。 [特約の中途付加については、P71](#) [ご契約の転換については、P72](#)

10 JA 共済に対するご相談・苦情等の受付、紛争時における対応などについて



組合の説明に納得ができないんだけど…。

皆さまの声を私たちにお届けください。

JA 共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかるご相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

[JA 共済のご相談・苦情窓口のご案内 P91](#)

第1章 ご契約に際して



本章では、ご契約に際してかならずご確認くださいことがらについて説明しています。

章内もくじ

■告知義務について	P12
■責任（保障）の開始について	P15
■個人情報のお取扱いについて	P16
■クーリング・オフ制度について	P17
■高額契約掛金優遇制度	P19

告知義務について



ご契約に際して被共済者の最近の健康状態、過去の病歴、身体の障がい状態、ご職業などについて、組合所定の告知書でおたずねします。告知の内容により、ご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただいておりますので、告知書へは事実をありのまま告知（記入）してください*。

約 款

普通約款第41条

告知義務について

共済契約者または被共済者には、健康状態などについて告知していただく義務（告知義務）があります

生命共済は大勢の人々が共済掛金を出しあって、相互に保障しあう、助けあいの制度です。そこで、この制度の中にはじめから完全に健康とは申しあげられない方や、危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。

そのために、ご契約に際して被共済者の最近の健康状態、過去の病歴、身体の障がい状態、ご職業などについて、組合所定の告知書でおたずねし*、ご契約をお引受けできるかどうか決めさせていただいております。



しおり

共済用語のご説明

- 告知書扱い
- 診査医扱い

告知の方法について

告知書へは事実をありのまま正確にもれなく告知（記入）してください



被共済者ご自身で、組合所定の告知書の記載事項についてご記入し、ご署名ください*。

■告知書の記載事項

- 最近の健康状態
- 過去にかかった病気
- 身体の障がい状態
- ご職業 など

診査医扱契約の場合は組合の指定した医師（診査医）がお体の状態などについておたずねすることがありますので、そのときは、事実をありのまま正確にもれなくお答えください。



注意

■口頭でのみお答えいただいている場合

組合所定の告知書に記入されたことが告知となります*。組合の職員に口頭でお答えいただいただけでは、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

告知義務違反について

告知が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除することがあります

1. お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、組合は告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。
 - このお取扱いは、ご契約・特約がその責任開始時^{*}の属する日以後、2年以上継続する前であって、かつ、組合が解除の原因を知ったときから1か月以内に限ります。
※復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。
 - ご契約・特約が2年以上継続した後であっても、その責任開始時の属する日以後、2年以上継続する前に既に共済金等をお支払いする事由、または共済掛金のお払込みを免除する事由が生じていた場合には、ご契約・特約の責任開始時の属する日から5年以内に、ご契約または特約を解除することがあります。（ご契約・特約の責任開始時前の原因により共済金等をお支払いする事由または共済掛金のお払込みを免除する事由に該当しなかったときを含みます。）
2. 共済金等をお支払いする事由や共済掛金のお払込みを免除する事由が生じていても、共済金等のお支払いや共済掛金のお払込みを免除することができない場合があります。
3. ご契約または特約を解除した場合には、返れい金があれば、共済契約者にお支払いします。

約 款

普通約款第42条
普通約款第43条

しおり

共済用語のご説明
●返れい金

約 款
特別条件特約

約 款
別表〔不担保部位〕

しおり
共済金等をお支払い
できない場合
P50

傷病歴等がある場合のご契約のお引受け（特別条件）について

被共済者のお体の状態によっては、他のご契約との公平性から、ご契約をお断りしたり、次の条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

付加される特別条件

■共済掛金の割増（特別共済掛金法）

通常の共済掛金のほかに特別共済掛金を加えた共済掛金をお払込みいただくこととなりますが、共済金等のお支払いは、共済金額と同額となります。

■共済金等の削減（共済金削減法）

お払込みいただく共済掛金は通常の共済掛金ですが、所定の期間（削減期間といいます。）内に共済金等をお支払いする場合には、共済金額を所定の割合に応じて削減した額をお支払いします。ただし、削減期間を経過した後に共済金等をお支払いする場合には、共済金額と同額をお支払いします。

■一定期間中に約款別表〔不担保部位〕により特定された身体部位に生じた疾病保障の不担保（特定部位不担保法）

お払込みいただく共済掛金は通常の共済掛金ですが、所定の期間（不担保期間といいます。）中に、約款別表〔不担保部位〕により特定された身体部位（不担保部位といいます。）に生じた疾病（傷害および特定感染症を除きます。）により入院をし、または手術、放射線治療もしくは先進医療による療養を受けた場合は、共済金等をお支払いいたしません。

■眼球または眼球付属器に生じた疾病による疾病保障の不担保（特定視力障害不担保法）

お払込みいただく共済掛金は通常の共済掛金ですが、眼球または眼球付属器に生じた疾病（特定感染症を除く。）により第1級から第4級までの後遺障害の状態、重度要介護状態または疾病重度障害状態になった場合は、共済金等のお支払いおよび共済掛金の払込免除を行わないものとします。

対象となる主契約および特約

特別条件	対象となる主契約および特約	
特別共済掛金法・共済金削減法	医療共済	治療共済金、手術共済金、放射線治療共済金
	定期特約、更新型定期特約	特約死亡共済金、特約後遺障害共済金
	生活保障特約 家族収入保障特約	生活保障年金
特定部位不担保法	医療共済	治療共済金、手術共済金、放射線治療共済金、入院時諸費用共済金、先進医療共済金、先進医療一時金
特定視力障害不担保法	医療共済、健康祝金支払特則付医療共済、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約	



注意

■責任開始時に傷病等が生じている場合について

原因となる傷病等が責任開始時に生じている場合は、約款に特に定めのない限り、お申込みの際に告知いただいた場合でも、お支払いの対象になりません。ご契約や特約に特別条件が付されている場合も同様です。

責任開始時に傷病等が生じている場合の詳細については、「共済金等をお支払いできない場合」をご確認ください。

責任（保障）の開始について

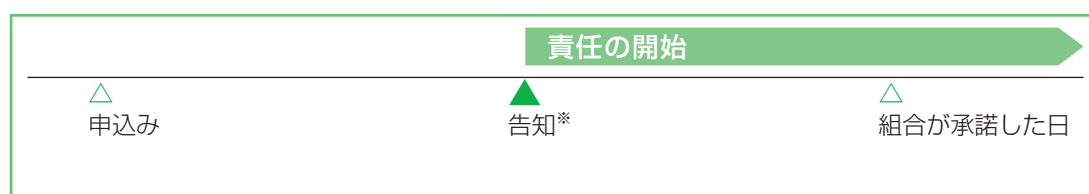


組合がお申込みを承諾した場合、お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時からご契約の責任（保障）を開始します。

責任（保障）の開始

組合がご契約のお申込みを承諾した場合には、お申込みおよび告知*がともに完了した時からご契約の責任（保障）を開始します。

責任の開始を図示すると次のようになります。



※診査医扱いの場合、健康状態等の告知と診査の完了



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

約 款

普通約款第12条

しおり

告知義務について
P12

個人情報のお取り扱いについて



共済契約に関する個人情報は次のとおりお取扱いいたします。

しおり

JA共済について
P90

しおり

「契約内容照会制度」
について
P98
「支払査定時照会制度」
について
P100

個人情報のお取扱い

個人情報を必要な範囲で利用することがあります

ご契約内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会が、共済契約のお引受けの判断、共済金等のお支払い、共済契約のご継続・維持管理、各種サービスのご提供・充実を行うために利用します。

また、本契約に関する個人情報は、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会の他の商品・サービスのご案内・ご提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。

要配慮個人情報および機微（センシティブ）情報のお取扱い

保健医療等の情報（要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報）については、共済事業の適切な業務運営の確保に必要な範囲でお取扱いいたします。

個人番号を含む個人情報（特定個人情報）のお取扱い

法令により認められる範囲を超えた利用は行いません。

個人情報を関係先に提供し、また提供を受けることがあります

適正かつ迅速な共済契約のお引受け・共済金等のお支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関、共済契約のお引受け・共済金等のご請求・お支払いに関する関係先等に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります

法令により必要と判断される場合、共済契約者・被共済者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者^{（注）}に提供することがあります。

（注）共済金支払査定に用いる診断書の電子化業務を委託する場合等における外国にある第三者を含みます。

共済制度の健全な運営のために以下の制度を運営しています

■契約内容照会制度

共済契約のお引受けの判断および共済金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容照会制度」に基づき、共済契約等に関する「開示内容」を各生命保険会社等と共同して利用するものです。

■支払査定時照会制度

お支払いの判断または共済契約等の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、各生命保険会社等の保有する共済契約等に関する相互照会事項記載の情報を共同して利用するものです。

上記以外の組合（JA）のその他個人情報のお取扱いについては、組合（JA）の個人情報保護方針・個人情報保護法に基づく公表事項等をあわせてご覧ください。また、全国共済農業協同組合連合会の個人情報のお取扱い等の詳細は、JA共済ホームページ (<https://www.ja-kyosai.or.jp>) をご覧ください。

クーリング・オフ制度について



クーリング・オフとは、ご契約のお申込みを行った後でも、ご契約のお申込みの撤回や解除ができる制度です。

クーリング・オフの申出方法

クーリング・オフの適用には所定の期間・条件があります

お申込者または共済契約者（以下「申込者等」といいます。）は、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ご契約の申込日（共済契約申込書のご提出（組合所定の端末を使用する方法を含みます。）が完了した日）
- 「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付を受けた日（お申込み時に「ご契約のしおり・約款」のお受取り方法をWeb（インターネット）で確認と選択した場合、「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日は、申込日となります。）

申込日または「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付日のいずれか遅い日

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----

お申込みの撤回等可能期間

書面による手続きが必要です

お申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じるため、郵送により上記の期間内（8日以内の消印有効）にお申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてにお申し出いただく必要があります。

<記入見本>

〇月〇日に申し込んだ医療共済の申込みを取り消します。

- ① JA〇〇 △△支店
- ② 〇〇県△△市□□××-××-××
共済太郎
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- ③ 〇〇年△△月□□日
- ④ ××万円
- ⑤ 共済太郎

■書面への記載事項

書面には、医療共済契約のお申込みの撤回等をする旨を明記のうえ、

- ① 契約された組合・支所（店）名
- ② 申込者等の住所、氏名（自署）、電話番号（連絡先電話番号）
- ③ 共済契約の申込日
- ④ 共済金額
- ⑤ 被共済者の氏名

をご記入ください。なお、ご契約のお申込み時に、共済契約申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。

手続きの流れは次のとおりです



お申込みの撤回等が可能な日付であるかをご確認のうえ、医療共済契約のお申込みの撤回等を行う旨を書面に明記してください。なお、ご契約のお申込み時に、共済契約申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。



郵送により、お申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてにお申し出ください。お申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じます。

クーリング・オフができない場合

クーリング・オフのお取扱いができない場合があります

次の場合は、お申込みの撤回等のお取扱いはできません。

- 既に組合の指定した医師の診査を受けていた場合
- 申込者等が団体の場合
- 債務履行の担保のための共済契約の場合
- 既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
- その他クーリング・オフ制度の趣旨に反する場合

その他

- お申込みの撤回等の場合には、お払込みいただいた金額を申込者等にお返しいたします。
- お申込みの撤回等の当時、既に共済金等の支払事由が生じているときは、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、申込者等がお申込みの撤回等の当時、既に共済金等の支払事由が生じたことを知っている場合を除きます。
- 転換、切替または乗換によるお申込みの場合は、転換、切替または乗換がなかったものとして以前のご契約にもどります。

高額契約掛金優遇制度



共済金額の合計額が契約単位で2,500万円以上となる場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「高額契約用掛金率」が適用されます。

高額契約に適用する共済掛金率

医療共済契約に付加された特約を対象として、その共済金額の合計額が契約単位で2,500万円以上となる場合には、お払込みいただくこれらの特約の共済掛金に割安な「高額契約に適用する共済掛金率」(以下「高額契約用掛金率」といいます。)が適用されます。

対象となる特約

- ・ 定期特約
- ・ 生活保障特約
- ・ 更新型定期特約
- ・ 家族収入保障特約

適用の条件等

- ご契約が複数ある場合でも、それらの共済金額は通算しません。
- 特約の中途付加により、共済金額の合計額が2,500万円以上となった場合についても適用対象とします。
- 生活保障特約および家族収入保障特約は共済金額に組合の定める率を乗じて得た額を合計する額とします。

ご留意いただきたい事項

ご契約内容の見直し、生前給付金のお支払い等により対象となる特約の共済金額が変更された場合で、変更後の共済金額の合計額が2,500万円を下回ったときには、割安な高額契約用掛金率は適用されなくなります。

しおり

- 共済用語のご説明
- 共済掛金

第2章 しくみと共済金



本章では、医療共済および各種特約のしくみの概要を説明しています。

章内もくじ

■医療共済の特徴としくみ・	P22	■[所定の身体の損傷の状態を保障する特約]		
■特約について・	P34	■特定損傷特約・	P44	
[万一のときを保障する特約]		[その他の特約]		
■定期特約・更新型定期特約・	P35	■生前給付特約・	P46	
■生活保障特約・	P37	■共済金年金支払特約・	P48	
■家族収入保障特約・	P38			
[災害による万一のとき・後遺障害の 状態を保障する特約]		■共済金等をお支払いできない場合 ・		P50
■災害給付特約・	P40	■共済金等をお支払いできる場合、 お支払いできない場合の事例 ・	P55	
■災害死亡割増特約・	P42			

医療共済の特徴としくみ



医療共済は、被共済者が入院された場合の保障を確保する共済です。また、ご希望に応じて、手術・放射線治療に対する保障、入院時の諸費用にあてられる保障および先進医療に対する保障のあるご契約をお選びいただけます。

- しおり
- 共済用語のご説明
- 入院
 - 手術
 - 放射線治療
 - 先進医療

医療共済のしくみ

1日（日帰り）入院[※]から一時金で保障

病気や不慮の事故による入院を一時金で保障します。治療共済金は、共済契約の型に応じて、1日（日帰り）以上の所定の入院をされた場合にお支払いします。共済契約の型は、1回型・4回型・7回型の3種類からお選びいただけます。

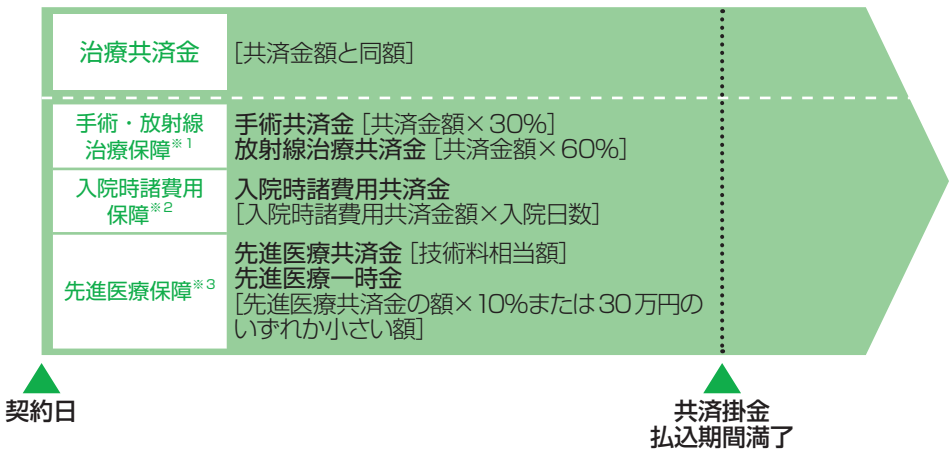
※「1日（日帰り）入院」とは、「共済用語のご説明」に記載の「入院」に該当し、その日数が暦の上で数えて1日であることをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断されます。

手術・放射線治療保障や入院時諸費用保障、先進医療保障のあるご契約をお選びいただくことにより、さらに充実した保障を確保

ご希望に応じて、公的医療保険制度の対象となっている手術・放射線治療[※]に対する保障、入院時の諸費用（差額ベッド代等）にあてられる入院日数に応じた保障、先進医療に対する保障のあるご契約をお選びいただけます。

※一部お支払いの対象とならない手術があります。

＜例：終身保障契約の場合＞



- ※1 手術・放射線治療保障のあるご契約と手術・放射線治療保障のないご契約のどちらかをお選びいただけます。
- ※2 入院時諸費用保障のあるご契約と入院時諸費用保障のないご契約のどちらかをお選びいただけます。
- ※3 先進医療保障のあるご契約と先進医療保障のないご契約のどちらかをお選びいただけます。



注意

■医療共済における死亡保障について

医療共済には死亡保障はありません。定期特約など特約死亡共済金等のお支払いのある特約を付加することによって、万一の保障を確保することができます。

主契約の共済期間

主契約の共済期間には、終身保障・80歳満了・10年更新の3つのタイプがあります。

終身保障契約

一生涯にわたる保障を確保します。



共済掛金の払込終了年齢は50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳または99歳の中からお選びいただけます。

80歳満了契約

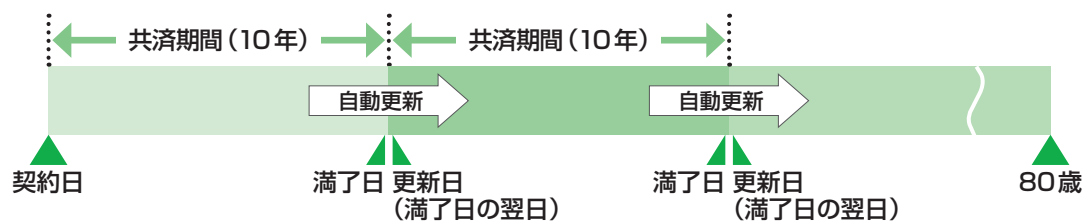
80歳までの保障を確保します。



共済掛金の払込終了年齢は50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳の中からお選びいただけます。

10年更新契約

10年の保障（自動更新によって最長で80歳まで）を確保します。



約 款

普通約款第49条

■共済契約の更新

10年更新契約の医療共済は、共済期間の満了日までに共済契約者から更新しない旨の所定のお申し出がない限り、共済期間の満了日の翌日（更新日といいます。）に自動的に更新されます。なお、更新後の共済契約については、更新日におけるこの共済契約の共済約款を適用し、更新後の共済契約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します（更新を希望されない場合は、共済期間の満了日までに、共済契約者より組合へ更新しない旨の所定のお申し出をしていただく必要があります）。

1. 更新後の共済金額

共済金額は、更新前と同じ金額で更新されます。ただし、更新日の前日までに共済契約者から所定のお申し出をいただいた場合には、更新前の共済金額を超えない範囲で更新後の共済金額を変更することができます。

2. 更新後の共済期間

共済期間は、更新前と同じ期間で更新されます。ただし、更新日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日までの期間が14年以下である場合は、更新日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日までとします。

3. 更新されない場合

共済契約者が共済期間の満了日までに更新しない旨を組合へ通知された場合、更新日において組合がこの共済契約の締結を取り扱っていない場合、更新しようとする共済契約の共済期間の満了日の翌日における被共済者の年齢が81歳以上となる場合など、共済契約が更新されない場合があります。詳しくは約款をご参照ください。

約 款

災害給付特約17条
災害死亡割増特約16条
特定損傷特約18条

■特約の更新

主契約の更新日の前日までに更新しない旨を組合に通知しない限り、主契約の更新日に、主契約に付加された特約も更新されます。なお、更新後の特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後の特約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します（更新を希望されない場合は、主契約の更新日の前日までに、共済契約者より組合へ更新しない旨の所定のお申し出をしていただく必要があります）。

1. 更新後の共済金額

共済金額は、更新前と同じ金額で更新されます。ただし、更新日の前日までに共済契約者から所定のお申し出をいただいた場合には、更新前の共済金額を超えない範囲で更新後の共済金額を変更することができます。なお、主契約の更新の際、その主契約の共済金額が変更されたことにより、特約の共済金額が減額される場合があります。詳しくは約款をご参照ください。

2. 更新後の共済期間

共済期間は、更新前と同じ期間で更新されます。ただし、更新日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日までの期間が14年以下である場合は、更新日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日までとします。

3. 更新されない場合

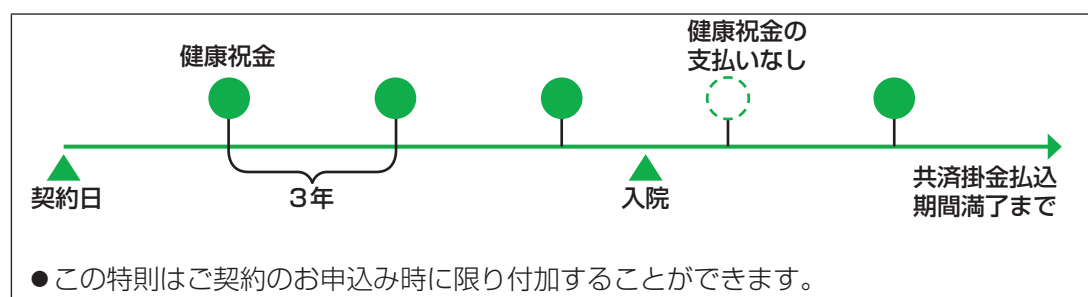
共済契約者が主契約の更新日の前日までに更新しない旨を組合へ通知された場合、更新日において組合がこの共済契約の締結を取り扱っていない場合、更新しようとする共済契約の共済期間の満了日の翌日における被共済者の年齢が81歳以上となる場合など、特約が更新されない場合があります。詳しくは約款をご参照ください。

健康祝金支払特則付医療共済のしくみ

健康祝金のある医療共済

健康祝金支払特則が付加されているご契約については、被共済者が共済掛金払込期間中の3年*ごとの期間の満了時に生存され、かつ、治療共済金が支払われた入院をされなかった場合に、所定の額の健康祝金を共済契約者にお支払いします。(原則として据え置かれ、いつでもお申出によってお支払いします。)

※ 10年更新契約の場合には共済期間中の5年となります。



共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
治療共済金	共済金額と同額	被共済者が責任開始時*1以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院され、その入院日数が共済契約の型に応じて、1回の入院につき次の各日数に達したとき ア. 1回型 1日 イ. 4回型 1日、30日、60日、90日 ウ. 7回型 1日、30日、60日、90日、120日、150日、180日	被共済者*2

※ 1 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。以下次ページまで同じ。

※ 2 共済契約者が法人かつ死亡時通知人であるときは、治療共済金の受取人は共済契約者となります。

■手術・放射線治療保障のあるご契約の場合

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
手術共済金	共済金額×30%	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により共済期間内に手術を受けられたとき	被共済者*
放射線治療共済金	共済金額×60%	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により共済期間内に放射線治療を受けられたとき	

※ 共済契約者が法人かつ死亡時通知人であるときは、手術共済金・放射線治療共済金の受取人は共済契約者となります。

約 款

健康祝金支払特則

約 款

普通約款第3条

約 款

普通約款第4条

約 款

普通約款第5条

約 款

普通約款第6条

約 款

健康祝金支払特則

約 款

普通約款第18条

■入院時諸費用保障のあるご契約の場合

お支払いする 共済金	お支払いする 共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
入院時諸費用 共済金	入院時諸費用共済 金額×入院日数 ^{※1}	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または 疾病により共済期間内に入院されたとき	被共済者 ^{※2}

※1 お支払いの対象となる入院日数には、共済契約の型に応じた入院日数の限度が適用されます。
詳しくは、「入院時諸費用共済金について」をご参照ください。

※2 共済契約者が法人かつ死亡時通知人であるときは、入院時諸費用共済金の受取人は共済契約者となります。

■先進医療保障のあるご契約の場合

お支払いする 共済金	お支払いする 共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
先進医療 共済金	先進医療にかかる 技術料に応じた次の表の額	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または 疾病により共済期間内に先進医療による療養を 受けられたとき	被共済者 ^{※1}
先進医療 一時金	次のいずれか小さい額 ⑦先進医療共済 金の額の10% に相当する額 ⑧30万円	被共済者が先進医療共済金が支払われることと なる先進医療による療養を受けられたとき ^{※2}	

※1 共済契約者が法人かつ死亡時通知人であるときは、先進医療共済金・先進医療一時金の受取人は共済契約者となります。

※2 先進医療共済金のお支払いがない場合、先進医療一時金のお支払いもありません。

＜先進医療にかかる技術料に応じた額＞

先進医療にかかる技術料	先進医療共済金の額
1万円以上の場合	被共済者が受けた先進医療にかかる技術料の額
1万円未満の場合	1万円

健康祝金支払特則が付加される場合

お支払いする 共済金	お支払いする 共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
健康祝金	共済金額×30% ^{※1}	被共済者が共済掛金払込期間中の3年 ^{※2} ごとの 期間の満了時に生存され、かつ、治療共済金 が支払われた入院をされなかったとき	共済契約者 ^{※3}

※1 転換契約または乗換契約にこの特則が付加された場合における健康祝金の額は、払込部分の共済金額の30%に相当する額とします。

※2 10年更新契約の場合には共済期間中の5年となります。

※3 被共済者の死亡により、共済契約が消滅する場合には、据え置かれた健康祝金を死亡時通知人にお支払いします。

共済掛金のお払込みと共済金等のお支払いについて

共済掛金のお払込みがないまま、契約応当日（月払契約の場合は月応当日）からその日を含めてその共済掛金にかかる払込猶予期間の満了日までの間に主契約でお支払いする共済金等の支払事由が生じた場合には、その共済掛金のお払込みがなされるまで、共済金等をお支払いしません。

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P50

約 款

普通約款第53条

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P50

注意

■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

注意

■正常分娩による入院について

正常分娩による入院については、治療共済金および入院時諸費用共済金のお支払いの対象とはなりません。

注意

■支払事由の変更

支払事由にかかる公的医療保険制度の改正があり、共済契約の支払事由に影響をおよぼす場合で、必要なときは、農林水産大臣の承認を受けて、その承認を受けて定めた日から将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、組合は支払事由を変更する日の30日前までに共済契約者にご連絡します。

注意

■ご契約（医療共済）のご加入にあたって、既にご加入のご契約（被転換契約・被切替契約・被乗換特約をいいます。以下同じ。）を転換・切替・乗換^{*}された場合は、以下の注意点があります。

共済金等のお支払いは、ご契約の責任開始時以後に生じた原因（災害または疾病）によることが要件となっていますが、既にご加入の入院・手術等の保障が備わったご契約から転換・切替・乗換により現在のご契約にご加入された場合には、現在のご契約の責任開始時に生じた原因であっても、既にご加入のご契約の責任開始時以後に生じた原因であれば、現在のご契約により入院・手術等の共済金のお支払いができる場合があります。

ただし、既にご加入のご契約に備わっていない保障（手術・放射線治療保障または先進医療保障）については、現在のご契約による共済金等のお支払いの対象となりません。（下表のケース2）

※転換・切替・乗換とは、既にご加入のご契約を解約することなく新しい保障内容のご契約に変更する制度です。

<例：転換契約における先進医療共済金のお支払い>

		被転換契約 (先進医療保障 のない契約)	転換契約 (先進医療保障 のある契約)	転換契約における 共済金のお支払い
先進医療による療養	ケース1： 転換契約後に原因発生		● — ● 疾病Aの発病(原因) 疾病Aによる先進医療による療養	○ 転換契約の責任開始時以後に生じた原因による療養のため先進医療共済金および先進医療一時金のお支払いの対象となります。
	ケース2： 転換契約前に原因発生	● — ● 疾病Bの発病(原因)	● 疾病Bによる先進医療による療養	× 転換契約の責任開始時前（先進医療保障のない被転換契約中）に生じた原因による療養のため先進医療共済金および先進医療一時金はお支払いできません。 [*]

▲ 被転換契約の責任開始時 ▲ 転換契約の責任開始時

※ただし、お支払いの対象となる場合もあります。詳しくは、「共済金等をお支払いできない場合」の『支払事由に該当しない場合』の※3をご参照ください。

約 款
普通約款第3条

治療共済金について

1 回の入院について治療共済金が支払われることとなる入院日数

ご契約いただいたそれぞれの共済契約の型に応じて、1 回の入院について、次の表の入院日数に達した場合に治療共済金をお支払いします。

共済契約の型	1 回の入院について治療共済金が支払われることとなる入院日数
1 回型	1 日
4 回型	1 日、30 日、60 日、90 日
7 回型	1 日、30 日、60 日、90 日、120 日、150 日、180 日

<例：4 回型で 130 日の入院をした場合の治療共済金のお支払いイメージ>

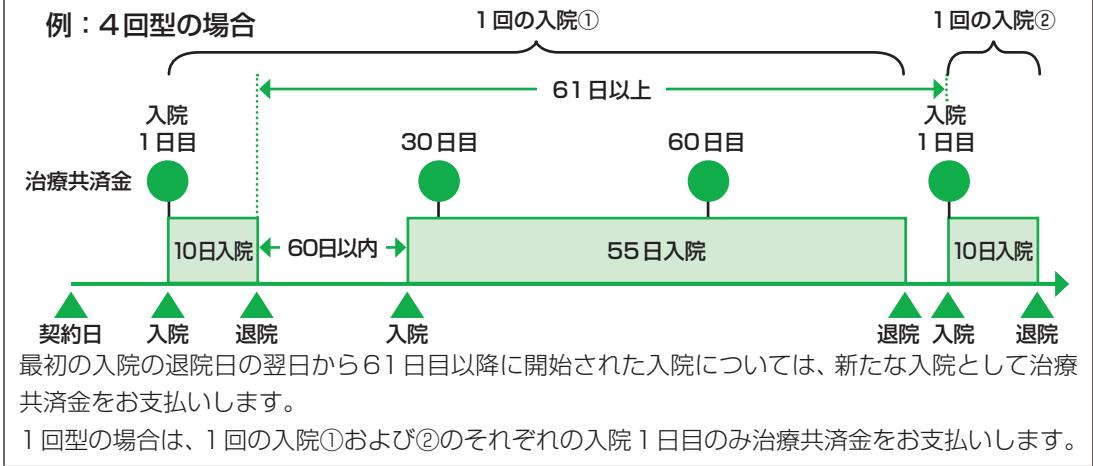


■再入院された場合の治療共済金のお支払い

お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以後 60 日以内に再度入院された場合は、入院の原因に関わらず、これらの入院を 1 回の入院とみなして入院日数を通算します。この場合、入院回数が複数回であっても、これらの入院に対して治療共済金が支払われることとなる入院日数は上記の表のとおりとなります。

< 1 回の入院のお取扱い >

例：4 回型の場合



共済期間を通じての通算支払限度回数

治療共済金の通算支払限度回数は、共済期間を通じて 100 回とします。

！ 注意 ■治療共済金を 100 回お支払いした場合

治療共済金を 100 回お支払いした場合、ご契約は消滅します。また、手術・放射線治療保障のあるご契約、入院時諸費用保障のあるご契約および先進医療保障のあるご契約である場合についても、同様にご契約は消滅します。

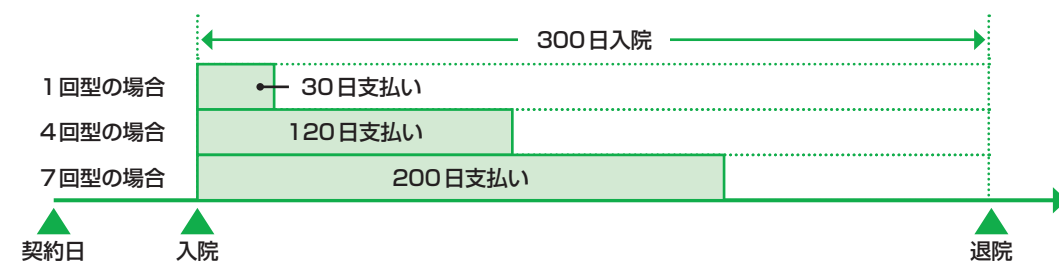
入院時諸費用共済金について

1回の入院について入院時諸費用共済金が支払われることとなる入院日数の限度

ご契約いただいたそれぞれの共済契約の型に応じて、入院した日を初日として、1回の入院について、次の表の入院日数を限度として、入院時諸費用共済金をお支払いします。

共済契約の型	1回の入院について入院時諸費用共済金が支払われることとなる入院日数の限度
1回型	30日
4回型	120日
7回型	200日

<例：300日入院した場合の入院時諸費用共済金の支払限度日数>

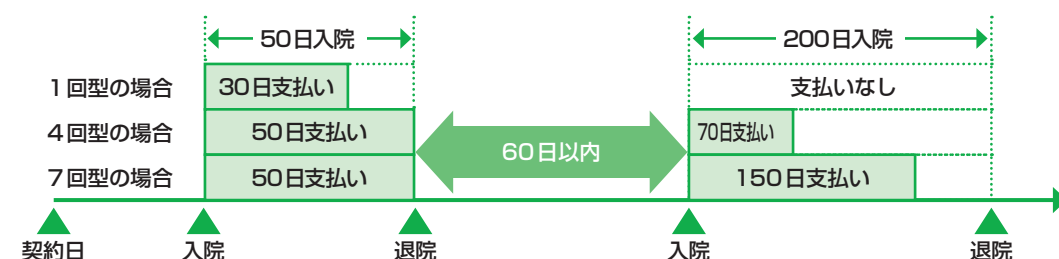


それぞれの共済契約の型に応じて、上記の表の入院日数を限度として、入院時諸費用共済金をお支払いします。

■再入院された場合の入院時諸費用共済金のお支払い

お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に再度入院された場合は、入院の原因に関わらず、これらの入院を1回の入院とみなして入院日数を通算します。この場合、入院回数が複数回であっても、これらの入院に対して入院時諸費用共済金が支払われることとなる入院日数の限度は上記の表のとおりとなります。

<1回の入院のお取扱い>



1回の入院につき、お支払いの対象となる入院日数を通算して、上記の表の入院日数を限度とします。

約 款

普通約款第5条

約 款

普通約款第4条

しおり

共済用語のご説明

- 公的医療保険制度
- 医科診療報酬点数表
- 歯科診療報酬点数表
- 手術

手術共済金・放射線治療共済金・先進医療共済金について

手術共済金のお支払い対象となる手術

手術共済金は、公的医療保険制度によって保険給付の対象となり、医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術または輸血料が算定される骨髄移植術（末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含みます。）のいずれかを受けたときにお支払いします。

- 手術を受けられた時点における医科診療報酬点数表によります。
- 歯科診療報酬点数表により手術料が算定される手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料が算定される手術については、お支払い対象となります。
- 手術にかかる管理料は、手術料の算定対象となりますが、手術の計画管理等を行うものであるため、手術共済金のお支払いの対象とはなりません（一部の管理料については、お支払いの対象となる場合があります）。

ただし、次の手術については、手術共済金のお支払い対象とはなりません。

- ①治療を直接の目的としないもの（例えば生検・腹腔鏡検査など、診断または検査を目的とするもの）
- ②医科診療報酬点数表において手術料の算定対象とならないもの（例えばレーザー屈折矯正手術（レーシック）など）
- ③医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、次のもの
 - 創傷処理 ●皮膚切開術 ●デブリードマン ●骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術、非観血的関節授動術 ●外耳道異物除去術 ●鼻内異物摘出術 ●抜歯手術

■複数の手術を受けられた場合について

- お支払いの対象となる手術を同一の日に複数受けられた場合には、これらの手術を1つの手術とみなして手術共済金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して手術を受けられた場合に、手術料が1回のみ算定される手術があります。これらの手術を受けられた場合には、これらの手術のうち最初の手術についてのみ手術共済金をお支払いします。

＜手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術例（令和7年1月現在の医科診療報酬点数表による）＞

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術	体外衝撃波碎石破砕術
組織拡張器による再建手術	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法
難治性骨折電磁波電気治療法	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
難治性骨折超音波治療法	食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
超音波骨折治療法	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	経皮的腎（腎盂）瘻拡張術
骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術
体外衝撃波疼痛治療術	下肢静脈瘤手術（硬化療法）	膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材によるもの）
自家培養軟骨組織採取術	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	経尿道的前立腺高温度治療
末梢神経ラジオ波焼灼療法	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	焦点式高エネルギー超音波療法
網膜光凝固術	体外衝撃波胆石破砕術	胎児胸腔・羊水腔シャント術
鼓膜穿孔閉鎖術	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法	無心体双胎焼灼術
唾石摘出術	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	胎児輸血術

- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術があります。その手術については、その手術を受けられた1日目についてのみ手術共済金をお支払いします。

<対象となる手術例（令和7年1月現在の医科診療報酬点数表による）>

大動脈バルーンパンピング法 (IABP 法)	経皮的心肺補助法	小児補助人工心臓
人工心肺	経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの)	植込型補助人工心臓 (非拍動流型)
体外式膜型人工肺	補助人工心臓	

放射線治療共済金のお支払い対象となる放射線治療

放射線治療共済金は、公的医療保険制度によって保険給付の対象となり、医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線治療を受けたときにお支払いします。

- 放射線治療を受けられた時点における医科診療報酬点数表によります。
- 歯科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料が算定される放射線治療については、お支払い対象となります。
- 血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被共済者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、放射線治療共済金のお支払いの対象とはなりません。
- 放射線治療にかかる管理料は、放射線治療料の算定対象となりますが、放射線治療の計画管理等を行うものであるため、放射線治療共済金のお支払いの対象とはなりません（一部の管理料については、お支払いの対象となる場合があります）。

■複数の放射線治療を受けられた場合について

- お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けられた場合には、これらの放射線治療を1つの放射線治療とみなして放射線治療共済金をお支払いします。
- 放射線治療共済金が支払われることとなる放射線治療を受けた日の翌日以後60日以内に放射線治療を受けた場合は、その放射線治療については放射線治療共済金をお支払いいたしません。

先進医療共済金のお支払い対象となる先進医療

先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣の定める先進医療による療養（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）を受けたときにお支払いします。ご契約後に新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術も先進医療共済金のお支払い対象となりますが、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。

■先進医療共済金の通算支払限度

先進医療による療養を受けたことにより支払われる先進医療共済金の額の合計額は、共済期間を通じて2,000万円を限度とします。



■先進医療を受けられる場合

先進医療共済金の支払対象となる医療技術および病院または診療所については、厚生労働省のホームページで最新の一覧をご確認いただくことができます。

先進医療共済金のご請求には、先進医療にかかる技術料が記載されている領収書が必要となりますので、先進医療を受けた病院等の発行する領収書を大切に保管してください。

■先進医療保障のご加入について

先進医療保障のある他の共済契約にご加入いただいている場合、重複して先進医療保障のある医療共済契約にご加入いただくことはできません。

約 款

普通約款第4条

約 款

普通約款第6条

約 款

普通約款第10条

約 款

別表〔後遺障害等級表〕
別表〔重度要介護状態〕
別表〔疾病重度障害状態〕

Q&A

先進医療とはどのような医療のことですか？

- 先進医療とは、新しい医療技術の出現や医療に対するニーズの多様化に対応するために、一般の保険診療で認められている医療の水準を超えた最新技術のうち、厚生労働大臣が定めるものをいいます。
- 先進医療による療養を受ける場合、一般的な治療にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療の技術にかかる費用は給付対象外となるため、全額自己負担となります。
- 先進医療による療養を受ける場合、主治医から事前に治療内容とその治療が先進医療にあたる旨の説明を受け、同意書に署名するのが一般的です。

共済掛金の払込免除

被共済者が次のいずれかの状態になられたときは、次回以降の共済掛金のお払込みを免除します。

お体の状態	払込免除の条件
第1級後遺障害の状態になられたとき	責任開始時※以後に生じた疾病または傷害により第1級後遺障害の状態になられたとき。この場合には、次の①および②のいずれにも該当するときを含みます。 ①責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態になられたこと ②①の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、責任開始時に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと
重度要介護状態になられたとき	責任開始時以後に生じた疾病または傷害により約款別表〔重度要介護状態〕の状態になり、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みのないとき
第2級～第4級の後遺障害の状態になられたとき	責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として約款別表〔後遺障害等級表〕の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたとき。この場合には、責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態が新たに加わって第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときを含みます。
疾病重度障害状態になられたとき	責任開始時以後に生じた疾病または傷害により疾病重度障害状態になられたとき。この場合には、次の①および②のいずれにも該当するときを含みます。 ①責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた疾病または傷害による障害の状態が新たに加わって疾病重度障害状態になられたこと ②①の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、責任開始時に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと

※復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この表において同じ。

Q&A

疾病重度障害状態とは、どのような状態をいいますか？

疾病重度障害状態とは、次のような状態を指します。

1. 疾病または傷害が治癒した後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、約款別表〔疾病重度障害状態〕の1.～18.の障害の状態に該当し、将来回復見込みのないもの
2. 疾病または傷害が治癒する前であっても、その障害の状態が約款別表〔疾病重度障害状態〕の1.～18.の障害の状態に該当し、かつ、次の①および②のいずれにも該当して将来回復見込みのないものと組合が認めたもの
 - ①障害の状態が6か月以上継続していること
 - ②障害の状態が固定していること
3. 疾病または傷害により、約款別表〔疾病重度障害状態〕の19.～27.の状態に該当するもの

! 注意

■共済掛金のお払込みを免除しない場合

共済掛金の払込免除事由に該当しても、次の場合には共済掛金のお払込みを免除しません。

お体の状態	共済掛金のお払込みを免除しない場合
第1級後遺障害の状態になられたとき	被共済者または共済契約者の故意によるとき
重度要介護状態になられたとき	
第2級～第4級の後遺障害の状態になられたとき	●被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた疾病または傷害によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた傷害によるとき
疾病重度障害状態になられたとき	●被共済者の犯罪行為により生じた疾病または傷害によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害によるとき

特約について



医療共済の特約には、万一のときを保障する特約や、災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約、所定の身体の損傷の状態を保障する特約などさまざまな特約があります。

万一のときを保障する特約

特約	内容	参照ページ
定期特約 更新型定期特約	万一のときを保障することができる特約です。	P35
生活保障特約	万一のときに、所定の回数、生活保障年金をお支払いする特約です。	P37
家族収入保障特約	万一のときに、所定の期間が満了するまで生活保障年金をお支払いする特約です。また、被共済者が特約の共済期間満了まで生存された場合には、生存給付金をお支払いします。	P38

災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約

特約	内容	参照ページ
災害給付特約	災害・特定感染症による万一のときを保障するほか、災害により所定の後遺障害の状態となられた場合に災害給付金をお支払いする特約です。	P40
災害死亡割増特約	災害・特定感染症による万一のときを保障する特約です。	P42

所定の身体の損傷の状態を保障する特約

特約	内容	参照ページ
特定損傷特約	骨折や関節脱臼など、特定の損傷を保障するとともに、所定の顔面損傷状態になられた場合に顔面損傷共済金をお支払いする特約です。	P44

その他の特約

特約	内容	参照ページ
生前給付特約	被共済者の余命が6か月以内と判断されたときに、特約死亡共済金または生活保障年金の全部または一部を将来におけるお支払いに代えて被共済者にお支払いする特約です。	P46
共済年金支払特約	支払われる共済金の全部または一部について、一時金に代えて年金としてお受取りいただける特約です。	P48

このほかにも共済金の代理請求に関する特約などがあります。
詳しくは約款をご参照ください。

約 款
特別条件特約
指定代理請求特約

[万一のときを保障する特約] 定期特約・更新型定期特約

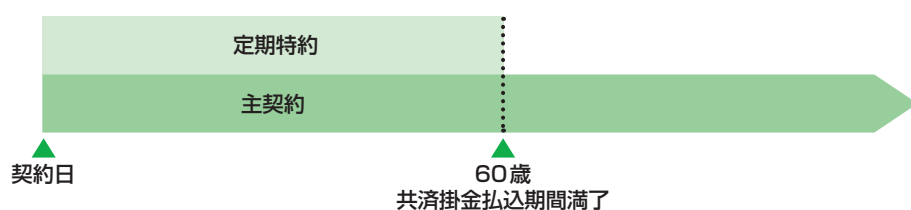


定期特約・更新型定期特約は、万一のときを保障することができる特約です。

定期特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。

＜例：終身保障契約・60歳共済掛金払込終了契約の場合＞



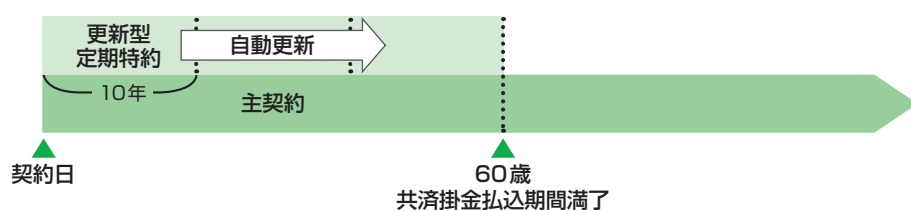
■特約を付加できないご契約

10年更新契約の医療共済にはこの特約は付加できません。

更新型定期特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中（10年または15年）、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。共済契約者からのお申出がない限り、主契約の共済掛金払込期間（または指定期間）満了時まで自動更新されます。

＜例：60歳共済掛金払込終了契約、共済期間10年の場合＞



■自動更新について

更新後の共済期間、共済金額などは原則として更新前と同じです。また、更新後の共済掛金は更新日における被共済者の年齢、共済掛金率による共済掛金となります。

なお、更新日にこの特約の締結を取り扱っていない場合、更新日の前日までに、共済契約者から組合が定める他の特約を付加する旨のお申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、更新日にその特約を付加するものとします。



■特約を付加できないご契約

10年更新契約の医療共済にはこの特約は付加できません。

約 款

定期特約第2条
更新型定期特約第2条

約 款

別表〔後遺障害等級表〕
別表〔重度要介護状態〕

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P50

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする 共済金	お支払いする 共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
特約死亡共済金	共済金額と 同額	被共済者が特約の共済期間内 ^{※1} に死亡されたとき	死亡時通知人
特約後遺障害 共済金	共済金額と 同額	被共済者がこの特約の責任開始時 ^{※2} 以後に生じた疾病または傷害により、特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態 ^{※3} または重度要介護状態になられたとき	被共済者

- ※1 この特約の責任開始時前の期間を除きます。
- ※2 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。
- ※3 「第1級後遺障害の状態」には、特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます（責任開始時以後に生じた原因が、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因と因果関係がないときに限ります）。

■特約死亡共済金と特約後遺障害共済金の重複請求について

特約死亡共済金と特約後遺障害共済金は重複してお支払いいたしません。

■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

[万一のときを保障する特約] 生活保障特約

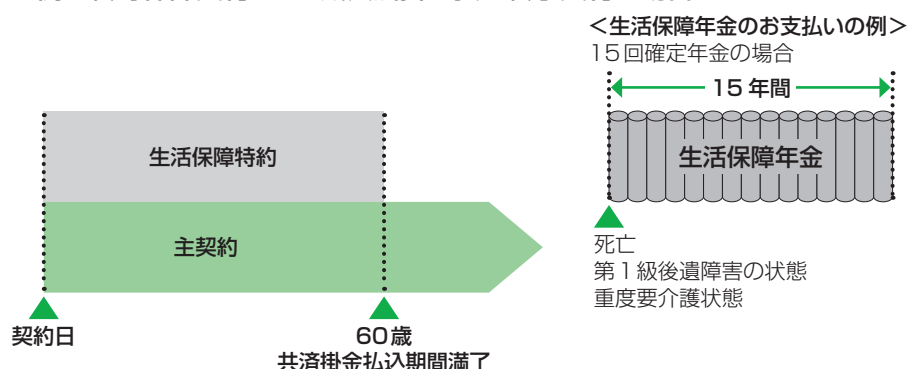


万一のときに、所定の回数、生活保障年金をお支払いする特約です。

生活保障特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する特約で、所定の回数、生活保障年金をお支払いします。

＜例：終身保障契約・60歳共済掛金払込終了契約の場合＞



■特約を付加できないご契約

10年更新契約の医療共済にはこの特約は付加できません。

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。なお、生活保障年金は被共済者が次の「お支払いする場合」に該当された日および以後1年ごとのその日の応当日に、所定の回数お支払いします。

お支払いする共済金	生活保障年金の額	お支払いする場合	共済金受取人
生活保障年金	共済金額と同額	被共済者が特約の共済期間内 ^{※1} に死亡されたとき	死亡時通知人
		被共済者がこの特約の責任開始時 ^{※2} 以後に生じた疾病または傷害により、特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態 ^{※3} または重度要介護状態になられたとき	被共済者

※1 この特約の責任開始時前の期間を除きます。

※2 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

※3 「第1級後遺障害の状態」には、特約の責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます（責任開始時以後に生じた原因が、責任開始時に既にあった後遺障害の状態の原因と因果関係がないときに限ります）。

■重複請求について

被共済者が死亡されたときにお支払いする生活保障年金と第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたときにお支払いする生活保障年金は、重複してお支払いいたしません。



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

約 款

生活保障特約第3条

約 款

別表〔後遺障害等級表〕
別表〔重度要介護状態〕

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P50

[万一のときを保障する特約]
家族収入保障特約

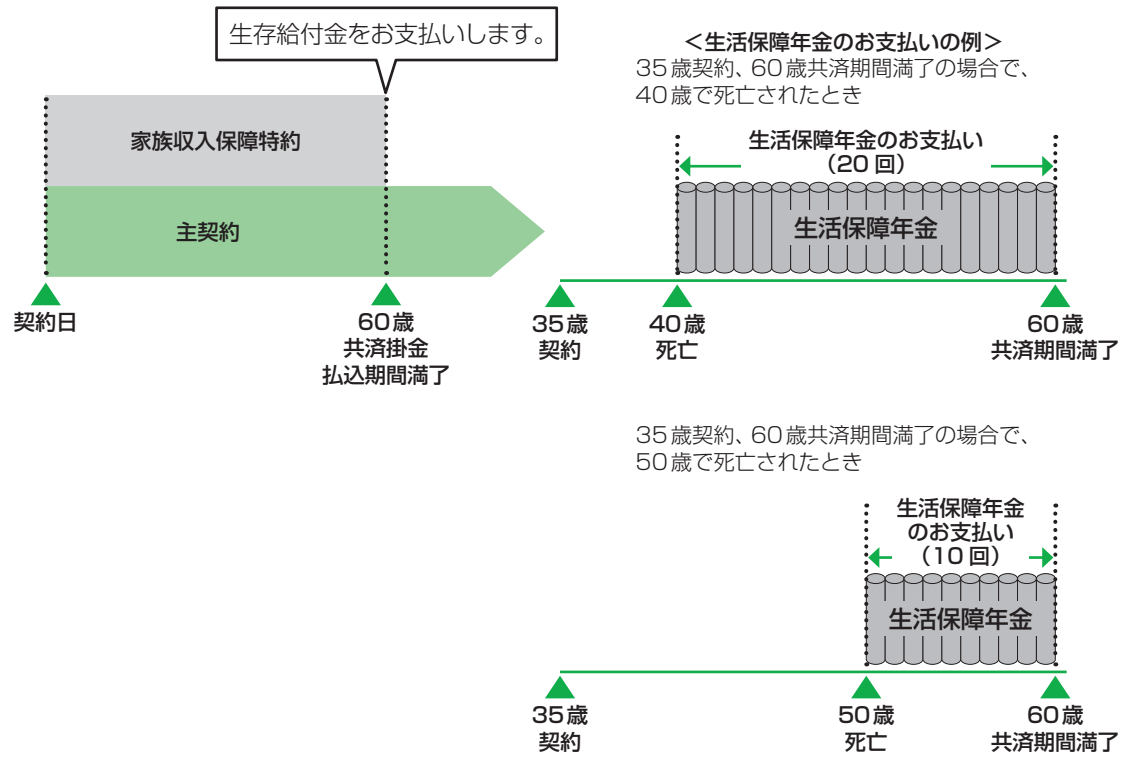


万一のときに、所定の期間が満了するまで生活保障年金をお支払いする特約です。
また、被共済者が特約の共済期間満了まで生存された場合には、生存給付金をお支払いします。

家族収入保障特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する特約で、所定の期間が満了するまで生活保障年金をお支払いします。

<例：終身保障契約・60歳共済掛金払込終了契約の場合>



■特約を付加できないご契約

10年更新契約の医療共済にはこの特約は付加できません。

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。なお、生活保障年金は、被共済者が次の「お支払いする場合」に該当された日および以後1年ごとのその日の応当日に、5年間または特約の共済期間満了までのいずれか長い期間お支払いします。

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
生活保障年金	共済金額と同額	被共済者が特約の共済期間内 ^{※1} に死亡されたとき	死亡時通知人
		被共済者がこの特約の責任開始時 ^{※2} 以後に生じた疾病または傷害により、特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態 ^{※3} または重度要介護状態になったとき	被共済者
生存給付金	共済金額×30%	被共済者がこの特約の共済期間が満了するまで生存していたとき（後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった場合を除きます。）	共済契約者

※1 この特約の責任開始時前の期間を除きます。

※2 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

※3 「第1級後遺障害の状態」には、特約の責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます（責任開始時以後に生じた原因が、責任開始時に既にあった後遺障害の状態の原因と因果関係がないときに限ります）。

■重複請求について

被共済者が死亡されたときにお支払いする生活保障年金と第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたときにお支払いする生活保障年金は、重複してお支払いいたしません。



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

約 款

家族収入保障特約
第3条
家族収入保障特約
第7条

約 款

別表〔後遺障害等級表〕
別表〔重度要介護状態〕

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P50

[災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約]
災害給付特約



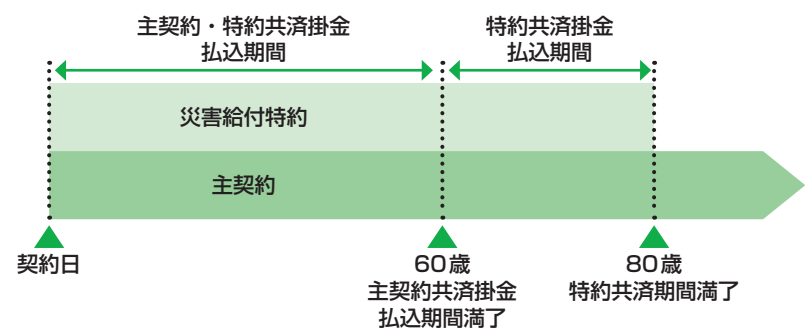
災害や特定感染症による万一のときを保障するとともに、災害による後遺障害の状態に対してその程度に応じて災害給付金をお支払いする特約です。

しおり
共済用語のご説明
●災害

災害給付特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、災害や特定感染症による死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。また、災害による第2級～第10級の後遺障害に対しては、その障害の程度に応じて災害給付金をお支払いします。

＜例：終身保障契約・60歳共済掛金払込終了契約の場合＞



■共済期間について
共済期間は、特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日（その日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日）までとなります。

約 款
災害給付特約第2条

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態の場合

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
災害死亡共済金	共済金額と同額	●被共済者がこの特約の責任開始時*以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に死亡されたとき ●被共済者がこの特約の責任開始時以後の特定感染症により特約の共済期間内に死亡されたとき	死亡時通知人
災害後遺障害共済金	共済金額と同額	●被共済者がこの特約の責任開始時以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき ●被共済者がこの特約の責任開始時以後の特定感染症により特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき	被共済者

※復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。この表において同じ。

約 款
別表〔後遺障害等級表〕
別表〔重度要介護状態〕

■災害死亡共済金と災害後遺障害共済金の重複請求について

災害死亡共済金と災害後遺障害共済金は、重複してお支払いいたしません。

Q&A

特定感染症とは、どのような病気のことですか？

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項または第4項に掲げる「エボラ出血熱」、「クリミア・コンゴ出血熱」、「痘そう」、「南米出血熱」、「ペスト」、「マールブルグ病」、「ラッサ熱」、「急性灰白髄炎」、「結核」、「ジフテリア」、「重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。）」、「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る。）」、「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令に定めるものに限る。）」、「コレラ」、「細菌性赤痢」、「腸管出血性大腸菌感染症」、「腸チフス」および「パラチフス」の18種類の病気をいいます。

※「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」については、令和5年5月8日以降、「5類感染症」と分類されていることから、特定感染症には該当しません。

(令和7年1月現在)

第2級～第10級の後遺障害の状態の場合

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
災害給付金	共済金額×約款別表〔後遺障害等級表〕の支払割合	被共済者がこの特約の責任開始時*以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に約款別表〔後遺障害等級表〕の第2級～第10級の後遺障害の状態になられたとき	被共済者

※復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

■通算支払割合について

災害後遺障害共済金および災害給付金の支払割合は主契約の共済期間内を通算して100%が限度です。

■既に後遺障害の状態にある身体の部位に生じた後遺障害について

既に後遺障害の状態にある身体の部位に新たに後遺障害の状態が生じたときは、既にあった後遺障害の状態に応じた支払割合を差し引いた共済金等をお支払いします。

■同一の部位に2以上の後遺障害が生じた場合について

同一の事故によって同一の部位に2以上の後遺障害の状態が生じたときは、それらのうちもっとも上位の等級の割合でお支払いします。



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

約 款

別表〔後遺障害等級表〕

しおり

共済金等をお支払いできない場合
P50

[災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約] 災害死亡割増特約



災害や特定感染症による万一のときを保障する特約です。

しおり

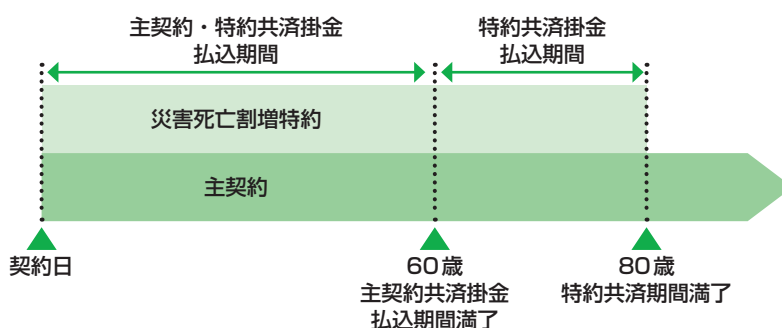
共済用語のご説明

●災害

災害死亡割増特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、災害や特定感染症による死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。

<例：終身保障契約・60歳共済掛金払込終了契約の場合>



■共済期間について

共済期間は、特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日（その日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日）までとなります。

■特約共済金額の自動減額

共済掛金払込期間（または指定期間）満了時に、この特約の共済金額が主契約の共済金額の50倍を超えるときは、この特約の共済金額は主契約の共済金額の50倍に相当する額に減額されます。

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする 共済金	お支払いする 共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
災害死亡 共済金	共済金額と 同額	●被共済者がこの特約の責任開始時※¹以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に死亡されたとき ●被共済者がこの特約の責任開始時以後の特定感染症※²により特約の共済期間内に死亡されたとき	死亡時 通知人
災害後遺障害 共済金	共済金額と 同額	●被共済者がこの特約の責任開始時以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に第1級後遺障害の状態※³または重度要介護状態になられたとき ●被共済者がこの特約の責任開始時以後の特定感染症により特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき	被共済者

※1 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。この表において同じ。

※2 特定感染症については、「災害給付特約」をご参照ください。

※3 「第1級後遺障害の状態」には、特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます。

■災害死亡共済金と災害後遺障害共済金の重複請求について

災害死亡共済金と災害後遺障害共済金は重複してお支払いいたしません。



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

約 款

災害死亡割増特約
第2条

約 款

別表〔後遺障害等級表〕
別表〔重度要介護状態〕

しおり

災害給付特約
Q & A (特定感染症)
P41

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P50

[所定の身体の損傷の状態を保障する特約]
特定損傷特約

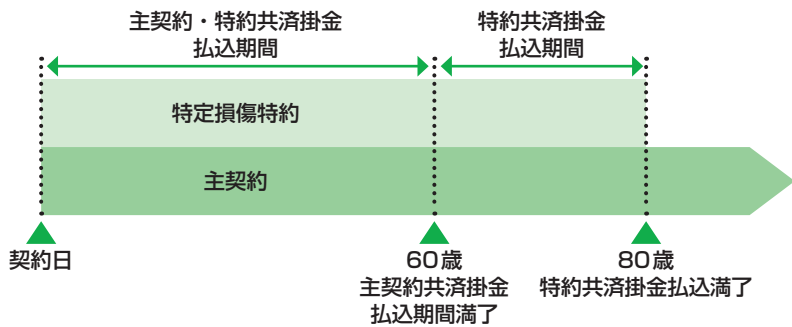


骨折や関節脱臼など特定の損傷を保障するとともに、所定の顔面損傷状態になられた場合に顔面損傷共済金をお支払いする特約です。

特定損傷特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、特定の損傷および顔面損傷状態を保障します。

＜例：終身保障契約・60歳共済掛金払込終了契約の場合＞



■共済期間について

共済期間は、特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日（その日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日）までとなります。

約 款
特定損傷特約第3条

しおり
共済用語のご説明
●災害

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
特定損傷共済金	共済金額と同額	被共済者がこの特約の責任開始時*以後に生じた災害または疾病により共済期間内に医師による骨折の治療または柔道整復師による骨折の施術を受けられたとき	被共済者
		被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、次のいずれかに該当したとき 1.共済期間内に医師による次のいずれかの治療を受けられたとき ●関節脱臼 ●腱の断裂 ●靱帯の断裂 ●半月板の断裂 ●熱傷 2.共済期間内に柔道整復師による関節脱臼の施術を受けられたとき	
顔面損傷共済金	共済金額×10	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に顔面損傷状態になられたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは除きます。 1.既にあった頭部、顔面または頸部における身体的なき損状態に、災害を直接の原因とする身体的なき損状態が新たに加わって顔面損傷状態になられたこと 2.既にあった顔面損傷状態に、災害を直接の原因とする頭部、顔面または頸部における身体的なき損状態が新たに加わって新たな顔面損傷状態になられたこと	

※復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。この表において同じ。

■特定損傷共済金のお支払いについて

特定損傷共済金のお支払いは、主契約の共済期間を通じて10回を限度とします。

ただし、次のいずれかに該当する特定損傷共済金のお支払いは、主契約の共済期間を通じて1回とします。

1. 同一の災害または疾病を直接の原因とするもの
2. 脊椎の圧迫骨折によるもの

■顔面損傷共済金のお支払いについて

同一の災害を直接の原因とする顔面損傷共済金のお支払いは、主契約の共済期間を通じて1回とします。

用語のご説明

用語	用語の説明
骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいい、脊椎の圧迫骨折を含みます。ただし、治療を目的として骨組織の連絡が離断された状態、変形治癒および偽関節を除きます。 *軟骨（鼻軟骨・肋軟骨等）は医学上の骨組織ではないため、軟骨の離断された状態は約款に定める骨折には該当しません。
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、腱形成術（腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。 *筋の損傷は約款に定める腱の断裂には該当しません。
靱帯の断裂	靱帯が断裂した状態のうち、靱帯断裂縫合術（関節鏡下によるものを含みます。）または靱帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。
半月板の断裂	半月板が断裂した状態のうち、半月板切除術（関節鏡下によるものを含みます。）または半月板縫合術（関節鏡下によるものを含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。
熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいいます。 1. 深達性Ⅱ度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態（直径2cm未満のものを除きます。） 2. Ⅲ度熱傷 皮膚全層および皮下組織まで障害された状態（直径2cm未満のものを除きます。） *Ⅰ度熱傷または浅達性Ⅱ度熱傷および直径2cm未満の深達性Ⅱ度熱傷または直径2cm未満のⅢ度熱傷は約款に定める熱傷には該当しません。
顔面損傷状態	災害が治癒した後に残存する原則として次のいずれかに該当する人目につく程度以上の身体的なき損状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。 ●頭部における直径5cm以上のはんこん ●顔面における直径2cm以上のはんこん、3cm以上の線状こんまたは直径2cm以上の組織凹凸 ●頸部における直径5cm以上のはんこん ●1眼の眼球の亡失

約 款

特定損傷特約第1条



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

しおり

共済金等をお支払いできない場合
P50

[その他の特約]
生前給付特約



被共済者の余命が6か月以内と判断されたときに、特約死亡共済金または生活保障年金の全部または一部を将来におけるお支払いに代えて被共済者にお支払いする特約です。
なお、生前給付特約に対する共済掛金はありません。

約 款

生前給付特約第2条

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
生前給付金	指定共済金額から、組合が定める取扱いに基づき、生前給付金の請求日以後6か月間の指定共済金額に対応する利息および共済掛金を差し引いた額	被共済者の余命が6か月以内と判断されること	被共済者

■指定共済金額について

- 指定共済金額は、一契約あたり50万円を最低とし、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約の共済金額*を合計した額の範囲内でかつ3,000万円を限度（他に共済契約がある場合には同一被共済者を通算して3,000万円を限度）とします。ただし、これらの特約について請求日から共済期間の満了（更新型定期特約が更新される場合を除きます。）日までの期間が1年以内の場合は生前給付金はお支払いしません。
※生活保障特約においては共済金額に組合の定める率を乗じて得た額、家族収入保障特約においては請求日の6か月後の応当日における共済金額に組合の定める率を乗じて得た額とします。
- 指定共済金額は、ご請求時に指定していただきます。
- 指定共済金額として定期特約、更新型定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約の共済金額の全部を指定することもできます。ただし、この場合、生前給付金をお支払いすると請求日にさかのぼって定期特約、更新型定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約は消滅します。
- 指定共済金額として定期特約、更新型定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約の共済金額の一部を指定する場合、残存する定期特約・更新型定期特約・家族収入保障特約の共済金額が50万円未満または生活保障特約の共済金額が12万円未満となる指定はできません。

■生前給付金のお支払い回数

生前給付金のお支払いは、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約の共済期間を通じて1回限りです。

■生前給付金のお支払い前に特約死亡共済金または生活保障年金のご請求があった場合

生前給付金のお支払い前に特約死亡共済金または生活保障年金のご請求があった場合は、生前給付金はお支払いしません。



■特約を付加できないご契約

- 10年更新契約の医療共済にはこの特約は付加できません。
- 定期特約・更新型定期特約・生活保障特約・家族収入保障特約のいずれもが付加されていないときは、この特約は付加できません。

■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P50

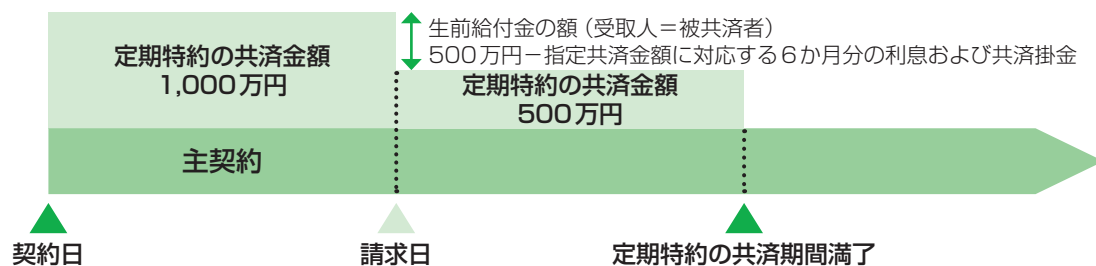
生前給付金のお支払い例

定期特約の共済金額の一部を指定された場合

<ご契約例>

定期特約の共済金額（特約死亡共済金の額） 1,000万円

指定共済金額 500万円



- 請求日にさかのぼって指定共済金額分が減額されます。この場合、減額部分の返れい金はお支払いしません。
- 継続部分に対する共済掛金のお払込みは必要です。

[その他の特約]
共済金年金支払特約



支払われる共済金の全部または一部について、一時金にかえて年金としてお受取りいただける特約です。

約 款
共済金年金支払特約第2条

約 款
共済金年金支払特約第3条
共済金年金支払特約第4条

約 款
共済金年金支払特約第3条

共済金年金支払特約のしくみ

対象となる共済金

特約死亡共済金、生活保障年金（一括してお支払いする場合があります。）、災害死亡共済金
※医療共済では、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約および災害死亡割増特約を付加した場合の共済金のみが対象となります。

■健康祝金支払特則が付加されている場合

共済金年金支払特約を付加できる契約であって、健康祝金支払特則が付加されている場合は、据え置かれた健康祝金を年金原資に含みます。

年金の種類

種類	内容
確定年金	据置期間経過後、所定の年金支払回数（5回、10回または15回）の年金を、年金支払日に年金受取人にお支払いします。 年金受取人が死亡されたときは、未支払年金を所定の率で割り引き、一括してお支払いします。
保証期間付終身年金	年金支払開始年齢以降の年金支払日ごとに、年金受取人が生存されている場合に限り、年金をお支払いするもので、保証期間中に年金受取人が死亡された場合には、残存保証期間の未支払年金を所定の率で割り引き、一括してお支払いします。

- 据置期間について（確定年金）
1年以上5年以内（1年きざみとします。）の範囲内で定めることができます。
- 年金支払開始年齢について（保証期間付終身年金）
年金支払開始年齢は、この特約の責任開始時の年金受取人の年齢に応じて、50歳から80歳までの範囲内で定めることができます。詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。
- 保証期間について（保証期間付終身年金）
保証期間は、年金支払開始年齢が50歳から65歳までであるときは15年とし、66歳から75歳までであるときは10年とし、76歳から80歳までであるときは5年とします。

年金額の種類

種類	内容
定額型	年金支払日ごとに一定の額の年金が年金受取人に支払われるものです。
定額増額型	第2回以後の年金支払日ごとに第1回年金額の5%に相当する額を増額した年金が年金受取人に支払われるものです。

年金原資の範囲

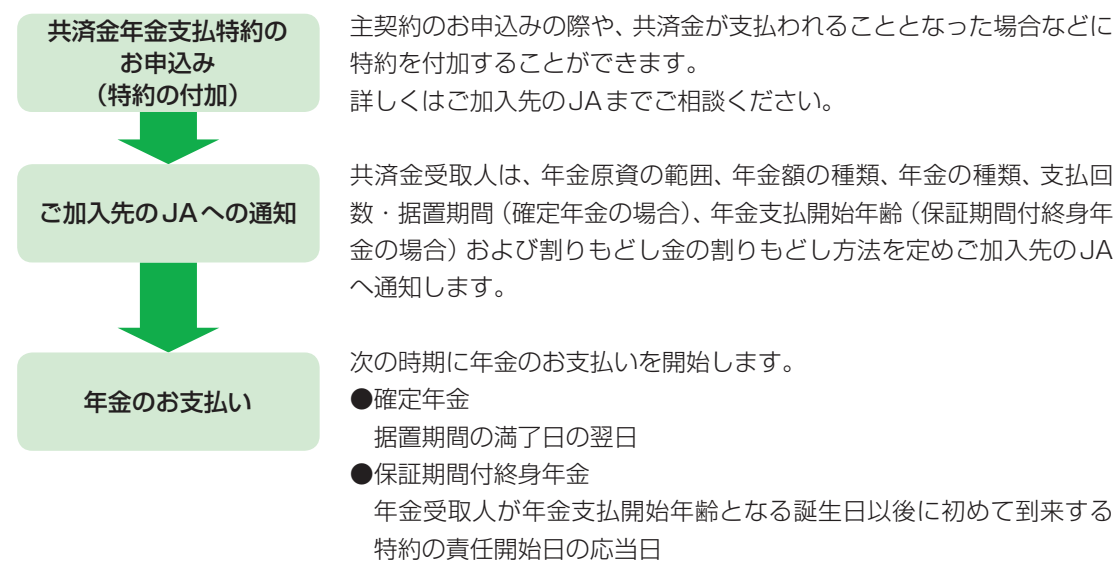
お受取りいただく年金の原資にあてる額は以下になります。組み合わせて原資にあてることもできます。

範囲	内容
共済金	●被共済者の死亡により支払われる特約の共済金の全部または一部（据え置かれた健康祝金およびその利息を含みます。）
その他	●割りもどし金（据え置かれた割りもどし金およびその利息を含みます。） ●共済金の支払いと同時に払いもどされる共済掛金

■共済掛金率について

年金への原資充当は、共済金年金支払特約付加時点の共済掛金率ではなく、特約の責任開始時点の共済掛金率により行われます。

年金原資にあてる共済金の額等の通知の手続およびお支払い開始時期



■年金の分割払いについて

年金額が30万円以上の場合には、年金を年に2回または4回に分割してお受取りにすることができます（この場合には、2回目以降は利息がつきます）。

■年金の一括払いについて

保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日以後は、共済金年金支払特約の解約はできません。ただし、保証期間中にあっては、年金の支払請求の際、そのときにおける未支払年金を一括してご請求いただくことができます。

年金の種類により取扱いが異なりますので詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

！ 注意 ■特約を付加できないご契約

定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約および災害死亡割増特約のいずれかが付加されていないときは、この特約は付加できません。

約 款

共済金年金支払特約
第2条

約 款

共済金年金支払特約
第5条

約 款

共済金年金支払特約
第6条

共済金等をお支払いできない場合



共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。

約 款

普通約款第3条
普通約款第4条
普通約款第5条
普通約款第6条
健康祝金支払特則第3条
定期特約第2条
更新型定期特約第2条
生活保障特約第3条
家族収入保障特約第3条
家族収入保障特約第7条
災害給付特約第2条
災害死亡割増特約第2条
特定損傷特約第3条
生前給付特約第2条

支払事由に該当しない場合

医療共済の主契約、特則、特約の共済金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

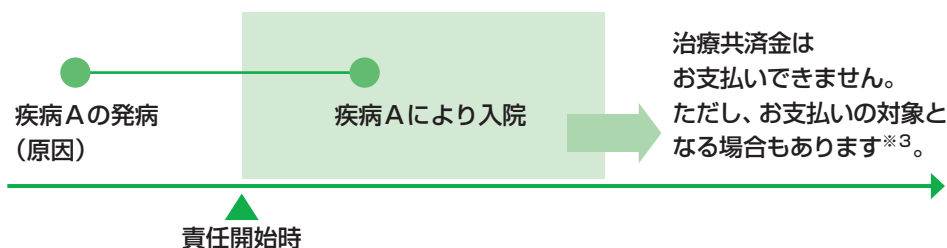
<例：責任開始時前の傷病等を原因とする場合>

次の共済金等のお支払い（共済掛金の払込免除を含みます。）は、約款に定めるとおり、その原因となる傷病等が責任開始時^{※1}以後に生じた場合に限ります。

- ・治療共済金
- ・手術共済金
- ・放射線治療共済金
- ・入院時諸費用共済金
- ・先進医療共済金
- ・先進医療一時金
- ・特約後遺障害共済金
- ・災害死亡共済金
- ・災害後遺障害共済金
- ・災害給付金
- ・生活保障年金^{※2}
- ・特定損傷共済金
- ・顔面損傷共済金

したがって、原因となる傷病等が責任開始時前に生じていた場合には、お申込みの際の告知などによって、組合がその傷病等が生じていることを知っていたとしても、共済金等をお支払いできません（主契約や特約に特別条件が付されている場合についても同様です）。

責任開始時前に疾病Aの治療を受けていた場合



※1 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

※2 被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたときにお支払いする生活保障年金に限ります。

※3 治療共済金、手術共済金、放射線治療共済金、入院時諸費用共済金、先進医療共済金および先進医療一時金について、責任開始時前に原因があっても、責任開始時の属する日以後2年が経過した日以後に入院し、または手術・放射線治療もしくは先進医療による療養を受けられた場合には、その入院・手術・放射線治療・先進医療による療養は責任開始時以後に生じた原因によるものとみなします。

免責事由に該当した場合

次のような場合には、支払事由が生じても共済金等をお支払いできません。

共済金等の種類	ご契約内容	免責事由（お支払いできない場合）	
治療共済金 手術共済金 放射線治療共済金 入院時諸費用共済金 先進医療共済金 先進医療一時金	主契約	●被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害によるとき ●被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害によるとき ●薬物依存によるとき（薬物とは、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬、睡眠薬等をいいます。）	
特約死亡共済金	定期特約 更新型定期特約	●被共済者が自殺されたとき （特約の責任開始時*の属する日以後2年以内に死亡した場合に限ります。） ●共済契約者または死亡時通知人の故意によるとき	
特約後遺障害共済金		被共済者または共済契約者の故意によるとき	
生活保障年金	生活保障特約 家族収入保障特約	死亡	●被共済者が自殺されたとき （特約の責任開始時の属する日以後2年以内に死亡した場合に限ります。） ●共済契約者または死亡時通知人の故意によるとき
		第1級後遺障害の状態・ 重度要介護状態	被共済者または共済契約者の故意によるとき
災害死亡共済金	災害給付特約 災害死亡割増特約	●被共済者、共済契約者または死亡時通知人（死亡の場合）の故意または重大な過失により生じた災害または特定感染症によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害によるとき ●被共済者の犯罪行為により生じた災害によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害によるとき	
災害後遺障害共済金			
災害給付金	災害給付特約	●被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害によるとき ●被共済者の犯罪行為により生じた災害によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害によるとき	
生前給付金	生前給付特約	被共済者または共済契約者の故意によるとき	

※復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この表において同じ。

約 款

普通約款第7条
定期特約第3条
定期特約第15条
更新型定期特約第3条
更新型定期特約第15条
生活保障特約第6条
生活保障特約第21条
家族収入保障特約第6条
家族収入保障特約第22条
災害給付特約第3条
災害給付特約第17条
災害死亡割増特約第3条
災害死亡割増特約第16条
特定損傷特約第4条
生前給付特約第3条

共済金等の種類	ご契約内容	免責事由（お支払いできない場合）
特定損傷共済金	特定損傷特約	●被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害によるとき ●被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害によるとき
顔面損傷共済金		

ご契約が無効、取消しまたは解除となった場合

共済金等の不法取得目的による無効の場合

共済契約者が共済金等を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的で共済契約*を締結または復活し、共済契約*が無効となった場合は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

※特則および特約を含みます。

年齢誤りによる取消しの場合

共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外であることにより、組合が共済契約を取り消した場合は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

詐欺または強迫による取消しの場合

共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結または復活したため、組合が共済契約または共済契約の復活を取り消した場合、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

第1回共済掛金のお払込みがないことによる解除の場合

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除します。

告知義務違反による解除の場合

お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしたため、組合が共済契約を告知義務違反により解除した場合、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

ただし、共済金等の支払事由の原因が解除の原因となった事実に基づかなかった場合を除きます。

しおり

ご契約の無効・取消し・
解除・消滅
P68

約 款

普通約款第39条

約 款

普通約款第31条

約 款

普通約款第40条

約 款

普通約款第15条

約 款

普通約款第42条
普通約款第43条

約 款

普通約款第44条

重大事由による解除の場合

次のいずれかに該当し、組合が共済契約を解除した場合、次のいずれかの事由が発生した時から解除した時までには生じた支払事由については、共済金等をお支払いできません。

- 共済契約者または共済金受取人が組合に共済金等を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合
(定期特約・更新型定期特約・生活保障特約・家族収入保障特約・災害給付特約・災害死亡割増特約に限ります。)
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金等を支払わせることを目的として、支払事由※を生じさせ、または生じさせようとした場合
※死亡を除きます。
- 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金等の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力※¹に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※²を有していると認められる場合
(この事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、共済金受取人を2人以上とする共済金等については、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。)
※1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※2 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと、共済契約者または共済金受取人が法人の場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していることをいいます。
- この共済契約に付加されている特約または他の共済契約※が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しえない上記に掲げる事由と同等の事由が生じた場合
※共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。
- そのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

約 款

普通約款第17条

ご契約が失効している場合

第2回以後の共済掛金が払込猶予期間満了日までにお払込みされなかったことにより、共済契約の効力を失っている間は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

共済金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の事例

事例 責任開始時前の発病

お支払い できる場合

責任開始時以後に発症した「椎間板ヘルニア」により入院したケース

責任開始時以後に発症した疾病のため、治療共済金をお支払いします。

お支払い できない場合

責任開始時前に発症した「椎間板ヘルニア」がご契約から1年後に悪化し入院したケース

責任開始時より前に発症していた疾病のため、治療共済金はお支払いできません。

解説

治療共済金等は、ご契約の責任開始時以後に生じた疾病や事故を原因とする場合にお支払いします。したがって、責任開始時前に生じた疾病や事故を原因とする場合にはお支払いできません。

参考

責任開始時前に生じた疾病や事故を原因とする場合であっても、責任開始時の属する日から2年を経過した日以後に入院をした場合については、治療共済金をお支払いします。

しおり

支払事由に該当しない場合
P50

事例 告知義務違反による解除

お支払い できる場合

「肝炎」での治療歴について告知せずに加入し、ご契約から1年後に交通事故で「脳挫傷」を受傷し入院したケース

告知義務違反のためご契約は解除となりますが、「肝炎」と「脳挫傷」との間に因果関係がないため、治療共済金はお支払いします。

お支払い できない場合

「肝炎」での治療歴について告知せずに加入し、ご契約から1年後に「肝炎」を原因とする「肝硬変」で入院したケース

告知義務違反のためご契約は解除となり、治療共済金はお支払いできません。

解説

ご契約に加入いただく際には、その時の被共済者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実をありのままに告知をしなかったり、事実と異なる内容を告知した場合、責任開始時から2年以内であればご契約は解除となり、治療共済金等はお支払いできません。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、まったく因果関係が認められない場合には、治療共済金等はお支払いします。

参考

■責任開始時から2年を経過していても、不告知事実と因果関係のある共済金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

■口頭で答えただけでは告知したことにはなりません。組合所定の告知書にご健康状態や病歴を正確にご記入ください（組合所定の端末を使用する方法を含みます）。

しおり

告知義務違反について
P13

しおり

治療共済金について
P28

事例 治療共済金のお支払い

<7回型の場合>

お支払い できる場合

「肝硬変」で180日入院し、いったん退院。
退院の1年半後に同一疾患で90日入院したケース

1回目の入院は治療共済金を7回お支払いします。
2回目の入院も治療共済金を4回お支払いします。

お支払い できない場合

「糖尿病」で150日入院し、いったん退院。
退院の40日後に同一疾患で100日入院したケース

1回目の入院は治療共済金を6回お支払いします。
2回目の入院については治療共済金を1回のみお支払いします。

解説 治療共済金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算し、治療共済金をお支払いしますが、治療共済金をお支払いできる所定の回数に達した場合には、その1回の入院にかかるそれ以降の入院については、治療共済金のお支払いの対象とはなりません。
ただし、治療共済金が支払われることとなる最初の入院の退院日の翌日から61日目以後に開始された入院については、新たな入院として治療共済金をお支払いします。

しおり

手術共済金・放射線治療共済金・先進医療共済金について
P30

事例 手術共済金のお支払い

<手術・放射線治療保障のあるご契約の場合>

お支払い できる場合

「大腸ポリープ」と診断され、外来で「大腸ポリープ切除術」を受けたケース

手術共済金をお支払いします。
(入院をされていないため、治療共済金はお支払いできません。)

お支払い できる場合

「急性腸炎」で5日間入院し、その入院期間中に「痔」が悪化し、「痔核手術」を受けたケース

治療共済金および手術共済金をお支払いします。

お支払い できない場合

近視により「レーシック（近視矯正手術）」を受けたケース

【公的医療保険制度】の算定対象の手術ではないため、手術共済金はお支払いできません。

お支払い できない場合

親知らずを抜くため、1泊2日の入院で「抜歯手術（埋伏歯）」を受けたケース

【公的医療保険制度】の算定対象ではありますが、約款上の支払対象から除かれているため、手術共済金はお支払いできません。
(治療共済金はお支払いします。)

解説 手術共済金のお支払いについては、【公的医療保険制度】の算定対象となることが条件であり、いわゆる「健康保険のきかない」手術は支払対象とはなりません。また【公的医療保険制度】の算定対象であっても、一部支払対象外となる手術があります。

しおり

災害給付特約
P40
災害死亡割増特約
P42
共済用語のご説明
●災害

約 款

別表〔除外する事故〕

事例 災害死亡共済金のお支払い

＜災害給付特約・災害死亡割増特約の場合＞

お支払い できる場合

階段から転落し、頭を強打して「急性硬膜下血腫」となり、亡くなられたケース

災害死亡共済金をお支払いします。

お支払い できない場合

「脳梗塞」の後遺症のため食物を飲み込むことが困難な状態となっている方が、食物を喉につまらせて窒息死されたケース

病気によるえん下障害がある方の窒息は、約款に定める「除外する事故」に該当するため、災害死亡共済金をお支払いできません。

解説

災害死亡共済金は、約款で定める「災害」を原因として死亡された場合にお支払いするものです。

「災害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、別表〔除外する事故〕に該当する事故の場合は、災害死亡共済金はお支払いできません。

第3章 ご契約中について



本章では、共済掛金のお払込みやご契約内容を変更される場合の手続き等について説明しています。

章内もくじ

【共済掛金のお払込みとご契約の継続について】

- 共済掛金のお払込み P60
- 失効したご契約の復活 P62
- 共済掛金の払込方法 P63
- ご契約の解約について P66
- ご契約の無効・取消し・解除・消滅
. P68
- 割りもどし金のお支払い P70

【ご契約内容の変更と届出】

- 特約の中途付加による
保障の見直し P71
- 下取り（転換）制度による
保障の見直し P72

- 共済契約の型の変更 P73

- 手術・放射線治療保障のあるご契約から手術・放射線治療保障のないご契約への変更、入院時諸費用保障のあるご契約から入院時諸費用保障のないご契約への変更、先進医療保障のあるご契約から先進医療保障のないご契約への変更 P74

- ご住所の変更、改姓・改名の届出
. P75

- 被共済者がお亡くなりになられた
場合 P76

- 共済契約関係者の変更 P77

【生命共済と税金】

- 税金のお取扱いについて P78

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について]
共済掛金のお払込み



共済掛金は払込期月中にお払込みください。なお、払込期月中にお払込みいただけないときのために、払込猶予期間を設けています。

約 款
普通約款第14条

しおり
共済用語のご説明
●払込期月
●払込猶予期間
●契約日
●月応当日

約 款
普通約款第15条

第1回共済掛金のお払込みについて

第1回共済掛金の払込期月

第1回共済掛金は、次の払込期月中にお払込みいただきます。

第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間
--------------	---------------------------------

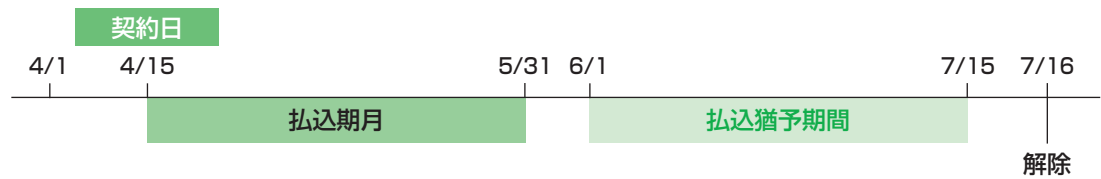
第1回共済掛金の払込猶予期間

払込期月中にお払込みいただけないときのために、次のとおり払込猶予期間を設けています。

第1回共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間

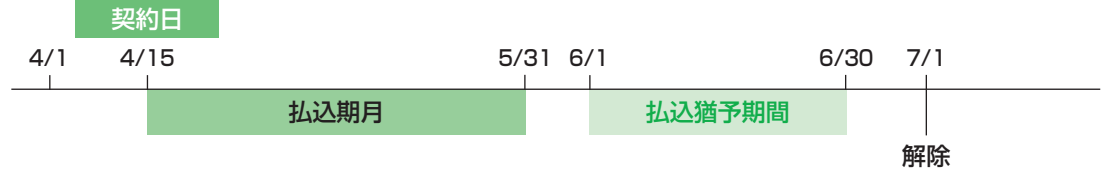
■年払契約の場合

<例>



■月払契約の場合

<例>



ご契約の解除

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除（共済契約が転換契約、乗換契約、切替契約の場合、取消し）します。

第2回以後の共済掛金のお払込みについて

第2回以後の共済掛金の払込期月

第2回以後の共済掛金は、次の払込期月中にお払込みいただきます。

第2回以後の共済掛金の払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間
-----------------	---

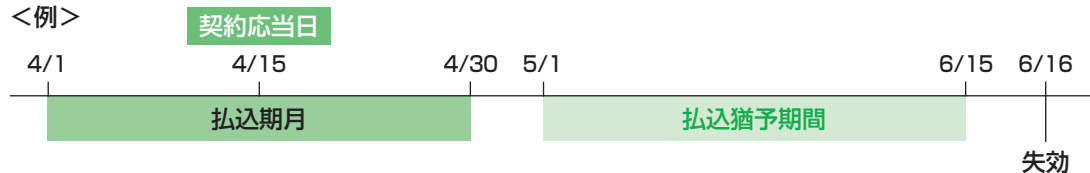
第2回以後の共済掛金の払込猶予期間

払込期月中にお払込みいただけないときのために、次のとおり払込猶予期間を設けています。

第2回以後の共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間

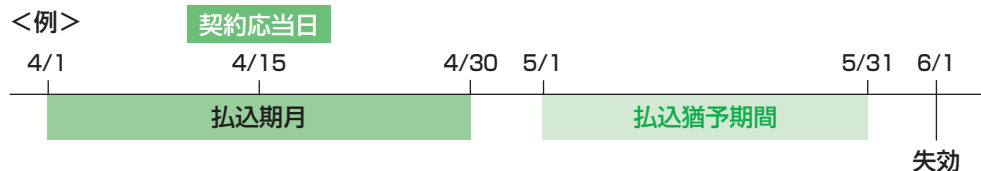
■年払契約の場合

<例>



■月払契約の場合

<例>



共済掛金のお払込みが困難な場合のお取扱い

共済金額の減額や共済契約の型の変更、払込方法の変更（年払契約から月払契約）等のお取扱いがありますので、詳しくはご加入先のJA までご相談ください。

ご契約の失効

第2回以後の共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、ご契約の効力がなくなり（失効）、共済金等をお支払いできません。

- 共済掛金を自動的に貸し付ける制度（自動振替貸付）はありません。
- 失効となった場合でも失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。



■主契約の共済掛金の払込期間満了後の特約の共済掛金のお払込み

主契約の共済掛金の払込期間満了後においても、災害給付特約、災害死亡割増特約または特定損傷特約が付加されているご契約の場合は、特約の共済掛金をお払込みいただくことになります。この場合には、次のような点にご注意ください。

- 特約の共済掛金のお払込みがないまま払込猶予期間を過ぎると、特約は解約されたものとみなします。
- 主契約の共済掛金の払込期間中の払込方法が月払いであった場合でも、主契約の共済掛金の払込期間満了後は、特約の共済掛金は、毎年1回、払込期月中にお払込みいただくこととなります。

約 款

普通約款第16条

しおり

共済用語のご説明

- 払込期月
- 払込猶予期間
- 契約応当日
- 月応当日

約 款

普通約款第23条
普通約款第26条
普通約款第32条

しおり

共済契約の型の変更
P73

約 款

普通約款第17条

しおり

共済用語のご説明
● 失効と復活

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 失効したご契約の復活



第2回以後の共済掛金のお払込みがないためにご契約が失効した場合でも、失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

約 款

普通約款第22条

ご契約の復活

復活のお申込みの際には、次のものをご用意いただきます

- ① 共済契約復活申込書
- ② 告知書
- ③ 復活のお申込みの時までの払い込まなかった共済掛金に相当する額[※]
- ④ 共済証書

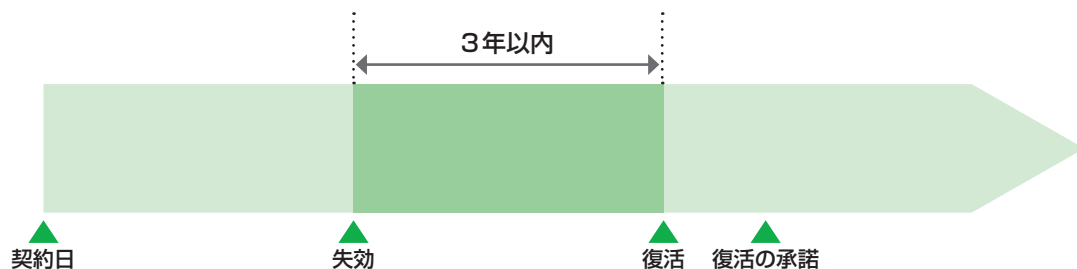
場合によっては次のものも必要となります。

- ⑤ 医師の診査書
- ⑥ 延滞利息（③の利息です。組合が定めた利率によって算出されます。）

※「口座振替扱掛金」が適用されたご契約であっても、復活のお申込みの時までの払い込まなかった共済掛金に相当する額には「口座振替扱掛金」は適用されません。

復活のお申込みの承諾について

復活の際にも「告知義務」があり、復活のお申込みをされても、新規にご契約を申し込まれる場合と同様に、お体の状態などによっては復活を承諾できない場合があります。組合が共済契約の復活を承諾したときは、組合の共済契約上の責任は、上記③および⑥の額の合計額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には告知の時）に再開します。



ご契約の復活について、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

しおり

告知義務について
P12



■失効によるご契約の消滅

ご契約が失効し、復活しないまま失効日以後3年を経過すると、ご契約は消滅します。

■告知義務違反について

告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約が「告知義務違反による解除」となることがあります。

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 共済掛金の払込方法



共済掛金は、次の払込経路でお払込みいただけます。なお、共済掛金をまとめて払い込む方法もあります。

共済掛金の払込経路

口座振替扱い※1	JAや銀行等の金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。組合が指定した金融機関の預貯金口座を振替口座としてお決めいただけます。共済契約者が指定した口座から共済掛金が自動的に振り替えられます。指定した口座が残高不足等の理由で振替えができなかった場合は、共済掛金の払込猶予期間満了日までに直接JAの窓口でお払込みください。
クレジットカード扱い※2	組合の指定するクレジットカードによりお払込みいただく方法です。組合が共済掛金の領収ができなかった場合は、共済掛金の払込猶予期間満了日までに直接JAの窓口でお払込みください。
持参扱い	直接、JAの窓口でお払込みいただく方法です。

※1 口座振替扱掛金が適用されます。

※2 組合が取り扱っている場合に限りです。



■共済掛金の払込経路の変更

1. 払込経路の変更をご希望の場合（例：持参扱いから口座振替扱いへの変更など）はご加入先のJAまでご連絡ください。
2. 口座振替扱いまたはクレジットカード扱いにされている場合で、組合の定める取扱条件を満たさなくなった場合、別の払込経路でお払込みいただくことになります。この場合に、払込経路が変更されるまでは、直接JAの窓口でお払込みください。

約 款

普通約款第19条

約 款
普通約款第21条

共済掛金をまとめて払い込む方法

まとまったお金がある場合に、将来の共済掛金をまとめてお支払いいただくことができる制度があります。

■前納（年払契約の場合）

将来の何年分かの共済掛金を、まとめて前納するお取扱いです。この場合は、前納期間中の共済掛金に「口座振替扱掛金」が適用され、さらに組合が定めた率（この率は経済情勢などによって変動することがあります。）で割り引いて計算した前納共済掛金をお支払いいただきます。この前納共済掛金は、契約応当日ごとに年払いの共済掛金にあてられます。

また、次の場合に、前納共済掛金の残額については、払いもどされます。

- 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- 共済掛金の払込方法が月払いに変更された場合
- 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合

■一括払い（月払契約の場合）

当月以後の共済掛金の3か月分または6か月分をまとめてお支払いいただくお取扱いです。この場合は、組合が定めた率で割り引いて計算した一括払共済掛金をお支払いいただきます。

また、次の場合に、一括払共済掛金のうち未到来の共済期間に対応する共済掛金については、払いもどされます。

- 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- 共済掛金の払込方法が年払いに変更された場合
- 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合



■まとめてお支払いいただく場合の留意点

- 前納共済掛金および一括払共済掛金は、次の払込経路にてお支払いいただきます。

	口座振替扱い	クレジットカード扱い	持参扱い
前納共済掛金	○	×	○
一括払共済掛金	○	○	○

- 共済掛金の前納・一括払いについて、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

口座振替扱掛金の適用について

医療共済およびそれに付加された次の特約を対象として、共済掛金の払込経路を口座振替扱いとしたご契約、または前納期間中のご契約には、お払込みいただく共済掛金に割安な「口座振替扱掛金」が適用されます。

【特約】定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約

■口座振替扱掛金は以下の場合に適用されます

- 払込経路を「口座振替扱い」としているご契約の共済掛金※
 - ※共済掛金の払込経路を「クレジットカード扱い」または「持参扱い」に変更したご契約は、「口座振替扱掛金」は適用されなくなります。
- 共済掛金を前納しているご契約の前納期間中の共済掛金

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] ご契約の解約について



ご契約の解約はいつでもできますが、ご契約は、被共済者の生活保障・ご家族の生活保障に役立つ大切な財産です。ぜひ、末永くご継続ください。

約 款
普通約款第38条

約 款
健康祝金支払特則第7条

約 款
普通約款第23条
普通約款第26条
普通約款第32条

しおり
共済契約の型の変更
P73

しおり
共済用語のご説明
●返れい金

ご契約を解約される場合について

やむを得ずご契約を解約される場合には、組合所定の申込書に**共済契約者ご自身**でご署名をされたうえでお申し出ください。
その際は、解約前に未請求となっている共済金等がないかを十分ご確認ください。



注意 ■健康祝金支払特則が付加されている場合
健康祝金支払特則のみを解約することはできません。

ご契約の継続を迷われた場合のお取扱い

共済金額の減額や共済契約の型の変更、払込方法の変更（年払契約から月払契約）等がご利用いただけます。詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

解約の際の返れい金・共済掛金の払いもどしについて

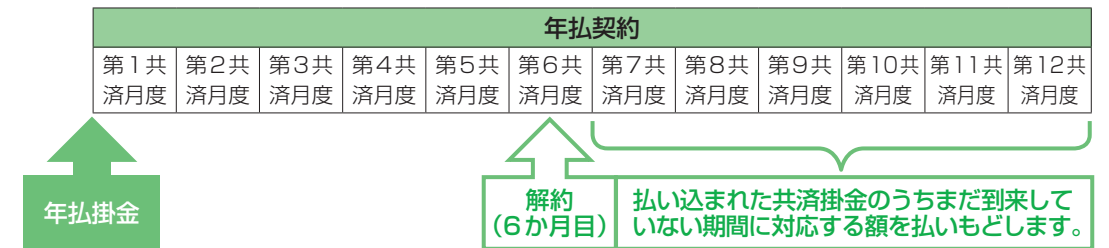
返れい金について

医療共済には、返れい金はありません。
なお、特約によっては、返れい金がある場合もありますが、今までお払込みいただいた共済掛金の合計額よりも少ないか、ご契約後まもないときには、まったくもどらないこともあります。
返れい金の具体的な金額は、共済証書に各共済年度末（一部）の返れい金の額が記載されていますのでご確認ください。

共済掛金の払いもどしについて

ご契約を解約される場合には、払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

<共済掛金の払いもどし例>





注意 ■月払契約のお取扱い
月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

約 款

普通約款第46条

債権者等からの解約請求を受けたご契約の取扱い

共済契約者以外の者による解約の効力について

共済契約者の債権者等*が解約返れい金等から自己の債権の弁済を受けるために、共済契約の解約権を行使する場合があります。この場合、共済契約の解約は、解約の通知が組合に到達した日の翌日から起算して1か月後にその効力が生じることになります。その効力が生じる前に、次の条件に該当する共済金受取人が、共済契約者の同意を得て、解約の通知が組合に到達した日に解約の効力が生じたとすれば組合が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、その旨を組合に通知することによって、解約を免れることができます。

※差押債権者、破産管財人等をいいます。

<共済金受取人の条件>

共済金受取人のうち、共済契約者以外の者で、かつ次のいずれかに該当する者とします。

- 共済契約者または被共済者の親族であること
- 被共済者であること

被共済者が共済契約者に対してご契約の解約を請求できる場合

保険法では、共済契約の締結時に被共済者が同意する前提となった事情が著しく変化し、共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合（共済契約者が被共済者を故意に死亡させようと意図している場合など）に限って、**被共済者は共済契約者に対して共済契約の解約を請求する権利が認められています。**（保険法第87条）

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] ご契約の無効・取消し・解除・消滅



ご契約が、無効・取消し・解除・消滅となる場合は次のとおりです。

約 款

普通約款第39条

ご契約の無効

共済金等の不法取得目的による無効

共済契約者が共済金等を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的をもって共済契約*の締結または復活をした場合は、共済契約*を無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

※特則および特約を含みます。

約 款

普通約款第31条

ご契約の取消し

年齢誤りによる取消し

共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は共済契約を取り消すことができます。

約 款

普通約款第40条

詐欺または強迫による取消し

共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結または復活した場合、組合は共済契約または共済契約の復活を取り消すことができます。

この場合、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

(復活の場合は、復活の申込みの時に共済契約は消滅したものとし、復活時以後に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。)

約 款

普通約款第15条

ご契約の解除

第1回共済掛金のお払込みがないことによる解除

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除（共済契約が転換契約、乗換契約、切替契約の場合、取消し）します。

約 款

普通約款第42条

告知義務違反による解除

お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

重大事由による解除

組合は次のいずれかに該当した場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

- 共済契約者または共済金受取人が組合に共済金等を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合
(定期特約・更新型定期特約・生活保障特約・家族収入保障特約・災害給付特約・災害死亡割増特約に限ります。)
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金等を支払わせることを目的として、支払事由*を生じさせ、または生じさせようとした場合
※死亡を除きます。
- 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金等の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められる場合
※1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※2 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと、共済契約者または共済金受取人が法人の場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していることをいいます。
- この共済契約に付加されている特約または他の共済契約*が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しえない上記に掲げる事由と同等の事由が生じた場合
※共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。
- そのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

約 款

普通約款第44条

ご契約の消滅

次の場合には、ご契約は消滅します。

- 被共済者が死亡した場合
- 共済契約が失効し、復活しないまま失効した日以後3年を経過した場合
- 治療共済金を100回お支払いした場合



■ご契約が解除、消滅となる場合の返れい金やまだ到来していない期間の共済掛金の払いもどしについて

●返れい金

医療共済には、返れい金はありませんが、特約によっては、組合の定める取扱いに基づき計算した共済掛金積立金に相当する額を返れい金としてお支払いするものもあります。なお、被共済者が死亡した場合や共済契約者の共済金請求に詐欺の行為があり重大事由解除となった場合など、返れい金をお支払いできない場合もありますので、詳細は約款をご参照ください。

●共済掛金の払いもどし

共済契約が解除され、または消滅した場合は、払い込まれた共済掛金*のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

※月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

約 款

普通約款第45条

約 款

普通約款第48条

しおり

共済用語のご説明
●返れい金

約 款

普通約款第20条

〔共済掛金のお払込みとご契約の継続について〕 割りもどし金のお支払い



割りもどし金は、共済事業の決算（年1回）において剰余が生じた場合に共済契約者に公平に分配してお支払い（還元）するお金のことです。

約 款

普通約款第50条

割りもどし金について

割りもどし金のお支払いの対象となるご契約は、事業年度末の決算時において満1年以上経過している有効契約、すなわち翌事業年度の契約応当日に第3共済年度または、それ以後の共済年度をむかえるご契約としています。例えば第1回目の割りもどし金は、第1共済年度を経過した後に到来する事業年度末において割りあてられ、第3共済年度の契約応当日に割りもどされます。

割りもどし金は、自動的に据え置かれ、組合の定めた率（この率は経済情勢などによって変動することがあります。）で積み立てられますが、共済契約者のお申出により、その全部または一部をお受取りになることもできます。



- ご契約が解約もしくは解除され、または消滅する場合には、据え置かれていた割りもどし金は共済契約者へお支払いします。
- 被共済者が死亡され、ご契約が消滅した場合はご加入先のJAまで被共済者の死亡をお知らせください。この場合、据え置かれていた割りもどし金は死亡時通知人にお支払いします。

[ご契約内容の変更と届出] 特約の中途付加による保障の見直し



当初でご加入いただいたご契約に特約を中途付加することにより、保障内容を充実させることができます。

特約の中途付加について

- 特約の中途付加は、共済掛金のお支払い（月払いの場合は第1共済月度の共済掛金のお支払い）と同時に申し込んでください。
- 特約を中途付加される場合は、**あらためて告知が必要です**。（特約の種類や共済金額によってはさらに組合が指定する医師の診査などが必要です。）
- 特約によっては、他の特約との組み合わせにより中途付加できない場合があります。
- 特約を中途付加される場合には、中途付加時における被共済者の年齢・共済掛金率により特約の共済掛金を計算します。したがって、当初のご契約時に付加される場合より、共済掛金が高くなる場合があります。

中途付加が可能な特約

- ・ 定期特約*
- ・ 更新型定期特約*
- ・ 生活保障特約*
- ・ 家族収入保障特約*
- ・ 災害給付特約
- ・ 災害死亡割増特約
- ・ 特定損傷特約



注意

■特約を付加できないご契約

10年更新契約の医療共済には上記の特約のうち、※の付された特約を付加（中途付加を含みます。）することができません。

おもな特約の中途付加

■定期特約・生活保障特約・家族収入保障特約の中途付加

定期特約または生活保障特約の共済期間満了時まで4年以下となる場合もしくは家族収入保障特約の共済期間満了時まで14年以下となる場合には、付加することができません。

■更新型定期特約の中途付加

死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態になられたときの保障額を増やすことができます。ただし、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金払込期間（または指定期間）の満了日までの年数が、この特約の共済期間に応じて、それぞれ次の表の年数以下となる場合には、付加することができません。

更新型定期特約の共済期間の区分	共済掛金払込満了時までの期間
10年	14年
15年	19年

[ご契約内容の変更と届出] 下取り（転換）制度による保障の見直し



現在のご契約を解約することなく、責任準備金を新しいご契約の保障の一部に充当することにより、保障を充実させることができる制度です。

約 款

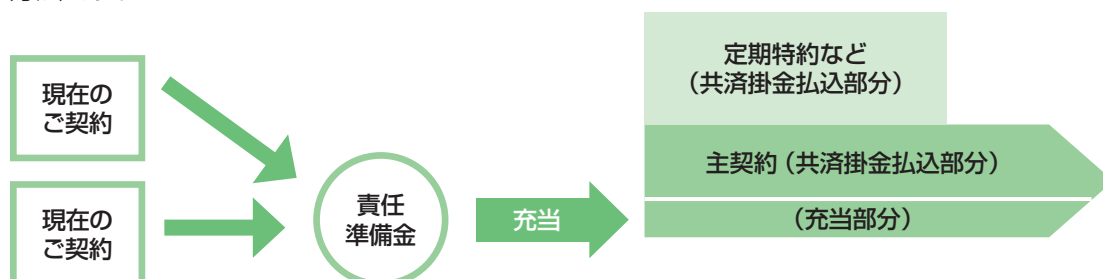
転換条項

転換制度について

1. 現在のご契約を解約することなく、その責任準備金を新しいご契約の保障の一部に充当することによって、より保障を充実させることができます。
2. 責任準備金は、現在のご契約の共済掛金積立金や割りもどし金などによって構成されています。
3. 次のような共済契約は転換できません。
 - ① 10年更新契約の医療共済契約
 - ② 契約日以後5年を経過していない共済契約
 - ③ 払込免除契約
 - ④ 共済掛金の払込期間（または指定期間）満了後に特約の共済掛金の払込みが免除された共済契約
4. 転換制度をご利用いただく際には、あらためて告知（金額によっては、さらにご加入先のJAが指定する医師の診査）が必要です。
5. 共済掛金は、転換したときの被共済者の年齢により計算します。

転換は次の方法で行います

現在のご契約の下取価格（責任準備金）を転換後契約の主契約の共済金額の一部に充当する方法です。



〔ご契約内容の変更と届出〕 共済契約の型の変更



共済契約の型を7回型から1回型または4回型に、4回型から1回型に変更することができます。

共済契約の型の変更

共済契約者は、組合の定める手続きにより、いつでも共済契約の型を次の表のとおり変更することができます。

共済契約の型	変更後の共済契約の型
4回型	1回型
7回型	1回型または4回型

● 共済契約の型を変更した場合、変更日以後にお払込みいただく共済掛金が変わります。

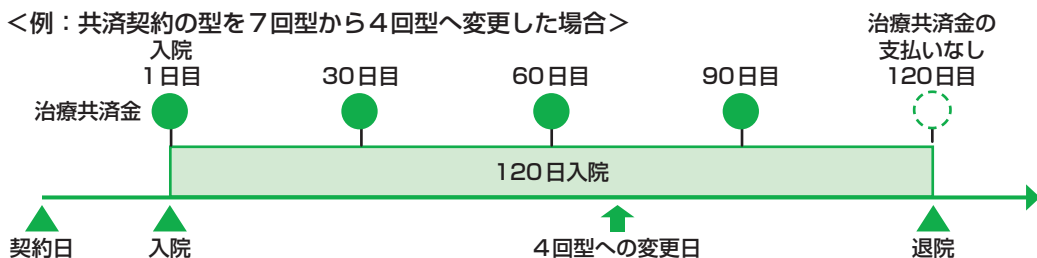
＜例：共済契約の型を7回型から4回型へ変更した場合＞



● 共済契約の型を変更した場合で、次のいずれかに該当するときは、変更日以後の入院期間にかかる入院日数は、変更日前の入院期間にかかる入院日数と合計し、変更後の共済契約の型により治療共済金をお支払いします。

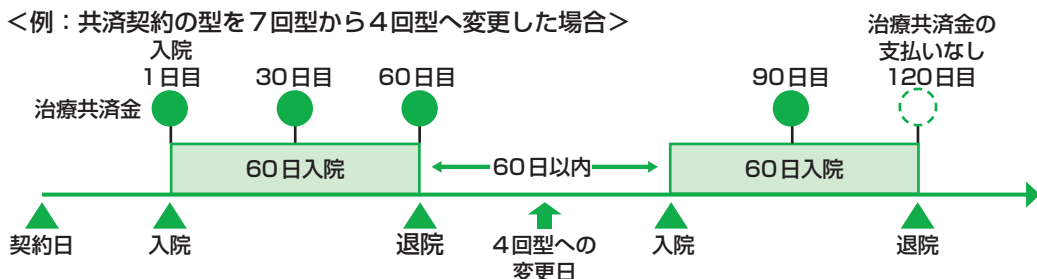
1. 被共済者が変更日前に入院し、その入院が変更日以後も継続しているとき。

＜例：共済契約の型を7回型から4回型へ変更した場合＞



2. 1回の入院とみなされる2回以上の入院について、最初に入院した日から最後の入院にかかる退院をした日までの間に変更されたとき。

＜例：共済契約の型を7回型から4回型へ変更した場合＞



● 共済契約の型を変更した場合、変更時における変更前のご契約の共済掛金の額と変更後のご契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者にお支払いします。

■入院時諸費用保障のあるご契約の場合

入院時諸費用共済金が支払われることとなる入院日数の限度も共済契約の型に応じて変更されます。

約款

普通約款第26条

【ご契約内容の変更と届出】

手術・放射線治療保障のあるご契約から手術・放射線治療保障のないご契約への変更、
入院時諸費用保障のあるご契約から入院時諸費用保障のないご契約への変更、
先進医療保障のあるご契約から先進医療保障のないご契約への変更



手術・放射線治療保障のあるご契約から手術・放射線治療保障のないご契約への変更、入院時諸費用保障のあるご契約から入院時諸費用保障のないご契約への変更および先進医療保障のあるご契約から先進医療保障のないご契約への変更をすることができます。

約 款

普通約款第27条
普通約款第28条
普通約款第29条
別表〔請求書類〕

変更手続きについて

1. これらの変更は、いつでも、共済契約者のお申出により行うことができます。
2. これらの変更をする場合は、共済契約者は約款別表〔請求書類〕の必要書類を組合にご提出ください。
3. これらの変更によって、変更時における変更前のご契約の共済掛金の額と、変更後のご契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者にお支払いします。

■支払われた先進医療共済金の額の合計が2,000万円に達した場合

先進医療保障のあるご契約は先進医療保障のないご契約へ変更されます。



■変更手続きができない場合

手術・放射線治療保障のないご契約から手術・放射線治療保障のあるご契約へ変更すること、入院時諸費用保障のないご契約から入院時諸費用保障のあるご契約へ変更することおよび先進医療保障のないご契約から先進医療保障のあるご契約へ変更することはできません。

[ご契約内容の変更と届出]

ご住所の変更、改姓・改名の届出



お引越しやご結婚などで共済証書記載の共済契約者のご住所等に変更があった場合には、遅滞なくご加入先のJAまで通知してください。
ご通知がない場合は、JAからの大切なお知らせをお届けできなくなります。

住所変更

約 款

普通約款第33条



お届けいただいている共済契約者のご住所が
転居、住所表示の変更などによって変更された
場合

改姓・改名



共済契約者・被共済者・死亡時通知人などが
ご結婚などによって改姓または改名された場合

[ご契約内容の変更と届出] 被共済者がお亡くなりになられた場合



被共済者がお亡くなりになられたときは、死亡時通知人は、遅滞なくご加入先のJAまでご連絡ください。

約 款

普通約款第47条

被共済者がお亡くなりになられた場合

組合への通知

被共済者がお亡くなりになられた場合には、ご契約は消滅しますので、遅滞なく、ご加入先のJAまでご通知*ください。この場合、共済掛金の払いもどしや割りもどし金がある場合は、次のとおりお支払いします。

※特約共済金の支払事由に該当する場合は、特約共済金の請求を行ってください。

共済掛金の払いもどし

払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で死亡時通知人に払いもどします。ただし、特約共済金を支払うことにより特約が消滅する場合はその共済金の共済金受取人にお支払いします。

割りもどし金

割りもどし金*がある場合は、死亡時通知人にお支払いします。

※割りもどし金とは、次のものをいいます。

- 据え置かれている割りもどし金
- 契約消滅時の割りもどし金がある場合には、その割りもどし金

約 款

健康祝金支払特則

健康祝金（健康祝金支払特則付医療共済に限ります。）

据え置かれている健康祝金がある場合は、死亡時通知人にお支払いします。

[ご契約内容の変更と届出] 共済契約関係者の変更



共済契約者、死亡時通知人および指定代理請求人は、次のように変更することができます。

共済契約者の変更

共済契約者は、**被共済者の同意**と組合の承諾を得て、共済契約者を変更することができます。共済契約者を変更しますと、共済契約上の権利義務（死亡時通知人を変更する権利、共済掛金を払い込む義務など）はすべて新しい共済契約者に承継されます。

約 款

普通約款第34条

死亡時通知人の変更

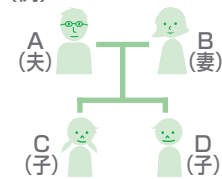
- 共済契約者は、死亡時通知人を変更することができます。
- 共済契約者は、法律上有効な遺言により、死亡時通知人を変更することができます。
- 死亡時通知人を変更する場合は、**被共済者の同意**が必要です。
- 遺言による死亡時通知人の変更は共済契約者が死亡された後、共済契約者の相続人または遺言執行者が組合に通知してください。
- 死亡時通知人が死亡された場合には、新たに死亡時通知人を指定していただきますので、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。

約 款

普通約款第35条
普通約款第36条

万一、死亡時通知人の変更手続きが行われていない間に、被共済者が死亡された場合は、次のような取扱いとなります。

(例)



【共済契約者・被共済者 Aさん】
【死亡時通知人 Bさん】

Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡時通知人の変更手続きが行われていない間にAさんが死亡した場合、Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡時通知人となります。

死亡時通知人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は、均等とします。



注意

■死亡時通知人の変更における留意点

- 被共済者が亡くなられた後は、死亡時通知人を変更することができません。
- 死亡時通知人の変更の通知が組合に到達する前に既に変更前の死亡時通知人に被共済者の死亡にかかる特約共済金等を支払っているときは、重複してお支払いいたしません。

指定代理請求人の変更

共済契約者は、**被共済者の同意**と組合の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。

なお、指定代理請求人となることができる方には一定の制限があります（「代理人による共済金等のご請求」をご参照ください）。

詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

約 款

指定代理請求特約
第4条

しおり

代理人による共済金等
のご請求
P86

【生命共済と税金】
税金のお取扱いについて



生命共済にかかる税金のお取扱いは次のとおりです。

令和7年1月現在

共済掛金をお払込みいただいたとき

生命保険料控除が受けられますので、所得税等*・住民税が軽減されます。ただし、受取人のすべてが、共済契約者（共済掛金負担者）、その配偶者またはその他の親族の場合に限ります。
※所得税等とは、令和19年12月31日までの間の復興特別所得税を含みます。

生命保険料控除の適用

生命保険料控除には、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除および介護医療保険料控除の3つの区分があります。
各保険料控除は、主契約・特約掛金ごとに、それぞれの保障内容により適用されるため、1つの共済契約であっても、主契約・特約ごとに適用される保険料控除の区分が異なる場合があります。
医療共済の主契約掛金は介護医療保険料控除の対象となりますが、健康祝金支払特則付医療共済の掛金は一般生命保険料控除の対象となります。各保険料控除の対象となる共済掛金の額は、課税所得控除共済掛金払込証明書によりご案内いたします。

生命保険料控除の控除額

各保険料控除とも次の表により計算した金額が、その年の所得金額より控除されます。

■所得税の生命保険料控除

支払共済掛金の合計額* (A)	控除額
20,000円以下のとき	(A) の全額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	$(A) \times 1/2 + 10,000$ 円
40,000円を超え 80,000円以下のとき	$(A) \times 1/4 + 20,000$ 円
80,000円を超えると	一律 40,000 円

※支払共済掛金の合計額とは、割りあてられた割りもどし金を控除した後の金額です。

■住民税の生命保険料控除

支払共済掛金の合計額* (A)	控除額
12,000円以下のとき	(A) の全額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	$(A) \times 1/2 + 6,000$ 円
32,000円を超え 56,000円以下のとき	$(A) \times 1/4 + 14,000$ 円
56,000円を超えると	一律 28,000 円

※支払共済掛金の合計額とは、割りあてられた割りもどし金を控除した後の金額です。

3つの生命保険料控除合計の適用限度額は、所得税で12万円、住民税で7万円となります。

生命保険料控除につきましては、令和7年1月現在の法令・通達等を踏まえて記載しておりますが、国税当局から新たな取扱いが示された場合には、記載の内容と異なる可能性があります。

課税所得控除共済掛金払込証明書の発行

生命保険料控除を受けるためには、年末調整（給与所得者の場合）または確定申告（事業所得者等の申告納税者の場合）の際の申告が必要です。

年中に生命保険料控除の対象となる共済掛金をお払込みいただいたときは、組合より課税所得控除共済掛金払込証明書を発行いたしますので、年末調整または確定申告時まで保管のうえ、ご使用ください。

共済金等をお受取りになられたとき

共済金等にかかる税金は共済契約者（共済掛金負担者）・被共済者・死亡時通知人の関係によって異なります。共済契約者以外の方が実質的に共済掛金を負担されている場合には、共済契約者ではなく、共済掛金負担者により判定されますので、ご注意ください。

なお、令和19年12月31日までの間、所得税の課税対象となる共済金等は、復興特別所得税についても課税対象となります。

特約死亡共済金をお受取りになられたときの課税について

契約形態	契約例			税の種類
	共済契約者 (共済掛金負担者)	被共済者	死亡時通知人	
共済契約者と被共済者が 同一人の場合	 (夫)	 (夫)	 (妻)	相続税
	 (夫)	 (夫)	 (子)	
共済契約者と死亡時通知 人が同一人の場合	 (夫)	 (妻)	 (夫)	所得税等・住民税 (一時所得)
	 (夫)	 (子)	 (夫)	
共済契約者と被共済者と 死亡時通知人が それぞれ異なる場合	 (夫)	 (妻)	 (子)	贈与税
	 (夫)	 (子)	 (妻)	

■相続税の特約死亡共済金の非課税の適用について

共済契約者（共済掛金負担者）と被共済者が同一人で、死亡時通知人がその相続人の場合には、特約死亡共済金（他の契約の死亡共済金等がある場合は合計します。）に対して次の範囲内で相続税が非課税となる取扱いを受けることができます。

なお、この取扱いは、同様の契約形態で生活保障年金を受け取る場合の年金受給権に対しても適用があります。

＜特約死亡共済金の非課税限度額＞

500万円×法定相続人の数

健康祝金をお受取りになられたときの課税について (健康祝金支払特則付医療共済に限ります。)

所得税・住民税（一時所得）*の課税対象となります。

*共済契約者と掛金負担者が異なる場合は、贈与税の課税対象となります。

生活保障年金をお受取りになられたときの課税について

契約形態	契約例			税の種類		
	共済契約者 (共済掛金 負担者)	被共済者	死亡時 通知人	年金受取りの場合		一括受取の 場合
				死亡時	毎年の 年金受取時	
共済契約者と被共済者 が同一人の場合	 (夫)	 (夫)	 (妻)	相続税		相続税
	 (夫)	 (夫)	 (子)			
共済契約者と死亡時通 知人が同一人の場合	 (夫)	 (妻)	 (夫)	課税され ません	所得税等・ 住民税 (雑所得)	所得税等・ 住民税 (一時所得)
	 (夫)	 (子)	 (夫)			
共済契約者と被共済者 と死亡時通知人がそれ ぞれ異なる場合	 (夫)	 (妻)	 (子)	贈与税		贈与税
	 (夫)	 (子)	 (妻)			

- 第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたことによりお受取りになられた場合は、非課税です。
- 年金受取りの場合の死亡時の課税対象は年金受給権であり、相続税法第24条により評価した金額となります。
- 被共済者の死亡により、毎年お受取りになる年金は、所得税等・住民税（雑所得）の課税対象となります。ただし、年金受給権が相続税または贈与税の課税対象になった場合は、毎年お受取りになる年金のうち、相続税または贈与税の課税対象になった部分については、所得税等・住民税が非課税となります。
- 共済契約者と年金受取人が異なる等の一定の要件に該当する年金を除き、年金にかかる差益の額が25万円以上の場合は、源泉徴収の対象になります。

非課税となる共済金等について

治療共済金、手術共済金、放射線治療共済金、入院時諸費用共済金、先進医療共済金、先進医療一時金、後遺障害の状態または重度要介護状態のときに支払われる共済金、特定損傷共済金、顔面損傷共済金、生前給付金等は、全額非課税となります。



注意

■税金のお取扱いの留意点

ここでは個人契約の場合の税金のお取扱いについて記載しています。

なお、税金のお取扱いについては、令和7年1月現在の法令等に基づくもので、将来を保証するものではありません。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

第4章 共済金等のご請求について



本章では、共済金等のご請求の手続き、必要書類について説明しています。

章内もくじ

■共済金等のご請求について	P82
■ご請求に必要な書類	P85
■代理人による共済金等のご請求	P86

共済金等のご請求について



共済事故が発生した場合は、ご加入先のJAまでご連絡のうえ、すみやかに必要書類をご用意いただいて、共済金等の請求手続きを行ってください。

ご請求にあたって

■共済金等をもれなくご請求いただくために

共済金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、ご請求いただいた共済金等のほかにもお支払いできる共済金等がある場合があります。共済金等をもれなくご請求いただくため、お手持ちの共済証書によりご契約内容を十分にご確認ください。

■共済金等のご請求手続き等について

共済金等のご請求手続きの詳細や、共済金等をお支払いする場合とお支払いできない場合の事例については、ご請求の際にお渡しする「共済金請求のご案内」をご確認ください。

■承諾書について

共済金等のご請求の際、組合は、共済事故の内容について確認および調査をさせていただくことがあります。なお、組合が確認および調査をさせていただく場合には、事前に共済契約者や被共済者から「承諾書」を提出していただきますので、あらかじめご了承ください。

■代理請求制度について

代理請求制度により請求される場合には、かならずご加入先のJAまでご相談ください。

■先進医療共済金のご請求について

一部の先進医療については、ご請求いただいた先進医療共済金をJAから医療機関へ直接お支払いできる制度があります。制度のご利用には一定の条件がございますので、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。



■共済金等を請求する権利の時効について

共済金等の支払い、または共済掛金の払込免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。

しおり

代理人による共済金等のご請求
P86

約 款

普通約款第51条

ご請求手続きの流れ

受取人



共済事故発生のご連絡

約款、共済証書をご用意のうえ、ご加入先のJAまでご連絡ください。

JA 共済



書類のご案内

共済金等のご請求に必要な書類をご案内いたします。

書類のご提出

所定の書類に必要事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備いただき、ご加入先のJAまでご提出ください。

※書類取得にかかる費用は受取人のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

書類の確認

ご提出いただいた書類の内容を確認いたします。
※確認の結果、あらためて追加書類のご提出をお願いすることもあります。

共済金等のお支払い

ご契約の約款の内容に従い、共済金等をお支払いいたします。

しおり

ご請求に必要な書類
P85

約 款

普通約款第9条
健康祝金支払特約第5条
定期特約第5条
更新型定期特約第5条
生活保障特約第8条
家族収入保障特約第9条
災害給付特約第5条
災害死亡割増特約第5条
特定損傷特約第6条
生前給付特約第5条
共済金年金支払特約第8条

お支払い時期について

共済金の種別、事実確認・調査の有無によって、共済金等をお支払いする時期を定めています。共済金の種別ごとのお支払い時期については約款をご覧ください。
なお、ご請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日を起算日とします。

＜お支払い時期の例＞

	8日以内*	30日以内	60～180日以内
治療共済金 手術共済金 など		原則	要調査
健康祝金 特約死亡共済金 など	原則	要調査	

※土日・祝日・12月29日～1月3日については8日に含みません。

- 共済金等のお支払いのために事実の確認を行う必要がある場合（30日以内のケース）
- 30日以内に次の確認を終え、共済金等をお支払いします。
- 支払事由（入院、手術、放射線治療または先進医療による療養等）に該当する事実の有無
 - 共済金等が支払われない事由に該当する事実の有無
 - 無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無
- 事実の確認を行うために、特別な照会または調査が不可欠な場合（60～180日以内のケース）
- 次の特別な照会または調査の内容に応じた日数を経過する日までに照会または調査を終え、共済金等をお支払いします。

特別な照会または調査の内容	日数
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
●弁護士法その他の法令に基づく照会 ●警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 ●日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

※複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- 事実の確認、特別な照会または調査の日数に含まない場合
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間について、上記の日数に含みません。
- お支払い時期を超過して共済金等をお支払いすることとなった場合
- お支払い時期を超過した期間について、遅延利息を付して共済金等をお支払いします。

お支払い方法について

- 共済金等については、次のいずれかのうち、共済金受取人がお選びいただいた方法によりお支払いします。
- 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - 組合の事務所または組合の指定する場所でお支払いする方法

ご請求に必要な書類



共済金等のご請求にあたり、ご用意いただく書類は次のとおりです。

請求関係書類

請求に必要な書類	入院・手術・放射線治療	先進医療	死亡	後遺障害	特定損傷 (顔面損傷)	共済掛金 払込免除	健康祝金
共済金支払請求書 共済掛金払込免除請求書 健康祝金支払請求書	○	○	○※4	○	○	○	○
共済証書※1	○	○	○	○	○	○	○
受取人の印鑑証明書	△	△	△※4	△	△		△
被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書	△	△	△	△	△	△	△
死亡証明書			○※4				
入院証明書※2、手術証明書※2	○※5						
診断書※2		○		○	○※5	○	
領収書※3		○					
その他特に必要な書類	△	△	△	△	△	△	△

※1 更新後のご契約については、共済証書および更新証をご用意ください。

※2 組合所定の用紙でない場合は、再度ご提出していただくことがあります。

※3 先進医療による療養を受けた病院または診療所の発行する、先進医療にかかる技術料が記載されている領収書とします。

※4 被共済者の死亡にかかる特約の共済金等を請求する場合に限ります。

※5 柔道整復師の証明書（組合所定の用紙）を含みます。
詳しくはご加入先のJAまでお問い合わせください。

■請求書類のお取扱いについて

共済金等のご請求の際にご提出いただいた書類、組合で共済事故について確認および調査をさせていただいた内容については、ご返却・開示いたしません。

また、ご契約が消滅した場合で共済金等のお支払いを完了したときは、ご提出いただいた共済証書など請求書類を組合が一定期間保管した後、破棄いたします。

■法人契約の場合

共済契約者および死亡時通知人が官公署、会社、工場、組合、個人事業主などで、被共済者がその共済契約者から給与などの支払いを受ける者である共済契約の場合で、その共済契約者が共済金の全部または相当部分を遺族補償規程などに基づく給付として被共済者または遺族補償を受ける者（受給者）※に支払うときは、被共済者の死亡または後遺障害にかかる共済金等の支払請求の際、約款別表「請求書類」の必要書類のほか次の書類が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

必要書類など詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

※「遺族補償を受ける者」（受給者）とは労働基準法施行規則第42条等に定める「遺族補償を受ける者」をいいます。

<ご用意いただく書類>

1. または2. のいずれか一方および3. の書類

1. 被共済者または受給者が共済金等の支払請求の内容について了知していることが確認できる書類（受給者が2人以上いるときはそのうち1人からの提出で足りるものとします。）
2. 被共済者または受給者に給付したことを証明する書類
3. 被共済者または受給者について本人であることを確認した書類

約 款

別表「請求書類」

- ：ご請求の際に
かならず必要なもの
△：ご提出が不要な場合
や、他の書類で代替可
能な場合があるもの

代理人による共済金等のご請求



被共済者が受取人となる共済金等について、被共済者が共済金等を請求できない特別な事情があるときに、被共済者にかわって被共済者の代理人が共済金等を請求することができる制度があります。

約 款

定期特約第4条
定期特約第15条
更新型定期特約第4条
更新型定期特約第15条
生活保障特約第7条
生活保障特約第21条
家族収入保障特約第8条
家族収入保障特約第22条
災害給付特約第4条
災害給付特約第17条
災害死亡割増特約第4条
災害死亡割増特約第16条

約 款

指定代理請求特約

代理請求制度とは

代理請求制度は共済金等をお支払いする場合に該当し、共済金等の受取人である被共済者がその共済金等を請求できない「特別な事情」があるときに、被共済者の代理人が「特別な事情」を証明して、共済金等を請求することができる制度です。

「特別な事情」について

「特別な事情」とは、次のような状態をいいます。

- 被共済者ご自身で共済金等を請求できない身体状況にある場合
- 被共済者ご本人に余命宣告がなされていない場合
- 被共済者ご本人に病名告知（例えば、がん告知）がなされていない場合 など



注意

■代理請求における注意事項

- この制度により共済金等を既にお支払いしているときは、その後に被共済者ご本人からご請求を受けた場合でも、重複してその共済金等のお支払いはいたしません。
- この制度によりご請求される場合には、かならずご加入先のJAまでご相談ください。

指定代理請求人による共済金等のご請求

指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、指定代理請求人が被共済者の代理人として共済金等を請求できます。

指定代理請求人の指定について

指定代理請求人は、被共済者の同意を得て、次の範囲内から1人指定していただきます。なお、指定代理請求人は、共済金等の請求時においてもこの範囲内である必要があります。

① 次の範囲の方

- 被共済者の戸籍上の配偶者
- 被共済者の直系血族
- 被共済者の兄弟姉妹
- 被共済者の3親等内の親族

② 次の範囲の方。ただし、共済金等の受取人のために共済金等を請求すべき適当な関係があると組合が認めた方に限ります。

- 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている方
- 被共済者の財産管理を行っている方

指定代理請求人の変更・取消し

- 共済契約者は被共済者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人の指定が不要なときは、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。（指定代理請求特約のみを解約することはできません。）
- 指定代理請求人が住所等を変更した場合は、必ずご連絡ください。

対象となる共済金等の範囲

指定代理請求人は、次の共済金等を請求することができます。

共済金等のお支払いなどと同時に支払われる前納共済掛金の残額などについてもご請求の対象となります。

ご契約内容		共済金等の種類
主契約	医療共済	治療共済金、手術共済金、放射線治療共済金、入院時諸費用共済金、先進医療共済金、先進医療一時金、共済掛金払込免除※
特約	定期特約 更新型定期特約	特約後遺障害共済金
	生活保障特約	後遺障害にかかる生活保障年金
	家族収入保障特約	後遺障害にかかる生活保障年金、生存給付金※
	災害給付特約	災害後遺障害共済金、災害給付金
	災害死亡割増特約	災害後遺障害共済金
	特定損傷特約	特定損傷共済金、顔面損傷共済金
	生前給付特約	生前給付金

※共済契約者と被共済者が同一の者である場合に対象となります。

ご留意いただきたい事項

- 共済契約者が法人でかつ死亡時通知人となる場合は、指定代理請求特約を付加できません。
- 故意に共済金等の支払事由を生じさせた者、または故意に共済金等の受取人を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人として代理請求はできません。
- 指定代理請求人に共済金等をお支払いした後、共済契約者または被共済者からお問い合わせがあったときは、支払状況について回答せざるを得ないことがあります。このことにより問題が生じた場合、組合は責任を負いかねますのでご了承ください。

指定代理請求人がいない場合の代理請求

指定代理請求人がいない場合でも一部の共済金等については代理請求ができます。
(指定代理請求人がいる場合は、指定代理請求人の方からご請求ください。)

対象となる共済金等の範囲

ご契約内容		共済金等の種類
特約	定期特約 更新型定期特約	特約後遺障害共済金
	生活保障特約	後遺障害にかかる生活保障年金
	家族収入保障特約	
	災害給付特約	災害後遺障害共済金
	災害死亡割増特約	

代理人について

被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡時通知人を代理人とすることができます。

第5章 JA共済のご案内



本章では、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会の概略について、また、ご相談・苦情窓口のご案内について記載しています。

JA共済は、末永く安心してご契約を継続いただけるよう努めています。

章内もくじ

- JA共済について P90 ➡
- JA共済のご相談・苦情窓口のご案内 P91 ➡

JA 共済について

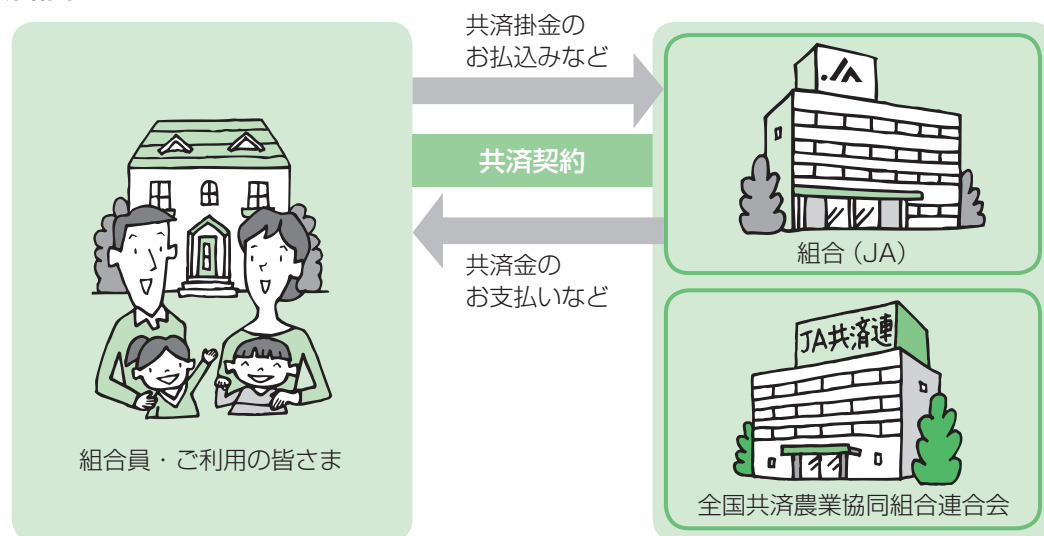


JA 共済は、農業協同組合法に基づいて組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が運営する共済です。共済契約は、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同してお引受けいたします。

JA 共済の概略

JA 共済事業は、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が一体となって運営しています。

<概略図>



■組合（JA）

JA 共済の窓口です。

共済契約のお申込み、共済掛金のお払込み、共済金等のご請求、各種のご通知などのお手続きは、組合（JA）でお受けいたします。

■全国共済農業協同組合連合会

全国の組合（JA）が会員となり組織している法人であり、企画、開発、資金運用などさまざまな面で組合（JA）と一体となって JA 共済事業を運営しています。

将来、万一組合（JA）の経営が困難になった場合でも、共済契約は、他の組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でお引受けすることにより、保障を継続してまいります。

皆さまの声を、私たちにお届けください JA共済のご相談・苦情窓口のご案内



JA共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。
※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかるご相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

苦情受付と対応について（苦情処理措置の内容）

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、まずはご加入先の組合（JA）の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、組合（JA）は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 組合（JA）は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合（JA）内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 組合（JA）は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に組合（JA）の経営者層に報告するとともに、組合（JA）内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、ご加入先の組合（JA）のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

○JA共済相談受付センターでは、JA共済全般に関するお問い合わせのほか、相談・苦情等をお電話で受け付けております。相談・苦情等のお申し出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合（JA）に対して解決を依頼します。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

電話番号：☎0120-536-093 ☎0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）
※ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく丁寧に対応させていただきます番号サービスです。

受付時間：9:00～18:00（月～金曜日） 9:00～17:00（土曜日）

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。
※メンテナンス等により予告なく変更となる場合があります。
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※組合（JA）の電話番号に関しましては、JA共済ホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp>）でもご確認くださいませ。また、ご不明な場合にはJA共済相談受付センターまでお問い合わせください。

紛争時の対応について（紛争解決措置の内容）

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、ご加入先の組合（JA）が対応しますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」に解決の申し立てを行うことができます。また、組合（JA）は下記外部機関を紹介し、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供します。詳細は組合（JA）までお問い合わせください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

電話番号：03-5368-5757 受付時間：9:00～17:00

（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

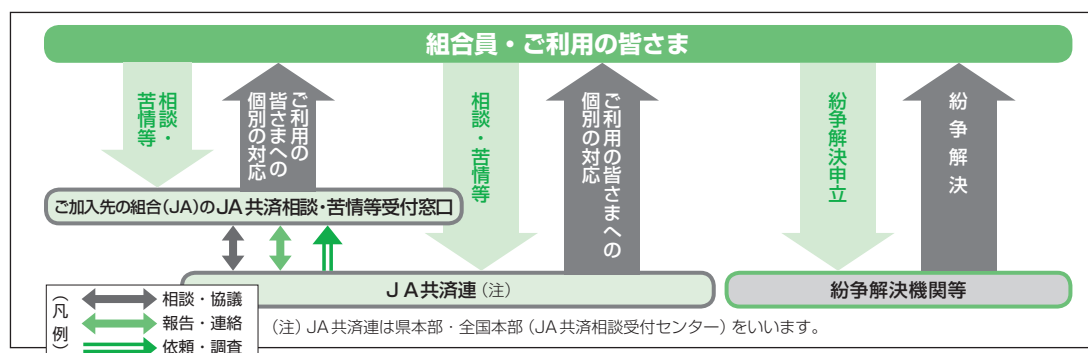
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しております。（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・ご利用の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



共済用語のご説明

あ	
医科診療報酬点数表 [いかしんりょうほうしゅうてんすうひょう]	手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき規定されている医科診療報酬点数表をいいます。
異常分娩 [いじょうぶんべん]	約款別表〔異常分娩〕の分娩をいいます。
か	
加入年齢 [かにゅうねんれい]	ご契約時の年齢は満年齢で計算します。 (例) 36歳8か月の被共済者の加入年齢は36歳となります。
共済掛金 [きょうさいかけきん]	共済契約の保障に対して共済契約者からお払込みいただくお金のことです。
共済掛金積立金 [きょうさいかけきんつみたてきん]	将来の共済金等をお支払いするために、共済掛金の中から積み立てられているお金のことです。
共済期間 [きょうさいきかん]	保障が行われる期間（組合がその期間に共済事故が生じた場合に支払いの責任を持つ期間）のことです。
共済金 [きょうさいきん]	被共済者が所定の支払事由に該当されたときに、お支払いするお金のことです。
共済金受取人 [きょうさいきんうけとりじん]	共済契約者により指定された方で共済金等を受け取ることができる方をいいます。
共済契約者 [きょうさいけいやくしゃ]	組合と共済契約を締結され、ご契約上の権利（契約内容変更等の請求権など）と義務（共済掛金支払義務など）を有する方をいいます。
共済月度 [きょうさいげつど]	契約日または契約応当日以後、最初の1か月を第1共済月度、次の1か月を第2共済月度といい、以下順次第3共済月度、第4共済月度、……第12共済月度といいます。
共済事故 [きょうさいじこ]	共済金等が支払われる出来事として共済約款に定められているもので、お申込みの際にその発生が不確定（偶然）でなければなりません。
共済証書 [きょうさいしやうしょ]	ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。組合がお申込みを承諾した場合に共済契約者へお渡しします。
共済年度 [きょうさいねんど]	契約日以後、最初の1か年を第1共済年度、次の1か年を第2共済年度といい、以下順次第3共済年度、第4共済年度、……といいます。
共済約款 [きょうさいやっかん]	「ご契約から共済金等のお支払い・消滅までのとりきめなど」を記載したものです。
契約応当日 [けいやくおうとうび]	ご契約後の共済期間中にむかえる毎年の、共済契約の契約日に対応する日（ご契約後ちょうど1年目、2年目、3年目などにあたる日）のことです。
契約日 [けいやくび]	ご契約上の責任（保障）を開始する日をいいます。共済掛金の払込期間や告知義務違反による解除などの基準日となります。

公的医療保険制度 〔こうていきりょうほけんせいど〕	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 1. 健康保険法 2. 国民健康保険法 3. 国家公務員共済組合法 4. 地方公務員等共済組合法 5. 私立学校教職員共済法 6. 船員保険法 7. 高齢者の医療の確保に関する法律										
告知義務と告知義務違反 〔こくちぎむとこくちぎむいはん〕	共済契約者または被共済者には、ご契約のお申込みや復活などをされる ときに、現在の健康状態や過去の病歴など組合がおたずねする重要なこ とがらについてありのままを告知していただく義務があり、このことを 告知義務といいます。 その際に事実が告げられなかったとき、または事実でないことを告げら れたときには、告知義務違反となり、ご契約が解除され、共済金等のお 支払いができないことがあります。										
告知書扱い 〔こくちしょあつかい〕	お申込みの際に、被共済者の健康状態などについての告知をいただき ますが、組合の指定する医師の診査を受けていただく必要のないもの をいいます。										
さ											
災害 〔さいがい〕	急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、約款別表〔除 外する事故〕に該当する事故による被害を除きます。 <急激・偶発・外来の定義> <table border="1"> <tr> <td>急激</td><td>事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔の ないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認めら れるものは該当しません）。</td></tr> <tr> <td>偶発</td><td>事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者に とって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基 づくものは該当しません）。</td></tr> <tr> <td>外来</td><td>事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用 することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の 内部に原因があるものは該当しません）。</td></tr> </table> <災害に該当するもの、該当しないものの一例> <table border="1"> <tr> <th>該当例</th><th>非該当例</th></tr> <tr> <td> 次のような事故は、急激かつ 偶発的な外来の事故に該当す る場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 </td><td> 次のような事故は、急激かつ偶発的な外 来の事故に該当しないため、災害に該当 しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水 </td></tr> </table>	急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔の ないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認めら れるものは該当しません）。	偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者に とって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基 づくものは該当しません）。	外来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用 することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の 内部に原因があるものは該当しません）。	該当例	非該当例	次のような事故は、急激かつ 偶発的な外来の事故に該当す る場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、急激かつ偶発的な外 来の事故に該当しないため、災害に該当 しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔の ないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認めら れるものは該当しません）。										
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者に とって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基 づくものは該当しません）。										
外来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用 することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の 内部に原因があるものは該当しません）。										
該当例	非該当例										
次のような事故は、急激かつ 偶発的な外来の事故に該当す る場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、急激かつ偶発的な外 来の事故に該当しないため、災害に該当 しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水										
歯科診療報酬点数表 〔しかしんりょうほうしゅうてんすうひょう〕	手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき規 定されている歯科診療報酬点数表をいいます。										
失効と復活 〔しっこうとふっかつ〕	第2回以後の共済掛金を払込猶予期間満了日までにお払込みいただけな かった場合、ご契約の効力が失われます（失効）。 失効した日以後3年以内に所定の手続きによりご契約の効力をもとの状態 へもどすことを復活といいます。										
疾病 〔しっぺい〕	疾病※、災害に該当しない傷害および災害であって災害入院に該当しない 入院の原因となったものをいいます。 ※異常分娩を含みます。										

指定期間 [していきかん]	契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。
指定代理請求人 [していだりせいきゆうにん]	指定代理請求特約が付加されている共済契約において、被共済者が受け取ることとなる共済金等の支払事由が生じた場合で、その共済金等の受取人が共済金等を請求できない特別な事情があるときに、共済金等の受取人の代理人として共済金等を請求することができる方をいいます。
指定年齢 [していねんれい]	定期特約、更新型定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約の共済掛金の払込み（更新型定期特約の場合には、共済契約者が更新する意思のある最後の更新後の更新型定期特約の共済掛金の払込み）を終了する年齢をいいます。
死亡時通知人 [しぼうじつうちにん]	被共済者の死亡によりご契約が消滅する場合に、必要書類を提出して組合に通知する人をいいます。
重度要介護状態 [じゅうどうようかいごじょうたい]	約款別表〔重度要介護状態〕の状態に該当し、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みがないものをいいます。
主契約 [しゅけいやく]	共済契約のもっとも基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。
手術 [しゅじゅつ]	次のいずれかに該当するものをいいます。 1. 医師または歯科医師による治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定されるもの（ただし、診断または検査（生検または腹腔鏡検査など）のためのものは含みません。） 2. 医師または歯科医師による治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料が算定される骨髄移植術（ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。）
手術共済金 [しゅじゅつきょうさいきん]	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により手術を受けたときにお支払いする共済金です。
診査医扱い [しんさいあつかい]	お申込みの際に、被共済者の健康状態などについての告知をいただくほか、組合の指定する医師の診査を受けていただくものをいいます。
先進医療 [せんしんいりょう]	公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の法律に規定する「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
先進医療一時金 [せんしんいりょういちじきん]	被共済者が先進医療共済金が支払われることとなる先進医療による療養を受けたときにお支払いする共済金です（先進医療共済金のお支払いがない場合、先進医療一時金のお支払いもありません）。
先進医療共済金 [せんしんいりょうきょうさいきん]	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けたときにお支払いする共済金です。

た		
第〇級後遺障害 [だい〇きゅうこういしょうがい]	約款別表〔後遺障害等級表〕の該当等級の後遺障害をいいます。 なお、約款別表〔後遺障害等級表〕中の「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。労務にかかる制限の程度は、日常生活動作の制限や四肢の麻ひの程度、精神または身体の状況などにより総合的に判定されます。	
治療共済金 [ちりょうきょうさいきん]	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により入院し、その入院日数が所定の日数に達した場合にお支払いする共済金です。	
月応当日 [つきおうとうび]	月ごとの共済契約の契約日に対応する日のことをいいます（対応する日がない場合は、その月の末日が月応当日となります）。	
特則 [とくそく]	主契約に別な一定の保障を組み合わせることを目的として、ご加入時に限り付加することができます。	
特約 [とくやく]	主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約とは別に共済金の支払いがあるように、主契約に付加することができるものです。	
特約の責任開始時 [とくやくのせきにんかいしじ]	特約の責任（保障）を開始する時をいいます。通常は主契約の責任開始時と同じですが、特約を中途付加された場合には異なることがあります。	
特約の付加日 [とくやくのふかび]	特約が付加された日をいいます。通常は契約日と同じですが、特約を中途付加された場合には、ご契約の契約応当日と同じになります。共済掛金の払込期間などの基準日となります。	
な		
入院 [にゅういん]	医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師法に規定する柔道整復師による施術（骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。）が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所 [※] に入り、常に医師、歯科医師または柔道整復師法に規定する柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。 ※病院または診療所とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 1. 医療法に規定された病院または患者を収容する施設を有する診療所 2. 柔道整復師法に規定された施術所（患者を収容する施設と同等の施設を有する施術所に限ります。） 3. 日本国外の医療施設であって組合が1. または2. と同等と認めたもの	
入院時諸費用共済金 [にゅういんじしよひようきょうさいきん]	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により入院した場合にお支払いする入院日数に応じた共済金です。	
は		
払込期月 [はらいこみきげつ]	共済掛金をお払込みいただく月のことです。	
	第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間
	第2回以後の共済掛金の払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間

払込猶予期間 〔はらいこみゆうよきかん〕		共済掛金のお払込みについて、猶予される期間をいいます。	
第1回共済掛金の 払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間	
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間	
第2回以後の 共済掛金の 払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間	
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間	
被共済者 〔ひきようざいしゃ〕		その方の入院・手術などに関して共済金等が支払われることとなる方をいいます。	
復活 〔ふっかつ〕		「失効と復活」をご参照ください。	
返れい金 〔へんれいきん〕		ご契約を解約された場合などに、共済契約者にお支払いするお金のことです。	
放射線治療 〔ほうしゃせんちりょう〕		医師または歯科医師による治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定されるものをいいます。	
放射線治療共済金 〔ほうしゃせんちりょうきょうざいきん〕		被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により放射線治療を受けたときにお支払いする共済金です。	
ま			
や			
ら			
わ			
割りもどし金 〔わりもどしきん〕		共済事業の決算（年1回）において剰余が生じた場合に共済契約者に公平に分配してお支払い（還元）するお金のことです。 割りもどし金のお支払いの対象となる共済契約は、事業年度末の決算時において満1年以上経過している有効契約、すなわち翌事業年度の契約応当日に第3共済年度または、それ以後の共済年度をむかえる共済契約としています。たとえば第1回目の割りもどし金は、第1共済年度を経過した後到来する事業年度末において割りあてられ、第3共済年度の契約応当日に割りもどされます。	

「契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が開示・照会されることがあります

全国共済農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社（以下、当会を含み「各生命保険会社等」といいます。）とともに、共済契約、保険契約または特約付加（以下「共済契約等」といいます。）のお引受けの判断および共済金、給付金または保険金等（以下「共済金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容照会制度」に基づき、当会の共済契約等に関する下記の開示内容を共同して利用しております。

共済契約等のお申込みがあった場合、当会は、一般社団法人生命保険協会に、共済契約等に関する下記の開示内容を開示します。ただし、共済契約等をお引受けできなかったときは、その開示内容は消去されます。

「契約内容照会制度」に開示された情報は、同じ被共済者について共済契約等のお申込みがあった場合または共済金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、共済契約等のお引受けまたはこれらの共済金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、開示の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間（契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日において被共済者が満15歳未満の場合は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年または被共済者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、共済契約等のお引受けおよびこれらの共済金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当会の共済契約等に関する開示内容については、当会が管理責任を負います。共済契約者または被共済者は、当会の定める手続きにしたがい、開示内容を照会することができ、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当会の定める手続きにしたがい、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、次のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

ア）当会があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ）当会が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ）本人が識別される保有個人データを当会が利用する必要がなくなった場合

エ）当会が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

全国共済農業協同組合連合会 お問い合わせ窓口

〒102-8630 東京都千代田区平河町2丁目7番9号

電話番号：☎0120-536-093 ☎0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）

※ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく丁寧に対応させていただく番号サービスです。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※「契約内容照会制度」の最新の内容については、当会ホームページ（https://www.ja-kyosai.or.jp/attention_security/）をご確認ください。

開示内容

令和6年3月31日以前の開示内容

- (1) 共済契約者ならびに被共済者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡共済金額および災害死亡共済金額
- (3) 入院共済金の種類（入院時諸費用共済金を含みます。）および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 当会の名称

令和6年4月1日以降の開示内容

- (1) 共済契約者ならびに被共済者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡共済金額
- (3) 入院共済金の種類（治療共済金・入院時諸費用共済金を含みます。）および入院共済金の日額または一時金額
- (4) 災害死亡共済金額
- (5) がん一時金額（悪性新生物に罹患したと診断確定されたときにお支払いする共済金の額）
- (6) 先進医療保障の有無
- (7) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (8) 当会の名称

※令和6年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる共済証書番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記（2）～（6）に該当する主契約・特約が開示対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「会員会社一覧」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

共済金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきますことがあります

全国共済農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、当会を含み「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等（以下「共済契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、各生命保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

共済金、年金または給付金（以下「共済金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらにかかる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当会が保有する相互照会事項記載の情報については、当会が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金等受取人は、当会の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当会の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、次のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

- ア）当会があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ）当会が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ）本人が識別される保有個人データを当会が利用する必要がなくなった場合
- エ）当会が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

全国共済農業協同組合連合会 お問い合わせ窓口

〒102-8630 東京都千代田区平河町2丁目7番9号

電話番号：☎0120-536-093 ☎0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）

※ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく丁寧に対応させていただく番号サービスです。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当会ホームページ（https://www.ja-kyosai.or.jp/attention_security/）をご確認ください。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

1. 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
2. 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
3. 共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、共済金額、各特約内容、共済掛金および払込方法

上記相互照会事項において、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金とあるのは、保険契約においてはそれぞれ、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「会員会社一覧」をご参照ください。

約 款

約款は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。

約款をお読みの際には、次の点にご注意ください。

- 約款には、この共済契約に付加、適用可能なすべての項目について規定しておりますので、ご契約内容によっては適用されない内容も含まれております。
- 約款中の「用語の説明」において、この約款で規定されている内容のうち主要な用語について説明しています。約款をお読みの際には、この「用語の説明」もあわせてご確認ください。

ご不明な点等につきましては、

ご加入先のJAまでお問い合わせください。

医療共済約款

目 次

〔普通約款〕

1 用語の説明	104
第1条 [用語の説明]	
2 共済金の支払	106
第2条 [共済契約の型の指定]	
第3条 [治療共済金の支払]	
第4条 [手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払]	
第5条 [入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払]	
第6条 [先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払]	
第7条 [共済金を支払わない場合]	
第8条 [共済金の支払請求]	
第9条 [支払時期および支払方法]	
3 共済掛金の払込免除	110
第10条 [共済掛金の払込免除]	
第11条 [共済掛金の払込免除請求]	
4 共済契約の責任開始	111
第12条 [組合の責任開始]	
第13条 [共済証書]	
5 共済掛金の払込みならびに共済掛金が払い込まれない場合の解除および失効	111
第14条 [第1回共済掛金の払込み]	
第15条 [第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除]	
第16条 [第2回以後の共済掛金の払込み]	
第17条 [第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効]	
第18条 [共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い]	
第19条 [共済掛金の払込経路]	
第20条 [共済掛金の払いもどし]	
第21条 [共済掛金の前納または一括払い]	
6 共済契約の復活	113
第22条 [共済契約の復活]	
7 共済契約の変更	113
第23条 [共済金額の減額]	
第24条 [共済契約が入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金額の減額]	
第25条 [共済掛金払込終了年齢の繰上げ]	
第26条 [共済契約の型の変更]	
第27条 [手術・放射線治療保障のある共済契約から手術・放射線治療保障のない共済契約への変更]	
第28条 [入院時諸費用保障のある共済契約から入院時諸費用保障のない共済契約への変更]	
第29条 [先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更]	
第30条 [年齢の計算]	
第31条 [年齢および性別の誤りの取扱い]	
第32条 [共済掛金の払込方法の変更]	
第33条 [共済契約者の住所の変更]	
8 共済契約関係者	115
第34条 [共済契約者の変更]	
第35条 [死亡時通知人の変更]	
第36条 [遺言による死亡時通知人の変更]	
第37条 [共済契約者または死亡時通知人の代表者]	
9 解約	116
第38条 [共済契約者による解約]	
10 共済契約の無効、取消し、解除および消滅	116
第39条 [共済金等の不法取得目的による無効]	
第40条 [詐欺または強迫による取消し]	
第41条 [告知義務]	
第42条 [告知義務違反による解除]	
第43条 [告知義務違反により共済契約を解除できない場合]	
第44条 [重大事由による解除]	
第45条 [共済契約の消滅]	
第46条 [共済金受取人による共済契約の存続]	
第47条 [被共済者の死亡]	
第48条 [返れい金]	
11 共済契約の更新	118
第49条 [共済契約の更新]	
12 割りもどし金の割りもどし	119
第50条 [割りもどし金の割りもどし]	
13 時効	119
第51条 [時効]	
14 その他の事項	119
第52条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡]	
第53条 [法令等の改正にともなう支払事由の変更]	
第54条 [共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い]	

15 全国共済農業協同組合連合会の共済責任	120
第55条 [全国共済連の責任開始]	
第56条 [組合の行為の取扱い]	
第57条 [全国共済連による保障の継続]	
第58条 [共済約款の規定の読みかえ]	
第59条 [他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加]	

〔特 則〕

健康祝金支払特則	123
転換条項	125
切替条項	130
乗換条項	132
共済契約が転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて締結された場合の特則	136

〔特 約〕

定期特約	140
更新型定期特約	147
生活保障特約	155
家族収入保障特約	164
災害給付特約	173
災害死亡割増特約	180
生前給付特約	187
特定損傷特約	192
共済年金支払特約	198
特別条件特約	204
指定代理請求特約	206

〔別 表〕

別表 [請求書類]	208
別表 [後遺障害等級表]	211
別表 [重度要介護状態]	216
別表 [除外する事故]	217
別表 [疾病重度障害状態]	218
別表 [異常分娩]	220
別表 [公的医療保険制度]	221
別表 [不担保部位]	222

医療共済約款

〔普通約款〕

1 用語の説明

第1条〔用語の説明〕

この共済約款において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
医科診療報酬点数表	手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき規定されている医科診療報酬点数表をいいます。
異常分娩	別表〔異常分娩〕による分娩をいいます。
共済掛金積立金	将来の共済金の支払のために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいいます。
共済掛金の払込期間	契約日からその日を含めてそれぞれ次の日までの期間をいいます。 ア. 共済証書に共済掛金払込終了年齢が記載されている共済契約である場合 共済証書に記載された共済掛金払込終了年齢に達する日の属する共済年度の末日 イ. 第49条〔共済契約の更新〕の規定が適用される共済契約である場合 共済期間の満了日
共済契約	医療共済契約をいいます。
共済契約申込書	組合所定の共済契約申込書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。
契約応当日	契約日の年ごとの応当日をいいます。
後遺障害の状態	疾病または傷害が治癒した後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。
公的医療保険制度	別表〔公的医療保険制度〕の法律に基づく医療保険制度をいいます。
告知事項	共済金の支払事由および共済掛金の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項をいいます。
告知書	組合所定の告知書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。
災害	急激（注1）かつ偶発（注2）的な外来（注3）の事故による被害をいいます。ただし、別表〔除外する事故〕に該当する事故による被害を除きます。 （注1）事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。） （注2）事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。（被共済者の故意に基づくものは該当しません。） （注3）事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）
災害入院	災害の治療を目的とする入院であって、災害を受けた日以後200日以内に入院したものをいいます。
歯科診療報酬点数表	手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき規定されている歯科診療報酬点数表をいいます。
疾病	疾病（注）、災害に該当しない傷害および災害であって災害入院に該当しない入院の原因となったものをいいます。 （注）異常分娩を含みます。

用 語	説 明
疾病重度障害状態	次に該当するものをいいます。ただし、災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として別表〔後遺障害等級表〕の後遺障害の状態になったものを除きます。 ア. 疾病または傷害が治癒した後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、別表〔疾病重度障害状態〕の1. から18. までの障害の状態に該当し、将来回復見込みのないもの イ. 疾病または傷害が治癒する前であって、別表〔疾病重度障害状態〕の1. から18. までの障害の状態に該当し、かつ、次のいずれにも該当して将来回復見込みのないものと組合が認めたもの （ア）障害の状態が6か月以上継続していること （イ）障害の状態が固定していること ウ. 疾病または傷害により、別表〔疾病重度障害状態〕の19. から27. までの状態に該当するもの
死亡時通知人	共済契約の申込みの際に、共済契約者が指定した者で、第47条〔被共済者の死亡〕により被共済者の死亡にかかる通知をする者をいいます。
住所	共済証書に記載された住所または居所をいいます。
重度要介護状態	別表〔重度要介護状態〕の状態に該当し、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みのないものをいいます。
手術	次のア. またはイ. のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医師または歯科医師による治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定されるもの（注1）をいいます。ただし、診断または検査（注2）のためのものは含みません。 イ. 医師または歯科医師による治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料が算定される骨髄移植術（注3）をいいます。 （注1）公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表により手術料が算定されるもののうち、医科診療報酬点数表においても手術料が算定されるものを含みます。 （注2）生検または腹腔鏡検査などをいいます。 （注3）組織の機能に障害があるものに対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。
先進医療	別表〔公的医療保険制度〕の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療（注）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表〔公的医療保険制度〕の法律に規定する「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養を除きます。 （注）先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
第○級後遺障害	別表〔後遺障害等級表〕の該当等級の後遺障害をいいます。
月応当日	契約日の月ごとの応当日をいいます。ただし、応当日がない月は、その月の末日とします。
入院	医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師法に規定する柔道整復師による施術（注）が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師、歯科医師または柔道整復師法に規定する柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。 （注）骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。この条において同様とします。
払込期月	それぞれ次の期間をいいます。 ア. 第1回共済掛金の場合（注1） 契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間 イ. 更新後の共済契約の第1回共済掛金の場合 更新日からその日を含めて更新日の属する月の末日までの期間 ウ. 第2回以後の共済掛金の場合 契約応当日（注2）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間 （注1）イ. に該当する場合を除きます。 （注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
払込免除契約	共済掛金の払込みが免除された共済契約をいいます。
病院または診療所	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に規定された病院または患者を収容する施設を有する診療所 イ. 柔道整復師法に規定された施術所（注） ウ. 日本国外の医療施設であって組合がア. またはイ. と同等と認めたもの （注）患者を収容する施設と同等の施設を有する施術所に限ります。
放射線治療	医師または歯科医師による治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定されるもの（注）をいいます。 （注）公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表により放射線治療料が算定されるもののうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料が算定されるものを含みます。

2 共済金の支払

第2条【共済契約の型の指定】

(1) 共済契約の型は、1回の入院について治療共済金が支払われることとなる入院日数により、次の表のとおりとします。

共済契約の型	1回の入院について治療共済金が支払われることとなる入院日数
1回型	1日
4回型	1日、30日、60日、90日
7回型	1日、30日、60日、90日、120日、150日、180日

(2) 共済契約者は、共済契約の申込みの際、(1)のいずれかの共済契約の型を指定してください。

第3条【治療共済金の支払】

(1) この共済契約により組合が支払う治療共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
治療共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院し、その入院日数が共済契約の型に応じて、1回の入院につき次の各日数に達したこと ア. 1回型 1日 イ. 4回型 1日、30日、60日、90日 ウ. 7回型 1日、30日、60日、90日、120日、150日、180日	共済金額と同額	被共済者

（注）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この条において同様とします。

(2) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡時通知人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を共済金受取人とします。

(3) (1) および (2) の共済金受取人を変更することはできません。

(4) 被共済者が入院（注）を2回以上した場合は、次のとおり取り扱います。

① 最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に入院を開始した場合は、その入院の原因にかかわらず、これらの入院は、1回の入院とみなし、(1)の規定を適用します。

② 最初の入院の退院日の翌日から61日目以後に開始した入院のうち、最も早い入院を新たに最初の入院とみなし、①の規定を適用します。

③ ②により最初の入院とみなす入院の退院日の翌日から61日目以後に開始した入院のうち、最も早い入院を新たに最初の入院とみなし、①の規定を適用し、以後の入院についても同様とします。

（注）治療共済金が支払われることとなる入院に限ります。(4)から(6)までにおいて同様とします。

(5) (4)により1回の入院とみなす入院のうち、入院を同一日に複数回した場合は、次のとおり取り扱います。

① 同一日の最初の入院は、その日に退院したものとします。

② 同一日の最後の入院は、その日の翌日に入院が開始したものとみなします。ただし、入院日数が1日である場合は、その入院の入院日数を0日とみなします。

③ 同一日の①および②以外の入院は、その入院日数を0日とみなします。

(6) 入院が継続している期間中に、その入院の原因と異なる原因による入院治療の期間が開始した場合は、これらの入院は、1回の入院とし、(1)の規定を適用します。

(7) 被共済者が責任開始時に生じた災害または疾病により、責任開始時の属する日以後2年を経過した日以後に入院した場合は、その入院については、責任開始時以後に生じた災害または疾病による入院とみなします。

(8) (1) 表中の入院日数は、次の表の区分に応じて、同表のとおりとします。

区 分	入院日数
① 共済契約が失効した場合	入院した日からその日を含めて共済掛金の払込みがあった最終の共済年度の末日（注）までの日数
② 共済契約が解約または解除された場合	入院した日からその日を含めて解約または解除された日の前日までの日数
③ 共済契約が消滅した場合	入院した日からその日を含めて消滅した日までの日数
④ 共済期間が満了した場合	入院した日からその日を含めて満了した日までの日数
⑤ 医師、歯科医師または柔道整復師が退院してもさしつかえないと認定した場合	入院した日からその日を含めて退院してもさしつかえないこととなった日までの日数

（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、最終の共済年度の末日とします。

- (9) 被共済者の入院中に共済期間が満了した場合に、その満了後もその入院が継続しているときは、(8) 表中④中「満了した日」とあるのは「退院した日（その日前に医師、歯科医師または柔道整復師が退院してもさしつかえないと認定した場合は、退院してもさしつかえないこととなった日）」と読みかえます。
- (10) 治療共済金が支払われることとなる回数は、共済期間（注）を通じて100回を限度とします。
- （注）（9）により治療共済金が支払われることとなる期間を含みます。
- (11) 組合は、治療共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、治療共済金の一部を削減します。

第4条【手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払】

- (1) 共済契約が手術・放射線治療保障のある共済契約の場合には、組合は、次のとおり、手術共済金または放射線治療共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
手術共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に手術を受けたこと	共済金額×30%	被共済者
放射線治療共済金	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと	共済金額×60%	

- （注）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この条において同様とします。
- (2) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡時通知人であるときは、(1) の規定にかかわらず、その共済契約者を共済金受取人とします。
- (3) (1) および(2) の共済金受取人を変更することはできません。
- (4) 次のいずれかの手術を受けた場合には、(1) の規定にかかわらず、手術共済金を支払いません。
- ① 創傷処理
 - ② 皮膚切開術
 - ③ デブリードマン
 - ④ 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的関節授動術
 - ⑤ 外耳道異物除去術
 - ⑥ 鼻内異物摘出術
 - ⑦ 抜歯手術
- (5) 被共済者が2以上の手術を同一の日（注）に受けた場合は、これらの手術の治療の目的にかかわらず、これらの手術を1の手術とみなして(1) の規定を適用します。
- （注）1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- (6) 被共済者が同一の手術を複数回受けた場合であって、これらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けたときでも手術料が1回のみ算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、(1) の規定にかかわらず、これらの手術のうち最初の手術についてのみ、手術共済金を支払います。
- (7) 被共済者が2以上の放射線治療を同一の日（注）に受けた場合は、これらの放射線治療の治療の目的にかかわらず、これらの放射線治療を1の放射線治療とみなして(1) の規定を適用します。
- （注）1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- (8) 放射線治療共済金が支払われることとなる放射線治療を受けた日の翌日以後60日以内に放射線治療を受けた場合は、(1) の規定にかかわらず、その放射線治療については放射線治療共済金を支払いません。
- (9) 被共済者が責任開始時に生じた災害または疾病により、責任開始時の属する日以後2年を経過した日以後に手術または放射線治療を受けた場合は、その手術または放射線治療については、責任開始時以後に生じた災害または疾病による手術または放射線治療とみなします。
- (10) 組合は、手術共済金または放射線治療共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、手術共済金または放射線治療共済金の一部を削減します。

第5条【入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払】

- (1) 共済契約が入院時諸費用保障のある共済契約の場合には、組合は、次のとおり、入院時諸費用共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院したこと	入院時諸費用共済金額×入院日数	被共済者

- （注）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この条において同様とします。
- (2) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡時通知人であるときは、(1) の規定にかかわらず、その共済契約者を共済金受取人とします。
- (3) (1) および(2) の共済金受取人を変更することはできません。
- (4) 1回の入院について入院時諸費用共済金が支払われることとなる入院日数の限度は、共済契約の型により、入院した日を初日として、次の表のとおりとします。

共済契約の型	1回の入院について入院時諸費用共済金が支払われることとなる入院日数の限度
1回型	30日
4回型	120日
7回型	200日

(5) 被共済者が入院（注）を2回以上した場合は、次のとおり取り扱いします。

① 最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に入院を開始した場合は、その入院の原因にかかわらず、これらの入院は、1回の入院とみなし、(1)および(4)の規定を適用します。

② 最初の入院の退院日の翌日から61日目以後に開始した入院のうち、最も早い入院を新たに最初の入院とみなし、①の規定を適用します。

③ ②により最初の入院とみなす入院の退院日の翌日から61日目以後に開始した入院のうち、最も早い入院を新たに最初の入院とみなし、①の規定を適用し、以後の入院についても同様とします。

(注) 入院時諸費用共済金が支払われることとなる入院に限りします。(5)から(7)までにおいて同様とします。

(6) (5)により1回の入院とみなす入院のうち、入院を同一日に複数回した場合は、次のとおり取り扱いします。

① 同一日の最初の入院は、その日に退院したものとします。

② 同一日の最後の入院は、その日の翌日に入院が開始したものとみなします。ただし、入院日数が1日である場合は、その入院の入院日数を0日とみなします。

③ 同一日の①および②以外の入院は、その入院日数を0日とみなします。

(7) 入院が継続している期間中に、その入院の原因と異なる原因による入院治療の期間が開始した場合は、これらの入院は、1回の入院とし、(1)および(4)の規定を適用します。

(8) 被共済者が責任開始時に生じた災害または疾病により、責任開始時の属する日以後2年を経過した日以後に入院した場合は、その入院については、責任開始時以後に生じた災害または疾病による入院とみなします。

(9) (1)表中の入院日数は、次の表の区分に応じて、同表のとおりとします。

区 分	入院日数
① 共済契約が失効した場合	入院した日からその日を含めて共済掛金の払込みがあった最終の共済年度の末日（注）までの日数
② 共済契約が解約または解除された場合	入院した日からその日を含めて解約または解除された日の前日までの日数
③ 共済契約が消滅した場合	入院した日からその日を含めて消滅した日までの日数
④ 共済期間が満了した場合	入院した日からその日を含めて満了した日までの日数
⑤ 医師、歯科医師または柔道整復師が退院してもさしつかえないと認定した場合	入院した日からその日を含めて退院してもさしつかえないこととなった日までの日数

(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、最終の共済年度の末日とします。

(10) 被共済者の入院中に共済期間が満了した場合に、その満了後もその入院が継続しているときは、(9)表中④中「満了した日」とあるのは「退院した日（その日前に医師、歯科医師または柔道整復師が退院してもさしつかえないと認定した場合は、退院してもさしつかえないこととなった日）」と読みかえます。

(11) (1)から(10)までの規定にかかわらず、第3条〔治療共済金の支払〕(10)により治療共済金が支払われることとなる回数が限度に達した時の属する日の翌日以後の入院については、入院時諸費用共済金を支払いません。

(12) 組合は、入院時諸費用共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、入院時諸費用共済金の一部を削減します。

第6条〔先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払〕

(1) 共済契約が先進医療保障のある共済契約の場合には、組合は、次のとおり、先進医療共済金および先進医療一時金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額		共済金受取人
先進医療共済金	被共済者が責任開始時（注1）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に先進医療による療養を受けたこと	被共済者が受けた先進医療にかかる技術料（注2）に応じた次の表の額		被共済者
		先進医療にかかる技術料	先進医療共済金の額	
		1万円以上の場合	先進医療にかかる技術料の額	
		1万円未満の場合	1万円	

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
先進医療一時金	被共済者が先進医療共済金が支払われることとなる先進医療による療養を受けたこと	次のいずれか小さい額 ア. 先進医療共済金の額の10%に相当する額（注3） イ. 30万円	被共済者

（注1）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この条において同様とします。

（注2）被共済者が受けた先進医療に対する被共済者の負担額として、病院または診療所により定められた金額をいいます。（1）において同様とします。

（注3）1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。

（2）共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡時通知人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を共済金受取人とします。

（3）（1）および（2）の共済金受取人を変更することはできません。

（4）先進医療による療養を受けたことにより支払われる先進医療共済金の額の合計額は、共済期間を通じて2,000万円を限度とします。

（5）被共済者が1の先進医療による療養を2日以上にわたって受けた場合には、その先進医療による療養の開始日をその先進医療による療養を受けた日とみなします。

（6）被共済者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、これらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなして（1）の規定を適用します。

（7）被共済者が責任開始時に生じた災害または疾病により、責任開始時の属する日以後2年を経過した日以後に先進医療による療養を受けた場合は、その療養については、責任開始時以後に生じた災害または疾病による療養とみなします。

（8）組合は、先進医療共済金および先進医療一時金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、先進医療共済金および先進医療一時金の一部を削減します。

第7条【共済金を支払わない場合】

この共済契約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。

共済金の種類	免責事由
治療共済金、手術共済金、放射線治療共済金、入院時諸費用共済金、先進医療共済金または先進医療一時金	次のいずれかにより被共済者が入院し、または手術、放射線治療もしくは先進医療による療養を受けたこと ア. 被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病 イ. 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害 ウ. 被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病 エ. 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害 オ. 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害 カ. 被共済者の薬物依存（注） キ. 共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病

（注）薬物とは、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬、睡眠薬等をいいます。

第8条【共済金の支払請求】

（1）共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。

（2）共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

（3）組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第9条【支払時期および支払方法】

（1）組合は、共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	入院、手術、放射線治療または先進医療による療養に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

（2）（1）の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(3) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
- ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

(4) (1) または (2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の日数に含まれません。

(注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

3 共済掛金の払込免除

第10条【共済掛金の払込免除】

(1) 組合は、被共済者が共済掛金の払込期間内に次のいずれかに該当した場合には、次の共済年度(注1)以後の共済掛金の払込みを免除します。

- ① 責任開始時(注2)以後に生じた疾病または傷害により第1級後遺障害の状態になった場合。この場合には、次のア、およびイ、のいずれにも該当するときを含みます。
ア. 責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態になったこと
イ. ア. の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、責任開始時に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと
- ② 責任開始時以後に生じた疾病または傷害により重度要介護状態になった場合
- ③ 責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として第2級から第4級までの後遺障害の状態になった場合。この場合には、責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態が新たに加わって第2級から第4級までの後遺障害の状態になったときを含みます。
- ④ 責任開始時以後に生じた疾病または傷害により疾病重度障害状態になった場合。この場合には、次のア、およびイ、のいずれにも該当するときを含みます。
ア. 責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた疾病または傷害による障害の状態が新たに加わって疾病重度障害状態になったこと
イ. ア. の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、責任開始時に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと

(注1) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、共済月度とします。(2)において同様とします。

(注2) 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。(1)において同様とします。

(2) (1) により払込免除契約となった場合には、次の共済年度以後の共済掛金は、払込期月の契約応当日(注)ごとに払い込まれたものとして取り扱います。

(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

(3) 次の場合には、組合は、共済掛金の払込みを免除しません。

- ① 次のいずれかにより被共済者が(1)①または②に該当した場合
ア. 被共済者の故意
イ. 共済契約者の故意
- ② 次のいずれかにより被共済者が(1)③または④に該当した場合
ア. 被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病または傷害
イ. 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた傷害
ウ. 被共済者の犯罪行為により生じた疾病または傷害
エ. 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた傷害
オ. 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害
カ. 共済契約者の故意または重大な過失により生じた疾病または傷害

(4) (1) の状態が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすときは、組合は、共済掛金の払込みを免除しないことがあります。

第11条【共済掛金の払込免除請求】

(1) 共済契約者は、被共済者が前条(1)に該当したことを知った場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出して、共済掛金の払込免除の請求をしてください。ただし、共済契約に定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約または災害死亡割増特約が付加されている場合は、これらの特約の共済金の支払請求をもってこれにかえることができます。

(2) 組合は、共済掛金の払込免除の請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

(3) 組合は、共済掛金の払込みを免除した場合は、共済証書に表示します。

- (4) 組合は、(1) の共済掛金の払込免除の請求があった場合は、次の事項の確認を行います。
- ① 前条(1) または(3) に該当する事実の有無
 - ② この共済約款に規定する無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無
 - ③ ①および②の事項の確認に必要な第9条〔支払時期および支払方法〕(2) の特別な照会または調査の内容
- (5) (4) の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、この確認が終わるまで共済掛金の払込みを免除しません。
- (注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

4 共済契約の責任開始

第12条〔組合の責任開始〕

- (1) 組合が共済契約の申込みを承諾した場合は、組合の共済契約上の責任は、申込みの時または告知の時のいずれか遅い時に開始します。
- (2) (1) により組合の責任が開始する日を契約日とし、共済期間はその日を含めて計算します。

第13条〔共済証書〕

- (1) 組合は、共済契約の申込みを承諾した場合は、遅滞なく、共済契約者に対し、次の事項を記載した共済証書を交付します。
- ① 組合名
 - ② 共済契約者の氏名または名称
 - ③ 被共済者の氏名および生年月日
 - ④ 死亡時通知人の氏名または名称
 - ⑤ 共済契約の共済金の支払事由および付加する特約の種類
 - ⑥ 共済期間
 - ⑦ 共済金額
 - ⑧ 共済掛金およびその払込方法
 - ⑨ 契約日
 - ⑩ 共済証書の作成日
- (2) (1) の共済証書には、組合が記名押印します。

5 共済掛金の払込みならびに共済掛金が払い込まれない場合の解除および失効

第14条〔第1回共済掛金の払込み〕

- (1) 第1回共済掛金は、第19条〔共済掛金の払込経路〕(1) の払込経路に従い、払込期月中に払い込んでください。
- (2) (1) により払い込むべき第1回共済掛金は、契約日から契約日の属する共済年度の翌共済年度の契約応当日の前日までの期間(注)に対応する共済掛金とします。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、契約日から契約日の属する共済年度の翌共済年度の月応当日の前日までの期間とします。
- (3) 第1回共済掛金の払込猶予期間は、次のとおりとします。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(注)まで
月払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月の末日まで

(注) 契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。

- (4) 天災地変その他やむを得ない理由によって第1回共済掛金の払込みが一時困難であると認められる場合は、組合の定める取扱いに基づき、(3) の払込猶予期間を延長します。

第15条〔第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除〕

- (1) 払込期月中に第1回共済掛金が払い込まれない場合は、組合は、次の事項を共済契約者に通知します。
- ① 前条(3) の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金の払込みを要すること
 - ② 前条(3) の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金が払い込まれなければ、その払込猶予期間の満了日の翌日に共済契約が解除となること
- (2) 前条(3) の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約は、その払込猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって、解除となります。

第16条〔第2回以後の共済掛金の払込み〕

- (1) 第2回以後の共済掛金は、第19条〔共済掛金の払込経路〕(1) の払込経路に従い、共済掛金の払込期間中、毎年1回(注)、払込期月中に払い込んでください。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、毎月とします。
- (2) (1) により払い込むべき第2回以後の共済掛金は、契約応当日からその契約応当日の属する共済年度の翌共済年度の契約応当日の前日までの期間(注)に対応する共済掛金とします。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日からその月応当日の属する共済年度の翌共済年度の月応当日の前日までの期間とします。

(3) 第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、次のとおりとします。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）まで
月払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月の末日まで

（注）契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由によって第2回以後の共済掛金の払込みが一時的困難であると認められる場合は、組合の定める取扱いに基づき、(3)の払込猶予期間を延長します。

第17条【第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効】

前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第2回以後の共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約は、その払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第18条【共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い】

- (1) 第1回共済掛金（注）が払い込まれないまま、契約日からその日を含めて第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済金の支払事由が生じた場合には、組合は、第1回共済掛金が払い込まれるまで、共済金を支払いません。
（注）特約の共済掛金を含みます。（1）および（2）において同様とします。
- (2) 第1回共済掛金が払い込まれないまま、契約日からその日を含めて第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済掛金の払込免除事由が生じた場合には、組合は、第1回共済掛金が払い込まれるまで、共済掛金の払込みを免除しません。
- (3) 第2回以後の共済掛金（注1）が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日（注2）からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済金の支払事由が生じた場合には、組合は、第2回以後の共済掛金が払い込まれるまで、共済金を支払いません。
（注1）特約の共済掛金を含みます。（3）および（4）において同様とします。
（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。（4）において同様とします。
- (4) 第2回以後の共済掛金が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済掛金の払込免除事由が生じた場合には、組合は、第2回以後の共済掛金が払い込まれるまで、共済掛金の払込みを免除しません。

第19条【共済掛金の払込経路】

(1) 共済契約者は、組合の承諾を得て、次のいずれかの共済掛金の払込経路を選択することができます。

共済掛金の払込経路	内 容
① 口座振替扱い	組合または組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
② クレジットカード扱い	組合の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
③ 持参扱い	組合の事務所または組合の指定する場所に持参して払い込む方法

- (2) (1) 表中①の場合、共済掛金は、組合の指定した日に、共済契約者の指定した口座（注）から共済掛金に相当する額を組合の口座に振り替えることにより払い込まれるものとします。ただし、組合の指定した日に共済掛金の口座振替が不能となった場合は、共済掛金は、第14条【第1回共済掛金の払込み】(3)または第16条【第2回以後の共済掛金の払込み】(3)の払込猶予期間の満了日までに組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。
（注）組合または組合の指定した金融機関等にあるものに限りま。
- (3) (1) 表中②の場合、共済掛金は、組合が共済契約者の指定したクレジットカード（注）の有効性および利用限度額内であることを確認し、クレジットカード発行会社に共済掛金に相当する額を請求した時に払い込まれるものとします。ただし、組合がクレジットカード発行会社から共済掛金に相当する額を領収できなかった場合は、共済掛金は払い込まれなかったものとします。この場合は、共済掛金は、第14条(3)または第16条(3)の払込猶予期間の満了日までに組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。
（注）組合の指定するクレジットカード発行会社のものに限りま。
- (4) 共済契約者は、組合の承諾を得て、(1)の共済掛金の払込経路を変更することができます。
- (5) (1) 表中①または②の場合に、組合の定める取扱条件を満たさなくなったときは、共済契約者は、共済掛金の払込経路を他の払込経路に変更してください。この場合に、共済掛金の払込経路を変更するまでは、共済掛金は、組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

第20条【共済掛金の払いもどし】

- (1) 共済掛金とその払込期月の契約応当日（注）の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、組合は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に払いもどします。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- (2) 組合は、共済掛金の払込方法が年払いの共済契約（注1）が解約もしくは解除され、または消滅（注2）した場合は、払い込まれた共済掛金（注3）のうちまだ到来していない期間（注4）について、組合の定める取扱いに基づき計算した額を共済契約者（注5）に払いもどします。ただし、共済契約に生前給付特約が付加されており、かつ、生前給付金が支払われる場合において、生前給付金の請求日からその日を含めて6か月を経過する日の翌日までの間に契約応当日があるときは払いもどしません。
（注1）特約を含みます。（2）において同様とします。

- (注2) 共済契約に生活保障特約または家族収入保障特約が付加されている場合で第1回生活保障年金が支払われたときを含みます。(2)において同様とします。
- (注3) 特約の共済掛金を含みます。
- (注4) 1か月未満の端数は切り捨てます。
- (注5) 被共済者の死亡により共済契約が消滅する場合は死亡時通知人、特約の共済金を支払うことにより特約が消滅する場合はその共済金の共済金受取人とします。
- (3) 共済契約が払込免除契約である場合は、(2)の規定にかかわらず、共済掛金の払込免除事由に該当した日の属する共済年度の翌共済年度以後の共済掛金(注)を払いもどしません。
- (注) 特約の共済掛金を含みます。

第21条【共済掛金の前納または一括払い】

共済契約者は、組合の承諾を得て、次のとおり、将来の共済掛金をまとめて払い込むことができます。

- ① 共済掛金の払込方法が年払いの場合
 - ア. 将来の共済掛金の全部または一部を前納することができます。
 - イ. ア.の場合には、組合の定める率で割り引きます。
 - ウ. 前納共済掛金は、契約応当日ごとに共済掛金に充当します。
 - エ. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、組合の定める取扱いに基づき、前納共済掛金の残額を共済契約者に組合の定める率で計算した利息をつけて払いもどします。
 - (ア) 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
 - (イ) 共済掛金の払込方法が月払いに変更された場合
 - (ウ) 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合
 - オ. 共済掛金が増額または訂正された場合には、前納共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金について、次のとおり精算します。
 - (ア) 変更または訂正前の共済掛金と変更または訂正後の共済掛金との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - (イ) (ア)の場合には、組合の定める率で計算した利息をつけて払いもどし、またはその率によって割り引いて追徴します。
- ② 共済掛金の払込方法が月払いの場合
 - ア. 3か月分または6か月分の共済掛金を一括払いすることができます。
 - イ. ア.の場合には、組合の定める率で割り引きます。
 - ウ. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、組合の定める取扱いに基づき、一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金を共済契約者に払いもどします。
 - (ア) 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
 - (イ) 共済掛金の払込方法が年払いに変更された場合
 - (ウ) 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合
 - エ. 共済掛金が増額または訂正された場合には、一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金に過不足額があれば、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

6 共済契約の復活

第22条【共済契約の復活】

- (1) 共済契約が失効した場合は、共済契約者は、その失効した日以後3年以内に、共済契約の復活を申し込むことができます。
- (2) 共済契約の復活を申し込む場合は、共済契約者は、被共済者の健康状態に関する医師の診査書および別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 組合が共済契約の復活を承諾した場合は、組合の共済契約上の責任は、復活の申込みの時までの払い込まなかった共済掛金に相当する額(注1)を受け取った時(注2)に再開します。
 - (注1) 組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。
 - (注2) 告知の前に受け取った場合には告知の時とします。
- (4) 共済契約が復活した場合は、組合は、共済証書に表示します。

7 共済契約の変更

第23条【共済金額の減額】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1)により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1)により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第38条【共済契約者による解約】により解約されたものとみなします。
- (4) (1)により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第24条【共済契約が入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金額の減額】

- (1) 共済契約が入院時諸費用保障のある共済契約の場合には、共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、入院時諸費用共済金額を減額することができます。
- (2) (1)により入院時諸費用共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1)により入院時諸費用共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第38条【共済契約者による解約】により解約されたものとみなします。

(4) (1) により入院時諸費用共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第25条【共済掛金払込終了年齢の繰上げ】

- (1) 共済契約者は、契約日から1年を経過した日以後であって、共済掛金の払込期間中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金払込終了年齢を繰り上げることができます。ただし、次の場合には、共済掛金払込終了年齢の繰上げはできません。
- ① 共済掛金払込終了年齢が99歳の場合
 - ② 共済契約が払込免除契約である場合
- (2) (1) により共済掛金払込終了年齢を繰り上げる場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ① 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後の共済契約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - ② 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後の共済契約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- (4) 共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。

第26条【共済契約の型の変更】

(1) 共済契約者は、組合の定める手続により、いつでも、共済契約の型を次の表のとおり変更することができます。

共済契約の型	変更後の共済契約の型
4回型	1回型
7回型	1回型または4回型

- (2) (1) の変更をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) により共済契約の型が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (4) (1) により共済契約の型が変更された場合に、変更時における変更前の共済契約の共済掛金の額と、変更後の共済契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者に支払います。
- (5) (1) により共済契約の型が変更された場合で、次のいずれかに該当するときは、変更日以後の入院期間にかかる入院日数は、変更日前の入院期間にかかる入院日数と合計して変更後の共済契約の型により第3条【治療共済金の支払】の規定を適用します。
- ① 被共済者が変更日前に入院し、その入院が変更日以後も継続している場合
 - ② 第3条(4)により1回の入院とみなされる2回以上の入院について、最初に入院した日から最後の入院にかかる退院をした日までの間に変更された場合
- (6) (1) により共済契約の型が変更された場合で、次のいずれかに該当するときは、変更日以後の入院期間にかかる入院日数は、変更日前の入院期間にかかる入院日数と合計して変更後の共済契約の型により第5条【入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払】の規定を適用します。
- ① 被共済者が変更日前に入院し、その入院が変更日以後も継続している場合
 - ② 第5条(5)により1回の入院とみなされる2回以上の入院について、最初に入院した日から最後の入院にかかる退院をした日までの間に変更された場合

第27条【手術・放射線治療保障のある共済契約から手術・放射線治療保障のない共済契約への変更】

- (1) 共済契約が手術・放射線治療保障のある共済契約の場合には、共済契約者は、組合の定める手続により、いつでも、共済契約を手術・放射線治療保障のない共済契約に変更することができます。
- (2) (1) の変更をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) により手術・放射線治療保障のない共済契約に変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (4) (1) により共済契約が手術・放射線治療保障のない共済契約に変更された場合に、変更時における変更前の共済契約の共済掛金の額と、変更後の共済契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者に支払います。

第28条【入院時諸費用保障のある共済契約から入院時諸費用保障のない共済契約への変更】

- (1) 共済契約が入院時諸費用保障のある共済契約の場合には、共済契約者は、組合の定める手続により、いつでも、共済契約を入院時諸費用保障のない共済契約に変更することができます。
- (2) (1) の変更をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) により入院時諸費用保障のない共済契約に変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (4) (1) により共済契約が入院時諸費用保障のない共済契約に変更された場合に、変更時における変更前の共済契約の共済掛金の額と、変更後の共済契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者に支払います。

第29条【先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更】

- (1) 共済契約が先進医療保障のある共済契約の場合には、共済契約者は、組合の定める手続により、いつでも、共済契約を先進医療保障のない共済契約に変更することができます。
- (2) (1) の変更をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 先進医療による療養を受けたことにより支払われる先進医療共済金の額の合計額が共済期間を通じ、2,000万円に達した場合には、先進医療保障のある共済契約は、2,000万円に達した時に先進医療保障のない共済契約に変更されます。

- (4) (1) により先進医療保障のない共済契約に変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (5) (1) または (3) により共済契約が先進医療保障のない共済契約に変更された場合に、変更時における変更前の共済契約の共済掛金の額と、変更後の共済契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者に支払います。

第30条【年齢の計算】

被共済者の年齢は、出生日から起算して、満年をもって計算し、1年に満たない端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

第31条【年齢および性別の誤りの取扱い】

- (1) 共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の全部または一部を共済契約者に払いもどします。
- (2) (1) の払いもどし金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により払いもどします。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (3) (1) による共済契約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (4) 共済契約申込書に記載された被共済者の年齢または性別に誤りがあった場合に、共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲内であるときは、組合は、被共済者の真正な年齢または性別に基づいて共済掛金を訂正します。この場合に、既に払い込まれた共済掛金に過不足額があれば、組合の定める取扱いに基づき、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第32条【共済掛金の払込方法の変更】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の払込方法を月払いまたは年払いに変更することができます。
- (2) (1) により共済掛金の払込方法を変更する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) により共済掛金の払込方法が変更された場合は、その申込みにかかる共済年度から、共済掛金の払込方法を変更します。
- (4) (1) により共済掛金の払込方法が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第33条【共済契約者の住所の変更】

- (1) 共済契約者は、住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済契約者が (1) の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所あてに組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その共済契約者に到達したものとみなします。

8 共済契約関係者

第34条【共済契約者の変更】

- (1) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、共済契約上の一切の権利義務を他人に承継させることができます。
- (2) 共済契約者を変更する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 共済契約者が増えられた場合は、組合は、共済証書に表示します。

第35条【死亡時通知人の変更】

- (1) 共済契約者は、被共済者が死亡するまでは、組合に対する通知により、死亡時通知人を変更することができます。この場合に、被共済者の同意を得なければ、その変更は、効力を生じません。
- (2) (1) の通知をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 死亡時通知人が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (4) 死亡時通知人の変更は、(1) の通知が組合に到達した場合は、共済契約者がその通知を組合に発した時から、その効力を生じます。
- (5) (1) から (4) までの規定は、前条により共済契約者を法人に変更した場合で、第3条【治療共済金の支払】(2)、第4条【手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払】(2)、第5条【入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払】(2) および第6条【先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払】(2) により共済契約者が共済金受取人となるときに適用します。
- (6) 死亡時通知人が被共済者の死亡前に死亡した場合には、その死亡時以後に死亡時通知人の変更が行われたときを除き、死亡時通知人の死亡時の法定相続人を死亡時通知人とします。
- (7) 死亡時通知人が被共済者の死亡と同時に死亡した場合(注1)には、死亡時通知人の死亡時の法定相続人(注2)を死亡時通知人とします。
- (注1) 死亡時通知人の死亡と被共済者の死亡との先後が明らかでない場合を含みます。
- (注2) 死亡時通知人と同時に死亡した者は含みません。
- (8) (6) および (7) の場合において、死亡時通知人となった者の死亡時にその者の法定相続人がいないときは、死亡時通知人となった者のうち生存している他の者を死亡時通知人とします。
- (9) (6) から (8) までの場合において、死亡時通知人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は、均等とします。

第36条【遺言による死亡時通知人の変更】

- (1) 前条に規定するほか、共済契約者は、被共済者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時通知人を変更することができます。この場合に、被共済者の同意を得なければ、その変更は、効力を生じません。
- (2) (1) の死亡時通知人の変更は、共済契約者が死亡した後、共済契約者の相続人（注）による通知が組合に到達しなければ、これをもって組合に対抗することができません。
- （注）遺言執行者がいる場合は、その者を含みます。（3）において同様とします。
- (3) (2) の通知をする場合は、共済契約者の相続人は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (4) 死亡時通知人の変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第37条【共済契約者または死亡時通知人の代表者】

- (1) 共済契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の共済契約者を代理するものとします。
- (2) 死亡時通知人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の死亡時通知人を代理するものとします。
- (3) (1) および(2)の代表者が定まらないかまたは代表者の所在が不明である場合には、組合が共済契約者または死亡時通知人の1人に対してなした行為は、他の共済契約者または死亡時通知人に対しても効力を生じます。

9 解約

第38条【共済契約者による解約】

- (1) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができます。
- (2) (1) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

10 共済契約の無効、取消し、解除および消滅

第39条【共済金等の不法取得目的による無効】

- 共済契約者が共済金等（注1）を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的をもって共済契約（注2）の締結または復活をした場合は、共済契約を無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。
- （注1）共済掛金の払込免除を含みます。
- （注2）特則および特約を含みます。この条において同様とします。

第40条【詐欺または強迫による取消し】

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合には、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。
- (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約が復活した場合には、組合は、共済契約の復活を取り消すことができます。
- (3) (2) の場合は、復活の申込みの時に共済契約は消滅したものとし、その時以後に払い込まれた共済掛金（注）は払いもどしません。
- （注）復活の申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額および組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。
- (4) (1) による共済契約の取消し、または(2)による共済契約の復活の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

第41条【告知義務】

共済契約者または被共済者は、共済契約の締結または復活の際、告知事項について、告知書により事実を告知しなければなりません。ただし、組合の指定する医師が口頭で質問した告知事項については、その医師に口頭により事実を告知しなければなりません。

第42条【告知義務違反による解除】

- (1) 共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合は、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。
- (2) 組合は、共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が発生した後に(1)により共済契約を解除した場合であっても、共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、既に共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除していた場合は、その共済金の返還を請求し、または免除していた共済掛金の払込みを請求することができます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実に基づかずに発生した共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由については、組合は、共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除します。
- (4) 組合は、(1)により共済契約を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知します。ただし、共済契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡時通知人に通知します。

第43条【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】

組合は、次のいずれかに該当する場合には、前条による共済契約の解除をすることができません。

- ① 組合が、共済契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合。この場合には、次に掲げるときを含みます。
 - ア. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合
 - イ. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合
 - ウ. 組合が、事実でないことを告げよう勧めた場合
 - ② 組合が解除の原因を知った日以後1か月を経過した場合
 - ③ 共済契約が責任開始時（注1）の属する日以後2年以上継続した場合。ただし、その間に解除の原因となる事実に基づいて共済金（注2）の支払事由または共済掛金の払込免除事由が発生した場合（注3）を除きます。
 - ④ 責任開始時の属する日以後5年を経過した場合
- （注1）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この条において同様とします。
 （注2）特約の共済金等を含みます。③において同様とします。
 （注3）責任開始時に原因が生じたことにより、共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由に該当しなかった場合を含みます。

第44条【重大事由による解除】

- （1）組合は、次のいずれかに該当した場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。
- ① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせること（注1）を目的として、支払事由（注2）を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ② 共済金受取人（注3）が、この共済契約に基づく共済金の請求（注4）について、詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③ 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当した場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（注5）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（注6）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 共済契約者または共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ この共済契約に付加されている特約または他の共済契約（注7）が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しえない①から③までに掲げる事由と同等の事由が生じた場合
 - ⑤ ①から④までのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- （注1）共済掛金の払込みを免除させることを含みます。
 （注2）共済掛金の払込免除事由を含みます。
 （注3）共済掛金の払込免除請求の場合は、共済契約者とします。
 （注4）共済掛金の払込免除請求を含みます。
 （注5）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
 （注6）③において「反社会的勢力」といいます。
 （注7）共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。
- （2）組合は、（1）により共済契約を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知します。ただし、共済契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡時通知人に通知します。
- （3）組合は、（1）により共済契約を解除した場合において、（1）の事由が発生した時から解除した時までに生じた支払事由については、共済金（注）を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、既に共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除していた場合は、その共済金の返還を請求し、または免除していた共済掛金の払込みを請求することができます。
- （注）共済金受取人を2人以上とする共済金にあっては、（1）③のみに該当した場合で、（1）③ア. からオ. までに該当したのが共済金受取人のみであり、その共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。（3）において同様とします。

第45条【共済契約の消滅】

共済契約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
① 被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時
② 共済契約が失効し、復活しないまま失効した日以後3年を経過した場合	失効した日以後3年を経過した時
③ 第3条【治療共済金の支払】（10）により治療共済金が支払われることとなる回数が限度に達した場合	最終の支払事由に該当した時

第46条【共済金受取人による共済契約の存続】

- （1）差押債権者、破産管財人その他の共済契約者以外の者で共済契約の解約をすることができる者（注）による共済契約の解約は、解約の通知が組合に到達した日の翌日以後1か月を経過した日に効力を生じます。
- （注）この条において「債権者等」といいます。
- （2）（1）の解約が通知された場合でも、通知の時に、共済契約者以外の者で、かつ、次のいずれかに該当した共済金受

取人は、共済契約者の同意を得て、(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が組合に到達した日に解約の効力が生じたとすれば組合が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、その旨を組合に通知したときは、(1)の解約はその効力を生じません。

① 共済契約者または被共済者の親族であること

② 被共済者であること

(3)(2)の通知をする場合は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。

(4)(1)の解約の通知が組合に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは(2)により効力が生じなくなるまでに共済金(注1)の支払事由が生じ、組合が共済金を支払うべき場合に該当し、共済契約(注2)が消滅するときは、支払うべき共済金の額を限度として、(2)の金額を債権者等に支払います。この場合において、その支払うべき共済金の額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、その残額を共済金受取人に支払います。

(注1)特約の共済金等を含みます。この条において同様とします。

(注2)特約を含みます。

(5)共済契約に生活保障特約または家族収入保障特約が付加されている場合で、(1)の解約の通知が組合に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは(2)により効力が生じなくなるまでに生活保障年金の支払事由が生じ、組合が生活保障年金を支払うべきときに該当したときは、次のとおり取り扱います。ただし、(4)の場合において、支払うべき共済金の額が(2)の金額以上のときは除きます。

① 支払うべき生活保障年金の額を限度として、(2)の金額(注)を債権者等に支払います。この場合において、支払うべき生活保障年金の額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額がある場合は、その残額を生活保障年金受取人に支払い、(1)の解約の効力は生じません。

② ①にかかわらず、支払うべき生活保障年金の額が(2)の金額未満の場合は、生活保障年金の一括払いの請求があったものとして、その一括払いされた金額を限度に(2)の金額を債権者等に支払います。この場合において、その支払うべき一括払いされた金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、その残額を生活保障年金受取人に支払い、生活保障特約または家族収入保障特約は消滅します。

(注)(4)の場合において、支払うべき共済金の額が(2)の金額未満であるときは、(2)の金額に満たない額とします。②において同様とします。

第47条【被共済者の死亡】

第45条【共済契約の消滅】表中①により共済契約が消滅した場合は、死亡時通知人は、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類を提出し、組合に通知してください。

第48条【返れい金】

この共済契約には、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合の返れい金はありません。

11 共済契約の更新

第49条【共済契約の更新】

(1)共済契約は、共済契約者が共済期間の満了日までに、組合の定める手続により、共済契約の更新(注1)をしない旨を組合に通知しない場合は、更新日(注2)に更新されます。

(注1)共済期間が満了する共済契約に引き続き新たな同内容の共済契約を締結することをいいます。この条において同様とします。

(注2)共済期間の満了日の翌日をいいます。この条において同様とします。

(2)(1)の規定にかかわらず、次の場合には、共済契約は、更新されません。

① 更新しようとする共済契約の共済期間の満了日の翌日における被共済者の年齢が81歳以上となる場合

② 共済契約者が更新後の共済契約の第1回共済掛金(注)を払い込まないで、更新後の共済契約の第1回共済掛金の払込猶予期間を経過した場合

③ 更新前の共済契約の失効中にその共済契約の共済期間が満了した場合

(注)共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、更新前の共済契約の最終の共済月度の共済掛金または更新後の共済契約の第1回共済掛金とします。

(3)更新後の共済契約の共済金額は、更新前の共済契約の共済金額と同一とします。

(4)共済契約者は、(3)の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前の共済契約の共済金額を超えない範囲で更新後の共済契約の共済金額を変更することができます。

(5)更新後の共済契約の共済期間は、更新前の共済契約の共済期間と同一とします。ただし、更新日からその日を含めて被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日までの期間が14年以下である場合には、更新日からその日を含めて被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日までの期間とします。

(6)更新後の共済契約については、更新日におけるこの共済契約の共済約款を適用し、更新後の共済契約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。

(7)更新後の共済契約については、第12条【組合の責任開始】の規定は適用しません。

(8)共済契約が更新された場合は、組合は、更新日(注1)以後1か月以内に共済契約更新証を共済契約者に交付し、その共済契約更新証および更新前の共済契約(注2)の共済証書をもって更新後の共済契約の共済証書にかえます。

(注1)更新後の共済契約の第1回共済掛金が更新日の翌日以後に払い込まれた場合は、払い込まれた日とします。

(注2)更新前の共済契約以前に引き続き更新前の共済契約がある場合は、当初の共済契約とします。この条において「当初の共済契約」といいます。

(9)共済契約が更新された場合は、第3条【治療共済金の支払】、第4条【手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払】、第5条【入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払】、第6条【先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払】、第7条【共済金を支払わない場合】、第10条【共済掛金の払込免除】、第41条【告知義務】、第42条【告知義務違反による解除】、第43条【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】および次条の規定の適用については、更新後の共済契約が当初の共済契約から引き続き継続しているものとみなします。この場合には、共済期間は、当初の共済契約の契約日からその日を含めてその継続しているものと

- みなされたこの共済契約にかかる共済期間の末日までの期間とします。
- (10) 更新前の共済契約が払込免除契約である場合は、更新後の共済契約は払込免除契約とします。
- (11) 更新後の共済契約について、第31条〔年齢および性別の誤りの取扱い〕（１）により共済掛金の払いもどしの請求をする場合は、同条（２）の書類に共済契約更新証を添えるものとします。
- (12) 更新後の共済契約については、次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第14条〔第１回共済掛金の払込み〕（２）および（３）	契約日	更新日
第18条〔共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い〕（１）および（２）	契約日	更新日
第31条〔年齢および性別の誤りの取扱い〕（１）	申込みの日	更新日
第41条〔告知義務〕	共済契約の締結	共済契約の締結（当初の共済契約の締結に限ります。）
第43条〔告知義務違反により共済契約を解除できない場合〕①	共済契約の締結	共済契約の締結（当初の共済契約の締結に限ります。）

- (13) 更新日において組合がこの共済契約の締結を取り扱っていない場合は、（１）の規定にかかわらず、この共済契約は更新されません。この場合に、更新日の前日までに、共済契約者から組合の定める共済契約を締結する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、更新日にその共済契約を締結するものとします。

12 割りもどし金の割りもどし

第50条〔割りもどし金の割りもどし〕

- （１）組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約（注１）に対する割りもどし金を共済契約者（注２）に割りもどします。
（注１）特約を含みます。
（注２）被共済者の死亡と同時に割りもどす場合は、死亡時通知人とします。
- （２）組合は、（１）により割りもどされる割りもどし金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
- （３）共済契約者は、（２）の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、（２）により据え置かれた割りもどし金（注）の全部または一部の支払を請求することができます。
（注）（２）の利息を含みます。この条において同様とします。
- （４）据え置かれた割りもどし金を請求する場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- （５）組合は、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、据え置かれた割りもどし金の全部を共済契約者（注）に支払います。この場合に、特約の返れい金を支払うときは、同時に支払います。
（注）被共済者の死亡により、共済契約が消滅する場合は、死亡時通知人とします。
- （６）（３）および（５）により支払われる割りもどし金については、第９条〔支払時期および支払方法〕の規定を準用します。

13 時効

第51条〔時効〕

- 共済金、払いもどし金もしくは割りもどし金（注）の支払または共済掛金の払込みの免除を請求する権利は、これらを行することができる時から３年間行わない場合は、時効によって消滅します。
（注）共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に支払われる割りもどし金に限ります。

14 その他の事項

第52条〔組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡〕

- （１）共済契約者は、組合の承認を得た場合は、共済契約（注）の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の農業協同組合に変更することができます。
（注）特約が付加されている場合は、その特約を含みます。この条において同様とします。
- （２）（１）の変更をする場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- （３）（１）の変更をした場合は、組合は、共済証書に表示します。
- （４）全国共済農業協同組合連合会（注）のみを当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、全国共済連の承認を得た場合は、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
（注）この条から第59条〔他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加〕までにおいて「全国共済連」といいます。
- （５）（４）により追加された農業協同組合は、全国共済連と連帯して共済契約上の責任を負います。

- (6) (4) の追加をする場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を全国共済連に提出してください。
- (7) (4) の追加をした場合は、追加された農業協同組合は、共済証書に表示します。
- (8) 組合が共済事業の全部または一部を譲渡した場合は、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の表の区分に応じて、同表の者が共済契約の当事者となります。

区 分	共済契約の当事者となる者
他の農業協同組合に譲渡した場合	他の農業協同組合および全国共済連
全国共済連に譲渡した場合	全国共済連

- (9) (8) の共済事業の譲渡につき共済契約者が異議を述べた場合は、組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約を解除することができます。
- (10) (9) による解除については、第42条〔告知義務違反による解除〕(4)の規定を準用します。

第53条〔法令等の改正にともなう支払事由の変更〕

- (1) 組合は、支払事由(注)にかかる公的医療保険制度の改正があり、その改正がこの共済契約の支払事由に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、この共済契約の支払事由を変更することがあります。
- (注) この共済契約の手術共済金、放射線治療共済金、先進医療共済金および先進医療一時金の支払事由とします。この条において同様とします。
- (2) 組合は、(1)の変更を行う場合は、契約条項変更日(注)から将来に向かってこの共済契約の支払事由を変更します。
- (注) 農林水産大臣の承認を受けて定めた日をいいます。(3)において同様とします。
- (3) (1) および(2)によりこの共済契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の30日前までに共済契約者にその旨を通知します。

第54条〔共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い〕

- (1) 全国共済連は、法令の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、共済契約の締結後、民法第548条の4第1項に基づいて、この共済約款を変更(注)することがあります。
- (注) 組合が共済金を支払う場合または支払わない場合を定めた規定、共済契約者、被共済者、共済金受取人または死亡時通知人の義務を定めた規定および組合がこの共済契約を解除する場合を定めた規定等の変更を含みます。
- (2) 全国共済連は、(1)の規定により共済約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、共済約款を変更する旨および変更後の共済約款の内容ならびにその効力発生時期を全国共済連のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。

15 全国共済農業協同組合連合会の共済責任

第55条〔全国共済連の責任開始〕

- (1) 全国共済連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (2) (1) の全国共済連の責任は、組合の責任と同時に開始します。
- (3) (1) の規定にかかわらず、第58条〔共済約款の規定の読みかえ〕の適用がある場合を除き、共済約款に規定する共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行ってください。

第56条〔組合の行為の取扱い〕

- (1) 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、全国共済連にも及びます。
- (2) 組合につき(1)の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全国共済連についても無効または取消しの原因があるものとして取り扱います。

第57条〔全国共済連による保障の継続〕

組合は、次の表の区分に応じて、同表の時から、共済契約の当事者の地位を失い、全国共済連のみが共済契約の当事者となります。

区 分	全国共済連のみが共済契約の当事者となる時
農業協同組合法の規定による共済規程の承認取消しの処分を受けた場合	取消しの効力が生じた時
解散の議決をした場合または農業協同組合法の規定による解散の命令があった場合	解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時
破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた場合その他全国共済連が不相当な申立てと認めた場合を除きます。	申立ての時

第58条【共済約款の規定の読みかえ】

全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します。

第59条【他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加】

- (1) 第57条【全国共済連による保障の継続】により全国共済連のみを当事者としてしたこととなった共済契約について、全国共済連は、全国共済連の定める取扱いに基づき、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- (2) (1) の農業協同組合は、全国共済連との間で定めた日から、全国共済連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (3) (1) により他の農業協同組合を追加した場合は、(2) の日から第55条【全国共済連の責任開始】(3) の規定を準用します。

〔特 則〕

健康祝金支払特則

第1条【健康祝金支払特則の付加】

この特則は、共済契約の申込みの際に共済契約者から申出があった場合に限り共済契約に付加することができます。

第2条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
単位期間	健康祝金の支払の判定に用いる期間であって、それぞれ次の期間をいいます。 ア. 共済証書に共済掛金払込終了年齢が記載されている共済契約である場合 契約日または主契約の共済掛金の払込期間中に到来する3年ごとの契約応当日からその日を含めて、その直後に到来する3年ごとの契約応当日の前日までの各期間をいいます。ただし、3年ごとの契約応当日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までが3年に満たない期間については、その3年に満たない期間を単位期間とみなします。 イ. 普通約款第49条【共済契約の更新】が適用される共済契約である場合 契約日または共済期間中に到来する5年ごとの契約応当日からその日を含めて、その直後に到来する5年ごとの契約応当日の前日までの各期間をいいます。ただし、5年ごとの契約応当日からその日を含めて共済期間の満了日までが5年に満たない期間については、その5年に満たない期間を単位期間とみなします。

第3条【健康祝金の支払】

(1) 組合は、次のとおり、健康祝金を支払います。

支払事由	健康祝金の額	共済金受取人
被共済者が単位期間の満了時に生存し、かつ、その単位期間内に普通約款第3条【治療共済金の支払】による治療共済金が支払われた入院をしなかったこと	共済金額×30%	共済契約者

- (2) 転換契約または乗換契約にこの特則が付加された場合における健康祝金の額は、払込部分の共済金額の30%に相当する額とします。
- (3) 単位期間内に治療共済金の支払事由が生じた場合であって、普通約款第7条【共済金を支払わない場合】表中キ. に該当したことにより治療共済金が支払われなかったときは、(1)にかかわらず健康祝金は支払いません。
- (4) (1)の共済金受取人を変更することはできません。
- (5) 普通約款第3条の規定により治療共済金が支払われることとなる入院をした場合で、その入院が単位期間の満了後も継続しているときは、その入院は入院が開始した日の属する単位期間中の入院として取り扱います。
- (6) 普通約款第3条(4)の規定により、1回の入院とみなす2回以上の入院について、最初の入院が開始した日から最後の入院の退院日までの間に単位期間の満了時が到来した場合は、それらの入院は最初の入院が開始した日の属する単位期間中の入院として取り扱います。
- (7) 組合は、健康祝金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
- (8) 共済契約者は、(7)の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、(7)により据え置かれた健康祝金(注)の全部または一部の支払を請求することができます。
(注) (7)の利息を含みます。(9)において同様とします。
- (9) 組合は、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、据え置かれた健康祝金の全部を共済契約者(注)に支払います。この場合に、特約の返れい金を支払うときは、同時に支払います。
(注) 被共済者の死亡により、共済契約が消滅する場合は、死亡時通知人となります。
- (10) 転換契約または乗換契約にこの特則が付加された場合であって、払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したときは、(1)の規定は適用しません。
- (11) 組合は、単位期間の満了後にその単位期間について普通約款第3条の規定により治療共済金を支払うこととなり(1)の支払事由に該当しなかったことになる場合(注)であって、健康祝金を既に支払っていたときは、支払うべき治療共済金の額から支払った健康祝金の額を差し引きます。
(注) 普通約款第7条表中キ. に該当したことにより治療共済金が支払われなかったときを含みます。
- (12) 健康祝金支払特則付契約(注1)の失効中(注2)に健康祝金の支払事由が発生し、かつ、その後その健康祝金支払特則付契約が復活した場合は、(1)の規定にかかわらず、その健康祝金をその復活した日に支払います。
(注1) この特則が付加された共済契約をいいます。この特則において同様とします。
(注2) 転換契約または乗換契約にこの特則が付加された場合は、払込部分の失効中とします。

第4条【健康祝金の支払請求】

- (1) 据え置かれた健康祝金(注)の支払を請求する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
(注) 組合の定める利率で計算した利息を含みます。

- (2) 組合は、(1)により健康祝金を支払った場合は、共済証書に表示します。
- (3) 普通約款第8条〔共済金の支払請求〕(3)、第18条〔共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い〕(3)および第51条〔時効〕の規定は、健康祝金の支払について、準用します。

第5条〔支払時期および支払方法〕

- (1) 組合は、健康祝金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に健康祝金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
- ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、健康祝金支払特則付契約の締結時から健康祝金請求時まで組合に提出された書類だけでは健康祝金を支払うために必要な確認ができない場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が健康祝金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、健康祝金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
健康祝金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	生存または入院に該当する事実の有無
共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2)の事項の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、健康祝金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに健康祝金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (4) 健康祝金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (5) (2)または(3)の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(2)または(3)の日数に含みません。
- (注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条〔健康祝金支払特則付契約の変更の制限〕

普通約款第25条〔共済掛金払込終了年齢の繰上げ〕の規定にかかわらず、健康祝金支払特則付契約については、共済掛金払込終了年齢の繰上げはできません。

第7条〔健康祝金支払特則の解約の禁止〕

共済契約者は、この特則のみを解約することはできません。

転換条項

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用 語	説 明
災害手術	医師または歯科医師による治療を目的とする手術であって、災害を受けた日以後200日以内に受けたその災害による手術（注）をいいます。 （注）災害を受けた日以後200日経過後に受けた手術であって、その災害による災害入院の期間中またはその災害入院にかかる退院をした日の翌日以後200日以内にその災害入院の原因となった災害により受けた手術を含みます。
災害放射線治療	医師または歯科医師による治療を目的とする放射線治療であって、災害を受けた日以後200日以内に受けたその災害による放射線治療（注）をいいます。 （注）災害を受けた日以後200日経過後に受けた放射線治療であって、その災害による災害入院の期間中またはその災害入院にかかる退院をした日の翌日以後200日以内にその災害入院の原因となった災害により受けた放射線治療を含みます。
充当部分	転換契約のうち、被転換契約の責任準備金に対応する部分をいいます。
先進医療部分	転換契約（注）のうち、先進医療による療養を受けた場合に先進医療共済金および先進医療一時金を支払うこととなり、払込部分と同時に共済掛金の払込みを要する部分をいいます。 （注）先進医療保障のある共済契約に限ります。
転換契約	被転換契約から転換して締結する共済契約をいいます。
転換前災害入院保障額	次の金額の合計額とします。 ア．被転換契約が共済契約（注1）である場合の被転換契約の共済金額（注2） イ．被転換契約が共済契約（注3）である場合の被転換契約の共済金額に30を乗じた額（注4） ウ．転換前入院特約の共済金額に30を乗じた額（注5） （注1）契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。 （注2）被転換契約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額とします。 （注3）契約日が令和3年4月1日前のものに限ります。 （注4）被転換契約が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。 （注5）転換前入院特約が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。
転換前疾病入院保障額	次の金額の合計額とします。 ア．被転換契約が共済契約（注1）である場合の被転換契約の共済金額（注2） イ．被転換契約が共済契約（注3）である場合の被転換契約の共済金額に30を乗じた額（注4） ウ．転換前入院特約のうち全入院特約等（注5）の共済金額に30を乗じた額（注6） （注1）契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。 （注2）被転換契約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額とします。 （注3）契約日が令和3年4月1日前のものに限ります。 （注4）被転換契約が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。 （注5）全入院特約、全入院長期保障特約、入院保障特約または入院費用保障特約をいいます。この条において同様とします。 （注6）全入院特約等が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。
転換前入院特約	転換時に被転換契約に付加されていた全入院特約等および災害入院特約等（注）をいいます。 （注）災害入院特約、災害入院保障特約または災害入院費用保障特約をいいます。
入院時諸費用部分	転換契約（注）のうち、入院した場合に入院時諸費用共済金を支払うこととなり、払込部分と同時に共済掛金の払込みを要する部分をいいます。 （注）入院時諸費用保障のある共済契約に限ります。
払込部分	転換契約のうち、払込期月に応じて払い込まれる共済掛金に対応する部分（注）をいいます。 （注）入院時諸費用部分および先進医療部分を除きます。

用 語	説 明
被転換契約	転換契約に転換される共済契約、終身共済契約、三大疾病前払付終身共済契約（注1）、年金付終身共済契約（注2）、養老生命共済契約または年金共済契約（注3）をいいます。ただし、次の場合を除きます。 ア. 契約日以後5年を経過していない場合 イ. 共済期間の満了日までの期間が2年未満である場合 ウ. 共済掛金の払込みが免除されている場合 エ. 自動振替貸付または共済証書貸付の貸付金がある場合 オ. 共済掛金の払込期間満了後に特約の共済掛金の払込みが免除されている場合 カ. 年金支払開始日以後である場合 キ. 年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金とした場合 ク. 年金支払移行特約または介護保障移行特約の責任開始後である場合 ケ. 普通約款の「共済契約の更新」の規定が適用される共済契約である場合 （注1）契約日が平成21年4月1日前のものに限ります。 （注2）契約日が平成15年4月1日前のものに限ります。 （注3）契約日が平成6年4月1日以後平成16年4月1日前のものに限ります。

第2条【転換契約の締結】

- (1) この特則の規定は、被転換契約を転換することによって、転換契約を締結する場合に適用します。
- (2) 転換契約を締結した場合は、被転換契約は、転換契約の責任開始時に消滅したものとします。
- (3) (2)により被転換契約が消滅した場合には、被転換契約の「返れい金の支払」の規定にかかわらず、組合は、被転換契約の返れい金を支払いません。

第3条【転換契約の構成】

転換契約は、次の部分によって構成します。

- ① 払込部分
- ② 充当部分
- ③ 入院時諸費用部分
- ④ 先進医療部分

第4条【被転換契約の責任準備金】

充当部分の責任準備金に充当される被転換契約の責任準備金は、組合の定める取扱いに基づき計算した被転換契約の共済掛金積立金（注）とします。

（注）特約の共済掛金積立金を含みます。

第5条【転換契約の共済金額】

- (1) 転換契約の共済金額は、次の算式によって算出した額とします。

転換契約の共済金額	＝	払込部分の共済金額	＋	充当部分の共済金額
-----------	---	-----------	---	-----------

- (2) 充当部分の共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、被転換契約の責任準備金の額に応じて算出します。
- (3) (2)の場合に、その算出した充当部分の共済金額に組合の定める金額未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、組合は、その端数に対応する被転換契約の責任準備金（注）を返れい金として共済契約者に支払います。
- （注）契約日が平成28年4月1日以後の共済契約である場合は、主契約にかかる共済掛金積立金を除きます。

第6条【払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分の失効】

共済契約者が、転換契約について第2回以後の共済掛金を払い込まないで普通約款第16条「第2回以後の共済掛金の払込み」(3)の払込猶予期間が満了した場合は、転換契約のうち払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分はその効力を失います。

第7条【転換契約の取消し】

- (1) 次の場合には、転換契約は締結されなかったものとし、被転換契約は消滅しなかったものとします。
- ① 転換契約の第1回共済掛金が普通約款第14条「第1回共済掛金の払込み」(3)の払込猶予期間の満了日までに払い込まれなかった場合
 - ② 転換契約の契約日以後2年以内に被共済者が自殺した場合
 - ③ 転換契約の締結の際の告知義務違反について、普通約款第42条「告知義務違反による解除」(1)により転換契約が解除されることとなった場合
 - ④ 被共済者が第1級から第4級までの後遺障害の状態、重度要介護状態または疾病重度障害状態になった場合で、被転換契約の責任開始時（注1）以後共済期間内に原因が生じたことにより、払込免除事由に該当しないとき（注2）
- （注1）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。
- （注2）転換契約が既に払込免除契約となっている場合を除きます。
- (2) 次の場合には、(1)の規定は適用しません。
- ① (1)②または③に該当した場合（注1）で、次のいずれかのとき
- ア. 転換契約に定期特約、更新型定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約のいずれもが付加されていない場合

- イ. 転換契約に定期特約、更新型定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約のいずれかが付加されている場合で、次の（ア）の額が（イ）の額を超えないとき
- （ア）転換契約に付加されている定期特約、更新型定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約により支払われるべき共済金の額（注2）の合計額
- （イ）被転換契約が消滅しなかったとすれば被転換契約により支払われることとなる死亡共済金の額（注3）
- ② （1）④の場合で、共済契約者が、組合の定める手続により、転換契約を継続する旨の申出を行ったとき
- （注1）被転換契約が消滅しなかったとすれば共済期間が満了することとなる日までに被共済者が死亡した場合に限ります。
- （注2）生活保障特約および家族収入保障特約においては共済金額に組合の定める率を乗じて得た額とします。
- （注3）死亡共済金または死亡給付金の額および被転換契約に定期特約、更新型定期特約、遡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約または三大疾病前払特約が付加されている場合は、これらの特約により支払われることとなる共済金の額ならびにその被転換契約に生存特約が付加されている場合は、この特約により支払われることとなる死亡給付金の額を含みます。この場合に、生活保障特約および家族収入保障特約においては共済金額に組合の定める率を乗じて得た額とします。
- （3）（2）①イ. の場合には、組合は、普通約款第42条（1）、定期特約第3条〔共済金を支払わない場合〕表中①ア.、更新型定期特約第3条〔共済金を支払わない場合〕表中①ア.、生活保障特約第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕（1）表中①ア. および家族収入保障特約第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕（1）表中①ア. の規定にかかわらず、被共済者の死亡により支払われる特約の共済金を転換契約により支払います。
- （4）組合は、（1）により被転換契約（注1）が消滅しなかったものとされた場合には、組合の定める取扱いに基づき、次のとおり取り扱います。
- ① 転換契約（注1）に基づいて払い込まれた共済掛金（注2）と次の金額の合計額との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ア. 第2条〔転換契約の締結〕（2）により被転換契約が消滅したものとされる時の属する日からその日を含めて本条（1）に該当することとなった日までの間に到来した被転換契約（注3）の共済掛金の払込期月（注4）において払い込まれるべき共済掛金（注5）
- イ. 第5条〔転換契約の共済金額〕（3）の返れい金
- ② 被転換契約により支払う共済金がある場合は、支払うべき共済金に①の払いもどすべき金額を加え、または支払うべき共済金から①の追徴すべき金額を差し引きします。
- （注1）特約を含みます。（4）において同様とします。
- （注2）転換契約について、割りもどし金の割りもどしがあった場合は、その割りもどし金の額を差し引いた額とします。
- （注3）失効していたものを除きます。この場合に、被転換契約が転換契約、乗換契約または一部一時払特約付契約である場合は、失効していたものとは、払込部分、入院時諸費用部分、先進医療部分または分割払部分が失効していたものをいいます。
- （注4）被転換契約が共済掛金の払込猶予期間中に転換された場合は、その払込猶予期間にかかる共済掛金の払込期月を含みます。
- （注5）被転換契約が継続していたとした場合に割りもどされる割りもどし金の額を差し引いた額とします。
- （5）共済契約者が（4）により追徴される金額を払い込まない場合は、被転換契約は、転換契約の申込みの時に被転換契約の普通約款の〔共済契約者による解約〕の規定により解約されたものとみなします。
- （6）（1）により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、被転換契約の死亡共済金受取人（注）と（1）に該当したときにおける転換契約の死亡時通知人とが異なるときは、被転換契約の死亡共済金受取人は、その転換契約の申込みの時にその転換契約の死亡時通知人に変更されたものとします。
- （注）死亡給付金受取人および死亡時通知人を含みます。（6）において同様とします。
- （7）（1）により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、転換契約上の一切の権利義務が既に普通約款第34条〔共済契約者の変更〕により他人に承継されていたときは、被転換契約上の一切の権利義務は、転換契約の申込みの時にその者に承継されたものとします。

第8条【共済金の支払に関する取扱い】

- （1）普通約款第3条〔治療共済金の支払〕において、被転換契約（注1）または転換前入院特約の責任開始時（注2）以後に生じた災害または疾病は、転換契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、次のいずれかに該当するときは、同条（1）の表は、それぞれ次の表のとおりとします。

- ① 被共済者が災害入院をした場合で、転換契約の共済金額が転換前災害入院保障額を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
治療共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害により共済期間内に災害入院をし、その入院日数が共済契約の型に応じて、1回の入院につき次の各日数に達したこと ア. 1回型 1日 イ. 4回型 1日、30日、60日、90日 ウ. 7回型 1日、30日、60日、90日、120日、150日、180日	転換前災害入院保障額	被共済者

- ② 被共済者が疾病により入院した場合で、転換契約の共済金額が転換前疾病入院保障額を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
治療共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた疾病により共済期間内に入院し、その入院日数が共済契約の型に応じて、1回の入院につき次の各日数に達したこと ア. 1回型 1日 イ. 4回型 1日、30日、60日、90日 ウ. 7回型 1日、30日、60日、90日、120日、150日、180日	転換前疾病入院保障額	被共済者

（注1）共済契約である場合に限りします。

（注2）復活の場合は、最後の復活により被転換契約または転換前入院特約の責任が再開した時とします。

- （2）普通約款第4条〔手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払〕において、被転換契約（注1）または転換前入院特約の責任開始時（注2）以後に生じた災害または疾病は、転換契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、次のいずれかに該当するときは、同条（1）の表は、それぞれ次の表のとおりとします。

- ① 被共済者が災害手術または災害放射線治療を受けた場合で、転換契約の共済金額が転換前災害入院保障額（注3）を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
手術共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害により共済期間内に災害手術を受けたこと	転換前災害入院保障額×30%	被共済者
放射線治療共済金	被共済者が責任開始時以後に生じた災害により共済期間内に災害放射線治療を受けたこと	転換前災害入院保障額×60%	

- ② 被共済者が疾病により手術または放射線治療を受けた場合で、転換契約の共済金額が転換前疾病入院保障額（注4）を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
手術共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた疾病により共済期間内に手術を受けたこと	転換前疾病入院保障額×30%	被共済者
放射線治療共済金	被共済者が責任開始時以後に生じた疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと	転換前疾病入院保障額×60%	

（注1）共済契約である場合に限りします。ただし、契約日が令和3年4月1日以後の共済契約である場合は、手術・放射線治療保障のある共済契約であるときに限りします。

（注2）復活の場合は、最後の復活により被転換契約または転換前入院特約の責任が再開した時とします。

（注3）被転換契約が2以上ある場合で、手術・放射線治療保障のない共済契約が1以上あるときは、これらの共済契約の共済金額を差し引きします。①において同様とします。

（注4）被転換契約が2以上ある場合で、手術・放射線治療保障のない共済契約が1以上あるときは、これらの共済契約の共済金額を差し引きします。②において同様とします。

- （3）普通約款第5条〔入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払〕において、被転換契約（注1）または転換前入院特約の責任開始時（注2）以後に生じた災害または疾病は、転換契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、次のいずれかに該当するときは、同条（1）の表は、それぞれ次の表のとおりとします。

- ① 被転換契約が入院時諸費用保障のある共済契約である場合（注3）で、転換契約の入院時諸費用共済金額が被転換契約の入院時諸費用共済金額（注4）を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院したこと	被転換契約の入院時諸費用共済金額（被転換契約が2以上ある場合は、これらの入院時諸費用共済金額の合計額）×入院日数	被共済者

- ② 被転換契約が入院時諸費用保障のある共済契約でない場合で、次のいずれかに該当するとき

ア. 被共済者が災害入院をした場合

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害により共済期間内に災害入院をしたこと	転換前災害入院保障額から転換契約の共済金額を差し引いた額を30で除した額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。また、転換契約の入院時諸費用共済金額を限度とします。）×入院日数	被共済者

イ. 被共済者が疾病により入院した場合

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた疾病により共済期間内に入院したこと	転換前疾病入院保障額から転換契約の共済金額を差し引いた額を30で除した額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。また、転換契約の入院時諸費用共済金額を限度とします。）×入院日数	被共済者

- （注1）共済契約である場合に限りします。
（注2）復活の場合は、最後の復活により被転換契約または転換前入院特約の責任が再開した時とします。
（注3）被転換契約が2以上ある場合で、入院時諸費用保障のある共済契約が1以上あるときを含みます。
（注4）被転換契約が2以上ある場合は、これらの入院時諸費用共済金額の合計額とします。
（4）普通約款第6条〔先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払〕において、被転換契約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害または疾病は、転換契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。
（注1）先進医療保障のある共済契約である場合に限りします。
（注2）復活の場合は、最後の復活により被転換契約の責任が再開した時とします。

第9条〔普通約款の規定の適用上の特則〕

- （1）転換契約には、普通約款第3条〔治療共済金の支払〕、第4条〔手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払〕、第23条〔共済金額の減額〕、第38条〔共済契約者による解約〕および第45条〔共済契約の消滅〕の規定は、払込部分および充当部分ごとに適用します。この場合において、払込部分または充当部分が解約もしくは解除され、または消滅したことによって転換契約の共済金額が5万円未満となったときは、同時に、共済契約は解約もしくは解除され、または消滅するものとします。
（2）転換契約には、普通約款第5条〔入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払〕の規定は、入院時諸費用部分にのみ適用します。
（3）転換契約には、普通約款第6条〔先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払〕の規定は、先進医療部分にのみ適用します。
（4）転換契約には、普通約款第15条〔第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除〕および第17条〔第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効〕の規定は適用しません。
（5）転換契約の契約日または契約応当日（注）からその日を含めて払込猶予期間の満了日までに治療共済金、手術共済金または放射線治療共済金の支払事由が生じた場合で、払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅したときは、組合は、普通約款第18条〔共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い〕（1）および（3）の規定にかかわらず、充当部分の共済金額に対応する治療共済金、手術共済金または放射線治療共済金を支払います。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
（6）転換契約には、普通約款第22条〔共済契約の復活〕の規定は、払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分に適用します。
（7）転換契約が普通約款第28条〔入院時諸費用保障のある共済契約から入院時諸費用保障のない共済契約への変更〕（1）により入院時諸費用保障のない共済契約に変更された場合には、同時に、入院時諸費用部分は消滅します。
（8）転換契約が普通約款第29条〔先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更〕（1）または（3）により先進医療保障のない共済契約に変更された場合には、同時に、先進医療部分は消滅します。
（9）払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合（注）には、同時に、入院時諸費用部分および先進医療部分は消滅します。この場合には、普通約款第28条（1）および第29条（1）により入院時諸費用保障および先進医療保障のない共済契約に変更されたものとみなします。
（注）（1）により共済契約が解約もしくは解除され、または消滅する場合を除きます。
（10）払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した後の転換契約の共済掛金払込終了年齢を繰り上げることはできません。
（11）転換契約申込書に記載された被共済者の年齢または性別に誤りがあった場合は、組合は、被共済者の真正な年齢または性別に基づいて共済掛金および充当部分の共済金額を訂正します。この場合に、既に払い込まれた共済掛金または支払った責任準備金に過不足額があれば、組合の定める取扱いに基づき、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

切替条項

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
切替契約	被切替契約から切り替えて締結する共済契約をいいます。
切替前入院保障額	次の金額の合計額とします。 ア. 被切替契約が共済契約（注1）である場合の被切替契約の共済金額（注2） イ. 被切替契約が共済契約（注3）、引受緩和型医療共済契約、引受緩和型定期医療共済契約（注4）または定期医療共済契約（注5）である場合の被切替契約の共済金額に30を乗じた額（注6） （注1）契約日が令和3年4月1日以後のものに限りします。 （注2）被切替契約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額とします。 （注3）契約日が令和3年4月1日前のものに限りします。 （注4）契約日が平成28年4月1日前のものに限りします。この条において同様とします。 （注5）契約日が平成22年4月1日前のものに限りします。この条において同様とします。 （注6）被切替契約が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。
被切替契約	共済契約に切り替えられる普通約款の「共済契約の更新」の規定が適用される共済契約、引受緩和型医療共済契約、引受緩和型定期医療共済契約または定期医療共済契約をいいます。ただし、次の場合を除きます。 ア. 契約日以後2年を経過していない場合 イ. 共済掛金の払込みが免除されている場合 ウ. 失効している場合

第2条【切替契約の締結】

- （1）この特則の規定は、被切替契約を切り替えることによって、切替契約を締結する場合に適用します。
- （2）切替契約を締結した場合は、被切替契約は、切替契約の責任開始時に消滅したものとします。

第3条【切替契約の取消し】

- （1）次の場合には、切替契約は締結されなかったものとし、被切替契約は消滅しなかったものとします。
 - ① 切替契約の第1回共済掛金が普通約款第14条「第1回共済掛金の払込み」（3）の払込猶予期間の満了日までに払い込まなかった場合
 - ② 切替契約の契約日以後2年以内に被共済者が自殺した場合
 - ③ 普通約款第42条「告知義務違反による解除」（1）により切替契約が解除されることとなった場合
- （2）（1）の規定は、普通約款第22条「共済契約の復活」により切替契約の復活があった場合には、適用しません。
- （3）組合は、（1）により被切替契約が消滅しなかったものとされた場合には、組合の定める取扱いに基づき、次のとおり取り扱います。
 - ① 切替契約（注1）に基づいて払い込まれた共済掛金（注2）と次の金額の合計額との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - ア. 前条（2）の規定により被切替契約が消滅したものとされる時の属する日からその日を含めて本条（1）に該当することとなった日までの間において払い込まれるべき共済掛金（注3）
 - イ. 被切替契約が切替契約に切り替えられたことにより、被切替契約が消滅したものとされた場合に支払われた返れい金
 - ② 被切替契約により支払う共済金がある場合は、支払うべき共済金に①の払いもどすべき金額を加え、または支払うべき共済金から①の追徴すべき金額を差し引きます。

（注1）特約を含みます。
（注2）切替契約について、割りもどし金の割りもどしがあった場合は、その割りもどし金の額を差し引いた額とします。
（注3）被切替契約が共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に切り替えられた場合は、その間において払い込まれるべき共済掛金を含みます。また、被切替契約が継続していたとした場合に割りもどされる割りもどし金の額を差し引いた額とします。
- （4）共済契約者が（3）により追徴される金額を払い込まない場合は、被切替契約は、切替契約の申込みの時に被切替契約の普通約款の「共済契約者による解約」の規定により解約されたものとみなします。ただし、被切替契約の普通約款の「共済契約の更新」に規定される更新日からその日を含めて更新後の被切替契約の第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に、その共済掛金を払い込まないまま切り替えた場合には、被切替契約は、その更新日に更新されなかったものとします。
- （5）（4）の場合には、被切替契約の普通約款の「返れい金の支払」の規定にかかわらず、組合は、返れい金を支払いません。
- （6）（1）により被切替契約が消滅しなかったものとされた場合に、被切替契約の死亡給付金受取人（注）と（1）に該当したときにおける切替契約の死亡時通知人とが異なるときは、被切替契約の死亡給付金受取人は、その切替契約の申込みの時にその切替契約の死亡時通知人に変更されたものとします。
（注）死亡時通知人を含みます。（6）において同様とします。
- （7）（1）により被切替契約が消滅しなかったものとされた場合に、切替契約上の一切の権利義務が既に普通約款第34条「共済契約者の変更」により他人に承継されていたときは、被切替契約上の一切の権利義務は、切替契約の申込みの時にその者に承継されたものとします。

第4条【共済金の支払に関する取扱い】

- （1）普通約款第3条「治療共済金の支払」において、被切替契約の責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病は、切替契約

の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、切替契約の共済金額が切替前入院保障額を超えるときは、同条（１）の表は、次の表のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
治療共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院し、その入院日数が共済契約の型に応じて、１回の入院につき次の各日数に達したこと ア．１回型 １日 イ．４回型 １日、３０日、６０日、９０日 ウ．７回型 １日、３０日、６０日、９０日、１２０日、１５０日、１８０日	切替前入院保障額	被共済者

（注）復活の場合は、最後の復活により被切替契約の責任が再開した時とします。

- （２）普通約款第４条〔手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払〕において、被切替契約（注１）の責任開始時（注２）以後に生じた災害または疾病は、切替契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、切替契約の共済金額が切替前入院保障額（注３）を超えるときは、同条（１）の表は、次の表のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
手術共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に手術を受けたこと	切替前入院保障額×３０％	被共済者
放射線治療共済金	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと	切替前入院保障額×６０％	

（注１）契約日が令和３年４月１日以後の共済契約である場合は、手術・放射線治療保障のある共済契約であるときに限ります。

（注２）復活の場合は、最後の復活により被切替契約の責任が再開した時とします。

（注３）被切替契約が２以上ある場合で、手術・放射線治療保障のない共済契約が１以上あるときは、これらの共済契約の共済金額を差し引きします。（２）において同様とします。

- （３）普通約款第５条〔入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払〕において、被切替契約の責任開始時（注１）以後に生じた災害または疾病は、切替契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、次のいずれかに該当するときは、同条（１）の表は、それぞれ次の表のとおりとします。

① 被切替契約が入院時諸費用保障のある共済契約である場合（注２）で、切替契約の入院時諸費用共済金額が被切替契約の入院時諸費用共済金額（注３）を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院したこと	被切替契約の入院時諸費用共済金額（被切替契約が２以上ある場合は、これらの入院時諸費用共済金額の合計額）×入院日数	被共済者

② 被切替契約が入院時諸費用保障のある共済契約でない場合

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院したこと	切替前入院保障額から切替契約の共済金額を差し引いた額を３０で除した額（１円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。また、切替契約の入院時諸費用共済金額を限度とします。）×入院日数	被共済者

（注１）復活の場合は、最後の復活により被切替契約の責任が再開した時とします。

（注２）被切替契約が２以上ある場合で、入院時諸費用保障のある共済契約が１以上あるときを含みます。

（注３）被切替契約が２以上ある場合は、これらの入院時諸費用共済金額の合計額とします。

- （４）普通約款第６条〔先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払〕において、被切替契約（注１）の責任開始時（注２）以後に生じた災害または疾病は、切替契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。

（注１）先進医療保障のある共済契約である場合に限りま。

（注２）復活の場合は、最後の復活により被切替契約の責任が再開した時とします。

第５条【普通約款の規定の適用上の特則】

切替契約には、普通約款第１５条〔第１回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除〕の規定は適用しません。

乗換条項

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
充当部分	乗換契約のうち、被乗換特約の責任準備金に対応する部分をいいます。
先進医療部分	乗換契約（注）のうち、先進医療による療養を受けた場合に先進医療共済金および先進医療一時金を支払うこととなり、払込部分と同時に共済掛金の払込みを要する部分をいいます。 （注）先進医療保障のある共済契約に限ります。
入院時諸費用部分	乗換契約（注）のうち、入院した場合に入院時諸費用共済金を支払うこととなり、払込部分と同時に共済掛金の払込みを要する部分をいいます。 （注）入院時諸費用保障のある共済契約に限ります。
乗換契約	被乗換特約から乗換して締結する共済契約をいいます。
乗換前契約	被乗換特約が付加されている終身共済契約、年金付終身共済契約（注1）、養老生命共済契約、こども共済契約、定期生命共済契約または年金共済契約（注2）をいいます。 （注1）契約日が平成15年4月1日前のものに限ります。 （注2）契約日が平成16年4月1日前のものに限ります。
乗換前入院保障額	被乗換特約の共済金額に30を乗じた額（注）とします。 （注）被乗換特約が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。
払込部分	乗換契約のうち、払込期月に応じて払い込まれる共済掛金に対応する部分（注）をいいます。 （注）入院時諸費用部分および先進医療部分を除きます。
被乗換特約	乗換契約に乘換される全入院特約等（注1）をいいます。ただし、次の場合を除きます。 ア. 全入院特約等の共済期間の満了日までの期間が2年未満である場合 イ. 全入院特約等に特別条件特則が付加されている場合（注2） ウ. 乗換前契約が失効している場合 エ. 乗換前契約の共済掛金の払込みが免除されている場合 オ. 乗換前契約の共済掛金の払込期間満了後に特約の共済掛金の払込みが免除されている場合 （注1）全入院特約、全入院長期保障特約、入院保障特約または入院費用保障特約をいいます。この条において同様とします。 （注2）共済金削減法の削減期間および特定部位不担保法の不担保期間の経過後を除きます。

第2条【乗換契約の締結】

- (1) この特則の規定は、被乗換特約を乗換することによって、乗換契約を締結する場合に適用します。
 (2) 乗換契約を締結した場合は、被乗換特約は、乗換契約の責任開始時に消滅したものとします。
 (3) (2) により被乗換特約が消滅した場合には、被乗換特約（注）の「返れい金の支払」の規定にかかわらず、組合は、被乗換特約の返れい金を支払いません。
 （注）被乗換特約が消滅したことにより被乗換特約と同時に消滅した全入院終身保障移行特約、通院特約、家族保障特約または重症入院割増保障特約を含みます。（3）において同様とします。

第3条【乗換契約の構成】

乗換契約は、次の部分によって構成します。

- ① 払込部分
- ② 充当部分（注）
- ③ 入院時諸費用部分
- ④ 先進医療部分

（注）第5条【乗換契約の共済金額】（2）および（3）により算出した充当部分の共済金額が組合の定める金額以上となる場合に限ります。

第4条【被乗換特約の責任準備金】

充当部分の責任準備金に充当される被乗換特約の責任準備金は、組合の定める取扱いに基づき、次の算式によって算出した額とします。

充当部分の責任準備金に充当される被乗換特約の責任準備金	=	被乗換特約の共済掛金積立金	+	被乗換特約が消滅したことにより被乗換特約と同時に消滅した全入院終身保障移行特約、通院特約、家族保障特約または重症入院割増保障特約の共済掛金積立金
-----------------------------	---	---------------	---	--

第5条【乗換契約の共済金額】

(1) 乗換契約の共済金額は、次の算式によって算出した額とします。

乗換契約の共済金額

=

払込部分の共済金額

+

充当部分の共済金額

- (2) 充当部分の共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、被乗換特約の責任準備金の額に応じて算出します。
- (3) (2) の場合に、その算出した充当部分の共済金額に組合の定める金額未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、組合は、その端数に対応する被乗換特約の責任準備金を返れい金として共済契約者に支払います。

第6条【払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分の失効】

共済契約者が、乗換契約について第2回以後の共済掛金を払い込まないで普通約款第16条【第2回以後の共済掛金の払込み】(3) の払込猶予期間が満了した場合は、乗換契約のうち払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分はその効力を失います。

第7条【被乗換特約において告知義務違反があった場合の取扱い】

- (1) 被乗換特約(注)の付加もしくは復活または共済金額の増額の際、告知義務違反があった場合には、乗換契約が被乗換特約から引き続き継続しているものとみなして普通約款第42条【告知義務違反による解除】および第43条【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】の規定を適用します。
- (注) 被乗換特約が消滅したことにより被乗換特約と同時に消滅した全入院終身保障移行特約、通院特約、家族保障特約または重症入院割増保障特約を含みます。この条において同様とします。
- (2) (1) の場合には、普通約款の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
普通約款第42条【告知義務違反による解除】(1)	前条の告知の際	被乗換特約の付加もしくは復活または共済金額の増額の告知の際
普通約款第43条【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】①	共済契約の締結または復活の際	被乗換特約の付加もしくは復活または共済金額の増額の際
普通約款第43条【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】③	共済契約が責任開始時	共済契約が被乗換特約の責任開始時
	責任開始時前	被乗換特約の責任開始時の属する日前
普通約款第43条【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】④	責任開始時	被乗換特約の責任開始時

第8条【乗換契約の取消し】

- (1) 次の場合には、乗換契約は締結されなかったものとし、被乗換特約(注1)は消滅しなかったものとします。ただし、次の場合に乗換前契約が解約もしくは解除され、または消滅していたときを除きます。
- ① 乗換契約の第1回共済掛金が普通約款第14条【第1回共済掛金の払込み】(3) の払込猶予期間の満了日までに払い込まなかった場合
 - ② 乗換契約の契約日以後2年以内に被共済者が自殺した場合
 - ③ 乗換契約の締結の際の告知義務違反について、普通約款第42条【告知義務違反による解除】(1) により乗換契約が解除されることとなった場合
 - ④ 被乗換特約の付加もしくは復活または共済金額の増額の際の告知義務違反について、普通約款第42条(1) により乗換契約が解除されることとなった場合
 - ⑤ 被共済者が第1級から第4級までの後遺障害の状態、重度要介護状態または疾病重度障害状態になった場合で、乗換前契約の責任開始時(注2)以後共済期間内に原因が生じたことにより、払込免除事由に該当しないとき(注3)
- (注1) 被乗換特約が消滅したことにより被乗換特約と同時に消滅した全入院終身保障移行特約、通院特約、家族保障特約または重症入院割増保障特約を含みます。この条において同様とします。
- (注2) 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。
- (注3) 乗換契約が既に払込免除契約となっている場合を除きます。
- (2) 組合は、(1) により被乗換特約が消滅しなかったものとされた場合には、組合の定める取扱いに基づき、次のとおり取り扱います。
- ① 乗換契約(注1)に基づいて払い込まれた共済掛金(注2)と次の金額の合計額との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - ア. 第2条【乗換契約の締結】(2) により被乗換特約が消滅したものとされる時の属する日からその日を含めて本条(1) に該当することとなった日までの間に到来した乗換前契約の共済掛金の払込期月(注3)において払い込まれるべき被乗換特約の共済掛金(注4)
 - イ. 第5条【乗換契約の共済金額】(3) の返れい金
 - ② 被乗換特約により支払う共済金がある場合は、支払うべき共済金に①の払いもどすべき金額を加え、または支払うべき共済金から①の追徴すべき金額を差し引きます。
- (注1) 特約を含みます。
- (注2) 乗換契約について、割りもどし金の割りもどしがあった場合は、その割りもどし金の額を差し引いた額とします。
- (注3) 被乗換特約が共済掛金の払込猶予期間中に乗換された場合は、その払込猶予期間にかかる共済掛金の払込期月を含みます。
- (注4) 被乗換特約が継続していたとした場合に割りもどされる割りもどし金の額を差し引いた額とします。

- (3) 共済契約者が(2)により追徴される金額を払い込まない場合は、被乗換特約は、乗換契約の申込みの時に被乗換特約の〔無効、解約、解除、失効および消滅〕の規定により解約されたものとみなします。

第9条〔治療共済金、手術共済金、放射線治療共済金または入院時諸費用共済金の支払に関する取扱い〕

- (1) 普通約款第3条〔治療共済金の支払〕において、被乗換特約の責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病は、乗換契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、乗換契約の共済金額が乗換前入院保障額を超えるとときは、同条（1）の表は、次の表のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
治療共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院し、その入院日数が共済契約の型に応じて、1回の入院につき次の各日数に達したこと ア. 1回型 1日 イ. 4回型 1日、30日、60日、90日 ウ. 7回型 1日、30日、60日、90日、120日、150日、180日	乗換前入院保障額	被共済者

（注）復活の場合は、最後の復活により被乗換特約の責任が再開した時とします。

- (2) 普通約款第4条〔手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払〕において、被乗換特約の責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病は、乗換契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、乗換契約の共済金額が乗換前入院保障額を超えるとときは、同条（1）の表は、次の表のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
手術共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に手術を受けたこと	乗換前入院保障額×30%	被共済者
放射線治療共済金	被共済者が責任開始時以後に生じた災害または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと	乗換前入院保障額×60%	

（注）復活の場合は、最後の復活により被乗換特約の責任が再開した時とします。

- (3) 普通約款第5条〔入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払〕において、被乗換特約の責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病は、乗換契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、同条（1）の表は、次の表のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に入院したこと	乗換前入院保障額から乗換契約の共済金額を差し引いた額を30で除した額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。また、乗換契約の入院時諸費用共済金額を限度とします。）×入院日数	被共済者

（注）復活の場合は、最後の復活により被乗換特約の責任が再開した時とします。

第10条〔普通約款の規定の適用上の特則〕

- (1) 乗換契約には、普通約款第3条〔治療共済金の支払〕、第4条〔手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払〕、第23条〔共済金額の減額〕、第38条〔共済契約者による解約〕および第45条〔共済契約の消滅〕の規定は、払込部分および充当部分ごとに適用します。この場合において、払込部分または充当部分が解約もしくは解除され、または消滅したことによって乗換契約の共済金額が5万円未満となったときは、同時に、共済契約は解約もしくは解除され、または消滅するものとします。
- (2) 乗換契約には、普通約款第5条〔入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払〕の規定は、入院時諸費用部分にのみ適用します。
- (3) 乗換契約には、普通約款第6条〔先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払〕の規定は、先進医療部分にのみ適用します。
- (4) 乗換契約には、普通約款第15条〔第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除〕および第17条〔第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効〕の規定は適用しません。
- (5) 乗換契約の契約日または契約応当日（注）からその日を含めて払込猶予期間の満了日までに治療共済金、手術共済金または放射線治療共済金の支払事由が生じた場合で、払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅したときは、組合は、普通約款第18条〔共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い〕（1）および（3）の規定にかかわらず、充当部分の共済金額に対応する治療共済金、手術共済金または放射線治療共済金を支払います。

（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

- (6) 乗換契約には、普通約款第22条〔共済契約の復活〕の規定は、払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分に適用しま

- す。
- (7) 乗換契約が普通約款第28条〔入院時諸費用保障のある共済契約から入院時諸費用保障のない共済契約への変更〕(1)により入院時諸費用保障のない共済契約に変更された場合には、同時に、入院時諸費用部分は消滅します。
- (8) 乗換契約が普通約款第29条〔先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更〕(1)または(3)により先進医療保障のない共済契約に変更された場合には、同時に、先進医療部分は消滅します。
- (9) 払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合(注)には、同時に、入院時諸費用部分および先進医療部分は消滅します。この場合には、普通約款第28条(1)および第29条(1)により入院時諸費用保障および先進医療保障のない共済契約に変更されたものとみなします。
- (注)(1)により共済契約が解約もしくは解除され、または消滅する場合を除きます。
- (10) 払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した後の乗換契約の共済掛金払込終了年齢を繰り上げることはできません。
- (11) 乗換契約申込書に記載された被共済者の年齢または性別に誤りがあった場合は、組合は、被共済者の真正な年齢または性別に基づいて共済掛金および充当部分の共済金額を訂正します。この場合に、既に払い込まれた共済掛金または支払った責任準備金に過不足額があれば、組合の定める取扱いに基づき、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

共済契約が転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて締結された場合の特則

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
災害手術	医師または歯科医師による治療を目的とする手術であって、災害を受けた日以後200日以内に受けたその災害による手術（注）をいいます。 （注）災害を受けた日以後200日経過後に受けた手術であって、その災害による災害入院の期間中またはその災害入院にかかる退院をした日の翌日以後200日以内にその災害入院の原因となった災害により受けた手術を含みます。
災害放射線治療	医師または歯科医師による治療を目的とする放射線治療であって、災害を受けた日以後200日以内に受けたその災害による放射線治療（注）をいいます。 （注）災害を受けた日以後200日経過後に受けた放射線治療であって、その災害による災害入院の期間中またはその災害入院にかかる退院をした日の翌日以後200日以内にその災害入院の原因となった災害により受けた放射線治療を含みます。
転換前契約	次のいずれかをいいます。 ア．終身共済契約に転換された共済契約（注）、終身共済契約または養老生命共済契約 イ．養老生命共済契約に転換された養老生命共済契約 （注）契約日が平成28年4月1日前のものに限ります。
転換前災害入院保障額	次の金額の合計額とします。 ア．転換前契約が共済契約である場合の転換前契約の共済金額に30を乗じた額（注1） イ．転換前入院特約の共済金額に30を乗じた額（注2） （注1）転換前契約が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。 （注2）転換前入院特約が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。
転換前疾病入院保障額	次の金額の合計額とします。 ア．転換前契約が共済契約である場合の転換前契約の共済金額に30を乗じた額（注1） イ．転換前入院特約のうち全入院特約等（注2）の共済金額に30を乗じた額（注3） （注1）転換前契約が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。 （注2）全入院特約、全入院長期保障特約、入院保障特約または入院費用保障特約をいいます。この条において同様とします。 （注3）全入院特約等が2以上ある場合は、これらの額の合計額とします。
転換前入院特約	転換時に転換前契約に付加していた全入院特約等および災害入院特約等（注）をいいます。 （注）災害入院特約、災害入院保障特約または災害入院費用保障特約をいいます。

第2条【共済金の支払に関する取扱い】

共済契約が、転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結されたものである場合には、次のとおり取り扱います。

① 普通約款第3条【治療共済金の支払】において、転換前契約（注1）または転換前入院特約の責任開始時（注2）以後に生じた災害または疾病は、この共済契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、次のいずれかに該当するときは、同条（1）の表は、それぞれ次の表のとおりとします。

ア．被共済者が災害入院をした場合で、この共済契約の共済金額が転換前災害入院保障額を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
治療共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害により共済期間内に災害入院をし、その入院日数が共済契約の型に応じて、1回の入院につき次の各日数に達したこと ア．1回型 1日 イ．4回型 1日、30日、60日、90日 ウ．7回型 1日、30日、60日、90日、120日、150日、180日	転換前災害入院保障額	被共済者

イ．被共済者が疾病により入院した場合で、この共済契約の共済金額が転換前疾病入院保障額を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
治療共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた疾病により共済期間内に入院し、その入院日数が共済契約の型に応じて、1回の入院につき次の各日数に達したこと ア. 1回型 1日 イ. 4回型 1日、30日、60日、90日 ウ. 7回型 1日、30日、60日、90日、120日、150日、180日	転換前疾病入院保障額	被共済者

- ② 普通約款第4条〔手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払〕において、転換前契約または転換前入院特約の責任開始時以後に生じた災害または疾病は、この共済契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、次のいずれかに該当するときは、同条（1）の表は、それぞれ次の表のとおりとします。
ア. 被共済者が災害手術または災害放射線治療を受けた場合で、この共済契約の共済金額が転換前災害入院保障額を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
手術共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害により共済期間内に災害手術を受けたこと	転換前災害入院保障額×30%	被共済者
放射線治療共済金	被共済者が責任開始時以後に生じた災害により共済期間内に災害放射線治療を受けたこと	転換前災害入院保障額×60%	

- イ. 被共済者が疾病により手術または放射線治療を受けた場合で、この共済契約の共済金額が転換前疾病入院保障額を超えるとき

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
手術共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた疾病により共済期間内に手術を受けたこと	転換前疾病入院保障額×30%	被共済者
放射線治療共済金	被共済者が責任開始時以後に生じた疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと	転換前疾病入院保障額×60%	

- ③ 普通約款第5条〔入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払〕において、転換前契約または転換前入院特約の責任開始時以後に生じた災害または疾病は、この共済契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、次のいずれかに該当するときは、同条（1）の表は、それぞれ次の表のとおりとします。
ア. 被共済者が災害入院をした場合

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた災害により共済期間内に災害入院をしたこと	転換前災害入院保障額からこの共済契約の共済金額を差し引いた額を30で除した額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。また、この共済契約の入院時諸費用共済金額を限度とします。）×入院日数	被共済者

- イ. 被共済者が疾病により入院した場合

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院時諸費用共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた疾病により共済期間内に入院したこと	転換前疾病入院保障額からこの共済契約の共済金額を差し引いた額を30で除した額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。また、この共済契約の入院時諸費用共済金額を限度とします。）×入院日数	被共済者

- ④ 普通約款第6条〔先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払〕において、転換前契約（注3）の責任開始時以後に生じた災害または疾病は、この共済契約の責任開始時以後に生じたものとみなします。
（注1）共済契約である場合に限りします。②および③において同様とします。
（注2）復活の場合は、最後の復活により転換前契約または転換前入院特約の責任が再開した時とします。この条において同様とします。
（注3）先進医療保障のある共済契約である場合に限りします。

〔特 約〕

特約は、共済証書に記載された場合にのみ適用されます。

特約では、普通約款の規定による共済契約を「共済契約」または「主契約」といいます。

また、「(記載省略)」とあるのは、この共済契約には適用される場合がないことから条文の記載を省略したものです。

定期特約

第1条【定期特約の付加】

- (1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

- (2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

- (3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① この特約の共済期間が4年以下となる場合
- ② 主契約が払込免除契約である場合
- ③ 主契約が払済契約である場合
- ④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ⑤ (1) 表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。
- ⑥ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条【共済金の支払】

- (1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 特約死亡共済金	被共済者が共済期間（注1）内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 特約後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注2）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 （ア）この特約の責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと （イ）（ア）のこの特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

（注1）この特約の責任開始時前の期間を除きます。

（注2）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

- (2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合

- (3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表【重度要介護状態】の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、別表【重度要介護状態】の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表【重度要介護状態】の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその別表【重度要介護状態】の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合

- (4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を特約後遺障害共済金の共済金受取人とします。

- (5) (1) および（4）の特約後遺障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。

- (6) 特約後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、特約後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (7) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条【共済金を支払わない場合】

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ. の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 特約死亡共済金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時（注）の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意
② 特約後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

（注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

第4条【共済金の支払請求】

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約の共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 特約後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその特約後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその特約後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (5) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条【支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、特約死亡共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に特約死亡共済金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日を含みません。
- ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から特約死亡共済金請求時までに組合に提出された書類だけでは特約死亡共済金を支払うために必要な確認ができない場合、または特約後遺障害共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

特約

定期特約

特別な照会または調査の内容	日 数
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (4) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (5) 組合が、(2) から (4) までおよび前条 (4) により特約後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して特約後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。
- (6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人(注1)が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注2)には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。
- (注1) 死亡共済金受取人が代理人として特約後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。
- (注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。

第7条【共済掛金の払込み】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。
- (2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第8条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約(注)の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第9条【共済金額の減額等】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額が減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 主契約の共済金額が減額された場合(注)には、この特約の共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (注) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。
- (4) 主契約にこの特約または更新型定期特約が2以上付加されている場合は、(3) 中「この特約の共済金額」とあるのは「この特約および更新型定期特約の共済金額の合計額」と読みかえて、(3) の規定を適用し、これらの特約のうち付加日(注)の遅いものから順に減額します。
- (注) 更新後の更新型定期特約にあっては、更新前の更新型定期特約に引き続く当初の更新型定期特約の付加日をいいます。
- (5) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(4) により解約されたものとみなします。
- (6) (1) により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (7) 組合は、この特約の共済期間が短縮されることとなった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
 - ① 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - ② 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第10条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) (1) の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1) の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。
- (4) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (5) (4) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4) により解約されたものとみなします。
 - ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約(注)の復活の申込みと同時になされなかった場合

- ③ この特約の共済期間が4年以下に短縮されることとなった場合
 ④ 主契約が払済契約に変更された場合
 ⑤ 共済金額が第9条〔共済金額の減額等〕（3）により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
 （注）転換契約である場合は、払込部分とします。（7）において同様とします。
 （7）この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- （8）この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第7条〔共済掛金の払込み〕（2）の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
 （注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
 （9）主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
 （10）転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第12条〔返れい金の支払〕

- （1）組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額（注）の返れい金を共済契約者に支払います。
 （注）組合の定める取扱いに基づき計算します。
 （2）この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、（1）の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。
 ① 共済金を支払うこととなった場合
 ② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、共済金が支払われなかった場合
 ③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
 ④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の〔時効〕の規定に該当したとき
 ⑤ 主契約が払済契約に変更されたことによって、前条（5）によりこの特約が解約された場合
 ⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者に詐欺または強迫の行為があったことによって普通約款の〔詐欺または強迫による取消し〕の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
 ⑦ 共済金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合
 （3）（2）の規定にかかわらず、組合は、普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合で、共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、特約のうち支払われない共済金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第13条〔普通約款の規定の準用〕

- （1）普通約款の〔共済金等の不法取得目的による無効〕、〔詐欺または強迫による取消し〕、〔告知義務〕、〔告知義務違反による解除〕、〔告知義務違反により共済契約を解除できない場合〕、〔重大事由による解除〕および〔時効〕の規定は、この特約について、準用します。
 （2）（1）のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第14条〔主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則〕

（記載省略）

第15条〔主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則〕

- （1）この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。
 （注1）契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。この条において同様とします。
 （注2）（2）に該当する場合を除きます。
 ① 第1条〔定期特約の付加〕（3）④、第8条〔復活の申込み〕、第9条〔共済金額の減額等〕（3）ならびに第11条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（6）②および（10）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第8条および第11条（6）②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
 ② 第1条（3）⑤中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されているこの特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
 ③ 第2条〔共済金の支払〕（1）表中①、第3条〔共済金を支払わない場合〕、第4条〔共済金の支払請求〕（4）および第5条〔支払時期および支払方法〕（6）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「特約死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
 ④ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
 ⑤ 第4条（3）の規定は適用しません。

- ⑥ 第6条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間の満了日」と読みかえます。
- ⑦ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金がその共済掛金を下回る場合を除きます。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑧ 普通約款の〔共済掛金払込終了年齢の繰上げ〕の規定により共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑨ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第11条（4）により解約されたものとみなします。
- ⑩ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができず。
- ⑪ 組合は、第3条ただし書により特約死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う特約死亡共済金の額が第12条（1）の返れい金の額より少ないときは、第12条（1）の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑫ 第12条（1）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑬ ⑫の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕（1）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑭ 第12条（1）および（3）による返れい金の支払については、第5条（2）、（3）および（6）の規定を準用します。
- ⑮ 第12条（1）による返れい金を請求する権利は、これを行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ⑯ 第12条（2）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の共済金」と読みかえます。
- ⑰ 普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（1）の場合には、⑭において準用する第5条（2）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（3）中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（1）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- （2）この特約を医療共済契約に付加した場合であって、共済掛金払込終了年齢が99歳のときは、次のとおり取り扱います。
- ① 共済契約者は、この特約を付加する際、組合の定める取扱いに基づき、指定年齢（注）を指定してください。この場合において、指定年齢は共済契約について1の年齢に限るものとし、既に共済契約に指定年齢が指定されているときには、新たに指定年齢を指定する必要はありません。
（注）この特約の共済掛金の払込みを終了する年齢をいいます。（2）において同様とします。
- ② 第1条〔定期特約の付加〕（3）④、第8条〔復活の申込み〕、第9条〔共済金額の減額等〕（3）ならびに第11条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（6）②および（10）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第8条および第11条（6）②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ③ 第1条（3）⑤中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されているこの特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ④ 第2条〔共済金の支払〕（1）表中①、第3条〔共済金を支払わない場合〕、第4条〔共済金の支払請求〕（4）および第5条〔支払時期および支払方法〕（6）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「特約死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ⑤ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑥ 第4条（3）の規定は適用しません。
- ⑦ 第6条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「指定期間（契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。）の満了日」と読みかえます。
- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金がその共済掛金を下回る場合を除きます。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑨ 共済契約者は、この特約の付加日から1年を経過した日以後で、かつ、指定期間（注）中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、指定年齢を繰り上げることができます。ただし、共済契約が払込免除契約である場合は、指定年齢の繰上げはできません。
（注）契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。⑫において同様とします。
- ⑩ 指定年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑪ 指定年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。
- ⑫ 指定年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第11条（4）により解約されたものとみなします。
- ⑬ この特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合（注）は、同時に、指定年齢は消滅します。

(注) 更新型定期特約が更新された場合を除きます。

- ⑭ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑮ 組合は、第3条ただし書により特約死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う特約死亡共済金の額が第12条(1)の返れい金の額より少ないときは、第12条(1)の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑯ 第12条(1)による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
 - ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
 - イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑰ ⑯の規定にかかわらず、普通約款の「重大事由による解除」(1)③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑱ 第12条(1)および(3)による返れい金の支払については、第5条(2)、(3)および(6)の規定を準用します。
- ⑲ 第12条(1)による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ⑳ 第12条(2)④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の共済金」と読みかえます。
- ㉑ 普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」(1)の場合には、⑯において準用する第5条(2)中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条(3)中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」(1)により解約の効力が生じた日」と読みかえます。

第16条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則】

- (1) この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。
 - (注1) 契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。この条において同様とします。
 - (注2) (2)に該当する場合を除きます。
 - ① 第1条【定期特約の付加】(3)④、第8条【復活の申込み】、第9条【共済金額の減額等】(3)ならびに第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(6)②および(10)中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第8条および第11条(6)②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
 - ② 第1条(3)⑤中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されているこの特約、更新型定期特約、通減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
 - ③ 第2条【共済金の支払】(1)表中①、第3条【共済金を支払わない場合】、第4条【共済金の支払請求】(4)および第5条【支払時期および支払方法】(6)中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「特約死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
 - ④ 第2条(4)中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
 - ⑤ 第4条(3)の規定は適用しません。
 - ⑥ 第6条【共済期間】中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間の満了日」と読みかえます。
 - ⑦ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金がその共済掛金を下回る場合を除きます。
 - (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
 - ⑧ 普通約款の「共済掛金払込終了年齢の繰上げ」の規定により共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
 - ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - ⑨ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第11条(4)により解約されたものとみなします。
 - ⑩ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
 - ⑪ 組合は、第3条ただし書により特約死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う特約死亡共済金の額が第12条(1)の返れい金の額より少ないときは、第12条(1)の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
 - ⑫ 第12条(1)による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
 - ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
 - イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
 - ⑬ ⑫の規定にかかわらず、普通約款の「重大事由による解除」(1)③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
 - ⑭ 第12条(1)および(3)による返れい金の支払については、第5条(2)、(3)および(6)の規定を準用します。
 - ⑮ 第12条(1)による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
 - ⑯ 第12条(2)④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の共済金」と読みかえます。
 - ⑰ 普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」(1)の場合には、⑭において準用する第5条(2)中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条(3)中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」(1)により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- (2) この特約を医療共済契約に付加した場合であって、共済掛金払込終了年齢が99歳のときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 共済契約者は、この特約を付加する際、組合の定める取扱いに基づき、指定年齢（注）を指定してください。この場合に

- において、指定年齢は共済契約について1の年齢に限るものとし、既に共済契約に指定年齢が指定されているときには、新たに指定年齢を指定する必要はありません。
- (注) この特約の共済掛金の払込みを終了する年齢をいいます。(2)において同様とします。
- ② 第1条[定期特約の付加](3)④、第8条[復活の申込み]、第9条[共済金額の減額等](3)ならびに第11条[無効、取消し、解約、解除、失効および消滅](6)②および(10)中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第8条および第11条(6)②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ③ 第1条(3)⑤中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されているこの特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ④ 第2条[共済金の支払](1)表中①、第3条[共済金を支払わない場合]、第4条[共済金の支払請求](4)および第5条[支払時期および支払方法](6)中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「特約死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ⑤ 第2条(4)中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑥ 第4条(3)の規定は適用しません。
- ⑦ 第6条[共済期間]中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「指定期間(契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。)の満了日」と読みかえます。
- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日(注)からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金がその共済掛金を下回る場合を除きます。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑨ 共済契約者は、この特約の付加日から1年を経過した日以後で、かつ、指定期間(注)中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、別表[請求書類]の必要書類を組合に提出して、指定年齢を繰り上げることができます。ただし、共済契約が払込免除契約である場合は、指定年齢の繰り上げはできません。
- (注) 契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。⑫において同様とします。
- ⑩ 指定年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰り上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰り上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑪ 指定年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。
- ⑫ 指定年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第11条(4)により解約されたものとみなします。
- ⑬ この特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合(注)は、同時に、指定年齢は消滅します。
- (注) 更新型定期特約が更新された場合を除きます。
- ⑭ 普通約款の[重大事由による解除]の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑮ 組合は、第3条ただし書により特約死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う特約死亡共済金の額が第12条(1)の返れい金の額より少ないときは、第12条(1)の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑯ 第12条(1)による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑰ ⑯の規定にかかわらず、普通約款の[重大事由による解除](1)③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑱ 第12条(1)および(3)による返れい金の支払については、第5条(2)、(3)および(6)の規定を準用します。
- ⑲ 第12条(1)による返れい金を請求する権利は、これを行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ⑳ 第12条(2)④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の共済金」と読みかえます。
- ㉑ 普通約款の[共済金受取人による共済契約の存続](1)の場合には、⑩において準用する第5条(2)中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条(3)中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の[共済金受取人による共済契約の存続](1)により解約の効力が生じた日」と読みかえます。

更新型定期特約

第1条【更新型定期特約の付加】

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。

② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

① この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの年数が、この特約の共済期間の区分に応じて、次の表の年数以下となる場合

共済期間の区分	年 数
10年	14年
15年	19年

② 主契約が払込免除契約である場合

③ 主契約が払済契約である場合

④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合

⑤ (1) 表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。

⑥ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条【共済金の支払】

(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 特約死亡共済金	被共済者が共済期間（注1）内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 特約後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注2）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 （ア）この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと （イ）（ア）のこの特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

（注1）この特約の責任開始時前の期間を除きます。

（注2）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

(2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合

② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合

③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合

(3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表「重度要介護状態」の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

① この特約の共済期間の満了日において、別表「重度要介護状態」の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続して

いないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合

- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表〔重度要介護状態〕の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその別表〔重度要介護状態〕の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を特約後遺障害共済金の共済金受取人とします。
- (5) (1) および (4) の特約後遺障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。
- (6) 特約後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、特約後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (7) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条【共済金を支払わない場合】

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ. の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 特約死亡共済金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時（注）の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意
② 特約後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

（注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

第4条【共済金の支払請求】

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約の共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 特約後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその特約後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその特約後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (5) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条【支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、特約死亡共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に特約死亡共済金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
 - ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から特約死亡共済金請求時まで組合に提出された書類だけでは特約死亡共済金を支払うために必要な確認ができない場合、または特約後遺障害共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) および (2) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(4) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。

① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法

② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

(5) 組合が、(2) から (4) までおよび前条 (4) により特約後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して特約後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

(6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人 (注 1) が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注 2) には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。

(注 1) 死亡共済金受取人が代理人として特約後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。

(注 2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条【共済掛金の払込み】

(1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

(2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第7条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約 (注) の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第8条【共済金額の減額等】

(1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。

(2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

(3) 主契約の共済金額が減額された場合 (注) には、この特約の共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(注) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。

(4) 主契約にこの特約または定期特約が2以上付加されている場合は、(3) 中「この特約の共済金額」とあるのは「この特約および定期特約の共済金額の合計額」と読みかえて、(3) の規定を適用し、これらの特約のうち付加日 (注) の遅いものから順に減額します。

(注) 更新後のこの特約にあっては、更新前のこの特約に引き続く当初のこの特約の付加日をいいます。

(5) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第10条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(4) により解約されたものとみなします。

(6) (1) により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

(7) 主契約の共済期間の満了日がこの特約の付加日以後5年を経過することとなる日の前日からその日を含めてこの特約の共済期間の満了日の翌日以後4年を経過することとなる日の前日までの期間内のいずれかの日に変更された場合は、この特約の共済期間は、この特約の付加日からその日を含めてその主契約の共済期間の満了日までの期間に変更されるものとします。

(8) 組合は、(7) により、この特約の共済期間が変更されることとなった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。

① 組合の定める取扱いに基づき計算した変更後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。

② 組合の定める取扱いに基づき計算した変更後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第9条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第10条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

(1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。

(2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

(3) (1) の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1) の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。

(4) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

- (5) (4) の解約をする場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4) により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間が4年以下に短縮されることとなった場合
 - ④ 主契約が払済契約に変更された場合
 - ⑤ 共済金額が第8条〔共済金額の減額等〕（3）により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
- （注）転換契約である場合は、払込部分とします。（7）において同様とします。
- (7) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- (8) この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第6条〔共済掛金の払込み〕（2）の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- （注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (9) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
- (10) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第11条〔返れい金の支払〕

- (1) 組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額（注）の返れい金を共済契約者に支払います。
- （注）組合の定める取扱いに基づき計算します。
- (2) この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、（1）の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。
- ① 共済金を支払うこととなった場合
 - ② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、共済金が支払われなかった場合
 - ③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
 - ④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の〔時効〕の規定に該当したとき
 - ⑤ 主契約が払済契約に変更されたことによって、前条（5）によりこの特約が解約された場合
 - ⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者に詐欺または強迫の行為があったことによって普通約款の〔詐欺または強迫による取消〕の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
 - ⑦ 共済金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合
- (3) (2) の規定にかかわらず、組合は、普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合で、共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、特約のうち支払われない共済金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第12条〔更新型定期特約の更新〕

- (1) この特約は、共済契約者が共済期間の満了日までに、組合の定める手続により、この特約の更新（注1）をしない旨を組合に通知しない場合は、更新日（注2）に更新されます。
- （注1）共済期間が満了するこの特約に引き続き新たな同内容のこの特約を付加することをいいます。この特約において同様とします。
- （注2）共済期間の満了日の翌日をいいます。この特約において同様とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次の場合には、この特約は更新されません。
- ① 共済契約者が更新後特約（注1）の第1回共済掛金（注2）を払い込まないで更新後特約が付加されている共済契約の共済掛金の払込猶予期間を経過した場合
 - ② 主契約（注3）が、更新日において失効している場合
 - ③ 普通約款の〔共済掛金の自動振替貸付〕の規定による貸付金の元利金が、更新日における主契約とこの特約の返れい金（注4）の額（注5）を超える場合
 - ④ 普通約款の〔共済証書貸付〕の規定による貸付金の元利金（注6）が、更新日における主契約とこの特約の返れい金の額を超える場合
- （注1）更新後のこの特約をいいます。この特約において同様とします。
- （注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、更新前のこの特約の最終の共済月度の共済掛金または更新後特約の第1回共済掛金とします。
- （注3）転換契約にあつては、払込部分とします。
- （注4）定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約が付加されている場合は、その特約の返れい金を含みます。④において同様とします。
- （注5）この特約が更新されたものとして計算した額とします。④において同様とします。
- （注6）普通約款の〔共済掛金の自動振替貸付〕の規定による貸付金がある場合は、その貸付金の元利金を含みます。
- (3) (2) によりこの特約が更新されなかった場合には、前条（1）の規定を準用します。
- (4) 更新後特約の共済金額は、更新前特約（注）の共済金額と同一とします。

- (注) 更新前のこの特約をいいます。この特約において同様とします。
- (5) 共済契約者は、(4)の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前特約の共済金額を超えない範囲で更新後特約の共済金額を変更することができます。
- (6) 更新後特約の共済期間は、更新前特約の共済期間と同一とします。ただし、次の場合には、更新日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。
- ① 更新前特約の共済期間が10年である場合であって、更新日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間が14年以下であるとき
 - ② 更新前特約の共済期間が15年である場合であって、更新日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間が19年以下であるとき
- (7) 更新後特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後特約の共済掛金は更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。
- (8) 更新後特約には、第1条〔更新型定期特約の付加〕の規定は適用しません。
- (9) 更新日の前日において、主契約が払込免除契約である場合には、この特約は、第1条(3)②の規定にかかわらず、更新されるものとし、組合は、更新後特約の共済掛金の払込みを免除するものとします。
- (10) この特約(注1)が更新された場合には、組合は、更新日(注2)以後1か月以内にこの特約の更新証を共済契約者に交付します。
- (注1) 主契約が払込免除契約であるものを除きます。
- (注2) 更新後特約の第1回共済掛金が更新日の翌日以後に払い込まれた場合は、払い込まれた日とします。
- (11) この特約が更新された場合は、第2条〔共済金の支払〕、第3条〔共済金を支払わない場合〕および第10条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕(8)の規定の適用については、更新後特約が更新前特約(注)から引き続き継続しているものとみなします。
- (注) その更新前特約以前に引き続く更新前特約がある場合は、当初のこの特約とします。
- (12) この特約が更新された場合は、更新前特約には、第2条(2)および(3)の規定は適用しません。
- (13) 更新後特約について、普通約款の〔年齢および性別の誤りの取扱い〕の規定により共済掛金の払いもどしの請求をする場合は、同規定に掲げる書類にこの特約の更新証を添えるものとします。
- (14) 更新後特約については、第10条(1)中「申込みの日」とあるのは「更新日」と読みかえます。
- (15) 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、(1)の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、更新日の前日までに、共済契約者から組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、更新日にその特約を付加するものとします。

第13条〔普通約款の規定の準用〕

- (1) 普通約款の〔共済金等の不法取得目的による無効〕、〔詐欺または強迫による取消し〕、〔告知義務〕、〔告知義務違反による解除〕、〔告知義務違反により共済契約を解除できない場合〕、〔重大事由による解除〕および〔時効〕の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1)のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第14条〔主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則〕

(記載省略)

第15条〔主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則〕

- (1) この特約を医療共済契約(注1)に付加した場合(注2)には、次のとおり取り扱います。
- (注1) 契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。この条において同様とします。
- (注2) (1)に該当する場合を除きます。
- ① 第1条〔更新型定期特約の付加〕(3)①、第8条〔共済金額の減額等〕(7)、第10条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕(6)③および第12条〔更新型定期特約の更新〕(6)中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間の満了日」と読みかえます。
 - ② 第1条(3)④、第7条〔復活の申込み〕、第8条(3)、第10条(6)②および(10)ならびに第12条(2)②中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第7条、第10条(6)②および第12条(2)②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
 - ③ 第1条(3)⑤中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されているこの特約、定期特約、通減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
 - ④ 第2条〔共済金の支払〕(1)表中①、第3条〔共済金を支払わない場合〕、第4条〔共済金の支払請求〕(4)および第5条〔支払時期および支払方法〕(6)中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「特約死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
 - ⑤ 第2条(4)中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
 - ⑥ 第4条(3)の規定は適用しません。
 - ⑦ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日(注)からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回る場合を除きます。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑧ 普通約款の〔共済掛金払込終了年齢の繰上げ〕の規定により共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
 - ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - ⑨ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、主契約の共済掛金の払込期間の満了日がこの特約の付加日以後5年

を経過することとなる日の前日からその日を含めてこの特約の共済期間の満了日の翌日以後4年を経過することとなる日の前日までの期間内のいずれかの日となった場合は、この特約の共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間に変更されるものとします。

- ⑩ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第10条（4）により解約されたものとみなします。
 - ⑪ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
 - ⑫ 組合は、第3条ただし書により特約死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う特約死亡共済金の額が第11条（1）の返れい金の額より少ないときは、第11条（1）の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
 - ⑬ 第11条（1）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
 - ⑭ ⑬の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕（1）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
 - ⑮ 第11条（1）および（3）による返れい金の支払については、第5条（2）、（3）および（6）の規定を準用します。
 - ⑯ 第11条（1）による返れい金を請求する権利は、これを行使用することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
 - ⑰ 第11条（2）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の共済金」と読みかえます。
 - ⑱ 普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（1）の場合には、⑮において準用する第5条（2）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（3）中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（1）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
 - ⑲ 共済期間の満了日が主契約の共済掛金の払込期間の満了日となる場合は、この特約は、第12条（1）の規定にかかわらず、更新しません。
- （2）この特約を医療共済契約に付加した場合であって、共済掛金払込終了年齢が99歳のときは、次のとおり取り扱います。
- ① 共済契約者は、この特約を付加する際、組合の定める取扱いに基づき、指定年齢（注）を指定してください。この場合において、指定年齢は共済契約について1の年齢に限るものとし、既に共済契約に指定年齢が指定されているときには、新たに指定年齢を指定する必要はありません。
（注）共済契約者が更新する意思のある最後の更新後のこの特約の共済掛金の払込みを終了する年齢をいいます。（2）において同様とします。
 - ② 第1条〔更新型定期特約の付加〕（3）①、第8条〔共済金額の減額等〕（7）、第10条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（6）③および第12条〔更新型定期特約の更新〕（6）中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「指定期間（契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。）の満了日」と読みかえます。
 - ③ 第1条（3）④、第7条〔復活の申込み〕、第8条（3）、第10条（6）②および（10）ならびに第12条（2）②中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第7条、第10条（6）②および第12条（2）②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
 - ④ 第1条（3）⑤中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されているこの特約、定期特約、逡減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
 - ⑤ 第2条〔共済金の支払〕（1）表中①、第3条〔共済金を支払わない場合〕、第4条〔共済金の支払請求〕（4）および第5条〔支払時期および支払方法〕（6）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「特約死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
 - ⑥ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
 - ⑦ 第4条（3）の規定は適用しません。
 - ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回る場合を除きます。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
 - ⑨ 共済契約者は、この特約の付加日（注1）から1年を経過した日以後で、かつ、指定期間（注2）中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、指定年齢を繰り上げることができます。ただし、共済契約が払込免除契約である場合は、指定年齢の繰上げはできません。
（注1）更新後のこの特約にあっては、更新前のこの特約に引き続く当初のこの特約の付加日をいいます。
（注2）契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。⑫、⑬および⑲において同様とします。
 - ⑩ 指定年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - ⑪ 指定年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。
 - ⑫ 指定年齢が繰り上げられたことにより、指定期間の満了日がこの特約の付加日以後5年を経過することとなる日の前日からその日を含めてこの特約の共済期間の満了日の翌日以後4年を経過することとなる日の前日までの期間内のいずれかの日となった場合は、この特約の共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間に変更されるものとします。
 - ⑬ 指定年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第10条（4）により解約されたものとみなします。
 - ⑭ この特約、定期特約、逡減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合（注）は、同時に、指定年齢は消滅します。

(注) この特約が第12条の規定により更新された場合を除きます。

- ⑮ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑯ 組合は、第3条ただし書により特約死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う特約死亡共済金の額が第11条(1)の返れい金の額より少ないときは、第11条(1)の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑰ 第11条(1)による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
 - ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
 - イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑱ ⑰の規定にかかわらず、普通約款の「重大事由による解除」(1)③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑲ 第11条(1)および(3)による返れい金の支払については、第5条(2)、(3)および(6)の規定を準用します。
- ⑳ 第11条(1)による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ㉑ 第11条(2)④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の共済金」と読みかえます。
- ㉒ 普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」(1)の場合には、⑲において準用する第5条(2)中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条(3)中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」(1)により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- ㉓ 共済期間の満了日が指定期間の満了日となる場合は、この特約は、第12条(1)の規定にかかわらず、更新しません。

第16条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則】

- (1) この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。
 - (注1) 契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。この条において同様とします。
 - (注2) (2)に該当する場合を除きます。
 - ① 第1条【更新型定期特約の付加】(3)①、第8条【共済金額の減額等】(7)、第10条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(6)③および第12条【更新型定期特約の更新】(6)中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間の満了日」と読みかえます。
 - ② 第1条(3)④、第7条【復活の申込み】、第8条(3)、第10条(6)②および(10)ならびに第12条(2)②中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第7条、第10条(6)②および第12条(2)②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
 - ③ 第1条(3)⑤中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されているこの特約、定期特約、逡減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
 - ④ 第2条【共済金の支払】(1)表中①、第3条【共済金を支払わない場合】、第4条【共済金の支払請求】(4)および第5条【支払時期および支払方法】(6)中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「特約死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
 - ⑤ 第2条(4)中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
 - ⑥ 第4条(3)の規定は適用しません。
 - ⑦ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回る場合を除きます。
 - (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
 - ⑧ 普通約款の「共済掛金払込終了年齢の繰上げ」の規定により共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
 - ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - ⑨ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、主契約の共済掛金の払込期間の満了日がこの特約の付加日以後5年を経過することとなる日の前日からその日を含めてこの特約の共済期間の満了日の翌日以後4年を経過することとなる日の前日までの期間内のいずれかの日となった場合は、この特約の共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間に変更されるものとします。
 - ⑩ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第10条(4)により解約されたものとみなします。
 - ⑪ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
 - ⑫ 組合は、第3条ただし書により特約死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う特約死亡共済金の額が第11条(1)の返れい金の額より少ないときは、第11条(1)の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
 - ⑬ 第11条(1)による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
 - ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
 - イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
 - ⑭ ⑬の規定にかかわらず、普通約款の「重大事由による解除」(1)③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
 - ⑮ 第11条(1)および(3)による返れい金の支払については、第5条(2)、(3)および(6)の規定を準用します。
 - ⑯ 第11条(1)による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。

- ⑰ 第11条（２）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の共済金」と読みかえます。
- ⑱ 普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」（１）の場合には、⑲において準用する第5条（２）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（３）中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」（１）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- ⑲ 共済期間の満了日が主契約の共済掛金の払込期間の満了日となる場合は、この特約は、第12条（１）の規定にかかわらず、更新しません。
- （２）この特約を医療共済契約に付加した場合であって、共済掛金払込終了年齢が99歳のときは、次のとおり取り扱います。
- ① 共済契約者は、この特約を付加する際、組合の定める取扱いに基づき、指定年齢（注）を指定してください。この場合において、指定年齢は共済契約について1の年齢に限るものとし、既に共済契約に指定年齢が指定されているときには、新たに指定年齢を指定する必要はありません。
- （注）共済契約者が更新する意思のある最後の更新後のこの特約の共済掛金の払込みを終了する年齢をいいます。（２）において同様とします。
- ② 第1条「更新型定期特約の付加」（３）①、第8条「共済金額の減額等」（７）、第10条「無効、取消し、解約、解除、失効および消滅」（６）③および第12条「更新型定期特約の更新」（６）中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「指定期間（契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。）の満了日」と読みかえます。
- ③ 第1条（３）④、第7条「復活の申込み」、第8条（３）、第10条（６）②および（10）ならびに第12条（２）②中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第7条、第10条（６）②および第12条（２）②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ④ 第1条（３）⑤中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されているこの特約、定期特約、逓減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ⑤ 第2条「共済金の支払」（１）表中①、第3条「共済金を支払わない場合」、第4条「共済金の支払請求」（４）および第5条「支払時期および支払方法」（６）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「特約死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ⑥ 第2条（４）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑦ 第4条（３）の規定は適用しません。
- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回る場合を除きます。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑨ 共済契約者は、この特約の付加日（注1）から1年を経過した日以後で、かつ、指定期間（注2）中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、別表「請求書類」の必要書類を組合に提出して、指定年齢を繰り上げることができません。ただし、共済契約が払込免除契約である場合は、指定年齢の繰上げはできません。
- （注1）更新後のこの特約にあっては、更新前のこの特約に引き続く当初のこの特約の付加日をいいます。
- （注2）契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。⑫、⑬および⑳において同様とします。
- ⑩ 指定年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑪ 指定年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。
- ⑫ 指定年齢が繰り上げられたことにより、指定期間の満了日がこの特約の付加日以後5年を経過することとなる日の前日からその日を含めてこの特約の共済期間の満了日の翌日以後4年を経過することとなる日の前日までの期間内のいずれかの日となった場合は、この特約の共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間に変更されるものとします。
- ⑬ 指定年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第10条（４）により解約されたものとみなします。
- ⑭ この特約、定期特約、逓減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合（注）は、同時に、指定年齢は消滅します。
- （注）この特約が第12条の規定により更新された場合を除きます。
- ⑮ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑯ 組合は、第3条ただし書により特約死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う特約死亡共済金の額が第11条（１）の返れい金の額より少ないときは、第11条（１）の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑰ 第11条（１）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑱ ⑰の規定にかかわらず、普通約款の「重大事由による解除」（１）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑲ 第11条（１）および（３）による返れい金の支払については、第5条（２）、（３）および（６）の規定を準用します。
- ⑳ 第11条（１）による返れい金を請求する権利は、これを行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ㉑ 第11条（２）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の共済金」と読みかえます。
- ㉒ 普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」（１）の場合には、⑲において準用する第5条（２）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（３）中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」（１）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- ㉓ 共済期間の満了日が指定期間の満了日となる場合は、この特約は、第12条（１）の規定にかかわらず、更新しません。

生活保障特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用 語	説 明
後遺障害にかかる第1回生活保障年金	第1回生活保障年金のうち、第3条【生活保障年金の支払】(1)表中②の支払事由にかかる第1回生活保障年金をいいます。
死亡にかかる第1回生活保障年金	第1回生活保障年金のうち、第3条【生活保障年金の支払】(1)表中①の支払事由にかかる第1回生活保障年金をいいます。
第1回生活保障年金	第3条【生活保障年金の支払】(1)の支払事由に該当した日に支払われることとなる年金をいいます。
第1回生活保障年金支払日	第3条【生活保障年金の支払】(1)の支払事由に該当した日をいいます。
第2回以後の生活保障年金	第1回生活保障年金支払日後に到来する1年ごとの第1回生活保障年金支払日の応当日を年金支払日とする年金をいいます。
未支払年金	組合が支払うべき生活保障年金のうち、まだ支払っていない年金をいいます。

第2条【生活保障特約の付加】

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金(注1)の払込みの際(注2)	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日(注3)	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

(注1) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

(注2) 復活の場合を除きます。

(注3) 申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1)表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。

② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

① この特約の共済期間が4年以下となる場合

② 主契約が払込免除契約である場合

③ 主契約が払済契約である場合

④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合

⑤ 主契約に家族収入保障特約が付加されている場合

⑥ (1)表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。

⑦ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第3条【生活保障年金の支払】

(1) この特約により組合が支払う第1回生活保障年金については、次のとおりとします。

支払事由	生活保障年金の額	生活保障年金受取人
① 被共済者が共済期間(注1)内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人

支払事由	生活保障年金の額	生活保障年金受取人
② 被共済者がこの特約の責任開始時（注2）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 （ア）この特約の責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと （イ）（ア）のこの特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

（注1）この特約の責任開始時前の期間を除きます。

（注2）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

- （2）被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- （3）被共済者がこの特約の共済期間内に別表「重度要介護状態」の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、別表「重度要介護状態」の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表「重度要介護状態」の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその別表「重度要介護状態」の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- （4）（1）から（3）までにより第1回生活保障年金が支払われた場合には、組合は、第2回以後の生活保障年金を、所定の回数、第1回生活保障年金の生活保障年金受取人に支払います。
- （5）共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を（1）表中②の生活保障年金受取人とします。
- （6）（1）表中②および（5）の生活保障年金受取人を変更することはできません。
- （7）後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった後、新たに（1）の支払事由に該当しても、組合は、その支払事由にかかる生活保障年金を支払いません。
- （8）後遺障害にかかる第1回生活保障年金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- （9）組合は、生活保障年金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金の一部を削減します。

第4条【生活保障年金の分割払い】

生活保障年金受取人は、生活保障年金の額が30万円以上である場合には、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金を2回または4回に分割して受け取ることができます。この場合には、組合は、組合の定める利率で計算した利息をつけて支払います。

第5条【生活保障年金の一括払い】

生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後、組合の定める手続により、将来の生活保障年金の支払に代えて、その支払請求時における未支払年金の一括払いを請求することができます。この場合には、組合は、その未支払年金を組合の定める取扱いに基づき割り引いて支払います。

第6条【生活保障年金を支払わない場合】

- （1）この特約により組合が支払事由に該当しても生活保障年金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イの場合に、生活保障年金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の生活保障年金受取人に支払います。

生活保障年金の種類	免責事由
① 死亡にかかる第1回生活保障年金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時（注）の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意

生活保障年金の種類	免責事由
② 後遺障害にかかる第1回生活保障年金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

(注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

(2) (1) により、第1回生活保障年金が支払われなかった場合は、第2回以後の生活保障年金も支払いません。

第7条【生活保障年金の支払請求】

- (1) 共済契約者または生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約の第1回生活保障年金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 組合は、第1回生活保障年金を支払う際、生活保障年金証書を生生活保障年金受取人に交付します。
- (5) 第2回以後の生活保障年金については、生活保障年金受取人は、年金支払日以後、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出して、その支払を請求してください。
- (6) 生活保障年金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその生活保障年金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその生活保障年金の支払を請求することができます。
- (7) 組合は、生活保障年金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第8条【支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、死亡にかかる第1回生活保障年金または第2回以後の生活保障年金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に生活保障年金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
 - ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から死亡にかかる第1回生活保障年金もしくは第2回以後の生活保障年金請求時まで組合に提出された書類だけでは死亡にかかる第1回生活保障年金もしくは第2回以後の生活保障年金を支払うために必要な確認ができない場合、または後遺障害にかかる第1回生活保障年金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が生活保障年金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、生活保障年金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
生活保障年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
生活保障年金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する生活保障年金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、生活保障年金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに生活保障年金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を生活保障年金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (4) 生活保障年金は、次のいずれかのうち生活保障年金受取人が選択した方法により支払います。
 - ① 組合または組合の指定する金融機関等にある生活保障年金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

- (5) 組合が、(1) から (4) までおよび前条 (6) により生活保障年金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して生活保障年金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。
- (6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または生活保障年金受取人 (注 1) が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注 2) には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。
- (注 1) 死亡共済金受取人が代理人として生活保障年金を請求する場合には、その者を含みます。
- (注 2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第9条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。

第10条【共済掛金の払込み】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。
- (2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第11条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約 (注) の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第12条【生活保障年金受取人による権利義務の承継】

第1回生活保障年金が支払われることとなった場合には、この特約にかかる共済契約者の権利義務は、生活保障年金受取人に承継されるものとします。

第13条【共済金額の減額等】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 主契約の共済金額が減額された場合 (注) には、この特約の共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (注) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。
- (4) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第16条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(4) により解約されたものとみなします。
- (5) (1) により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (6) 組合は、この特約の共済期間が短縮されることとなった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ① 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - ② 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第14条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第15条【生活保障年金受取人の通知義務】

- (1) 生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後に住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 生活保障年金受取人が (1) の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所あてに組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その生活保障年金受取人に到達したものとみなします。
- (3) 生活保障年金受取人の法定相続人は、第1回生活保障年金支払日以後に生活保障年金受取人が死亡した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。

第16条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) (1) の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1) の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。
- (4) 共済契約者は、第1回生活保障年金支払日前に限り、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (5) (4) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4) により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約 (注) の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ この特約の共済期間が4年以下に短縮されることとなった場合
 - ④ 主契約が払済契約に変更された場合

- ⑤ 共済金額が第13条〔共済金額の減額等〕（3）により減額されたことによって、その額が12万円未満となった場合
（注）転換契約である場合は、払込部分とします。（7）において同様とします。
（7）この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
最終の生活保障年金を支払った場合	最終の生活保障年金を支払った時
生活保障年金の一括払いがなされた場合	生活保障年金の一括払いがなされた時

- （8）この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第10条〔共済掛金の払込み〕（2）の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
（注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
（9）主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅（注）します。
（注）主契約が消滅し、第1回生活保障年金が支払われる場合を除きます。
（10）転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第17条〔返れい金の支払〕

- （1）組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額（注）の返れい金を共済契約者に支払います。
（注）組合の定める取扱いに基づき計算します。
（2）この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、（1）の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。
① 最終の生活保障年金を支払った場合または生活保障年金の一括払いをした場合
② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、第1回生活保障年金が支払われなかった場合
③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の〔時効〕の規定に該当したとき
⑤ 主契約が払済契約に変更されたことによって、前条（5）によりこの特約が解約された場合
⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者に詐欺または強迫の行為があったことによって普通約款の〔詐欺または強迫による取消し〕の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
⑦ 生活保障年金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合
（3）組合は、第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕（1）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合において、普通約款の〔返れい金の支払〕の規定による差額の計算については、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額によるものとします。
（4）（2）の規定にかかわらず、組合は、普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合で、生活保障年金の一部の受取人に対して生活保障年金を支払わないときは、特約のうち支払われない生活保障年金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第18条〔第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金の割りもどし〕

- （1）組合は、第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金受取人に割りもどします。
（2）組合は、第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、年金額の増額のための年金原資にあてます。ただし、第1回生活保障年金が支払われる時までに生活保障年金受取人から、組合の定める手続により、その割りもどし金を年金額の増額のための年金原資にあてない旨の申出があった場合は、生活保障年金の支払と同時にその割りもどし金を支払います。
（3）（2）により支払われる割りもどし金については、第8条〔支払時期および支払方法〕（2）から（4）までおよび（6）の規定を準用します。

第19条〔普通約款の規定の準用〕

- （1）普通約款の〔共済金等の不法取得目的による無効〕、〔詐欺または強迫による取消し〕、〔告知義務〕、〔告知義務違反による解除〕、〔告知義務違反により共済契約を解除できない場合〕、〔重大事由による解除〕および〔時効〕の規定は、この特約について、準用します。
（2）（1）のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第20条〔主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則〕

（記載省略）

第21条〔主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則〕

- （1）この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。
（注1）契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。この条において同様とします。
（注2）（2）に該当する場合を除きます。
① 第2条〔生活保障特約の付加〕（3）④、第11条〔復活の申込み〕、第13条〔共済金額の減額等〕（3）ならびに第16条

- 〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（６）②および（１０）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第１１条および第１６条（６）②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ② 第２条（３）⑥中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されている定期特約、更新型定期特約または逡減定期特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ③ 第３条〔生活保障年金の支払〕（１）表中①、第６条〔生活保障年金を支払わない場合〕（１）表中①イ、第７条〔生活保障年金の支払請求〕（６）および第８条〔支払時期および支払方法〕（６）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ④ 第３条（５）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑤ 第７条（３）の規定は適用しません。
- ⑥ 第９条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間の満了日」と読みかえます。
- ⑦ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に第１回生活保障年金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき第１回生活保障年金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき第１回生活保障年金がその共済掛金を下回る場合を除きます。（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑧ 普通約款の〔共済掛金払込終了年齢の繰上げ〕の規定により共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑨ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間が４年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第１６条（４）により解約されたものとみなします。
- ⑩ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑪ 組合は、第６条（１）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合に、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額が第１７条（１）の返れい金の額より少ないときは、第１７条（１）の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑫ 第１７条（１）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑬ ⑫の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕（１）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑭ 第１７条（１）および（４）による返れい金の支払については、第８条（２）、（３）および（６）の規定を準用します。
- ⑮ 第１７条（１）による返れい金を請求する権利は、これを行使することができる時から３年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ⑯ 第１７条（２）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の生活保障年金」と読みかえます。
- ⑰ 普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（１）の場合には、⑭において準用する第８条（２）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（３）中「生活保障年金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（１）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- （２）この特約を医療共済契約に付加した場合であって、共済掛金払込終了年齢が９９歳のときは、次のとおり取り扱います。
- ① 共済契約者は、この特約を付加する際、組合の定める取扱いに基づき、指定年齢（注）を指定してください。この場合において、指定年齢は共済契約について１の年齢に限るものとし、既に共済契約に指定年齢が指定されているときには、新たに指定年齢を指定する必要はありません。
- （注）この特約の共済掛金の払込みを終了する年齢をいいます。（２）において同様とします。
- ② 第２条〔生活保障特約の付加〕（３）④、第１１条〔復活の申込み〕、第１３条〔共済金額の減額等〕（３）ならびに第１６条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（６）②および（１０）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第１１条および第１６条（６）②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ③ 第２条（３）⑥中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されている定期特約、更新型定期特約または逡減定期特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ④ 第３条〔生活保障年金の支払〕（１）表中①、第６条〔生活保障年金を支払わない場合〕（１）表中①イ、第７条〔生活保障年金の支払請求〕（６）および第８条〔支払時期および支払方法〕（６）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑤ 第３条（５）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑥ 第７条（３）の規定は適用しません。
- ⑦ 第９条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「指定期間（契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。）の満了日」と読みかえます。
- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に第１回生活保障年金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき第１回生活保障年金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき第１回生活保障年金がその共済掛金を下回る場合を除きます。（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑨ 共済契約者は、この特約の付加日から１年を経過した日以後で、かつ、指定期間（注）中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、指定年齢を繰り上げることができます。ただ

し、共済契約が払込免除契約である場合は、指定年齢の繰上げはできません。

(注) 契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。⑫において同様とします。

- ⑩ 指定年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑪ 指定年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。
- ⑫ 指定年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第16条（4）により解約されたものとみなします。
- ⑬ この特約、定期特約、更新型定期特約および通減定期特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合（注）は、同時に、指定年齢は消滅します。
- （注）更新型定期特約が更新された場合を除きます。
- ⑭ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑮ 組合は、第6条（1）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合に、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額が第17条（1）の返れい金の額より少ないときは、第17条（1）の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑯ 第17条（1）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑰ ⑯の規定にかかわらず、普通約款の「重大事由による解除」（1）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑱ 第17条（1）および（4）による返れい金の支払については、第8条（2）、（3）および（6）の規定を準用します。
- ⑲ 第17条（1）による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ⑳ 第17条（2）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の生活保障年金」と読みかえます。
- ㉑ 普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」（1）の場合には、⑩において準用する第8条（2）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（3）中「生活保障年金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」（1）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。

第22条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則】

（1）この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。

（注1）契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。この条において同様とします。

（注2）（2）に該当する場合を除きます。

- ① 第2条【生活保障特約の付加】（3）④、第11条【復活の申込み】、第13条【共済金額の減額等】（3）ならびに第16条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】（6）②および（10）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第11条および第16条（6）②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ② 第2条（3）⑥中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されている定期特約、更新型定期特約または通減定期特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ③ 第3条【生活保障年金の支払】（1）表中①、第6条【生活保障年金を支払わない場合】（1）表中①イ、第7条【生活保障年金の支払請求】（6）および第8条【支払時期および支払方法】（6）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ④ 第3条（5）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑤ 第7条（3）の規定は適用しません。
- ⑥ 第9条【共済期間】中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間の満了日」と読みかえます。
- ⑦ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に第1回生活保障年金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき第1回生活保障年金からその共済掛金を差し引きします。ただし、支払うべき第1回生活保障年金がその共済掛金を下回る場合を除きます。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑧ 普通約款の「共済掛金払込終了年齢の繰上げ」の規定により共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑨ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間が4年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第16条（4）により解約されたものとみなします。
- ⑩ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑪ 組合は、第6条（1）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合に、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額が第17条（1）の返れい金の額より少ないときは、第17条（1）の規定にかかわらず、その差額を共済契

約者に支払います。

- ⑫ 第17条（１）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。

ア．組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法

イ．組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

- ⑬ ⑫の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕（１）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。

- ⑭ 第17条（１）および（４）による返れい金の支払については、第8条（２）、（３）および（６）の規定を準用します。

- ⑮ 第17条（１）による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から３年間行わない場合は、時効によって消滅します。

- ⑯ 第17条（２）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の生活保障年金」と読みかえます。

- ⑰ 普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（１）の場合には、⑭において準用する第8条（２）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（３）中「生活保障年金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（１）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。

- （２）この特約を医療共済契約に付加した場合であって、共済掛金払込終了年齢が99歳のときは、次のとおり取り扱います。

- ① 共済契約者は、この特約を付加する際、組合の定める取扱いに基づき、指定年齢（注）を指定してください。この場合において、指定年齢は共済契約について１の年齢に限るものとし、既に共済契約に指定年齢が指定されているときには、新たに指定年齢を指定する必要はありません。

（注）この特約の共済掛金の払込みを終了する年齢をいいます。（２）において同様とします。

- ② 第2条〔生活保障特約の付加〕（３）④、第11条〔復活の申込み〕、第13条〔共済金額の減額等〕（３）ならびに第16条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（６）②および（１０）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第11条および第16条（６）②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。

- ③ 第2条（３）⑥中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されている定期特約、更新型定期特約または通減定期特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。

- ④ 第3条〔生活保障年金の支払〕（１）表中①、第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕（１）表中①イ、第7条〔生活保障年金の支払請求〕（６）および第8条〔支払時期および支払方法〕（６）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。

- ⑤ 第3条（５）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。

- ⑥ 第7条（３）の規定は適用しません。

- ⑦ 第9条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「指定期間（契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。）の満了日」と読みかえます。

- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に第１回生活保障年金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき第１回生活保障年金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき第１回生活保障年金がその共済掛金を下回る場合を除きます。

（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

- ⑨ 共済契約者は、この特約の付加日から１年を経過した日以後で、かつ、指定期間（注）中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、指定年齢を繰り上げることができます。ただし、共済契約が払込免除契約である場合は、指定年齢の繰上げはできません。

（注）契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。⑫において同様とします。

- ⑩ 指定年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。

ア．組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。

イ．組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

- ⑪ 指定年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。

- ⑫ 指定年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間が４年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第16条（４）により解約されたものとみなします。

- ⑬ この特約、定期特約、更新型定期特約および通減定期特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合（注）は、同時に、指定年齢は消滅します。

（注）更新型定期特約が更新された場合を除きます。

- ⑭ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。

- ⑮ 組合は、第6条（１）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合に、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額が第17条（１）の返れい金の額より少ないときは、第17条（１）の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。

- ⑯ 第17条（１）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。

ア．組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法

イ．組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

- ⑰ ⑯の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕（１）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。

- ⑱ 第17条（１）および（４）による返れい金の支払については、第8条（２）、（３）および（６）の規定を準用します。

- ⑲ 第17条（１）による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から３年間行わない場合は、時効によって消滅します。

- ⑳ 第17条（２）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の生活保障年金」と読みかえます。

- ㉑ 普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（１）の場合には、⑳において準用する第8条（２）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（３）中「生活保障年金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普

通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」(1)により解約の効力が生じた日」と読みかえます。

特約

生活保障特約

家族収入保障特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
後遺障害にかかる第1回生活保障年金	第1回生活保障年金のうち、第3条【生活保障年金の支払】(1)表中②の支払事由にかかる第1回生活保障年金をいいます。
死亡にかかる第1回生活保障年金	第1回生活保障年金のうち、第3条【生活保障年金の支払】(1)表中①の支払事由にかかる第1回生活保障年金をいいます。
第1回生活保障年金	第3条【生活保障年金の支払】(1)の支払事由に該当した日に支払われることとなる年金をいいます。
第1回生活保障年金支払日	第3条【生活保障年金の支払】(1)の支払事由に該当した日をいいます。
第2回以後の生活保障年金	第1回生活保障年金支払日後に到来する1年ごとの第1回生活保障年金支払日の応当日を年金支払日とする年金をいいます。
未支払年金	組合が支払うべき生活保障年金のうち、まだ支払っていない年金をいいます。

第2条【家族収入保障特約の付加】

- (1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金(注1)の払込みの際(注2)	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日(注3)	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

(注1) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済年度の共済掛金とします。

(注2) 復活の場合を除きます。

(注3) 申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

- (2) (1)表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

- (3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① この特約の共済期間が14年以下となる場合
- ② 主契約が払込免除契約である場合
- ③ 主契約が払済契約である場合
- ④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ⑤ 主契約に生活保障特約が付加されている場合
- ⑥ (1)表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。
- ⑦ 共済契約者が法人である場合
- ⑧ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第3条【生活保障年金の支払】

- (1) この特約により組合が支払う第1回生活保障年金については、次のとおりとします。

支払事由	生活保障年金の額	生活保障年金受取人
① 被共済者が共済期間(注1)内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 被共済者がこの特約の責任開始時(注2)以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の(ア)および(イ)のいずれにも該当するときを含みます。 (ア) この特約の責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

支払事由	生活保障年金の額	生活保障年金受取人
(イ) (ア) のこの特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと		

(注1) この特約の責任開始時前の期間を除きます。

(注2) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

- (2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして(1)の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表「重度要介護状態」の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして(1)の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、別表「重度要介護状態」の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表「重度要介護状態」の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその別表「重度要介護状態」の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (4) (1) から(3) までにより第1回生活保障年金が支払われた場合には、組合は、次のいずれか長い期間において、第2回以後の生活保障年金を、第1回生活保障年金の生活保障年金受取人に支払います。
- ① 第1回生活保障年金支払日以後5年間
 - ② 第1回生活保障年金支払日以後この特約の共済期間の満了日までの期間
- (5) (1) 表中②の生活保障年金受取人を変更することはできません。
- (6) 後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった後、新たに(1)の支払事由に該当しても、組合は、その支払事由にかかる生活保障年金を支払いません。
- (7) 後遺障害にかかる第1回生活保障年金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (8) 組合は、生活保障年金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金の一部を削減します。

第4条【生活保障年金の分割払い】

生活保障年金受取人は、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金を2回または4回に分割して受け取ることができます。この場合には、組合は、組合の定める利率で計算した利息をつけて支払います。

第5条【生活保障年金の一括払い】

生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後、組合の定める手続により、将来の生活保障年金の支払に代えて、その支払請求時における未支払年金の一括払いを請求することができます。この場合には、組合は、その未支払年金を組合の定める取扱いに基づき割り引いて支払います。

第6条【生活保障年金を支払わない場合】

- (1) この特約により組合が支払事由に該当しても生活保障年金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ.の場合に、生活保障年金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の生活保障年金受取人に支払います。

生活保障年金の種類	免責事由
① 死亡にかかる第1回生活保障年金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時(注)の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意
② 後遺障害にかかる第1回生活保障年金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

(注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

- (2) (1) により、第1回生活保障年金が支払われなかった場合は、第2回以後の生活保障年金も支払いません。

第7条【生存給付金の支払】

- (1) この特約により組合が支払う生存給付金については、次のとおりとします。

支払事由	生存給付金の額	生存給付金受取人
被共済者が共済期間が満了するまで生存していたこと。ただし、後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった場合を除きます。	共済金額×30%	共済契約者（注）

（注）満期共済金を支払うことにより、共済契約が消滅する場合は、生存給付金受取人は、満期共済金受取人とします。

- （2）（1）の生存給付金受取人を変更することはできません。
- （3）組合は、この特約の共済期間の満了後に後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった場合であって、生存給付金を既に支払っていたときは、支払うべき第1回生活保障年金の額から支払った生存給付金の額を差し引きます。

第8条【生活保障年金または生存給付金の支払請求】

- （1）共済契約者、生活保障年金受取人または生存給付金受取人は、第1回生活保障年金または生存給付金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- （2）生活保障年金受取人または生存給付金受取人は、第1回生活保障年金または生存給付金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表「請求書類」の必要書類を組合に提出してください。
- （3）この特約の第1回生活保障年金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- （4）組合は、第1回生活保障年金を支払う際、生活保障年金証書を生保障年金受取人に交付します。
- （5）第2回以後の生活保障年金については、生活保障年金受取人は、年金支払日以後、遅滞なく、別表「請求書類」の必要書類を組合に提出して、その支払を請求してください。
- （6）生活保障年金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその生活保障年金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表「請求書類」の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその生活保障年金の支払を請求することができます。
- （7）組合は、生活保障年金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第9条【支払時期および支払方法】

- （1）組合は、死亡にかかる第1回生活保障年金、第2回以後の生活保障年金または生存給付金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に生活保障年金または生存給付金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
- ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- （2）組合は、（1）の規定にかかわらず、この特約の付加時から死亡にかかる第1回生活保障年金、第2回以後の生活保障年金もしくは生存給付金請求時までに組合に提出された書類だけでは死亡にかかる第1回生活保障年金、第2回以後の生活保障年金もしくは生存給付金を支払うために必要な確認ができない場合、または後遺障害にかかる第1回生活保障年金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が生活保障年金または生存給付金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、生活保障年金または生存給付金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
生活保障年金または生存給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	生存、死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
生活保障年金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する生活保障年金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無

- （3）（2）の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）および（2）の規定にかかわらず、組合は、生活保障年金または生存給付金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに生活保障年金または生存給付金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を生活保障年金受取人または生存給付金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- （4）生活保障年金または生存給付金は、次のいずれかのうち生活保障年金受取人または生存給付金受取人が選択した方法により

支払います。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある生活保障年金受取人または生存給付金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (5) 組合が、(1) から (4) までおよび前条 (6) により生活保障年金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して生活保障年金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。
- (6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者、生活保障年金受取人 (注 1) または生存給付金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注 2) には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。
- (注 1) 死亡共済金受取人が代理人として生活保障年金を請求する場合には、その者を含みます。
- (注 2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第10条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。

第11条【共済掛金の払込み】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。
- (2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第12条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約 (注) の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第13条【生活保障年金受取人による権利義務の承継】

第 1 回生活保障年金が支払われることとなった場合には、この特約にかかる共済契約者の権利義務は、生活保障年金受取人に承継されるものとします。

第14条【共済金額の減額等】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 主契約の共済金額が減額された場合 (注) には、この特約の共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (注) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。
- (4) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第17条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(4) により解約されたものとみなします。
- (5) (1) により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (6) 組合は、この特約の共済期間が短縮されることとなった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ① 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- ② 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第15条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第16条【生活保障年金受取人の通知義務】

- (1) 生活保障年金受取人は、第 1 回生活保障年金支払日以後に住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 生活保障年金受取人が (1) の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所あてに組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その生活保障年金受取人に到達したものとみなします。
- (3) 生活保障年金受取人の法定相続人は、第 1 回生活保障年金支払日以後に生活保障年金受取人が死亡した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。

第17条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) (1) の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1) の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。
- (4) 共済契約者は、第 1 回生活保障年金支払日前に限り、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (5) (4) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4) により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合

- ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ この特約の共済期間が14年以下に短縮されることとなった場合
 - ④ 主契約が払済契約に変更された場合
 - ⑤ 共済金額が第14条「共済金額の減額等」（3）により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
- （注）転換契約である場合は、払込部分とします。（7）において同様とします。
- （7）この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
最終の生活保障年金を支払った場合	最終の生活保障年金を支払った時
生活保障年金の一括払いがなされた場合	生活保障年金の一括払いがなされた時

- （8）この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第11条「共済掛金の払込み」（2）の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- （注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- （9）主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅（注）します。
- （注）主契約が消滅し、第1回生活保障年金が支払われる場合を除きます。
- （10）転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第18条「返れい金の支払」

- （1）組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額（注）の返れい金を共済契約者に支払います。
- （注）組合の定める取扱いに基づき計算します。
- （2）この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、（1）の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。
- ① 最終の生活保障年金を支払った場合または生活保障年金の一括払いをした場合
 - ② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、第1回生活保障年金が支払われなかった場合
 - ③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
 - ④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の「時効」の規定に該当したとき
 - ⑤ 主契約が払済契約に変更されたことによって、前条（5）によりこの特約が解約された場合
 - ⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者に詐欺または強迫の行為があったことによって普通約款の「詐欺または強迫による取消し」の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
 - ⑦ 生活保障年金または生存給付金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の「重大事由による解除」の規定によりこの特約が解除された場合
- （3）組合は、第6条「生活保障年金を支払わない場合」（1）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合において、普通約款の「返れい金の支払」の規定による差額の計算については、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額によるものとします。
- （4）（2）の規定にかかわらず、組合は、普通約款の「重大事由による解除」の規定によりこの特約が解除された場合で、生活保障年金の一部の受取人に対して生活保障年金を支払わないときは、特約のうち支払われない生活保障年金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第19条「第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金の割りもどし」

- （1）組合は、第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金受取人に割りもどします。
- （2）組合は、第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、年金額の増額のための年金原資にあてます。ただし、第1回生活保障年金が支払われる時までに生活保障年金受取人から、組合の定める手続により、その割りもどし金を年金額の増額のための年金原資にあてない旨の申出があった場合は、生活保障年金の支払と同時にその割りもどし金を支払います。
- （3）（2）により支払われる割りもどし金については、第9条「支払時期および支払方法」（2）から（4）までおよび（6）の規定を準用します。

第20条「普通約款の規定の準用」

- （1）普通約款の「共済金等の不法取得目的による無効」、「詐欺または強迫による取消し」、「告知義務」、「告知義務違反による解除」、「告知義務違反により共済契約を解除できない場合」、「重大事由による解除」および「時効」の規定は、この特約について、準用します。
- （2）（1）のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第21条「主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則」

（記載省略）

第22条「主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則」

- （1）この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。

(注1) 契約日が令和3年4月1日以後のものに限り、この条において同様とします。

(注2) (2) に該当する場合を除きます。

- ① 第2条〔家族収入保障特約の付加〕(3)④、第12条〔復活の申込み〕、第14条〔共済金額の減額等〕(3)ならびに第17条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕(6)②および(10)中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第12条および第17条(6)②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ② 第2条(3)⑥中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されている定期特約、更新型定期特約または通減定期特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ③ 第3条〔生活保障年金の支払〕(1)表中①、第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕(1)表中①イ、第8条〔生活保障年金または生存給付金の支払請求〕(6)および第9条〔支払時期および支払方法〕(6)中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ④ 第8条(3)の規定は適用しません。
- ⑤ 第10条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間の満了日」と読みかえます。
- ⑥ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日(注)からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に第1回生活保障年金または生存給付金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき第1回生活保障年金または生存給付金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき第1回生活保障年金または生存給付金がその共済掛金を下回る場合を除きます。
(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑦ 普通約款の〔共済掛金払込終了年齢の繰上げ〕の規定により共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑧ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間が14年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第17条(4)により解約されたものとみなします。
- ⑨ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑩ 組合は、第6条(1)ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合に、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額が第18条(1)の返れい金の額より少ないときは、第18条(1)の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑪ 第18条(1)による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑫ ⑪の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕(1)③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑬ 第18条(1)および(4)による返れい金の支払については、第9条(2)、(3)および(6)の規定を準用します。
- ⑭ 第18条(1)による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ⑮ 第18条(2)④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の生活保障年金」と読みかえます。
- ⑯ 普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕(1)の場合には、⑬において準用する第9条(2)中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条(3)中「生活保障年金または生存給付金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕(1)により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- (2) この特約を医療共済契約に付加した場合であって、共済掛金払込終了年齢が99歳のときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 共済契約者は、この特約を付加する際、組合の定める取扱いに基づき、指定年齢(注)を指定してください。この場合において、指定年齢は共済契約について1の年齢に限るものとし、既に共済契約に指定年齢が指定されているときには、新たに指定年齢を指定する必要はありません。
(注) この特約の共済掛金の払込みを終了する年齢をいいます。(2)において同様とします。
 - ② 第2条〔家族収入保障特約の付加〕(3)④、第12条〔復活の申込み〕、第14条〔共済金額の減額等〕(3)ならびに第17条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕(6)②および(10)中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第12条および第17条(6)②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
 - ③ 第2条(3)⑥中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されている定期特約、更新型定期特約または通減定期特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
 - ④ 第3条〔生活保障年金の支払〕(1)表中①、第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕(1)表中①イ、第8条〔生活保障年金または生存給付金の支払請求〕(6)および第9条〔支払時期および支払方法〕(6)中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
 - ⑤ 第8条(3)の規定は適用しません。
 - ⑥ 第10条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「指定期間(契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。)の満了日」と読みかえます。
 - ⑦ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日(注)からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に第1回生活保障年金または生存給付金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき第1回生活保障年金または生存給付金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき第1回生活保障年金または生存給付金がその共済掛金を下回る場合を除きます。

- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑧ 共済契約者は、この特約の付加日から1年を経過した日以後で、かつ、指定期間(注)中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、指定年齢を繰り上げることができます。ただし、共済契約が払込免除契約である場合は、指定年齢の繰上げはできません。
- (注) 契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。⑪において同様とします。
- ⑨ 指定年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ア 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- イ 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑩ 指定年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。
- ⑪ 指定年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間が14年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第17条(4)により解約されたものとみなします。
- ⑫ この特約、定期特約、更新型定期特約および逡減定期特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合(注)は、同時に、指定年齢は消滅します。
- (注) 更新型定期特約が更新された場合を除きます。
- ⑬ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑭ 組合は、第6条(1)ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合に、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額が第18条(1)の返れい金の額より少ないときは、第18条(1)の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑮ 第18条(1)による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ア 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- イ 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑯ ⑮の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕(1)③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑰ 第18条(1)および(4)による返れい金の支払については、第9条(2)、(3)および(6)の規定を準用します。
- ⑱ 第18条(1)による返れい金を請求する権利は、これを行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ⑲ 第18条(2)④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の生活保障年金」と読みかえます。
- ⑳ 普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕(1)の場合には、⑰において準用する第9条(2)中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条(3)中「生活保障年金または生存給付金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕(1)により解約の効力が生じた日」と読みかえます。

第23条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則】

- (1) この特約を医療共済契約(注1)に付加した場合(注2)には、次のとおり取り扱います。
- (注1) 契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。この条において同様とします。
- (注2) (2)に該当する場合を除きます。
- ① 第2条〔家族収入保障特約の付加〕(3)④、第12条〔復活の申込み〕、第14条〔共済金額の減額等〕(3)ならびに第17条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕(6)②および(10)中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第12条および第17条(6)②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ② 第2条(3)⑥中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されている定期特約、更新型定期特約または逡減定期特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ③ 第3条〔生活保障年金の支払〕(1)表中①、第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕(1)表中①イ、第8条〔生活保障年金または生存給付金の支払請求〕(6)および第9条〔支払時期および支払方法〕(6)中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ④ 第8条(3)の規定は適用しません。
- ⑤ 第10条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間の満了日」と読みかえます。
- ⑥ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日(注)からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に第1回生活保障年金または生存給付金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき第1回生活保障年金または生存給付金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき第1回生活保障年金または生存給付金がその共済掛金を下回る場合を除きます。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑦ 普通約款の〔共済掛金払込終了年齢の繰上げ〕の規定により共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ア 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- イ 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑧ 共済掛金払込終了年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済掛金の払込期間の満了日までの期間が14年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第17条(4)により解約されたものとみなします。
- ⑨ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを

解除することができます。

- ⑩ 組合は、第6条（１）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合に、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額が第18条（１）の返れい金の額より少ないときは、第18条（１）の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑪ 第18条（１）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑫ ⑪の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕（１）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑬ 第18条（１）および（４）による返れい金の支払については、第9条（２）、（３）および（６）の規定を準用します。
- ⑭ 第18条（１）による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から３年間行わない場合は、時効によって消滅します。
- ⑮ 第18条（２）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の生活保障年金」と読みかえます。
- ⑯ 普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（１）の場合には、⑬において準用する第9条（２）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（３）中「生活保障年金または生存給付金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の〔共済金受取人による共済契約の存続〕（１）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。
- （２）この特約を医療共済契約に付加した場合であって、共済掛金払込終了年齢が99歳のときは、次のとおり取り扱います。
- ① 共済契約者は、この特約を付加する際、組合の定める取扱いに基づき、指定年齢（注）を指定してください。この場合において、指定年齢は共済契約について１の年齢に限るものとし、既に共済契約に指定年齢が指定されているときには、新たに指定年齢を指定する必要はありません。
- （注）この特約の共済掛金の払込みを終了する年齢をいいます。（２）において同様とします。
- ② 第2条〔家族収入保障特約の付加〕（３）④、第12条〔復活の申込み〕、第14条〔共済金額の減額等〕（３）ならびに第17条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（６）②および（１０）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第12条および第17条（６）②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ③ 第2条（３）⑥中「主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」とあるのは「既に付加されている定期特約、更新型定期特約または通減定期特約に特別条件特約による条件が付されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。」と読みかえます。
- ④ 第3条〔生活保障年金の支払〕（１）表中①、第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕（１）表中①イ、第8条〔生活保障年金または生存給付金の支払請求〕（６）および第9条〔支払時期および支払方法〕（６）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑤ 第8条（３）の規定は適用しません。
- ⑥ 第10条〔共済期間〕中「主契約の共済期間の満了日」とあるのは「指定期間（契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。）の満了日」と読みかえます。
- ⑦ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に第１回生活保障年金または生存給付金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき第１回生活保障年金または生存給付金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき第１回生活保障年金または生存給付金とその共済掛金を下回る場合を除きます。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑧ 共済契約者は、この特約の付加日から１年を経過した日以後で、かつ、指定期間（注）中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、指定年齢を繰り上げることができます。ただし、共済契約が払込免除契約である場合は、指定年齢の繰上げはできません。
- （注）契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。⑪において同様とします。
- ⑨ 指定年齢を繰り上げた場合は、この特約の共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ア. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- イ. 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ⑩ 指定年齢を繰り上げた場合は、組合は、共済証書に表示します。
- ⑪ 指定年齢が繰り上げられたことにより、この特約の付加日からその日を含めて指定期間の満了日までの期間が14年以下となった場合は、この特約は、その事実が生じた時に、第17条（４）により解約されたものとみなします。
- ⑫ この特約、定期特約、更新型定期特約および通減定期特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合（注）は、同時に、指定年齢は消滅します。
- （注）更新型定期特約が更新された場合を除きます。
- ⑬ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたときには、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑭ 組合は、第6条（１）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合に、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額が第18条（１）の返れい金の額より少ないときは、第18条（１）の規定にかかわらず、その差額を共済契約者に支払います。
- ⑮ 第18条（１）による返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ア. 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- イ. 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- ⑯ ⑮の規定にかかわらず、普通約款の〔重大事由による解除〕（１）③によりこの特約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- ⑰ 第18条（１）および（４）による返れい金の支払については、第9条（２）、（３）および（６）の規定を準用します。
- ⑱ 第18条（１）による返れい金を請求する権利は、これを行行使することができる時から３年間行わない場合は、時効によって消滅します。

- ⑲ 第18条（2）④中「主契約の共済金」とあるのは「この特約の生活保障年金」と読みかえます。
- ⑳ 普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」（1）の場合には、⑰において準用する第9条（2）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（3）中「生活保障年金または生存給付金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは「普通約款の「共済金受取人による共済契約の存続」（1）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。

災害給付特約

第1条【災害給付特約の付加】

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。

② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

① 主契約が払込免除契約である場合

② 主契約が払済契約である場合

③ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合

④ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条【共済金の支払】

(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 災害死亡共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注1）以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症（注2）により、共済期間内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 災害後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症により、共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者
③ 災害給付金	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に第2級から第10級までの後遺障害の状態になったこと	共済金額×別表〔後遺障害等級表〕の支払割合	

（注1）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。（1）において同様とします。

（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項または第7項第3号の感染症（同号の感染症にあっては、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）をいいます。この特約において同様とします。

(2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、災害後遺障害共済金または災害給付金の支払事由に該当しなかった場合

② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合

③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）

（注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限りします。

(3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

① この特約の共済期間の満了日において、別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、災害後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合

② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表〔重度要介護状態〕の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合

③ この特約の共済期間の満了後にその別表〔重度要介護状態〕の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）

（注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限りします。

- (4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を災害後遺障害共済金および災害給付金の共済金受取人とします。
- (5) (1) および(4)の災害後遺障害共済金および災害給付金の共済金受取人を変更することはできません。
- (6) 災害後遺障害共済金および災害給付金の支払割合は、主契約の共済期間を通じて100%をもって限度とします。
- (7) 災害死亡共済金を支払う場合に、災害給付金について次のいずれかに該当するときは、災害死亡共済金の額からその該当する災害給付金の額の合計額を差し引きます。
- ① 死亡の原因となった災害と同一の災害による災害給付金を既に支払っている場合
 - ② 死亡の原因となった災害と同一の災害による災害給付金の支払請求を受け、支払っていない場合
- (8) 災害死亡共済金が支払われた場合には、その支払後に死亡の原因となった災害と同一の災害を直接の原因とする災害給付金の請求を受けても、組合は、その災害給付金を支払いません。
- (9) 災害後遺障害共済金を請求する前に災害死亡共済金の支払事由が発生した場合には、組合は、災害後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (10) この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換契約にこの特約が付加された場合は、転換前特約(注1)の責任開始時(注2)以後に生じた災害は、転換後特約(注3)の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、転換後特約の共済金額が転換前特約の共済金額(注4)を超えるとときは、(1)表中「共済金額」とあるのは「転換前特約の共済金額(転換前特約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額)」と読みかえます。
- (注1) 被転換契約に付加されていたこの特約をいいます。(10)において同様とします。
- (注2) 復活の場合は、最後の復活により転換前特約の責任が再開した時とします。
- (注3) 転換契約に付加されたこの特約をいいます。(10)において同様とします。
- (注4) 転換前特約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額とします。
- (11) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条【共済金を支払わない場合】

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①カ、および②イ、の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 災害死亡共済金、災害後遺障害共済金または災害給付金(注1)	次のいずれかにより被共済者が死亡し、または第1級から第10級までの後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失により生じた災害 イ. 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害 ウ. 被共済者の犯罪行為により生じた災害 エ. 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害 オ. 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害 カ. 死亡共済金受取人の故意または重大な過失により生じた災害(注2) キ. 共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害
② 特定感染症による災害死亡共済金または災害後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が特定感染症により死亡し、または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失 イ. 死亡共済金受取人の故意または重大な過失(注2) ウ. 共済契約者の故意または重大な過失

(注1) 表中②の場合を除きます。

(注2) 被共済者が死亡した場合に限りします。

第4条【共済金の支払請求】

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 災害死亡共済金および災害後遺障害共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 災害後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその災害後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその災害後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (5) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条【支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級から第10級までの後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (2) (1) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (3) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (4) 組合が、(1) から(3) までおよび前条(4) により災害後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して災害後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。
- (5) (1) または(2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人（注1）が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注2）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の日数に含みません。
- （注1）死亡共済金受取人が代理人として災害後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。
- （注2）組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日（注）までの期間とします。

（注）被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日とします。

第7条【共済掛金の払込み】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。
- (2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第8条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約（注）の復活の申込みと同時にしてください。

（注）転換契約である場合は、払込部分とします。

第9条【共済金額の減額および増額】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 主契約、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約もしくは家族収入保障特約の共済金額または通減定期特約の基本共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が次の金額の合計額を超える場合は、この特約の共済金額は、同時に、その合計額に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
 - ① 主契約の共済金額
 - ② 定期特約の共済金額
 - ③ 更新型定期特約の共済金額
 - ④ 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
 - ⑤ 家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
 - ⑥ 通減定期特約の基本共済金額
- (4) (1) または(3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第11条【無効、取消し、解約、解除、失

効および消滅】（３）により解約されたものとみなします。

- （５）共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出し、組合の承諾を得て、将来に向かって、共済金額を増額することができます。この場合には、第１条【災害給付特約の付加】（１）表中②の申込みの区分および責任開始時の規定を準用します。
- （６）共済金額が（１）により減額または（５）により増額された場合には、組合は、共済証書に表示します。
- （７）（５）により共済金額が増額された場合に、増額の時前に生じた災害を原因として第２条【共済金の支払】により共済金を支払うときは、同条（１）表中「共済金額」とあるのは「増額前の共済金額」と読みかえます。
- （８）（５）による共済金額の増額については、第１１条（１）、（２）および（７）ならびに普通約款の【年齢の計算】、【年齢および性別の誤りの取扱い】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】および【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】の規定を準用します。

第10条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- （１）この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- （２）（１）によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- （３）共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- （４）（３）の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- （５）次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、（３）により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ 主契約が払済契約に変更された場合
 - ④ 共済金額が第９条【共済金額の減額および増額】（３）により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
- （注）転換契約である場合は、払込部分とします。（６）において同様とします。
- （６）この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第１級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、災害後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第１級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- （７）この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第７条【共済掛金の払込み】（２）の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- （注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- （８）主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
- （９）転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第12条【返れい金】

この特約には、特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合の返れい金はありません。

第13条【普通約款の規定の準用】

- （１）普通約款の【共済金等の不法取得目的による無効】、【詐欺または強迫による取消し】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】、【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】、【重大事由による解除】および【時効】の規定は、この特約について、準用します。
- （２）（１）のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第14条【主契約が終身共済契約（契約日が平成28年４月１日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第15条【主契約がこども共済契約（契約日が平成28年４月１日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第16条【主契約が定期生命共済契約（契約日が平成28年４月１日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第17条【主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

(1) この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。

（注1）契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。この条において同様とします。

（注2）（2）に該当する場合を除きます。

- ① 第1条【災害給付特約の付加】（3）③、第8条【復活の申込み】ならびに第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】（5）②および（9）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第8条および第11条（5）②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ② 第2条【共済金の支払】（1）表中①、第3条【共済金を支払わない場合】、第4条【共済金の支払請求】（4）および第5条【支払時期および支払方法】（5）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「災害死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ③ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ④ この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約にこの特約が付加された場合（注）は、第2条（10）中「転換契約」とあるのは「転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約」と読みかえます。
（注）転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約に災害給付特約が付加されなかった場合に限りです。
- ⑤ この特約が付加されていた被切替契約が切り替えられ、その時に、切替契約にこの特約が付加された場合は、切替前災害給付特約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害は、切替後災害給付特約（注3）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、切替後災害給付特約の共済金額が切替前災害給付特約の共済金額を超えるときは、第2条（1）表中「共済金額」とあるのは「切替前災害給付特約の共済金額」と読みかえます。
（注1）被切替契約に付加されていたこの特約をいいます。⑤において同様とします。
（注2）復活の場合は、最後の復活により切替前災害給付特約の責任が再開した時とします。
（注3）切替契約に付加されたこの特約をいいます。⑤において同様とします。
- ⑥ 第4条（3）の規定は適用しません。
- ⑦ 主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金は、毎年1回、契約応当日の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間の払込期月中に払い込んでください。
- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑨ 普通約款の【共済掛金の払込免除】の規定は、主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金の払込みについて、準用します。
- ⑩ 主契約、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約もしくは家族収入保障特約の共済金額または逓減定期特約の基本共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が次の金額の合計額を超える場合は、第9条【共済金額の減額および増額】（3）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、その合計額に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
ア. 主契約の共済金額の50倍に相当する額
イ. 定期特約の共済金額
ウ. 更新型定期特約の共済金額
エ. 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
オ. 家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
カ. 逓減定期特約の基本共済金額
- ⑪ 主契約の共済掛金の払込期間満了日（注）の翌日以後、主契約の共済金額およびこの特約の共済金額が変更されていない場合には、⑩および第9条（3）の規定は適用しません。
（注）指定年齢が指定されている共済契約の場合には、契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間の満了日とします。⑩において同様とします。
- ⑫ 主契約の共済掛金の払込期間満了日の翌日以後に主契約の共済金額またはこの特約の共済金額が変更された場合で、この特約の共済金額がその主契約の共済金額の50倍に相当する額を超えるときは、⑩および第9条（3）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、その主契約の共済金額の50倍に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑬ 第9条（5）の規定は、主契約の共済掛金の払込期間中に限り、適用します。
- ⑭ この特約は、主契約の共済掛金の払込期間満了後に払い込むべきこの特約の共済掛金が払い込まれないまま⑦の払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）までのその共済掛金の払込猶予期間が満了した場合は、第11条（3）により解約されたものとみなします。
（注）契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。
- ⑮ 第11条（5）①中「この特約の共済掛金」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間中に払い込むべきこの特約の共済掛金」と読みかえます。
- ⑯ 普通約款の【重大事由による解除】の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合には、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。

(2) この特約を普通約款の【共済契約の更新】の規定が適用される医療共済契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約は、共済契約者が主契約の更新日の前日までに、組合の定める手続により、この特約の更新をしない旨を組合に通知しない場合は、その主契約の更新日に更新されます。
- ② 更新後特約（注1）の共済金額は、更新前特約（注2）の共済金額と同一とします。
（注1）更新後のこの特約をいいます。（2）において同様とします。
（注2）更新前のこの特約をいいます。（2）において同様とします。
- ③ 共済契約者は、②の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前特約の共済金額を超えない範囲で、更新後特約の共済金額を変更することができます。
- ④ 主契約の更新の際、その主契約の共済金額が変更されたことにより、更新後特約の共済金額が主契約の共済金額の50倍に相当する額を超える場合は、②の規定にかかわらず、更新後特約の共済金額は主契約の共済金額の50倍に相当する額に変更

されます。この場合に、更新後特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

- ⑤ 更新後特約には、第1条〔災害給付特約の付加〕の規定は適用しません。
- ⑥ 更新日の前日において、主契約が払込免除契約である場合には、この特約は、第1条（3）①の規定にかかわらず、本条（2）①により更新されるものとし、更新後特約の共済掛金の払込みを免除します。
- ⑦ この特約が更新された場合は、第2条〔共済金の支払〕（1）および（6）ならびに第11条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（7）の規定の適用については、更新後特約が更新前特約（注）から引き続き継続しているものとみなします。
（注）その更新前特約以前に引き続き更新前特約がある場合は、当初の特約とします。
- ⑧ 第2条（1）表中①、第3条〔共済金を支払わない場合〕、第4条〔共済金の支払請求〕（4）および第5条〔支払時期および支払方法〕（5）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「災害死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ⑨ この特約が更新された場合は、更新前特約には、第2条（2）および（3）の規定は適用しません。
- ⑩ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑪ 第4条（3）の規定は適用しません。
- ⑫ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日（注1）または契約応当日（注2）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。
（注1）更新後特約の場合は、更新日とします。
（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑬ 主契約の共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が主契約の共済金額の50倍に相当する額を超える場合は、第9条〔共済金額の減額および増額〕（3）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、主契約の共済金額の50倍に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑭ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合には、将来に向かって、この特約のみを解除することがあります。
- ⑮ 更新後特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後特約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。
- ⑯ 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、①の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、主契約の更新日の前日までに、共済契約者から更新後の共済契約に組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、その主契約の更新日にその特約を更新後の共済契約に付加するものとし、ます。

第18条〔主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則〕

- （1）この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。
（注1）契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。この条において同様とします。
（注2）（2）に該当する場合を除きます。
- ① 第1条〔災害給付特約の付加〕（3）③、第8条〔復活の申込み〕ならびに第11条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕（5）②および（9）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第8条および第11条（5）②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ② 第2条〔共済金の支払〕（1）表中①、第3条〔共済金を支払わない場合〕、第4条〔共済金の支払請求〕（4）および第5条〔支払時期および支払方法〕（5）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「災害死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ③ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ④ この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約にこの特約が付加された場合（注）は、第2条（10）中「転換契約」とあるのは「転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約」と読みかえます。
（注）転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約に災害給付特約が付加されなかった場合に限り、ます。
- ⑤ この特約が付加されていた被切替契約が切り替えられ、その時に、切替契約にこの特約が付加された場合は、切替前災害給付特約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害は、切替後災害給付特約（注3）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、切替後災害給付特約の共済金額が切替前災害給付特約の共済金額を超えるときは、第2条（1）表中「共済金額」とあるのは「切替前災害給付特約の共済金額」と読みかえます。
（注1）被切替契約に付加されていたこの特約をいいます。⑤において同様とします。
（注2）復活の場合は、最後の復活により切替前災害給付特約の責任が再開した時とします。
（注3）切替契約に付加されたこの特約をいいます。⑤において同様とします。
- ⑥ 第4条（3）の規定は適用しません。
- ⑦ 主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金は、毎年1回、契約応当日の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間の払込期月中に払い込んでください。
- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑨ 普通約款の〔共済金の払込免除〕の規定は、主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金の払込みについて、準用します。
- ⑩ 主契約、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約もしくは家族収入保障特約の共済金額または減額定期特約の基本共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が次の金額の合計額を超える場合は、第9条〔共済金額の減額および増額〕（3）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、その合計額に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

- ア. 主契約の共済金額の1,000倍に相当する額
イ. 定期特約の共済金額
ウ. 更新型定期特約の共済金額
エ. 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
オ. 家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
カ. 逓減定期特約の基本共済金額
- ⑪ 主契約の共済掛金の払込期間満了日（注）の翌日以後、主契約の共済金額およびこの特約の共済金額が変更されていない場合には、⑩および第9条（3）の規定は適用しません。
（注）指定年齢が指定されている共済契約の場合には、契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間の満了日とします。⑫において同様とします。
- ⑫ 主契約の共済掛金の払込期間満了日の翌日以後に主契約の共済金額またはこの特約の共済金額が変更された場合で、この特約の共済金額がその主契約の共済金額の1,000倍に相当する額を超えるときは、⑩および第9条（3）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、その主契約の共済金額の1,000倍に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑬ 第9条（5）の規定は、主契約の共済掛金の払込期間中に限り、適用します。
- ⑭ この特約は、主契約の共済掛金の払込期間満了後に払い込むべきこの特約の共済掛金が払い込まれないまま⑦の払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）までのその共済掛金の払込猶予期間が満了した場合は、第11条（3）により解約されたものとみなします。
（注）契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。
- ⑮ 第11条（5）①中「この特約の共済掛金」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間中に払い込むべきこの特約の共済掛金」と読みかえます。
- ⑯ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合には、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- （2）この特約を普通約款の「共済契約の更新」の規定が適用される医療共済契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- ① この特約は、共済契約者が主契約の更新日の前日までに、組合の定める手続により、この特約の更新をしない旨を組合に通知しない場合は、その主契約の更新日に更新されます。
- ② 更新後特約（注1）の共済金額は、更新前特約（注2）の共済金額と同一とします。
（注1）更新後のこの特約をいいます。（2）において同様とします。
（注2）更新前のこの特約をいいます。（2）において同様とします。
- ③ 共済契約者は、②の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前特約の共済金額を超えない範囲で、更新後特約の共済金額を変更することができます。
- ④ 主契約の更新の際、その主契約の共済金額が変更されたことにより、更新後特約の共済金額が主契約の共済金額の1,000倍に相当する額を超える場合は、②の規定にかかわらず、更新後特約の共済金額は主契約の共済金額の1,000倍に相当する額に変更されます。この場合に、更新後特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑤ 更新後特約には、第1条「災害給付特約の付加」の規定は適用しません。
- ⑥ 更新日の前日において、主契約が払込免除契約である場合には、この特約は、第1条（3）①の規定にかかわらず、本条（2）①により更新されるものとし、更新後特約の共済掛金の払込みを免除します。
- ⑦ この特約が更新された場合は、第2条「共済金の支払」（1）および（6）ならびに第11条「無効、取消し、解約、解除、失効および消滅」（7）の規定の適用については、更新後特約が更新前特約（注）から引き続き継続しているものとみなします。
（注）その更新前特約以前に引き続き更新前特約がある場合は、当初の特約とします。
- ⑧ 第2条（1）表中①、第3条「共済金を支払わない場合」、第4条「共済金の支払請求」（4）および第5条「支払時期および支払方法」（5）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「災害死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ⑨ この特約が更新された場合は、更新前特約には、第2条（2）および（3）の規定は適用しません。
- ⑩ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑪ 第4条（3）の規定は適用しません。
- ⑫ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日（注1）または契約応当日（注2）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。
（注1）更新後特約の場合は、更新日とします。
（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑬ 主契約の共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が主契約の共済金額の1,000倍に相当する額を超える場合は、第9条「共済金額の減額および増額」（3）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、主契約の共済金額の1,000倍に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑭ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合には、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑮ 更新後特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後特約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。
- ⑯ 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、①の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、主契約の更新日の前日までに、共済契約者から更新後の共済契約に組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、その主契約の更新日にその特約を更新後の共済契約に付加するものとします。

災害死亡割増特約

第1条【災害死亡割増特約の付加】

- (1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

- (2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

- (3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① 主契約が払込免除契約である場合
- ② 主契約が払済契約である場合
- ③ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ④ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条【共済金の支払】

- (1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 災害死亡共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注1）以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症（注2）により、共済期間内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 災害後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症により、共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、この特約の責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態または特定感染症による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態になったときを含みます。 イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

（注1）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。（1）において同様とします。

（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項または第7項第3号の感染症（同号の感染症にあっては、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）をいいます。この特約において同様とします。

- (2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、災害後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）

（注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限りします。

- (3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表【重度要介護状態】の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、別表【重度要介護状態】の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、災害後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表【重度要介護状態】の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその別表【重度要介護状態】の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）

（注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限りします。

- (4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を災害後遺障害共済金の共済金受取人とします。

- (5) (1) および (4) の災害後遺障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。
- (6) 災害後遺障害共済金を請求する前に災害死亡共済金の支払事由が発生した場合には、組合は、災害後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (7) この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換契約にこの特約が付加された場合は、転換前特約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害は、転換後特約（注3）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、転換後特約の共済金額が転換前特約の共済金額（注4）を超えるとときは、(1) 表中「共済金額」とあるのは「転換前特約の共済金額（転換前特約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額）」と読みかえます。
- (注1) 被転換契約に付加されていたこの特約をいいます。(7) において同様とします。
- (注2) 復活の場合は、最後の復活により転換前特約の責任が再開した時とします。
- (注3) 転換契約に付加されたこの特約をいいます。(7) において同様とします。
- (注4) 転換前特約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額とします。
- (8) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条【共済金を支払わない場合】

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①カ、および②イ、の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 災害死亡共済金または災害後遺障害共済金（注1）	次のいずれかにより被共済者が死亡し、または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失により生じた災害 イ. 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害 ウ. 被共済者の犯罪行為により生じた災害 エ. 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害 オ. 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害 カ. 死亡共済金受取人の故意または重大な過失により生じた災害（注2） キ. 共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害
② 特定感染症による災害死亡共済金または災害後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が特定感染症により死亡し、または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失 イ. 死亡共済金受取人の故意または重大な過失（注2） ウ. 共済契約者の故意または重大な過失

（注1）表中②の場合を除きます。

（注2）被共済者が死亡した場合に限ります。

第4条【共済金の支払請求】

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約の共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 災害後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその災害後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその災害後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (5) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条【支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (2) (1) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払い

ます。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとし、

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (3) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (4) 組合が、(1) から (3) までおよび前条 (4) により災害後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して災害後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。
- (5) (1) または (2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人 (注 1) が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注 2) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の日数に含みません。
- (注 1) 死亡共済金受取人が代理人として災害後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。
- (注 2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日 (注) までの期間とします。

(注) 被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日とします。

第7条【共済掛金の払込み】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。
- (2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第8条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約 (注) の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第9条【共済金額の減額および増額】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 主契約、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約もしくは家族収入保障特約の共済金額または逓減定期特約の基本共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が次の金額の合計額を超える場合は、この特約の共済金額は、同時に、その合計額に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
 - ① 主契約の共済金額
 - ② 定期特約の共済金額
 - ③ 更新型定期特約の共済金額
 - ④ 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
 - ⑤ 家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
 - ⑥ 逓減定期特約の基本共済金額
- (4) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(3) により解約されたものとみなします。
- (5) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出し、組合の承諾を得て、将来に向かって、共済金額を増額することができます。この場合には、第1条【災害死亡割増特約の付加】(1) 表中②の申込みの区分および責任開始時の規定を準用します。
- (6) 共済金額が (1) により減額または (5) により増額された場合には、組合は、共済証書に表示します。
- (7) (5) により共済金額が増額された場合に、増額の時前に生じた災害を原因として第2条【共済金の支払】により共済金を支払うときは、同条 (1) 表中「共済金額」とあるのは「増額前の共済金額」と読みかえます。
- (8) (5) による共済金額の増額については、第11条 (1)、(2) および (7) ならびに普通約款の【年齢の計算】、【年齢および性別の誤りの取扱い】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】および【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】の規定を準用します。

第10条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、

変更後の共済契約者に承継されます。

第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (4) (3) の解約をする場合は、共済契約者は、別表「請求書類」の必要書類を組合に提出してください。
- (5) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(3) により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約(注)の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ 主契約が払済契約に変更された場合
 - ④ 共済金額が第9条「共済金額の減額および増額」(3) により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
- (注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(6) において同様とします。
- (6) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、災害後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- (7) この特約の責任開始時(注)前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第7条「共済掛金の払込み」(2)の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- (注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (8) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
- (9) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第12条【返れい金】

この特約には、特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合の返れい金はありません。

第13条【普通約款の規定の準用】

- (1) 普通約款の「共済金等の不法取得目的による無効」、「詐欺または強迫による取消し」、「告知義務」、「告知義務違反による解除」、「告知義務違反により共済契約を解除できない場合」、「重大事由による解除」および「時効」の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1) のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第14条【主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

(記載省略)

第15条【主契約が定期生命共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

(記載省略)

第16条【主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

- (1) この特約を医療共済契約(注1)に付加した場合(注2)には、次のとおり取り扱います。
- (注1) 契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。この条において同様とします。
- (注2) (2) に該当する場合を除きます。
- ① 第1条「災害死亡割増特約の付加」(3) ③、第8条「復活の申込み」ならびに第11条「無効、取消し、解約、解除、失効および消滅」(5) ②および(9) 中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第8条および第11条(5) ②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
 - ② 第2条「共済金の支払」(1) 表中①、第3条「共済金を支払わない場合」、第4条「共済金の支払請求」(4) および第5条「支払時期および支払方法」(5) 中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「災害死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
 - ③ 第2条(4) 中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
 - ④ この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約にこの特約が付加された場合(注)は、第2条(7) 中「転換契約」とあるのは「転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約」と読みかえます。
- (注) 転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約に災害死亡割増特約が付加されなかった場合に限りします。

- ⑤ この特約が付加されていた被切替契約が切り替えられ、その時に、切替契約にこの特約が付加された場合は、切替前災害死亡割増特約（注１）の責任開始時（注２）以後に生じた災害は、切替後災害死亡割増特約（注３）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、切替後災害死亡割増特約の共済金額が切替前災害死亡割増特約の共済金額を超えるとときは、第２条（１）表中「共済金額」とあるのは「切替前災害死亡割増特約の共済金額」と読みかえます。
- （注１）被切替契約に付加されていたこの特約をいいます。⑤において同様とします。
- （注２）復活の場合は、最後の復活により切替前災害死亡割増特約の責任が再開した時とします。
- （注３）切替契約に付加されたこの特約をいいます。⑤において同様とします。
- ⑥ 第４条（３）の規定は適用しません。
- ⑦ 主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金は、毎年１回、契約応当日の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間の払込期月中に払い込んでください。
- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑨ 普通約款の「共済掛金の払込免除」の規定は、主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金の払込みについて、準用します。
- ⑩ 主契約、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約もしくは家族収入保障特約の共済金額または逓減定期特約の基本共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が次の金額の合計額を超える場合は、第９条「共済金額の減額および増額」（３）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、その合計額に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ア. 主契約の共済金額の50倍に相当する額
- イ. 定期特約の共済金額
- ウ. 更新型定期特約の共済金額
- エ. 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
- オ. 家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
- カ. 逓減定期特約の基本共済金額
- ⑪ 主契約の共済掛金の払込期間満了日（注）の翌日以後において、この特約の共済金額がその主契約の共済金額の50倍に相当する額を超える場合は、⑩および第９条（３）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、その主契約の共済金額の50倍に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- （注）指定年齢が指定されている共済契約の場合には、契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間の満了日とします。
- ⑫ 第９条（５）の規定は、主契約の共済掛金の払込期間中に限り、適用します。
- ⑬ この特約は、主契約の共済掛金の払込期間満了後に払い込むべきこの特約の共済掛金が払い込まれないまま⑦の払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）までのその共済掛金の払込猶予期間が満了した場合は、第11条（３）により解約されたものとみなします。
- （注）契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。
- ⑭ 第11条（５）①中「この特約の共済掛金」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間中に払い込むべきこの特約の共済掛金」と読みかえます。
- ⑮ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合には、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- （２）この特約を普通約款の「共済契約の更新」の規定が適用される医療共済契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- ① この特約は、共済契約者が主契約の更新日の前日までに、組合の定める手続により、この特約の更新をしない旨を組合に通知しない場合は、その主契約の更新日に更新されます。
- ② 更新後特約（注１）の共済金額は、更新前特約（注２）の共済金額と同一とします。
- （注１）更新後のこの特約をいいます。（２）において同様とします。
- （注２）更新前のこの特約をいいます。（２）において同様とします。
- ③ 共済契約者は、②の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前特約の共済金額を超えない範囲で、更新後特約の共済金額を変更することができます。
- ④ 主契約の更新の際、その主契約の共済金額が変更されたことにより、更新後特約の共済金額が主契約の共済金額の50倍に相当する額を超える場合は、②の規定にかかわらず、更新後特約の共済金額は主契約の共済金額の50倍に相当する額に変更されます。この場合に、更新後特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑤ 更新後特約には、第１条「災害死亡割増特約の付加」の規定は適用しません。
- ⑥ 更新日の前日において、主契約が払込免除契約である場合には、この特約は、第１条（３）①の規定にかかわらず、本条（２）①により更新されるものとし、更新後特約の共済掛金の払込みを免除します。
- ⑦ この特約が更新された場合は、第２条「共済金の支払」（１）および第11条「無効、取消し、解約、解除、失効および消滅」（７）の規定の適用については、更新後特約が更新前特約（注）から引き続き継続しているものとみなします。
- （注）その更新前特約以前に引き続き更新前特約がある場合は、当初の特約とします。
- ⑧ 第２条（１）表中①、第３条「共済金を支払わない場合」、第４条「共済金の支払請求」（４）および第５条「支払時期および支払方法」（５）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第３条中「死亡共済金」とあるのは「災害死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ⑨ この特約が更新された場合は、更新前特約には、第２条（２）および（３）の規定は適用しません。
- ⑩ 第２条（４）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑪ 第４条（３）の規定は適用しません。
- ⑫ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日（注１）または契約応当日（注２）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。
- （注１）更新後特約の場合は、更新日とします。

(注2) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

- ⑬ 主契約の共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が主契約の共済金額の50倍に相当する額を超える場合は、第9条〔共済金額の減額および増額〕(3)の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、主契約の共済金額の50倍に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑭ 普通約款の〔重大事由による解除〕の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合には、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑮ 更新後特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後特約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。
- ⑯ 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、①の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、主契約の更新日の前日までに、共済契約者から更新後の共済契約に組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、その主契約の更新日にその特約を更新後の共済契約に付加するものとし、ます。

第17条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則】

(1) この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。

(注1) 契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。この条において同様とします。

(注2) (2) に該当する場合を除きます。

- ① 第1条〔災害死亡割増特約の付加〕(3)③、第8条〔復活の申込み〕ならびに第11条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕(5)②および(9)中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第8条および第11条(5)②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。
- ② 第2条〔共済金の支払〕(1)表中①、第3条〔共済金を支払わない場合〕、第4条〔共済金の支払請求〕(4)および第5条〔支払時期および支払方法〕(5)中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「災害死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ③ 第2条(4)中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ④ この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約にこの特約が付加された場合（注）は、第2条(7)中「転換契約」とあるのは「転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約」と読みかえます。
- (注) 転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約に災害死亡割増特約が付加されなかった場合に限り、ます。
- ⑤ この特約が付加されていた被切替契約が切り替えられ、その時に、切替契約にこの特約が付加された場合は、切替前災害死亡割増特約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害は、切替後災害死亡割増特約（注3）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、切替後災害死亡割増特約の共済金額が切替前災害死亡割増特約の共済金額を超えると、きは、第2条(1)表中「共済金額」とあるのは「切替前災害死亡割増特約の共済金額」と読みかえます。
- (注1) 被切替契約に付加されていたこの特約をいいます。⑤において同様とします。
- (注2) 復活の場合は、最後の復活により切替前災害死亡割増特約の責任が再開した時とします。
- (注3) 切替契約に付加されたこの特約をいいます。⑤において同様とします。
- ⑥ 第4条(3)の規定は適用しません。
- ⑦ 主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金は、毎年1回、契約応当日の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間の払込期月中に払い込んでください。
- ⑧ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑨ 普通約款の〔共済掛金の払込免除〕の規定は、主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金の払込みについて、準用します。
- ⑩ 主契約、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約もしくは家族収入保障特約の共済金額または逓減定期特約の基本共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が次の金額の合計額を超える場合は、第9条〔共済金額の減額および増額〕(3)の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、その合計額に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ア. 主契約の共済金額の1,000倍に相当する額
- イ. 定期特約の共済金額
- ウ. 更新型定期特約の共済金額
- エ. 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
- オ. 家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
- カ. 逓減定期特約の基本共済金額
- ⑪ 主契約の共済掛金の払込期間満了日（注）の翌日以後において、この特約の共済金額がその主契約の共済金額の1,000倍に相当する額を超える場合は、⑩および第9条(3)の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、その主契約の共済金額の1,000倍に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (注) 指定年齢が指定されている共済契約の場合には、契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間の満了日とします。
- ⑫ 第9条(5)の規定は、主契約の共済掛金の払込期間中に限り、適用します。
- ⑬ この特約は、主契約の共済掛金の払込期間満了後に払い込むべきこの特約の共済掛金が払い込まれないまま⑦の払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）までのその共済掛金の払込猶予期間が満了した場合は、第11条(3)により解約されたものとみなします。
- (注) 契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。
- ⑭ 第11条(5)①中「この特約の共済掛金」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間中に払い込むべきこの特約の共済掛金」と読みかえます。

- ⑮ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合には、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- (2) この特約を普通約款の「共済契約の更新」の規定が適用される医療共済契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- ① この特約は、共済契約者が主契約の更新日の前日までに、組合の定める手続により、この特約の更新をしない旨を組合に通知しない場合は、その主契約の更新日に更新されます。
- ② 更新後特約（注1）の共済金額は、更新前特約（注2）の共済金額と同一とします。
（注1）更新後のこの特約をいいます。（2）において同様とします。
（注2）更新前のこの特約をいいます。（2）において同様とします。
- ③ 共済契約者は、②の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前特約の共済金額を超えない範囲で、更新後特約の共済金額を変更することができます。
- ④ 主契約の更新の際、その主契約の共済金額が変更されたことにより、更新後特約の共済金額が主契約の共済金額の1,000倍に相当する額を超える場合は、②の規定にかかわらず、更新後特約の共済金額は主契約の共済金額の1,000倍に相当する額に変更されます。この場合に、更新後特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑤ 更新後特約には、第1条「災害死亡割増特約の付加」の規定は適用しません。
- ⑥ 更新日の前日において、主契約が払込免除契約である場合には、この特約は、第1条（3）①の規定にかかわらず、本条（2）①により更新されるものとし、更新後特約の共済掛金の払込みを免除します。
- ⑦ この特約が更新された場合は、第2条「共済金の支払」（1）および第11条「無効、取消し、解約、解除、失効および消滅」（7）の規定の適用については、更新後特約が更新前特約（注）から引き続き継続しているものとみなします。
（注）その更新前特約以前に引き続く更新前特約がある場合は、当初の特約とします。
- ⑧ 第2条（1）表中①、第3条「共済金を支払わない場合」、第4条「共済金の支払請求」（4）および第5条「支払時期および支払方法」（5）中「死亡共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と、第3条中「死亡共済金」とあるのは「災害死亡共済金」とそれぞれ読みかえます。
- ⑨ この特約が更新された場合は、更新前特約には、第2条（2）および（3）の規定は適用しません。
- ⑩ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。
- ⑪ 第4条（3）の規定は適用しません。
- ⑫ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日（注1）または契約応当日（注2）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間にこの特約の共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべきこの特約の共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべきこの特約の共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。
（注1）更新後特約の場合は、更新日とします。
（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- ⑬ 主契約の共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が主契約の共済金額の1,000倍に相当する額を超える場合は、第9条「共済金額の減額および増額」（3）の規定にかかわらず、この特約の共済金額は、同時に、主契約の共済金額の1,000倍に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ⑭ 普通約款の「重大事由による解除」の規定による場合のほか、共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合には、将来に向かって、この特約のみを解除することができます。
- ⑮ 更新後特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後特約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。
- ⑯ 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、①の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、主契約の更新日の前日までに、共済契約者から更新後の共済契約に組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、その主契約の更新日にその特約を更新後の共済契約に付加するものとなります。

生前給付特約

第1条【生前給付特約の付加】

- (1) この特約は、被共済者の同意を得て、共済契約者から申出があった場合に、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができるものとし、その申出の日を付加日とします。
- (2) 次の場合には、この特約を付加することはできません。
- ① 主契約の共済期間の満了日までの期間が1年以内である場合
 - ② その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条【生前給付金の支払】

- (1) この特約により組合が支払う生前給付金については、次のとおりとします。

支払事由	生前給付金の額	生前給付金受取人
被共済者の余命が6か月以内と判断されること	指定共済金額（注）から、組合の定める取扱いに基づき、(6)に規定する生前給付金の請求日以後6か月間の指定共済金額に対応する利息および共済掛金を差し引いた額	被共済者

- （注）主契約の共済金額のうち生前給付金受取人が請求時に指定した金額をいいます。この特約において同様とします。
- (2) 生前給付金受取人は、3,000万円を限度に、主契約の共済金額の範囲内で、組合の定める取扱いに基づき、指定共済金額を指定してください。
- (3) 指定共済金額は、被共済者を同一とする他の共済契約に生前給付特約が付加される場合には、その共済契約において指定されたまたは指定されることとなる指定共済金額と通算して、3,000万円を限度とします。
- (4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を生前給付金受取人とします。
- (5) (1)および(4)の生前給付金受取人を変更することはできません。
- (6) 生前給付金の請求日（注）からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間が1年以内である場合には、(1)の規定にかかわらず、組合は生前給付金を支払いません。
- （注）第4条【生前給付金の支払請求】(1)に規定する生前給付金の支払請求に必要な書類を添えて、組合に請求のあった日をいいます。この特約において「請求日」といいます。
- (7) 生前給付金の支払については、(1)から(6)までによるほか、次のとおり取り扱います。
- ① 主契約の共済金額の全部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合には、主契約は請求日に消滅したものとみなし、同時に、主契約に付加されている特約も消滅したものとみなします。この場合には、普通約款および特約の「返れい金の支払」の規定にかかわらず、組合は、返れい金を支払いません。
 - ② 主契約の共済金額の一部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合には、主契約の共済金額は、請求日に、指定共済金額に相当する額が減額されたものとします。この場合、組合は、減額した部分について返れい金を支払いません。
- (8) (7)②により主契約の共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (9) 生前給付金を支払う前に、主契約の共済金の支払請求を受けた場合には、生前給付金の支払請求はなかったものとし、組合は、生前給付金を支払いません。
- (10) 組合は、生前給付金の支払事由が発生した後に普通約款の「告知義務違反による解除」の規定により主契約を解除した場合には、生前給付金を支払いません。また、既に生前給付金を支払っていた場合は、その生前給付金の返還を請求することができます。ただし、その生前給付金の支払事由の原因が主契約の解除の原因となった事実に基づかなかったことを共済契約者または生前給付金受取人が証明した場合は、生前給付金を支払います。
- (11) 組合は、生前給付金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、生前給付金の一部を削減します。

第3条【生前給付金を支払わない場合】

この特約により組合が支払事由に該当しても生前給付金を支払わない場合は、次のとおりとします。

共済金の種類	免責事由
生前給付金	次のいずれかにより被共済者の余命が6か月以内と判断されること ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

第4条【生前給付金の支払請求】

- (1) 生前給付金受取人は、生前給付金の支払請求をする場合には、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (2) 組合は、生前給付金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条【支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、生前給付金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に生前給付金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日を含みません。
- ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から生前給付金請求時までには組合に提出された書類だけでは生前給付金を支払うために必要な確認ができない場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が生前給付金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、生前給付金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
生前給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被共済者の余命が6か月以内と判断される事実の有無
生前給付金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する生前給付金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、生前給付金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに生前給付金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を生前給付金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (4) 生前給付金は、次のいずれかのうち生前給付金受取人が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある生前給付金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (5) (2)または(3)の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または生前給付金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(2)または(3)の日数に含みません。
- (注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条【特約の共済掛金】

この特約に対する共済掛金はありません。

第7条【共済契約者の異動】

普通約款の「共済契約者の変更」の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第8条【無効、取消し、解約、解除および消滅】

- (1) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) (1)の解約をする場合は、共済契約者は、別表「請求書類」の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約は、生前給付金が支払われることとなった場合は、請求日に、消滅したものとみなします。
- (4) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅します。

第9条【失効および復活】

主契約が失効し、または復活した場合には、同時に、この特約も失効し、または復活します。

第10条【普通約款の規定の準用】

- (1) 普通約款の「共済金等の不法取得目的による無効」、「詐欺または強迫による取消し」、「重大事由による解除」および「時効」の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1)のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第11条【主契約に定期特約または更新型定期特約が付加されている場合の特則】

- (1) 主契約に定期特約または更新型定期特約が付加されている場合(注1)には、次のとおり取り扱います。
- ① 第2条「生前給付金の支払」中「主契約の共済金額」とあるのは「主契約の共済金額(定期特約および更新型定期特約の

共済金額を含みます。）」と読みかえます。

- ② 指定共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、請求日における主契約の共済金額と定期特約および更新型定期特約の共済金額の合計額との割合に応じて指定されたものとします。この場合において、定期特約または更新型定期特約が2以上付加されているときは、これらの特約のうち付加日（注2）の遅いものから順に指定されたものとします。
 - ③ 第2条（10）の規定は、普通約款の〔告知義務違反による解除〕の規定の準用により定期特約または更新型定期特約を解除した場合の生前給付金の支払について、準用します。
- （注1）（2）に該当する場合を除きます。
- （注2）更新後の更新型定期特約にあっては、更新前の更新型定期特約に引き続く当初の更新型定期特約の付加日とします。
- （2）請求日からその日を含めて定期特約または更新型定期特約の共済期間の満了日までの期間が1年以下である場合（注）は、次のとおり取り扱います。
- ① 第2条（7）①により主契約が消滅した場合には、同時に、定期特約および更新型定期特約も消滅します。
 - ② 第2条（7）②により主契約の共済金額が減額された場合には、定期特約第9条〔共済金額の減額等〕（3）および更新型定期特約第8条〔共済金額の減額等〕（3）の規定にかかわらず、定期特約および更新型定期特約の共済金額は減額されません。
- （注）更新型定期特約の更新に関する規定により更新される場合を除きます。

第12条【主契約に逡減定期特約が付加されている場合の特則】

- （1）主契約に逡減定期特約が付加されている場合（注1）には、次のとおり取り扱います。
- ① 第2条〔生前給付金の支払〕（1）、（2）および（7）①中「主契約の共済金額」とあるのは「主契約の共済金額（請求日以後6か月後の応当日における逡減定期特約の共済金額を含みます。）」と読みかえます。
 - ② 指定共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、請求日における主契約の共済金額と請求日以後6か月後の応当日における逡減定期特約の共済金額との割合に応じて指定されたものとします。
 - ③ 主契約の共済金額（注2）の一部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合には、逡減定期特約の基本共済金額は、請求日に、指定共済金額に対応する額が減額されたものとします。この場合、組合は、減額された部分について返れい金を支払いません。
 - ④ ③により逡減定期特約の基本共済金額が減額された場合は、共済証書に表示します。
 - ⑤ 第2条（10）の規定は、普通約款の〔告知義務違反による解除〕の規定の準用により逡減定期特約を解除した場合の生前給付金の支払について、準用します。
- （注1）（2）に該当する場合を除きます。
- （注2）請求日以後6か月後の応当日における逡減定期特約の共済金額を含みます。
- （2）請求日からその日を含めて逡減定期特約の共済期間の満了日までの期間が1年以下である場合は、次のとおり取り扱います。
- ① 第2条（7）①により主契約が消滅した場合には、同時に、逡減定期特約も消滅します。
 - ② 第2条（7）②により主契約の共済金額が減額された場合には、逡減定期特約第10条〔基本共済金額の減額等〕（3）の規定にかかわらず、逡減定期特約の基本共済金額は減額されません。

第13条【主契約に生活保障特約が付加されている場合の特則】

- （1）主契約に生活保障特約が付加されている場合（注）には、次のとおり取り扱います。
- ① 第2条〔生前給付金の支払〕中「主契約の共済金額」とあるのは「主契約の共済金額（生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額を含みます。）」と読みかえます。
 - ② 指定共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、請求日における主契約の共済金額と生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額との割合に応じて指定されたものとします。
 - ③ 第2条（10）の規定は、普通約款の〔告知義務違反による解除〕の規定の準用により生活保障特約を解除した場合の生前給付金の支払について、準用します。
- （注）（2）に該当する場合を除きます。
- （2）請求日からその日を含めて生活保障特約の共済期間の満了日までの期間が1年以下である場合は、次のとおり取り扱います。
- ① 第2条（7）①により主契約が消滅した場合には、同時に、生活保障特約も消滅します。
 - ② 第2条（7）②により主契約の共済金額が減額された場合には、生活保障特約第13条〔共済金額の減額等〕（3）の規定にかかわらず、生活保障特約の共済金額は減額されません。

第14条【主契約に家族収入保障特約が付加されている場合の特則】

- （1）主契約に家族収入保障特約が付加されている場合（注）には、次のとおり取り扱います。
- ① 第2条〔生前給付金の支払〕中「主契約の共済金額」とあるのは「主契約の共済金額（請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額を含みます。）」と読みかえます。
 - ② 指定共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、請求日における主契約の共済金額と請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額との割合に応じて指定されたものとします。
 - ③ 第2条（10）の規定は、普通約款の〔告知義務違反による解除〕の規定の準用により家族収入保障特約を解除した場合の生前給付金の支払について、準用します。
- （注）（2）に該当する場合を除きます。
- （2）請求日からその日を含めて家族収入保障特約の共済期間の満了日までの期間が1年以下である場合は、次のとおり取り扱います。
- ① 第2条（7）①により主契約が消滅した場合には、同時に、家族収入保障特約も消滅します。
 - ② 第2条（7）②により主契約の共済金額が減額された場合には、家族収入保障特約第14条〔共済金額の減額等〕（3）の規定にかかわらず、家族収入保障特約の共済金額は減額されません。

第15条【主契約に満期前払特約が付加された場合の特則】

（記載省略）

第16条【主契約に特別条件特約が付加されている場合の特則】

特別条件特約（注1）を付加した共済契約の場合で、削減期間内に生前給付金の支払請求があったときは、第2条【生前給付金の支払】（1）の規定にかかわらず、組合は、指定共済金額に請求日における特別条件特約に規定する所定の割合を乗じて得た額から、組合の定める取扱いに基づき、請求日以後6か月間の、その額に対応する利息および指定共済金額に対応する共済掛金を差し引いた額を支払います。ただし、災害または特定感染症（注2）によって削減期間内に生前給付金の支払請求があった場合を除きます。

（注1）共済金削減法によるものに限ります。

（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項の感染症または第7項第3号の感染症（同号の感染症にあっては、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま

第17条【主契約に付加されている特約の規定の適用上の特則】

第2条【生前給付金の支払】（7）②により主契約の共済金額が減額された場合には、主契約に付加されている特約（注）については、各特約の共済金額の減額または解約にかかる規定にかかわらず、各特約の共済金額は減額されず、または解約されません。

（注）定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約を除きます。

第18条【主契約に年金支払移行特約が付加されている場合の特則】

（記載省略）

第19条【主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第20条【主契約が定期生命共済契約（契約日が平成31年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第21条【主契約が定期生命共済（逡減期間設定型）契約の場合の特則】

（記載省略）

第22条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

この特約を医療共済契約（注）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

（注）契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。

① 次の場合には、第1条【生前給付特約の付加】（2）の規定にかかわらず、この特約を付加することはできません。

ア. 主契約に定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約のいずれもが付加されていない場合

イ. 定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約の共済期間の満了日までの期間が1年以内である場合

ウ. その他組合の定める取扱いに該当する場合

② 第2条【生前給付金の支払】（1）および（2）中「主契約の共済金額」とあるのは「定期特約および更新型定期特約の共済金額、請求日以後6か月後の応当日における逡減定期特約の共済金額ならびに生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額または請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額との合計額」と、（9）中「主契約の共済金」とあるのは「定期特約、更新型定期特約もしくは逡減定期特約の共済金または生活保障特約もしくは家族収入保障特約の生活保障年金」とそれぞれ読みかえます。

③ 第2条（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。

④ 第2条（6）中「主契約」とあるのは「定期特約、更新型定期特約（更新型定期特約の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）、逡減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約」と読みかえます。

⑤ 第2条（7）①の規定にかかわらず、次に掲げる額の全部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合には、定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約は請求日に消滅したものとみなします。この場合には、特約の【返れい金の支払】の規定にかかわらず、組合は、返れい金を支払いません。

ア. 定期特約の共済金額

イ. 更新型定期特約の共済金額

ウ. 請求日以後6か月後の応当日における逡減定期特約の共済金額

エ. 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額

オ. 請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額

⑥ 第2条（7）②の規定にかかわらず、次に掲げる額の一部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合には、定期特約および更新型定期特約の共済金額、逡減定期特約の基本共済金額ならびに生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額または請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額は、請求日に、指定共済金額に対応する額が減額されたものとします。この場合、組合は、減額された部分について返れい金を支払いません。

ア. 定期特約の共済金額

イ. 更新型定期特約の共済金額

ウ. 請求日以後6か月後の応当日における逡減定期特約の共済金額

エ. 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額

オ. 請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額

- ⑦ ⑥により定期特約および更新型定期特約の共済金額、遡減定期特約の基本共済金額ならびに生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額または請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額が減額された場合は、共済証書に表示します。
- ⑧ 定期特約、更新型定期特約、遡減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅します。
- ⑨ 第11条〔主契約に定期特約または更新型定期特約が付加されている場合の特則〕、第12条〔主契約に遡減定期特約が付加されている場合の特則〕、第13条〔主契約に生活保障特約が付加されている場合の特則〕、第14条〔主契約に家族収入保障特約が付加されている場合の特則〕および第24条〔主契約が転換契約の場合の特則〕の規定は適用しません。
- ⑩ 定期特約または更新型定期特約が2以上付加されている場合は、これらの特約のうち付加日（注）の遅いものから順に指定されたものとします。
- （注）更新後の更新型定期特約にあつては、更新前の更新型定期特約に引き続く当初の更新型定期特約の付加日とします。
- ⑪ 第2条（10）の規定は、普通約款の〔告知義務違反による解除〕の規定の準用により定期特約、更新型定期特約、遡減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約が解除された場合の生前給付金の支払について、準用します。

第23条【主契約が一時払終身共済（平28.10）契約の場合の特則】

（記載省略）

第24条【主契約が転換契約の場合の特則】

（記載省略）

特定損傷特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
顔面損傷状態	災害が治癒した後に残存する原則として次のいずれかに該当する人目につく程度以上の身体的な損傷状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。 ア. 頭部における直径5cm以上のはんこん イ. 顔面における直径2cm以上のはんこん、3cm以上の線状こんまたは直径2cm以上の組織凹凸 ウ. 頸部における直径5cm以上のはんこん エ. 1眼の眼球の亡失
腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、腱形成術（注）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。 （注）腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含みます。
骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいい、脊椎の圧迫骨折を含みます。ただし、治療を目的として骨組織の連絡が離断された状態、変形治癒および偽関節を除きます。
疾病	疾病および災害に該当しない傷害をいいます。
靱帯の断裂	靱帯が断裂した状態のうち、靱帯断裂縫合術（注）または靱帯断裂形成手術（注）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。 （注）関節鏡下によるものを含みます。
熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ア. 深達性Ⅱ度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態（注） イ. Ⅲ度熱傷 皮膚全層および皮下組織まで障害された状態（注） （注）直径2cm未満のものを除きます。
半月板の断裂	半月板が断裂した状態のうち、半月板切除術（注）または半月板縫合術（注）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。 （注）関節鏡下によるものを含みます。

第2条【特定損傷特約の付加】

- (1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

- (2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。
- この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
 - この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。
- (3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。
- 主契約が払込免除契約である場合
 - 主契約が払済契約である場合
 - 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
 - その他組合の定める取扱いに該当する場合

第3条【共済金の支払】

- (1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 特定損傷共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に医師による骨折の治療または柔道整復師法に規定する柔道整復師による骨折の施術を受けたこと 被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に医師による次のいずれかの治療を受けたこと ア. 関節脱臼 イ. 腱の断裂 ウ. 靱帯の断裂 エ. 半月板の断裂 オ. 熱傷 被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に柔道整復師法に規定する柔道整復師による関節脱臼の施術を受けたこと	共済金額と同額	被共済者
② 顔面損傷共済金	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に顔面損傷状態になったこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。 ア. 既にあった頭部、顔面または頸部における身体的なき損状態に、災害を直接の原因とする身体的なき損状態が新たに加わって顔面損傷状態になったこと イ. 既にあった顔面損傷状態に、災害を直接の原因とする頭部、顔面または頸部における身体的なき損状態が新たに加わって新たな顔面損傷状態になったこと	共済金額×10	

- （注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。（１）において同様とします。
- （２）被共済者がこの特約の共済期間の満了後に顔面損傷状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に顔面損傷状態になったものとみなして（１）の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の損傷の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、顔面損傷共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその損傷の状態が継続している場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその損傷の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）
- （注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限りです。
- （３）共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、（１）の規定にかかわらず、その共済契約者を共済金受取人とします。
- （４）（１）および（３）の共済金受取人を変更することはできません。
- （５）特定損傷共済金の支払は、主契約の共済期間を通じて10回を限度とします。
- （６）次のいずれかに該当する特定損傷共済金の支払は、主契約の共済期間を通じて1回を限度とします。
- ① 同一の災害または疾病を直接の原因とするもの
- ② 脊椎の圧迫骨折によるもの
- （７）同一の災害を直接の原因とする顔面損傷共済金の支払は、主契約の共済期間を通じて1回を限度とします。
- （８）契約日または契約応当日（注）からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に（１）表中①の治療または施術を受けた場合に、その契約日または契約応当日の属する払込期月中に払い込まれるべき共済掛金が払い込まれていないときは、組合は、その共済掛金が払い込まれるまで、その契約日または契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間の（１）表中①の治療または施術については、特定損傷共済金を支払いません。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。（８）において同様とします。
- （９）この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換契約にこの特約が付加された場合は、転換前特約（注１）の責任開始時（注２）以後に生じた災害または疾病は、転換後特約（注３）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、転換後特約の共済金額が転換前特約の共済金額を超えるときは、（１）表中「共済金額」とあるのは「転換前特約の共済金額」と読みかえます。
- （注１）被転換契約に付加されていたこの特約をいいます。（９）において同様とします。
- （注２）復活の場合は、最後の復活により転換前特約の責任が再開した時とします。
- （注３）転換契約に付加されたこの特約をいいます。（９）において同様とします。
- （１０）組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第4条【共済金を支払わない場合】

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。

共済金の種類	免責事由
特定損傷共済金または顔面損傷共済金	次のいずれかにより被共済者が医師による治療または柔道整復師法に規定する柔道整復師による施術を受け、もしくは顔面損傷状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病 イ. 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害 ウ. 被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病 エ. 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害 オ. 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害 カ. 共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病

第5条【共済金の支払請求】

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
(2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
(3) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第6条【支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	① 医師による骨折、関節脱臼、腱の断裂、靱帯の断裂、半月板の断裂もしくは熱傷の治療または顔面損傷状態に該当する事実の有無 ② 柔道整復師法に規定する柔道整復師による骨折または関節脱臼の施術に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (2) (1) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとしします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (3) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。
① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
(4) (1) または (2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の日数に含まれません。
（注）組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第7条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日（注）までの期間とします。

（注）被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日とします。

第8条【共済掛金の払込み】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

(2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第9条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約（注）の復活の申込みと同時にしてください。
（注）転換契約である場合は、払込部分とします。

第10条【共済金額の減額および増額】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第12条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(3) により解約されたものとみなします。
- (4) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出し、組合の承諾を得て、将来に向かって、共済金額を増額することができます。この場合には、第2条【特定損傷特約の付加】(1) 表中②の申込みの区分および責任開始時の規定を準用します。
- (5) 共済金額が(1) により減額または(4) により増額された場合には、組合は、共済証書に表示します。
- (6) (4) により共済金額が増額された場合に、増額の時に生じた災害または疾病を直接の原因として第3条【共済金の支払】により共済金を支払うときは、同条(1) 表中【共済金額】とあるのは「増額前の共済金額」と読みかえます。
- (7) (4) による共済金額の増額については、第12条(1)、(2) および(7) ならびに普通約款の【年齢の計算】、【年齢および性別の誤りの取扱い】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】および【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】の規定を準用します。

第11条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第12条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (4) (3) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (5) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(3) により解約されたものとみなします。
 - ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ 主契約が払済契約に変更された場合
- (注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(6) において同様とします。
- (6) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- (7) この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第8条【共済掛金の払込み】(2) の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
（注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (8) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
- (9) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第13条【返れい金】

この特約には、特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合の返れい金はありません。

第14条【普通約款の規定の準用】

- (1) 普通約款の【共済金等の不法取得目的による無効】、【詐欺または強迫による取消し】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】、【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】、【重大事由による解除】および【時効】の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1) のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第15条【主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第16条【主契約がこども共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第17条【主契約が定期生命共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第18条【主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（1）この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。

（注1）契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。この条において同様とします。

（注2）（2）に該当する場合を除きます。

① 第2条【特定損傷特約の付加】（3）③、第9条【復活の申込み】ならびに第12条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】（5）②および（9）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第9条および第12条（5）②中「払込部分」とあるのは「払込部分、入院時諸費用部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。

② 第3条【共済金の支払】（3）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。

③ この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約にこの特約が付加された場合（注）は、第3条（9）中「転換契約」とあるのは「転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約」と読みかえます。

（注）転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約に特定損傷特約が付加されなかった場合に限ります。

④ この特約が付加されていた被切替契約が切り替えられ、その時に、切替契約にこの特約が付加された場合は、切替前損傷特約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害または疾病は、切替後損傷特約（注3）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、切替後損傷特約の共済金額が切替前損傷特約の共済金額を超えるときは、第3条（1）表中「共済金額」とあるのは「切替前損傷特約の共済金額」と読みかえます。

（注1）被切替契約に付加されていたこの特約をいいます。④において同様とします。

（注2）復活の場合は、最後の復活により切替前損傷特約の責任が再開した時とします。

（注3）切替契約に付加されたこの特約をいいます。④において同様とします。

⑤ 主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金は、毎年1回、契約応当日の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間の払込期月中に払い込んでください。

⑥ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に顔面損傷共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき顔面損傷共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき顔面損傷共済金はその共済掛金を下回るときを除きます。

（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

⑦ 普通約款の【共済掛金の払込免除】の規定は、主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金の払込みについて、準用します。

⑧ 第10条【共済金額の減額および増額】（4）の規定は、主契約の共済掛金の払込期間中に限り、適用します。

⑨ この特約は、主契約の共済掛金の払込期間満了後に払い込むべきこの特約の共済掛金が払い込まれないまま⑤の払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）までのその共済掛金の払込猶予期間が満了した場合は、第12条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】（3）により解約されたものとみなします。

（注）契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。

⑩ 第12条（5）①中「この特約の共済掛金」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間中に払い込むべきこの特約の共済掛金」と読みかえます。

（2）この特約を普通約款の【共済契約の更新】の規定が適用される医療共済契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

① この特約は、共済契約者が主契約の更新日の前日までに、組合の定める手続により、この特約の更新をしない旨を組合に通知しない場合は、その主契約の更新日に更新されます。

② 更新後特約（注1）の共済金額は、更新前特約（注2）の共済金額と同一とします。

（注1）更新後のこの特約をいいます。（2）において同様とします。

（注2）更新前のこの特約をいいます。（2）において同様とします。

③ 共済契約者は、②の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前特約の共済金額を超える範囲で、更新後特約の共済金額を変更することができます。

④ 更新後特約には、第2条【特定損傷特約の付加】の規定は適用しません。

⑤ 更新日の前日において、主契約が払込免除契約である場合には、この特約は、第2条（3）①の規定にかかわらず、本条（2）①により更新されるものとし、更新後特約の共済掛金の払込みを免除します。

⑥ この特約が更新された場合は、第3条【共済金の支払】（1）および（5）から（7）までならびに第12条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】（7）の規定の適用については、更新後特約が更新前特約（注）から引き続き継続しているものとみなします。

（注）その更新前特約以前に引き続き更新前特約がある場合は、当初の特約とします。

⑦ この特約が更新された場合は、更新前特約には、第3条（2）の規定は適用しません。

⑧ 第3条（3）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。

⑨ 更新後特約については、第3条（8）中「契約日」とあるのは「更新日」と読みかえます。

⑩ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日（注1）または契約応当日（注2）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に顔面損傷共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき顔面損傷共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき顔面損傷共済金はその共済掛金を下回るときを除きます。

（注1）更新後特約の場合は、更新日とします。

（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

⑪ 更新後特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後特約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。

⑫ 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、①の規定にかかわらず、この特約は更新されませ

ん。この場合に、主契約の更新日の前日までに、共済契約者から更新後の共済契約に組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、その主契約の更新日にその特約を更新後の共済契約に付加するものとします。

第19条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則】

(1) この特約を医療共済契約（注1）に付加した場合（注2）には、次のとおり取り扱います。

（注1）契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。この条において同様とします。

（注2）（2）に該当する場合を除きます。

① 第2条【特定損傷特約の付加】（3）③、第9条【復活の申込み】ならびに第12条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】（5）②および（9）中「転換契約」とあるのは「転換契約または乗換契約」と、第9条および第12条（5）②中「払込部分」とあるのは「払込部分および先進医療部分」とそれぞれ読みかえます。

② 第3条【共済金の支払】（3）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。

③ この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約にこの特約が付加された場合（注）は、第3条（9）中「転換契約」とあるのは「転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約とあわせて、組合の定める取扱いに基づき締結された医療共済契約」と読みかえます。

（注）転換によって締結された終身共済契約または養老生命共済契約に特定損傷特約が付加されなかった場合に限り、適用します。

④ この特約が付加されていた被切替契約が切り替えられ、その時に、切替契約にこの特約が付加された場合は、切替前損傷特約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害または疾病は、切替後損傷特約（注3）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、切替後損傷特約の共済金額が切替前損傷特約の共済金額を超えるとときは、第3条（1）表中「共済金額」とあるのは「切替前損傷特約の共済金額」と読みかえます。

（注1）被切替契約に付加されていたこの特約をいいます。④において同様とします。

（注2）復活の場合は、最後の復活により切替前損傷特約の責任が再開した時とします。

（注3）切替契約に付加されたこの特約をいいます。④において同様とします。

⑤ 主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金は、毎年1回、契約応当日の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間の払込期月中に払い込んでください。

⑥ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日または契約応当日（注）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に顔面損傷共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき顔面損傷共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき顔面損傷共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。

（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

⑦ 普通約款の【共済掛金の払込免除】の規定は、主契約の共済掛金の払込期間満了後のこの特約の共済掛金の払込みについて、準用します。

⑧ 第10条【共済金額の減額および増額】（4）の規定は、主契約の共済掛金の払込期間中に限り、適用します。

⑨ この特約は、主契約の共済掛金の払込期間満了後に払い込むべきこの特約の共済掛金が払い込まれないまま⑤の払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）までのその共済掛金の払込猶予期間が満了した場合は、第12条【無効、取消し、解約、失効および消滅】（3）により解約されたものとみなします。

（注）契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。

⑩ 第12条（5）①中「この特約の共済掛金」とあるのは「主契約の共済掛金の払込期間中に払い込むべきこの特約の共済掛金」と読みかえます。

(2) この特約を普通約款の【共済契約の更新】の規定が適用される医療共済契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

① この特約は、共済契約者が主契約の更新日の前日までに、組合の定める手続により、この特約の更新をしない旨を組合に通知しない場合は、その主契約の更新日に更新されます。

② 更新後特約（注1）の共済金額は、更新前特約（注2）の共済金額と同一とします。

（注1）更新後のこの特約をいいます。（2）において同様とします。

（注2）更新前のこの特約をいいます。（2）において同様とします。

③ 共済契約者は、②の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前特約の共済金額を超えない範囲で、更新後特約の共済金額を変更することができます。

④ 更新後特約には、第2条【特定損傷特約の付加】の規定は適用しません。

⑤ 更新日の前日において、主契約が払込免除契約である場合には、この特約は、第2条（3）①の規定にかかわらず、本条（2）①により更新されるものとし、更新後特約の共済掛金の払込みを免除します。

⑥ この特約が更新された場合は、第3条【共済金の支払】（1）および（5）から（7）までならびに第12条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】（7）の規定の適用については、更新後特約が更新前特約（注）から引き続き継続しているものとみなします。

（注）その更新前特約以前に引き続き更新前特約がある場合は、当初の特約とします。

⑦ この特約が更新された場合は、更新前特約には、第3条（2）の規定は適用しません。

⑧ 第3条（3）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡時通知人」と読みかえます。

⑨ 更新後特約については、第3条（8）中「契約日」とあるのは「更新日」と読みかえます。

⑩ 主契約および特約の共済掛金が払い込まれないまま、契約日（注1）または契約応当日（注2）からその日を含めてその共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に顔面損傷共済金を支払うこととなった場合には、組合は、支払うべき顔面損傷共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき顔面損傷共済金とその共済掛金を下回るときを除きます。

（注1）更新後特約の場合は、更新日とします。

（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

⑪ 更新後特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後特約の共済掛金は、更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。

⑫ 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、①の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、主契約の更新日の前日までに、共済契約者から更新後の共済契約に組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、その主契約の更新日にその特約を更新後の共済契約に付加するものとします。

共済金年金支払特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
据置期間	この特約の責任開始時の属する日以後1年以上5年以内（注）で年金証書に記載された期間をいいます。 （注）1年きざみとします。
年金受取人	共済金を年金原資にあてた主契約の共済金受取人であって、年金を受け取る者をいいます。
年金支払開始日	第1回の年金支払日をいいます。
年金支払日	第3条【年金および年金額の種類】の年金の種類に応じ、次の応当日をいいます。 ア．確定年金の場合は、据置期間の満了日の翌日以後に到来する1年ごとのこの特約の責任開始時の属する日の応当日 イ．保証期間付終身年金の場合は、年金受取人が年金支払開始年齢に達する日の翌日以後に到来する1年ごとのこの特約の責任開始時の属する日の応当日
未支払年金	年金支払日に支払われることとなる年金のうち、組合がまだ支払っていない年金（注）をいいます。 （注）保証期間付終身年金の場合は、保証期間中に支払われることとなる年金に限ります。

第2条【共済金年金支払特約の付加】

- (1) この特約は、次の場合に、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の付加日は、次の申出の日とします。
- ① 主契約の申込みの際、共済契約者からこの特約を付加する旨の申出があった場合
 - ② 主契約の共済金の支払事由が発生する前に、共済契約者からこの特約を付加する旨の申出があった場合
 - ③ 主契約の共済金が支払われることとなった場合に、その共済金の共済金受取人から（2）の通知と同時にこの特約の申出があったとき
- (2) 主契約の共済金受取人は、組合の定める取扱いに基づき、主契約の種類に応じ、次の表に規定する主契約の共済金ならびにその共済金と同時に支払われる特約の共済金（注1）、割りもどし金ならびに据え置かれた割りもどし金およびその利息ならびに普通約款【共済掛金の払いもどし】の規定により払いもどされる共済掛金（注2）の支払請求と同時に年金原資にあてる共済金の額、年金額の種類、年金の種類、確定年金の支払回数、据置期間、年金受取人の年齢、性別および年金支払開始年齢にかかる通知をしてください。

主契約の種類	共済金の種類
終身共済契約、定期生命共済契約、定期生命共済（逡減期間設定型）契約	死亡共済金、後遺障害共済金
養老生命共済契約、こども共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金
介護共済契約	介護共済金
生活障害共済契約	生活障害共済金
認知症共済契約	認知症共済金
引受緩和型終身共済契約	死亡共済金
一時払終身共済契約	死亡共済金
一時払終身共済（平28.10）契約	死亡共済金
一時払養老生命共済契約	死亡共済金、満期共済金
一時払介護共済契約	介護共済金、死亡給付金

（注1）生活保障年金については、第2回以後の生活保障年金を一括払いする場合に限ります。

（注2）この特約において「共済金」といいます。

- (3) (2) により通知する年金原資にあてる共済金の額は、(2) における共済金の額の全部または一部とします。
- (4) 次の場合には、この特約を付加することはできません。
- ① (1) ③の場合に、主契約の共済金受取人が共済金の支払請求と同時に（2）の通知をしなかったとき
 - ② その他組合の定める取扱いに該当する場合

第3条【年金および年金額の種類】

年金の種類は、確定年金または保証期間付終身年金とし、年金額の種類は、次のとおりとします。

年金額の種類	内 容
定額型	年金額を年金支払日ごとに一定の金額とするもの
定額増額型	年金額を第2回以後の年金支払日ごとにこの特約の責任開始当時における年金額の5%に相当する額を増額する金額とするもの

第4条【年金の支払】

- (1) 確定年金においては、第2条【共済年金支払特約の付加】(2)により通知された支払回数によって、年金支払日に支払います。
- (2) 保証期間付終身年金においては、年金受取人が年金支払日に生存している場合に支払います。
- (3) 年金受取人を変更することはできません。

第5条【年金の分割払い】

- (1) 年金受取人は、年金の額が30万円以上である場合には、組合の定める取扱いに基づき、年金を2回または4回に分割して受け取ることができます。この場合には、組合は、組合の定める利率で計算した利息をつけて支払います。
- (2) 組合は、年金受取人が死亡した場合に、(1)により分割して支払われる年金につき未払分があるときは、その未払分(注)を一括して年金受取人の法定相続人に支払います。
- (注) (1)の利息を含みます。

第6条【年金の一括払い】

年金受取人は、保証期間付終身年金の場合には、年金の支払請求の際、組合の定める手続により、保証期間中の年金の支払に代えて、その支払請求時における未支払年金の一括払い(注)を請求することができます。この場合には、組合は、その未支払年金を組合の定める取扱いに基づき割り引いて支払います。

(注) この特約において「年金の一括払い」といいます。

第7条【年金または年金受取人が死亡した場合の未支払年金の支払請求】

- (1) 年金受取人は、年金の支払事由が生じた場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 年金受取人は、年金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 年金受取人の相続人は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、未支払年金があることを知ったときは、遅滞なく、組合に通知してください。
- (4) 年金受取人の法定相続人は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出して、未支払年金を請求してください。
- (5) 組合は、年金の一括払いをした場合は、年金証書に表示します。

第8条【支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、年金または未支払年金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に年金または未支払年金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日を含みません。
- ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から年金または未支払年金請求時まで組合に提出された書類だけではこれらの年金または未支払年金を支払うために必要な確認ができない場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が年金または未支払年金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、年金または未支払年金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
年金または未支払年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	生存または死亡に該当する事実の有無

- (3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、年金または未支払年金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに年金または未支払年金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を年金受取人または年金受取人の法定相続人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日

特別な照会または調査の内容	日 数
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (4) 年金または未支払年金は、次のいずれかのうち年金受取人または年金受取人の法定相続人が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある年金受取人または年金受取人の法定相続人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (5) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、年金受取人または年金受取人の法定相続人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。

第9条【共済年金支払特約の責任開始】

- (1) この特約の責任開始時は、第2条【共済年金支払特約の付加】(2) の通知の時とします。
- (2) 次の場合には、この特約の責任は開始しません。
- ① 第2条(1) ①および②の場合で、主契約の共済金受取人が共済金の支払請求と同時に同条(2) の通知をしなかったとき
 - ② その他組合の定める取扱いに該当する場合
- (3) 組合は、この特約の責任開始時に、共済金の全部または一部を、その時における共済掛金率および年金受取人の年齢により年金原資に充当します。
- (4) 組合は、この特約の責任開始時の属する日以後1か月以内に年金受取人に年金証書を交付します。

第10条【年齢および性別の誤りの取扱い】

保証期間付終身年金の場合で、第2条【共済年金支払特約の付加】(2) により通知された年金受取人の年齢または性別に誤りがあったときは、組合は、年金受取人の真正な年齢または性別に基づいて年金額を訂正します。この場合に、その誤りが年金の支払開始後に発見されたときは、年金額の差額を支払うべき年金に加え、または支払うべき年金から差し引きます。

第11条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第12条【年金受取人の通知義務】

- (1) 年金受取人は、住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 年金受取人が(1) の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所あてに組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その年金受取人に到達したものとみなします。
- (3) 年金受取人の法定相続人は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。

第13条【解約または消滅等】

- (1) 共済契約者は、共済金の支払事由が発生する前に限り、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 年金受取人は、この特約の責任開始時以後、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。ただし、保証期間付終身年金の場合で、年金支払開始日以後はこの特約を解約することはできません。
- (3) (1) または (2) の解約をする場合は、共済契約者または年金受取人は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (4) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
① 主契約が消滅し、共済金が支払われない場合	主契約が消滅した時
② 第9条【共済年金支払特約の責任開始】(2) によりこの特約の責任が開始しなかった場合	この特約の責任が開始しないこととなった時
③ この特約の責任開始時以後に年金受取人が死亡した場合	年金受取人が死亡した時
④ 確定年金であって、最終の年金を支払った場合	最終の年金を支払った時

- (5) 組合は、この特約の責任開始時以後年金支払開始日前までの間にこの特約が解約され、または(4) 表中③により消滅した場合(注1) は、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する金額(注2) を、解約の場合は年金受取人に、消滅の場合はその法定相続人に支払います。
- (注1) 年金支払開始日の前日までに年金受取人が死亡した場合に限ります。
- (注2) 組合の定める取扱いに基づき計算します。
- (6) 組合は、年金支払開始日以後にこの特約が解約され、または(4) 表中③により消滅した場合(注) は、その解約または消滅の日以後における未支払年金を一括して、解約の場合は年金受取人に、消滅の場合はその法定相続人に支払います。この場合には、組合は、その未支払年金を組合の定める取扱いに基づき割り引いて支払います。
- (注) 年金の一括払いをしている場合を除きます。

第14条【共済年金支払特約の責任開始時以後の割りもどし金の割りもどし】

- (1) 組合は、責任開始時以後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、年金受取人に割りもどします。
- (2) 組合は、(1)により年金支払開始日前に割りもどされる割りもどし金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて据え置きます。
- (3) 組合は、(4)表中③に該当する場合を除き、(2)により据え置かれた割りもどし金(注)の全部を、組合の定める取扱いに基づき、年金支払開始日に年金額の増額のための年金原資にあてます。
- (注)(2)の利息を含みます。(4)において同様とします。
- (4) 組合は、年金支払開始日前に次の表の支払事由に該当することとなった場合には、組合の定める取扱いに基づき、その支払事由に該当する日(注1)まで据え置かれた割りもどし金の全部または一部(注2)を同表の受取人に支払います。

支払事由	受取人
① 責任開始時以後にこの特約が消滅したこと	年金受取人の法定相続人
② 責任開始時以後にこの特約が解約されたこと	年金受取人
③ 年金支払開始日までに、年金受取人から組合の定める手続により支払請求があったこと	年金受取人

- (注1) 表中③に該当する場合は、年金支払開始日とします。
- (注2) 一部の支払は、表中③に該当する場合に限り可能とします。
- (5) 組合は、年金支払開始日後に割りもどされる割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、年金額の増額のための年金原資にあてます。ただし、年金支払開始日までに年金受取人から、組合の定める手続により、その割りもどし金を年金額の増額のための年金原資にあてない旨の申出があった場合は、年金の支払と同時にその割りもどし金を支払います。
- (6) (5)の場合に、増額されることとなる年金の種類は、定額型とし、年金の種類は、主たる年金(注)の種類に応じ、それぞれ次のとおりとします。

主たる年金の種類	内 容
確定年金	主たる年金の最終の年金までの支払回数と支払回数を同一とする確定年金
保証期間付終身年金	(5)による増額が主たる年金の保証期間中になされた場合は主たる年金と保証期間の満了日を同一とする保証期間付終身年金とし、主たる年金の保証期間の満了後になされた場合は終身年金とします。

- (注) 第2条【共済年金支払特約の付加】(2)により通知された年金をいいます。この条において同様とします。
- (7) 組合は、年金の一括払いをする場合は、保証期間中に割りもどされた割りもどし金については、保証期間の満了後初めて到来する年金支払日まで組合の定める利率で計算した利息をつけて据え置いて、その年金支払日にかかる年金の支払と同時に支払います。
- (8) (7)の場合に、年金受取人が保証期間中に死亡したときは、その死亡した日まで据え置かれた割りもどし金(注)を年金受取人の法定相続人に支払います。
- (注)(7)の利息を含みます。
- (9) (4)、(5)、(7)および(8)により支払われる割りもどし金については、第7条【年金または年金受取人が死亡した場合の未支払年金の支払請求】および第8条【支払時期および支払方法】(2)から(5)までの規定を準用します。

第15条【普通約款の規定の準用】

この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第16条【主契約が養老生命共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

(記載省略)

第17条【主契約がこども共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

(記載省略)

第18条【主契約が定期生命共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

(記載省略)

第19条【主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

この特約を医療共済契約(注)に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

(注) 契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。

- ① 年金受取人の用語の説明は、第1条【用語の説明】の規定にかかわらず、次のとおりとします。

用 語	説 明
年金受取人	被共済者の死亡により支払われる特約の共済金および割りもどし金を年金原資にあてた死亡時通知人であって、年金を受け取る者をいいます。

② この特約を付加した共済契約については、この特約の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第2条〔共済年金支払特約の付加〕 (1)	主契約の共済金	被共済者の死亡により支払われる特約の共済金
第2条〔共済年金支払特約の付加〕 (2)	主契約の共済金受取人	死亡時通知人
	主契約の種類に応じ、次の表に規定する主契約の共済金ならびにその共済金と同時に支払われる特約の共済金	被共済者の死亡により支払われる特約の共済金
第2条〔共済年金支払特約の付加〕 (4)	主契約の共済金受取人	死亡時通知人
第9条〔共済年金支払特約の責任開始〕(2)	主契約の共済金受取人	死亡時通知人

③ この特約は、共済契約者が主契約の更新日の前日までに、組合の定める手続により、この特約の更新をしない旨を組合に通知しない場合は、その主契約の更新日に更新されます。

④ 更新後のこの特約には、第2条〔共済年金支払特約の付加〕(1)および第9条〔共済年金支払特約の責任開始〕(1)の規定は適用しません。

⑤ 更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用します。

⑥ 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、③の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、主契約の更新日の前日までに、共済契約者から更新後の共済契約に組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、その主契約の更新日にその特約を更新後の共済契約に付加するものとし、ます。

⑦ 主契約に定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約および災害死亡割増特約のいずれかが付加されていない場合には、この特約を付加することはできません。

⑧ 定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約および災害死亡割増特約のいずれかが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅します。

⑨ 主契約に健康祝金支払特則が付加されている場合は、第2条(2)の共済金は、健康祝金支払特則の〔健康祝金の支払〕の規定により据え置かれている健康祝金で死亡時通知人に支払われる健康祝金(注)を含むものとします。

(注) 利息を含みます。

第20条〔主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則〕

この特約を医療共済契約(注)に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

(注) 契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。

① 年金受取人の用語の説明は、第1条〔用語の説明〕の規定にかかわらず、次のとおりとします。

用 語	説 明
年金受取人	被共済者の死亡により支払われる特約の共済金および割りもどし金を年金原資にあてた死亡時通知人であって、年金を受け取る者をいいます。

② この特約を付加した共済契約については、この特約の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
第2条〔共済年金支払特約の付加〕 (1)	主契約の共済金	被共済者の死亡により支払われる特約の共済金
第2条〔共済年金支払特約の付加〕 (2)	主契約の共済金受取人	死亡時通知人
	主契約の種類に応じ、次の表に規定する主契約の共済金ならびにその共済金と同時に支払われる特約の共済金	被共済者の死亡により支払われる特約の共済金
第2条〔共済年金支払特約の付加〕 (4)	主契約の共済金受取人	死亡時通知人
第9条〔共済年金支払特約の責任開始〕(2)	主契約の共済金受取人	死亡時通知人

③ この特約は、共済契約者が主契約の更新日の前日までに、組合の定める手続により、この特約の更新をしない旨を組合に通知しない場合は、その主契約の更新日に更新されます。

④ 更新後のこの特約には、第2条〔共済年金支払特約の付加〕(1)および第9条〔共済年金支払特約の責任開始〕(1)の規定は適用しません。

⑤ 更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用します。

- ⑥ 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、③の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、主契約の更新日の前日までに、共済契約者から更新後の共済契約に組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、その主契約の更新日にその特約を更新後の共済契約に付加するものとします。
- ⑦ 主契約に定期特約、更新型定期特約、逓減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約および災害死亡割増特約のいずれもが付加されていない場合には、この特約を付加することはできません。
- ⑧ 定期特約、更新型定期特約、逓減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約および災害死亡割増特約のいずれもが無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅します。

特別条件特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
削減期間	契約日以後1年、2年、3年、4年または5年のうちのいずれか組合の定めた削減期間をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項もしくは第4項の感染症または同条第7項第3号の感染症（注）をいいます。 （注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。
不担保期間	契約日以後1年、2年、3年、4年もしくは5年または全共済期間のうちの組合の定めた不担保期間をいいます。
不担保部位	別表「不担保部位」のうち組合の指定した部位をいいます。

第2条【特別条件】

（1）この特約により共済契約に付す条件は、主契約と特約について、それぞれ次のとおりとします。

① 主契約に付す条件は、次のうち1または2以上とします。

ア. 特別共済掛金法

組合の定める取扱いに基づき、通常の共済掛金のほかに特別共済掛金を加えた額を共済掛金とする方法

イ. 共済金削減法

削減期間中に被共済者が疾病（注1）により入院をし、または手術もしくは放射線治療を受けた場合に支払う共済金の額を、治療共済金、手術共済金および放射線治療共済金について、削減期間およびその支払事由の発生した共済年度に応じ、治療共済金の額、手術共済金の額および放射線治療共済金の額に次の表の割合を乗じて得た額とする方法

(単位：%)

削減期間 \ 共済年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
5年	15	30	45	60	80
4年	20	40	60	80	
3年	25	50	75		
2年	30	60			
1年	50				

ウ. 特定部位不担保法

不担保期間中に被共済者が不担保部位に生じた疾病により入院をし、または手術、放射線治療もしくは先進医療による療養を受けた場合は、その不担保部位に生じた疾病による入院、手術、放射線治療または先進医療による療養については普通約款第3条「治療共済金の支払」、第4条「手術・放射線治療保障のある共済契約の場合の手術共済金または放射線治療共済金の支払」、第5条「入院時諸費用保障のある共済契約の場合の入院時諸費用共済金の支払」および第6条「先進医療保障のある共済契約の場合の先進医療共済金および先進医療一時金の支払」の規定を適用しない方法

エ. 特定視力障害不担保法

被共済者が眼球または眼球付属器に生じた疾病により第1級から第4級までの後遺障害の状態（注2）、重度要介護状態または疾病重度障害状態（注3）になった場合は、共済掛金の払込免除を行わないものとする方法

② 定期特約、更新型定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約に付す条件は、次のうち1または2以上とします。

ア. 特別共済掛金法

組合の定める取扱いに基づき、通常の共済掛金のほかに特別共済掛金を加えた額を共済掛金とする方法

イ. 共済金削減法

削減期間内に被共済者が死亡し、または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になった場合（注4）に支払う共済金の額を削減期間およびその共済金の支払事由の発生した共済年度に応じ、共済金額に次の表の割合を乗じて得た額とする方法

(単位：％)

削減期間 \ 共済年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
5年	15	30	45	60	80
4年	20	40	60	80	
3年	25	50	75		
2年	30	60			
1年	50				

ウ. 特定視力障害不担保法

- 被共済者が眼球または眼球付属器に生じた疾病により第1級から第4級までの後遺障害の状態（注2）、重度要介護状態または疾病重度障害状態（注3）になった場合は、共済金の支払および共済掛金の払込免除を行わないものとする方法（注1）傷害および特定感染症を除きます。（1）および（2）において同様とします。
- （注2）眼球または眼球付属器に生じた疾病による障害の状態に、疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態に該当することとなる場合、眼球または眼球付属器に生じた疾病による障害の状態に、災害による後遺障害の状態が新たに加わって第2級から第4級までの後遺障害の状態に該当することとなる場合ならびに眼球または眼球付属器に生じた疾病による第2級または第3級の後遺障害の状態および身体その他部位に生じた第2級または第3級の後遺障害の状態に該当したことにより、第1級後遺障害の状態に該当したものとみなす場合を含みます。
- （注3）眼球または眼球付属器に生じた疾病による障害の状態に、疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって疾病重度障害状態に該当することとなる場合を含みます。
- （注4）傷害または特定感染症を原因とする場合を除きます。
- （2）被共済者が不担保部位に生じた疾病により不担保期間中に入院し、その入院が不担保期間を経過した日以後も継続している場合は、（1）①ウ.の規定にかかわらず、普通約款第3条および第5条の規定を適用します。この場合には、普通約款第3条（1）表中および第5条（1）表中「入院日数」とあるのは「不担保期間を経過した日以後の入院日数」と、普通約款第3条（8）および第5条（9）中「入院した日」とあるのは「不担保期間を経過した日」と読みかえます。

第3条【共済掛金払込終了年齢または指定年齢の繰上げの制限】

共済契約に、この特約による条件（注1）を付した定期特約、更新型定期特約または生活保障特約が付加されている場合（注2）には、次の表の区分に応じて、同表のとおり制限します。

区 分	内 容
① 共済掛金払込終了年齢が99歳の場合	指定年齢を繰り上げて契約日からその日を含めて指定年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間を5年とすることはできません。
② ①以外の場合	共済掛金払込終了年齢を繰り上げて契約日からその日を含めて共済掛金払込終了年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間を5年とすることはできません。

（注1）共済金削減法によるものに限りません。

（注2）削減期間を経過した場合を除きます。

第4条【特別条件特約の解約の禁止】

共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。

第5条【普通約款の規定の準用】

普通約款第49条【共済契約の更新】（9）の規定は、この特約について、準用します。

特
約

特
別
条
件
特
約

指定代理請求特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
共済金等	第3条【特約の対象となる共済金等】により対象となる共済金、給付金もしくは年金または共済掛金の払込免除をいいます。
指定代理請求人	第4条【指定代理請求人の指定および変更】(1)により指定された者をいいます。

第2条【指定代理請求特約の付加】

この特約は、被共済者の同意を得て、共済契約者から申出があった場合に、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。

第3条【特約の対象となる共済金等】

この特約が付加されている主契約（注1）および主契約に付加されている特約において、次に規定するものをこの特約による代理請求の対象とします。

① 被共済者が受け取ることとなる、または被共済者と共済金、給付金もしくは年金の受取人が同一である場合はその受取人として受け取ることとなる共済金、給付金または年金（注2）。ただし、据え置かれたものを除きます。

② 被共済者と共済契約者が同一である場合の共済掛金の払込免除（注3）

（注1）特則を含みます。

（注2）被共済者が受け取ることとなる、または被共済者と共済金、給付金または年金の受取人が同一である場合はその受取人として受け取ることとなる共済金、給付金もしくは年金の支払または共済期間の満了と同時に支払われる共済金に準じる給付を含みます。

（注3）共済契約が共済掛金の払込免除となる場合に支払われる共済金に準じる給付を含みます。

第4条【指定代理請求人の指定および変更】

(1) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、次の者のうちから、共済金等の受取人（注）の代理人として前条の共済金等を請求する者を1人指定してください。

① 次の範囲の者

ア. 被共済者の戸籍上の配偶者

イ. 被共済者の直系血族

ウ. 被共済者の兄弟姉妹

エ. 被共済者の3親等内の親族

② 次の範囲の者。ただし、共済金等の受取人のために共済金等を請求すべき適当な関係があると組合が認めた者に限ります。

ア. 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている者

イ. 被共済者の財産管理を行っている者

（注）共済掛金の払込免除の場合は共済契約者とします。この特約において同様とします。

(2) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、(1)に規定する範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

第5条【指定代理請求人による代理請求】

(1) 共済金等の支払事由が発生した場合で、共済金等の受取人がその共済金等を請求できない特別な事情があるときは、請求時において前条(1)に該当している指定代理請求人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、共済金等の受取人の代理人としてその共済金等の支払を請求することができます。ただし、故意に共済金等の支払事由を生じさせた者または故意に共済金等の受取人を請求できない特別な事情に該当させた者を除きます。

(2) 組合が、(1)により共済金等を指定代理請求人に既に支払っている場合は、重複してその共済金等の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

第6条【指定代理請求特約の解約の禁止】

共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。

第7条【指定代理請求特約を付加した場合の普通約款、特則および主契約に付加されている特約の共済金の代理請求の取扱い】

(1) この特約を主契約に付加した場合には、共済金等の代理請求については、この特約の規定により取り扱います。この場合、普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定による共済金の代理請求は取り扱いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、共済金等の支払事由が発生した場合で、第4条【指定代理請求人の指定および変更】(1)の指定代理請求人がいないときには、普通約款、特則または主契約に付加されている特約の規定による共済金の代理請求（注）を取り扱います。

（注）第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当したこと、公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護2以上

に該当していると認定されたこと、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級、3級もしくは4級の障害に該当し、身体障害者福祉法に基づき障害の級別が1級、2級、3級もしくは4級である身体障害者手帳が交付されたこと、器質性認知症と診断確定され、かつ、公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護1以上に該当していると認定されたことまたは軽度認知障害もしくは器質性認知症と診断確定されたことにより支払われることとなる共済金および生活障害年金の代理請求に限ります。

第8条【普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定の準用】

- (1) この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定を準用します。
- (2) この特約が付加されている主契約については、普通約款の〔告知義務違反による解除〕の規定により共済契約を解除する場合に、正当な理由によって共済契約者、被共済者または共済金受取人のいずれにもその旨を通知できないときは、指定代理請求人に通知します。

第9条【主契約がこども共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

〔別 表〕

別表〔請求書類〕

（１）共済金等にかかる請求書類

請求の種類	必要書類
治療共済金、手術共済金（手術・放射線治療保障のある共済契約に限ります。）、放射線治療共済金（手術・放射線治療保障のある共済契約に限ります。）または入院時諸費用共済金（入院時諸費用保障のある共済契約に限ります。）の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書（更新後の共済契約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による病院または診療所の入院証明書または手術証明書 (オ) 被共済者の印鑑証明書
先進医療共済金および先進医療一時金の支払請求（先進医療保障のある共済契約に限ります。）	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書（更新後の共済契約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (オ) 先進医療にかかる技術料が記載されている先進医療による療養を受けた病院または診療所の発行する領収書 (カ) 被共済者の印鑑証明書
共済掛金の払込免除請求	(ア) 共済掛金払込免除請求書 (イ) 共済証書（更新後の共済契約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書
健康祝金の支払請求	(ア) 健康祝金支払請求書 (イ) 共済証書（更新後の共済契約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 共済契約者の印鑑証明書
定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約および災害死亡割増特約における被共済者の死亡にかかる共済金（特約死亡共済金、第１回生活保障年金および災害死亡共済金）の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書（更新後の共済契約および更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師の死亡証明書または検視調書に記載した事項の証明書 (オ) 死亡時通知人の印鑑証明書
定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約および災害死亡割増特約における被共済者の後遺障害の状態または重度要介護状態にかかる共済金（特約後遺障害共済金、第１回生活保障年金、災害後遺障害共済金および災害給付金）の支払請求	ア. 被共済者による請求の場合 (ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書（更新後の共済契約および更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (オ) 被共済者の印鑑証明書 イ. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書（更新後の共済契約および更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書 (オ) 代理人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (カ) 代理人の印鑑証明書 (キ) 被共済者または代理人の健康保険被保険者証の写し
第２回以後の生活保障年金の支払請求	ア. 生活保障年金受取人による請求の場合 (ア) 年金支払請求書 (イ) 生活保障年金証書 (ウ) 生活保障年金受取人の印鑑証明書 イ. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (ア) 年金支払請求書 (イ) 生活保障年金証書 (ウ) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (エ) 代理人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (オ) 代理人の印鑑証明書 (カ) 被共済者または代理人の健康保険被保険者証の写し

請求の種類	必要書類
生存給付金の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 共済契約者の印鑑証明書
生前給付金の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書 (オ) 被共済者の印鑑証明書
特定損傷共済金または顔面損傷共済金の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書または柔道整復師の証明書 (オ) 被共済者の印鑑証明書
共済金年金支払特約の年金の支払請求	(ア) 年金支払請求書 (イ) 年金証書 (ウ) 年金受取人の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 年金受取人の印鑑証明書
共済金年金支払特約の年金受取人が死亡した場合の未支払年金の支払請求	(ア) 年金支払請求書 (イ) 年金証書 (ウ) 年金受取人の戸籍抄本 (エ) 年金受取人の法定相続人の印鑑証明書
指定代理請求特約による共済金等の代理請求	(ア) 共済金等の請求書類 (イ) 被共済者および指定代理請求人の戸籍謄本 (ウ) 指定代理請求人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (エ) 指定代理請求人の印鑑証明書 (オ) 被共済者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (カ) 指定代理請求人が被共済者の財産管理を行っている者である場合は、契約書および財産管理状況の報告書の写し等その事実を証明する組合が認めた書類

(2) その他の請求書類

項 目	必要書類
共済契約の復活	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済証書
共済金額の減額	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済契約者の印鑑証明書（特約の共済金額の増額の場合は必要ありません。） (ウ) 共済証書
入院時諸費用共済金額の減額	
共済掛金払込終了年齢の繰上げ	
共済契約の型の変更	
手術・放射線治療保障のある共済契約から手術・放射線治療保障のない共済契約への変更	
入院時諸費用保障のある共済契約から入院時諸費用保障のない共済契約への変更	
先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更	
共済掛金の払込方法の変更	
解約	
特約の共済金額の増額	
指定年齢の繰上げ	

項 目	必要書類
共済契約者の変更	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約者の印鑑証明書 (ウ) 共済証書
死亡時通知人の変更	
割りもどし金の請求	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 共済契約者の印鑑証明書
被共済者の死亡	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 死亡時通知人の印鑑証明書
遺言による死亡時通知人の変更	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (ウ) 法律上有効な遺言書の写し (エ) 共済契約者の相続人であることを証明する書類 (オ) 共済契約者の相続人の印鑑証明書 (カ) 共済証書
共済金受取人による共済契約の存続	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約の存続を通知する共済金受取人が共済契約者の親族または被共済者の親族であることを証明する書類（共済契約の存続を通知する共済金受取人が被共済者である場合は必要ありません。） (ウ) 共済契約の存続を通知する共済金受取人の印鑑証明書 (エ) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証明する書類
組合の変更または追加	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済証書

(3) 請求書類にかかる注意事項

注意事項
① 共済契約者が法人で、その共済契約者が死亡時通知人である場合には、被共済者の印鑑証明書にかえて、共済契約者の印鑑証明書を必要書類とします。 ② 組合は、これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めることがあります。 ③ 共済契約者および死亡時通知人が官公署、会社、工場、組合等の団体および個人事業主で、かつ、被共済者がその共済契約者から給与等の支払を受ける者である共済契約の場合で、その共済契約者が共済金の全部または相当部分を遺族補償規程等に基づく給付として被共済者または遺族補償を受ける者（③において「受給者」といいます。）に支払うときは、被共済者の死亡または後遺障害にかかる共済金（生活保障特約においては生活保障年金）の支払請求の際、これらの書類のほか、次のア、またはイ、のいずれかおよびウ、の書類を提出してください。 ア. 被共済者または受給者が共済金の支払請求の内容について了知していることが確認できる書類（受給者が2人以上である場合は、そのうち1人からの提出で足りるものとします。） イ. 被共済者または受給者に給付したことを証明する書類 ウ. 被共済者または受給者について本人であることを確認した書類 ④ 組合所定の請求書、申込書または通知書以外の書類については、組合が認めた場合は、提出する必要はありません。 ⑤ 主契約による共済金の支払請求と同時に特約による共済金の支払請求をする場合に重複する書類があるときは、その重複する書類については、主契約による共済金の支払請求にかかる書類の提出をもってかえることができます。 ⑥ 必要書類の提出については、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機の使用をもって書類の提出にかえることができます。

別表【後遺障害等級表】

等級	後遺障害の状態	支払割合
第1級	1. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 3. そしゃくの機能を廃したもの 4. 言語の機能を廃したもの 5. 両上肢の用を全廃したもの 6. 両手の手指の全部を失ったもの 7. 両下肢を足関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの 9. 精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの 10. 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの 11. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの	100%
第2級	12. 両眼の視力が0.06以下になったもの 13. 両耳の聴力を全く失ったもの 14. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 15. 1上肢を腕関節以上で失ったもの 16. 両手の手指の全部の用を廃したもの 17. 1下肢を足関節以上で失ったもの 18. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第3級	19. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 20. 1上肢の用を全廃したもの 21. 1下肢の用を全廃したもの 22. 両足の足指の全部を失ったもの 23. 精神に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 24. 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 25. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	70%
第4級	26. 両眼の視力が0.1以下になったもの 27. 1眼の視力が0.02以下になったもの 28. 両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 29. そしゃくの機能に著しい障害を残すもの 30. 言語の機能に著しい障害を残すもの 31. せき柱に著しい奇形を残すもの 32. せき柱に著しい運動障害を残すもの 33. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 34. 1手の母指および示指を含み4の手指を失ったもの 35. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	60%
第5級	36. 両耳の聴力が40cm以上では普通の話声を解することができないもの 37. 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 38. 1手の母指および示指を失ったもの 39. 1手の母指を含み3以上の手指を失ったもの 40. 1手の示指を含み3以上の手指を失ったもの 41. 1手の母指および示指を含み3の手指の用を廃したもの 42. 1手の4の手指の用を廃したもの 43. 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 44. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 45. 両足の足指の全部の用を廃したもの 46. 精神に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 47. 神経系統の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 48. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 49. 両側のこう丸を失ったもの 50. 外ぼうくに特に著しい醜状を残すもの	50%

等級	後遺障害の状態	支払割合
第6級	51. せき柱に運動障害を残すもの 52. 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの 53. 1 上肢の3大関節中の3 関節の機能に著しい障害を残すもの 54. 1 上肢に仮関節を残すもの 55. 1 手の母指を含み2 の手指を失ったもの 56. 1 手の母指および示指の用を廃したもの 57. 1 手の母指を含み3 の手指の用を廃したもの 58. 1 手の示指を含み3 の手指の用を廃したもの 59. 1 下肢を5cm以上短縮したもの 60. 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの 61. 1 下肢の3大関節中の3 関節の機能に著しい障害を残すもの 62. 1 下肢に仮関節を残すもの 63. 1 足の足指の全部を失ったもの 64. ひ臓を失ったもの 65. 1 側のじん臓を失ったもの	40%
第7級	66. 両眼の視力が0.6以下になったもの 67. 1 眼の視力が0.06以下になったもの 68. 両眼に半盲症を残すもの 69. 両眼に視野狭くを残すもの 70. 両眼に視野変状を残すもの 71. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 72. 1 耳の聴力を全く失ったもの 73. 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができないもの 74. 鼻を欠損したもの 75. 鼻の機能に著しい障害を残すもの 76. そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 77. 1 上肢の3大関節中の2 関節の機能に著しい障害を残すもの 78. 1 手の母指を失ったもの 79. 1 手の示指を失ったもの 80. 1 手の母指および示指以外の3 の手指を失ったもの 81. 1 手の母指を含み2 の手指の用を廃したもの 82. 1 手の示指を含み2 の手指の用を廃したもの 83. 1 下肢の3大関節中の2 関節の機能に著しい障害を残すもの 84. 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの 85. 1 足の足指の全部の用を廃したもの 86. 精神に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 87. 神経系統の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 88. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 89. 生殖器に著しい障害を残すもの 90. 外ぼうに著しい醜状を残すもの	30%
第8級	91. 1 眼の視力が0.1以下になったもの 92. 1 耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 93. そしゃくの機能に障害を残すもの 94. 言語の機能に障害を残すもの 95. 14歯以上に対し、歯科補てつを加えたもの 96. 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの 97. 1 手の母指および示指以外の2 の手指を失ったもの 98. 1 手の母指の用を廃したもの 99. 1 手の母指および示指以外の3 の手指の用を廃したもの 100. 1 下肢を3cm以上短縮したもの 101. 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの 102. 1 足の第1 の足指を失ったもの 103. 1 足の第1 の足指以外の4 の足指を失ったもの	20%

等級	後遺障害の状態	支払割合
第9級	104. 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの 105. 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの 106. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 107. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 108. 1耳の聴力が40cm以上では普通の話声を解することができないもの 109. せき柱に奇形を残すもの 110. 1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの 111. 1手の示指の用を廃したもの 112. 1手の母指および示指以外の2手指の用を廃したもの 113. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 114. 味覚を全く失ったもの 115. 局部に頑固な神経症状を残すもの 116. 胸腹部臓器に障害を残すもの 117. 外ばうに醜状を残すもの	10%
第10級	118. 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 119. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 120. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 121. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 122. 1手の示指の指骨の一部を失ったもの 123. 1手の母指および示指以外の1手指の用を廃したもの 124. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 125. 1足の第2の足指以下の1の足指を失ったもの 126. 1足の第1の足指の用を廃したもの 127. 1足の第1の足指以外の2の足指の用を廃したもの 128. 長管骨に奇形を残すもの	5%

適用上の注意事項

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含まれます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。
- (3) 「終身にわたり全く労務につくことができないもの」、「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」、「単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」および「つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」における制限の程度は、日常生活動作の制限の程度、四肢の麻痺の程度、高次脳機能障害の程度等の精神または身体の状況により判定されます。
- (4) 傷害または疾病が治癒する前であっても、その障害の状態が第1級の状態に該当し、将来回復見込みのないものは、後遺障害の状態とみなす場合があります。この場合には、第1級9.、10. および11. 中「労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの」とあるのは「終身常時介護を要するもの」と読みかえます。
- (5) 第2級または第3級の後遺障害の状態の2以上に該当した場合（注）は、第1級後遺障害の状態に該当したものとみなします。
- （注）身体の一部に生じたものである場合を除きます。
- (6) 同一の事故によって2以上の後遺障害の状態に該当した場合の災害給付特約の共済金の支払割合は、次のとおりとします。
- ① それらの後遺障害の状態が身体の一部に生じたものである場合は、それらのうち最も上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合とします。
 - ② それらの後遺障害の状態が身体の一部以外に生じたものである場合は、それぞれの後遺障害の状態ごとの支払割合とします。ただし、次の表の区分に該当する場合は、同表の支払割合とします。

区 分	支払割合
ア. 別表に1の後遺障害の状態として規定されている場合	その1の後遺障害の状態に対応する支払割合
イ. 器質障害であって、外ばうの醜状障害にも該当する場合	いずれか高い障害の支払割合
ウ. 精神・神経障害とそれに関連のあるその他の部位の機能障害が併存する場合	精神・神経障害に対応する支払割合
エ. 胸腹部臓器障害とそれに関連のあるその他の部位の機能障害が併存する場合（注）	胸腹部臓器障害に対応する支払割合

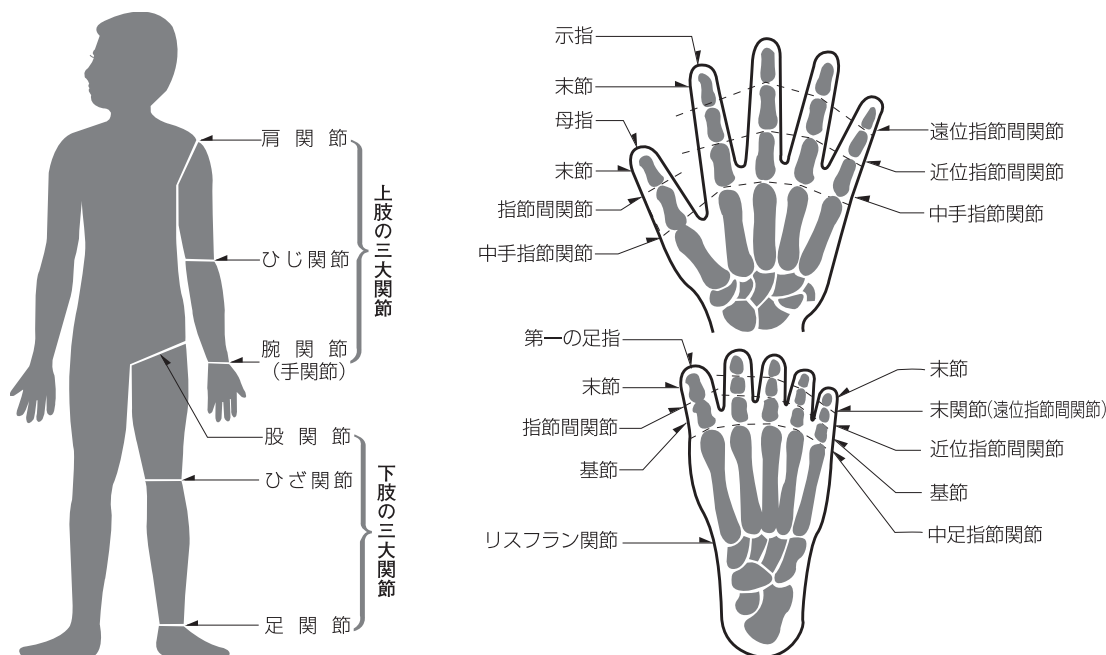
（注）表中ウ. に該当する場合を除きます。

- (7) 既に後遺障害の状態にある身体の一部に後遺障害の状態が加重して生じた場合の災害給付特約の共済金の支払割合は、既に生じていた後遺障害の状態が次のいずれかに該当するときは、それに対応する支払割合を新たな後遺障害の状態に対応する支払割合から差し引いて得た支払割合とします。
- ① 災害給付特約の共済金が支払われたものまたは支払われることとなったもの
 - ② 災害給付特約において、その特約の責任開始時（注）前にその原因が発生していたため共済金が支払われないもの
 - ③ 疾病を原因とした後遺障害の状態もしくは災害に該当しない傷害を原因とした後遺障害の状態のため、または災害を原因としたものであっても災害を受けた日以後200日経過後に後遺障害の状態となったため災害給付特約の共済金が支払われないもの

- ④ ②および③に掲げるもののほか、被共済者または共済契約者の故意または重大な過失等により生じたものであって、この共済約款の規定により災害給付特約の共済金が支払われないもの
- (注) 復活の場合は、復活により災害給付特約の責任が再開した時を含みます。
- (8) (5) から (7) まででいう身体の部位は、眼、耳、鼻、そしゃく・言語、外ぼう、精神・神経、胸腹部臓器、せき柱、上肢(注1) および下肢(注2) とし、両眼および両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢および下肢については左右はそれぞれ他部位とします。
- (注1) 手指を含みます。
- (注2) 足指を含みます。
- (9) 備 考
- ① 眼の障害
- ア. 視力の測定は、万国式試視力表により、矯正視力について測定します。
- イ. 「失明」とは、明暗だけがようやく区別できるもの以下のものをいいます。
- ウ. 「両眼の視野障害(注)」とは、両眼の視野がそれぞれ正常人の視野の60%以下のものをいいます。
- エ. 「眼球の著しい調節機能障害」とは、1眼の眼球の調節力が正常人の1/2以下のものをいいます。
- オ. 「眼球の著しい運動障害」とは、1眼の眼球の動く範囲が正常人の動く範囲の1/2以下のものをいいます。
- カ. 「まぶたの著しい欠損」とは、まぶたの欠損のために、まぶたを閉じた場合に角膜が見える程度のものをいいます。
- キ. 「まぶたの著しい運動障害」とは、まぶたの運動障害のために、次のいずれかに該当するものをいいます。
- (ア) まぶたを開けた場合に瞳が見えないもの
- (イ) まぶたを閉じた場合に角膜が見える程度のもの
- (注) 半盲症、視野狭さくおよび視野変状をいいます。
- ② 耳の障害
- ア. 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。
- イ. 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが90db以上のものをいいます。
- ウ. 「聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの」とは、聴力レベルが80db以上90db未満のものをいいます。
- エ. 「聴力が40cm以上では普通の話声を解することができないもの」とは、聴力レベルが70db以上80db未満のものをいいます。
- オ. 「聴力が1m以上では小声を解することができないもの」とは、聴力レベルが40db以上70db未満のものをいいます。
- ③ 鼻の障害
- ア. 「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の1/2以上を欠損したものをいいます。
- イ. 「鼻の機能の著しい障害」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- (ア) 鼻呼吸が困難なもの
- (イ) 臭が全くわからないもの
- ④ そしゃく(注1)・言語の障害
- ア. 「そしゃくの機能を廃したもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。
- イ. 「そしゃくの機能の著しい障害」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できない程度のものをいいます。
- ウ. 「そしゃくの機能の障害」とは、固形食を摂取するのに制限を受けるものをいいます。
- エ. 「言語の機能を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- (ア) 語音構成機能の障害により4種の語音(注2)のうち、3種以上の発音ができないもの
- (イ) 声帯の全部の摘出により発音ができないもの
- (ウ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が全くできないもの
- オ. 「言語の機能の著しい障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、2種の発音ができないものをいいます。
- カ. 「言語の機能の障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、1種の発音ができないものをいいます。
- (注1) えん下を含みます。
- (注2) 口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。④において同様とします。
- ⑤ 外ぼうの醜状障害
- ア. 「外ぼうの特に著しい醜状」とは、原則として顔面の1/3以上にはんこんを残し、他人の注目を特に強く引く程度以上のものをいいます。
- イ. 「外ぼうの著しい醜状」とは、原則として次のいずれかに該当するもので、他人の注目を引く程度以上のものをいいます。
- (ア) 頭部にあっては、直径10cm以上のはんこん
- (イ) 顔面にあっては、直径5cm以上のはんこん、5cm以上の線状こんまたは直径2cm以上の組織凹凸
- (ウ) 頸部にあっては、直径10cm以上のはんこん
- ウ. 「外ぼうの醜状」とは、原則として次のいずれかに該当するもので、人目につく程度以上のものをいいます。
- (ア) 頭部にあっては、直径5cm以上のはんこん
- (イ) 顔面にあっては、直径2cm以上のはんこんまたは3cm以上の線状こん
- (ウ) 頸部にあっては、直径5cm以上のはんこん
- ⑥ 精神・神経の障害
- ア. 「局所の頑固な神経症状」とは、労働には差し支えないが、精神または神経系統の機能障害を残すものをいいます。
- イ. 「味覚を全く失ったもの」とは、テスト・ペーパーおよび諸種薬物による検査結果がすべて無反応となったものをいいます。
- ⑦ せき柱の障害
- ア. 「せき柱の著しい奇形」とは、通常の衣服を着用しても明らかにせき柱の変形がわかる程度以上のものをいいます。
- イ. 「せき柱の奇形」とは、裸体となった場合またはレントゲン写真によって、明らかにせき柱の変形または転位等がわかる程度以上のものをいいます。
- ウ. 「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のものをいいます。
- エ. 「せき柱の運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の2/3以下のものをいいます。
- ⑧ 上肢・手指の障害
- ア. 「上肢の用を全廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- (ア) 上肢に完全麻ひを残すもの

- (イ) 上肢の3大関節(注1)に完全強直またはそれに近い状態を残すもの
 イ.「上肢の関節の用を廃したものと」とは、上肢の関節に完全強直またはそれに近い状態を残すものをいいます。
 ウ.「上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 上腕骨に仮関節を残したもの
 (イ) とう骨および尺骨に仮関節を残したもの
 エ.「上肢に仮関節を残すもの」とは、とう骨または尺骨に仮関節を残したものをいいます。
 オ.「上肢の関節の機能の著しい障害」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のものをいいます。
 カ.「上肢の関節の機能の障害」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の3/4以下のものをいいます。
 キ.「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 ク.「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 手指の末節の1/2以上を失ったもの
 (イ) 手指の中手指節間関節または近位指節間関節(注2)の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のもの
 ケ.「長管骨に奇形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 上腕骨について、裸体になった場合、明らかに変形がわかる程度以上のもの
 (イ) 前腕骨について、裸体になった場合、明らかにとう骨および尺骨の変形がわかる程度以上のもの
 (注1) 肩関節、ひじ関節および腕関節をいいます。
 (注2) 母指にあっては指節間関節とします。
- ⑨ 下肢・足指の障害
 ア.「下肢の用を全廃したもの」、「下肢の関節の用を廃したもの」、「下肢の関節の機能の著しい障害」および「下肢の関節の機能の障害」の解釈は、⑧に準じます。この場合、下肢の3大関節とは、股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
 イ.「下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 大腿骨に仮関節を残したもの
 (イ) けい骨およびひ骨に仮関節を残したもの
 ウ.「下肢に仮関節を残すもの」とは、けい骨またはひ骨に仮関節を残したものをいいます。
 エ.「足指を失ったもの」とは、足指の基節の1/2以上を失ったものをいいます。
 オ.「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 第1の足指にあっては末節の1/2以上、その他の足指にあっては末関節以上を失ったもの
 (イ) 中足指節間関節または近位指節間関節(注)の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のもの
 カ.「長管骨に奇形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 大腿骨について、裸体になった場合、明らかに変形がわかる程度以上のもの
 (イ) 下腿骨について、裸体になった場合、明らかにけい骨の変形がわかる程度以上のもの
 (注) 第1の足指にあっては指節間関節とします。

関節などの説明図



別表「重度要介護状態」

次のいずれかの状態をいいます。

重度要介護状態
(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が、次の①に該当し、かつ、②から⑤までのいずれか2以上に該当して他人の介護を要する状態 ① ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと ② 衣服の着脱が自分ではできないこと ③ 入浴が自分ではできないこと ④ 食器類または食物を選定し、または工夫しても、目の前に用意された食物を自分では摂取できないこと ⑤ 大小便の排せつ後のふきとりおよび始末が自分ではできないこと (2) 認知症となり、意識障害によらないで次のいずれかに該当して他人の介護を要する状態 ① 時間の見当識障害があること ② 場所の見当識障害があること ③ 人物の見当識障害があること

備 考

(1)「認知症」とは、正常に成熟した脳が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した器質精神病（注）の状態をいいます。

（注）アルコール精神病および薬物精神病を除きます。

(2)「見当識障害」とは、次のとおりとします。

区 分	内 容
時間の見当識障害	季節または朝、昼もしくは夜のいずれかの認識が常時できないこと
場所の見当識障害	今自分が住んでいる場所または今居る場所の認識が常時できないこと
人物の見当識障害	日ごろ接している家族または日ごろ接している周囲の人の認識が常時できないこと

別表【除外する事故】

除外する事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外される事故をいいます。

項 目	除外する事故
(1) 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
(2) 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
(3) 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、えん下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入またはえん下による気道閉塞または窒息
(4) 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
(5) 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ① 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ② 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③ 細菌性またはウィルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表「疾病重度障害状態」

疾病重度障害状態
1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 5. 1上肢を腕関節以上で失ったもの 6. 1上肢の用を全廃したもの 7. 両手の手指の全部の用を廃したもの 8. 1下肢を足関節以上で失ったもの 9. 1下肢の用を全廃したもの 10. 両足の足指の全部を失ったもの 11. 自力で歩行することができないもので、かつ、補装具を使用しても自力での歩行に実用性のないもの 12. 精神に著しい障害（精神活性物質常用障害を除きます。）を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 13. 中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 14. 肺機能に著しい障害を残したもの 15. 心臓疾患により心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもので、かつ、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 16. じん臓の機能を喪失したもの 17. 肝臓の機能に著しい障害を残したもの 18. 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの 19. インスリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの 20. じん臓移植術を受けたもの（自家じん臓移植術を除きます。） 21. 肝移植術を受けたもの 22. 心臓移植術を受けたもの（心臓弁移植術を除きます。） 23. 肺移植術を受けたもの 24. すい臓移植術を受けたもの（すい臓移植術を除きます。） 25. 小腸移植術を受けたもの 26. すい臓の全摘出術を受けたもの 27. ぼうこうの全摘出術を受けたもの

適用上の注意事項

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。
- (3) 「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」における制限の程度は、日常生活動作の制限の程度、四肢の麻痺の程度、高次脳機能障害の程度等の精神または身体の状態により判定されます。
- (4) 備考
 - ① 眼の障害
 - ア. 視力の測定は、万国式試視力表により、矯正視力について測定します。
 - イ. 「失明」とは、明暗だけがようやく区別できるもの以下のものをいいます。
 - ② 耳の障害
 - ア. 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。
 - イ. 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが90db以上のものをいいます。
 - ③ そしゃく（注1）および言語の障害

「そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、そしゃくの機能がかゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できない程度のもので、かつ、言語の機能が語音構成機能の障害により4種の語音（注2）のうち、2種の発音ができないものをいいます。

（注1）えん下を含みます。③において同様とします。

（注2）口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。
 - ④ 上肢・手指の障害
 - ア. 「上肢の用を全廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - （ア）上肢に完全麻痺を残すもの
 - （イ）上肢の3大関節（注1）に完全強直またはそれに近い状態を残すもの
 - イ. 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - （ア）手指の末節の1/2以上を失ったもの
 - （イ）手指の中手指節関節または近位指節間関節（注2）の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のもの

（注1）肩関節、ひじ関節および腕関節をいいます。

（注2）母指にあっては指節間関節とします。
 - ⑤ 下肢・足指の障害
 - ア. 「下肢の用を全廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - （ア）下肢に完全麻痺を残すもの
 - （イ）下肢の3大関節（注）に完全強直またはそれに近い状態を残すもの
 - イ. 「足指を失ったもの」とは、足指の基節の1/2以上を失ったものをいいます。

（注）股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
 - ⑥ 歩行の障害

- ア.「自力で歩行することができないもの」とは、中枢神経、体幹または下肢の障害により補装具なしでは歩行による移動が極度に制限されるものをいいます。
- イ.「補装具を使用しても自力での歩行に実用性のないもの」とは、補装具を使用しても、日常生活活動が家庭内に制限される程度のものをいいます。
- ウ.「補装具」とは、杖、松葉杖、義肢、上・下肢装具および体幹装具等の補助具をいいます。
- ⑦ 精神・神経、胸腹部臓器の障害
- ア.「精神活性物質常用障害」とは、アルコール、アンフェタミン、大麻、コカイン、幻覚剤、吸入剤、ニコチン、アヘン類、フェンシクリジン、アリルシクロヘキシラミン、鎮静剤、催眠剤または抗不安薬等の物質使用による精神障害をいいます。
- イ.「中枢神経疾患」とは、脳疾患またはせき髄疾患をいいます。
- ウ.「肺機能の著しい障害」とは、活動能力が人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける程度で、かつ、予測肺活量1秒率が30%以下のものまたは動脈血O₂分圧60 Torr以下のものをいいます。
- エ.「じん臓の機能を喪失したもの」とは、両側のじん臓の機能を喪失したものをいいます。
- オ.「肝臓の機能の著しい障害」とは、次のいずれにも該当するものをいいます。
- (ア)「腹水貯留(注)」、「明らかな食道静脈瘤」または「高度の腹壁静脈怒張」の臨床所見が得られたもの
- (イ)次に掲げる4の検査所見のうち、3以上の基準を満たしていること

検査項目	基準値
血清アルブミン	3.5g/dl以下
血清総ビリルビン	2.0mg/dl以上
血小板	10万/ μ l以下
ICG試験15分血中停滞率	20%以上

(注) 1か月以上存続するものとします。

- ⑧ 代謝の障害
- 「インスリン治療を受け」とは、インスリン治療(注)を継続して6か月以上行ったものをいいます。
- (注) 妊娠・分娩にかかる治療を除きます。

別表【異常分娩】

異常分娩とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。ただし、手術または公的医療保険制度において保険給付の対象となる入院の原因となった分娩に限ります。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	000-008
妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	010-016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020-029
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	030-048
分娩の合併症	060-075
分娩（単胎自然分娩（080）は除く）	081-084
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	085-092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094-099

別表【公的医療保険制度】

公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

公的医療保険制度の法律	
1.	健康保険法
2.	国民健康保険法
3.	国家公務員共済組合法
4.	地方公務員等共済組合法
5.	私立学校教職員共済法
6.	船員保険法
7.	高齢者の医療の確保に関する法律

別表【不担保部位】

身体の部位
1. 眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。） 2. 耳（外耳、中耳、内耳および内耳神経を含みます。）および乳様突起 3. 鼻（外鼻、鼻腔、副鼻腔および鼻中隔を含みます。） 4. 咽頭および喉頭 5. 口腔（口唇および口蓋を含みます。）、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺 6. 甲状腺 7. 心臓および大血管 8. 食道 9. 胃、十二指腸および空腸（これら臓器に関連した腹膜および腸間膜を含みます。） 10. 盲腸（虫垂を含みます。）および回腸（これら臓器に関連した腹膜および腸間膜を含みます。） 11. 大腸および直腸（これら臓器に関連した腹膜および腸間膜を含みます。） 12. 肝臓 13. 胆嚢および胆管 14. 脾臓 15. 肺臓、胸膜、気管および気管支 16. 胸郭 17. 腎臓 18. 尿管、膀胱および尿道 19. 睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢 20. 前立腺 21. 卵巣、卵管、子宮および子宮付属器（これら臓器に関連した腹膜および腸間膜を含みます。） 22. 乳房（乳腺を含みます。） 23. 頸椎部（当該神経を含みます。） 24. 胸椎部（当該神経を含みます。） 25. 腰椎部（当該神経を含みます。） 26. 仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。） 27. 左肩関節部（左鎖骨部および左肩甲骨部を含みます。） 28. 右肩関節部（右鎖骨部および右肩甲骨部を含みます。） 29. 左股関節部（左恥骨部、左坐骨部および左腸骨部を含みます。） 30. 右股関節部（右恥骨部、右坐骨部および右腸骨部を含みます。） 31. 左上肢（左肩関節部を除きます。） 32. 右上肢（右肩関節部を除きます。） 33. 左下肢（左股関節部を除きます。） 34. 右下肢（右股関節部を除きます。） 35. 直腸および肛門（痔核、痔瘻、痔裂、肛門脱、直腸脱、肛門狭窄および直腸狭窄に限ります。） 36. 肝臓、胆嚢および胆管（肝内結石、胆嚢結石、胆管結石、胆嚢炎および胆嚢ディスクネジーに限ります。） 37. 腎臓、尿管、膀胱および尿道（腎臓結石およびその他尿路結石に限ります。） 38. 子宮および卵管（妊娠、分娩および不妊症に直接関連した場合に限ります。） 39. 子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。） 40. 鼠径部および腹壁（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニア、大腿ヘルニアおよび腹壁ヘルニアに限ります。） 41. 頸椎部、胸椎部および腰椎部（椎間板ヘルニア、腰痛、脊椎分離症、脊椎すべり症、脊柱管狭窄症、変形性関節症、変形性脊椎症およびこれらに直接関連した場合に限ります。） 42. 左右股関節部（股関節脱臼、変形性股関節症およびこれらに直接関連した場合に限ります。） 43. 全身諸関節部（変形性関節症、関節リウマチおよび痛風に限ります。） 44. 四肢の皮膚 45. 四肢以外の皮膚 46. 全身の皮膚（湿疹、接触性皮膚炎、アトピー性皮膚炎、乾癬、カフェオレ斑、熱傷、火傷およびこれらに直接関連した場合に限ります。） 47. 顔面頭蓋（顎関節部を含みます。）

別
表

不担保部位

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことから記載したものですので、かならずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

なお、後ほどお送りする共済証書とともに大切に保管し、ご活用ください。

告知義務について	P12
責任(保障)の開始について.....	P15
クーリング・オフ制度について.....	P17
共済金等をお支払いできない場合	P50
共済掛金のお払込み.....	P60
失効したご契約の復活	P62
共済掛金の払込方法.....	P63
ご契約の解約について	P66

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、ご加入先のJAまでお問い合わせください。